

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月27日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)

【代表者の役職氏名】 デプティ・マネージング・ディレクター 弘田 嘉信

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アールン通
り 287-289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 青山 正幸

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
(MUAM Global Cayman Trust)
－USバンクローンファンド 米ドル建
(U.S. Bank Loan Fund USD)
－USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
(U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-hedged)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
USバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：100
億アメリカ合衆国ドル（約1兆737億円）を上限とする。
USバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：100
億アメリカ合衆国ドル（約1兆737億円）を上限とする。
USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス
受益証券：100億オーストラリア・ドル（約8,366億円）を上限とす
る。
USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス
受益証券：100億オーストラリア・ドル（約8,366億円）を上限とす
る。

（注１）各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。各サブ・ファンドの参照通貨は以下の通りである。

USバンクローンファンド 米ドル建：アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ：オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）

（注２）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、2018年２月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値である、１米ドル＝107.37円および１豪ドル＝83.66円による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト

(MUAM Global Cayman Trust)

－U Sバンクローンファンド 米ドル建

(U.S. Bank Loan Fund USD)

－U Sバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ

(U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-hedged)

（注１）U Sバンクローンファンド 米ドル建およびU Sバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ（以下、それぞれ「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含め5本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラ・ファンドとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのファンドをいう。

（注２）サブ・ファンドの愛称として、「スマートウェイ」を単独でまたはサブ・ファンドの名称に併記して使用することがある。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、U Sバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券および資産形成クラス受益証券ならびにU Sバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券および資産形成クラス受益証券（以下、個別にまたは総称して「ファンド証券」または「受益証券」という。）の4種類の受益証券について、本書により募集が行われる。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking

(Luxembourg) S.A.)（以下「管理会社」という。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

USバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：100億米ドル（約1兆737億円）を上限とする。

USバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：100億米ドル（約1兆737億円）を上限とする。

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：100億豪ドル（約8,366億円）を上限とする。

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：100億豪ドル（約8,366億円）を上限とする。

（注1）各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。

各サブ・ファンドの参照通貨は以下の通りである。

USバンクローンファンド 米ドル建：米ドル

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ：豪ドル

（注2）別途定める場合を除き、米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、2018年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝107.37円および1豪ドル＝83.66円による。以下同じ。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

管理事務代行会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）

（以下「管理事務代行会社」という。）により申込みが受け付けられた取引日における受益証券1口当たり純資産価格
なお、発行価格に関する照会先は、下記（８）申込取扱場所に同じ。

（注）「取引日」とは、各サブ・ファンドについて、すべての営業日、および／または管理会社が随時定めるその他の日をいう。
また、「営業日」とは、各サブ・ファンドについて、(1)ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京において銀行が営業している日で、かつ、(2)ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時定める日をいう。その他の用語の定義については、別紙を参照のこと。

（５）【申込手数料】

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の3.24%(税抜3%)を上限とする申込手数料を課すことができる。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。詳しくは日本における販売会社または販売取扱会社（以下に定義する。）に問い合わせのこと。

（６）【申込単位】

ＵＳバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証

券：

1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

ＵＳバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証

券：

1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：

1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

ＵＳバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：

1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

（申込単位には、申込手数料（税込み）が含まれる。）

（７）【申込期間】

2018年４月28日（土曜日）から2019年４月30日（火曜日）まで

ただし、営業日で、かつ日本における販売会社（以下に定義する。）または販売取扱会社（以下に定義する。）の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注１）日本における販売会社が定める申込締切時間（原則として各取引日の午後３時（日本時間））までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注２）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）【申込取扱場所】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目５番２号

（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」または「日本における販売会社」という。）

〈ホームページ・アドレス〉 <http://www.sc.mufg.jp/>

（注）上記販売会社または販売取扱会社（以下に定義する。）の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

申込期間に関して各取引日につき日本における販売会社または販売取扱会社に支払われた申込金額の総額は、最終的にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

（Brown Brothers Harriman & Co.）（以下「保管会社」という。）のサブ・ファンドの口座に、適用される取引日（同日を除く。）から４営業日目の日（以下「払込期日」という。）までに各サブ・ファンドの参照通貨で払い込まれる。なお、投資者による払込みの方法については下記「(12)その他（ハ）申込みの方法」を参照のこと。

（１０）【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」に同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

① 管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する2014年1月8日付受益証券販売・買戻契約を締結している。

② 日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次ぎ金融商品取引業者および取次ぎ登録金融機関をいう。

③ 管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書および運用報告書その他の書類を販売会社へ送付する等の業務を行う協会員をいう。

（ハ）申込みの方法

受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、取得申込みを行った受益証券の参照通貨（米ドルまたは豪ドル）で支払われる。

申込期間における申込みに関し、投資者は、口座約款に従い、日本における販売会社または販売取扱会社に対し、国内約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとする。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

（注）「国内約定日」とは、申込みまたは買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、管理事務代行会社により申込みまたは買戻しの注文が受け付けられた取引日の翌国内営業日）をいう。

（ニ）日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

USバンクローンファンド 米ドル建およびUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジは、ケイマン諸島の法律に基づき、2013年1月18日付信託証書（2015年7月9日付修正証書により改訂済）に従って同日付で設定されたアンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含め5本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラ・ファンドとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのファンドをいう。

サブ・ファンドの投資目的は、ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドAのクラスF（USD）またはピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドBのクラスF（AUD）への投資を通じて、米ドル建てのバンクローンおよびその他の確定利付商品に主として投資することにより、安定した利子収益の確保および値上がり益の獲得を目指すことである。

ファンドにおける信託金の限度額の定めはない。

② ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

ファンドは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に関係する政省令に定められる「ファンド・オブ・ファンズ」である。

管理会社は、各サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、管理事務代行会社により、買戻請求が受け付けられた取引日における受益証券1口当たり純資産価格である。

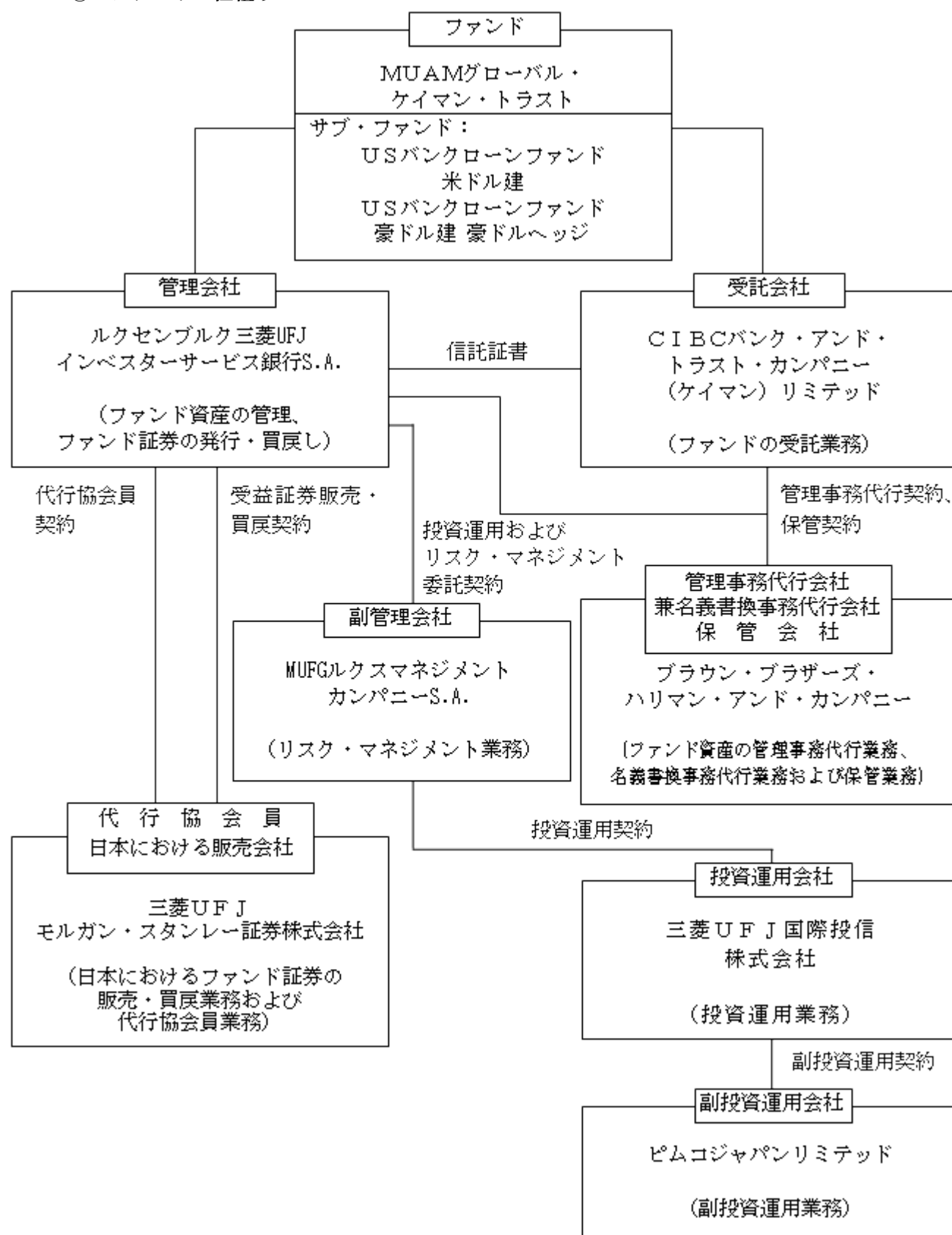
管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、各サブ・ファンド（場合に応じ、各クラス）は、2023年10月31日をもって終了する。

（2）【ファンドの沿革】

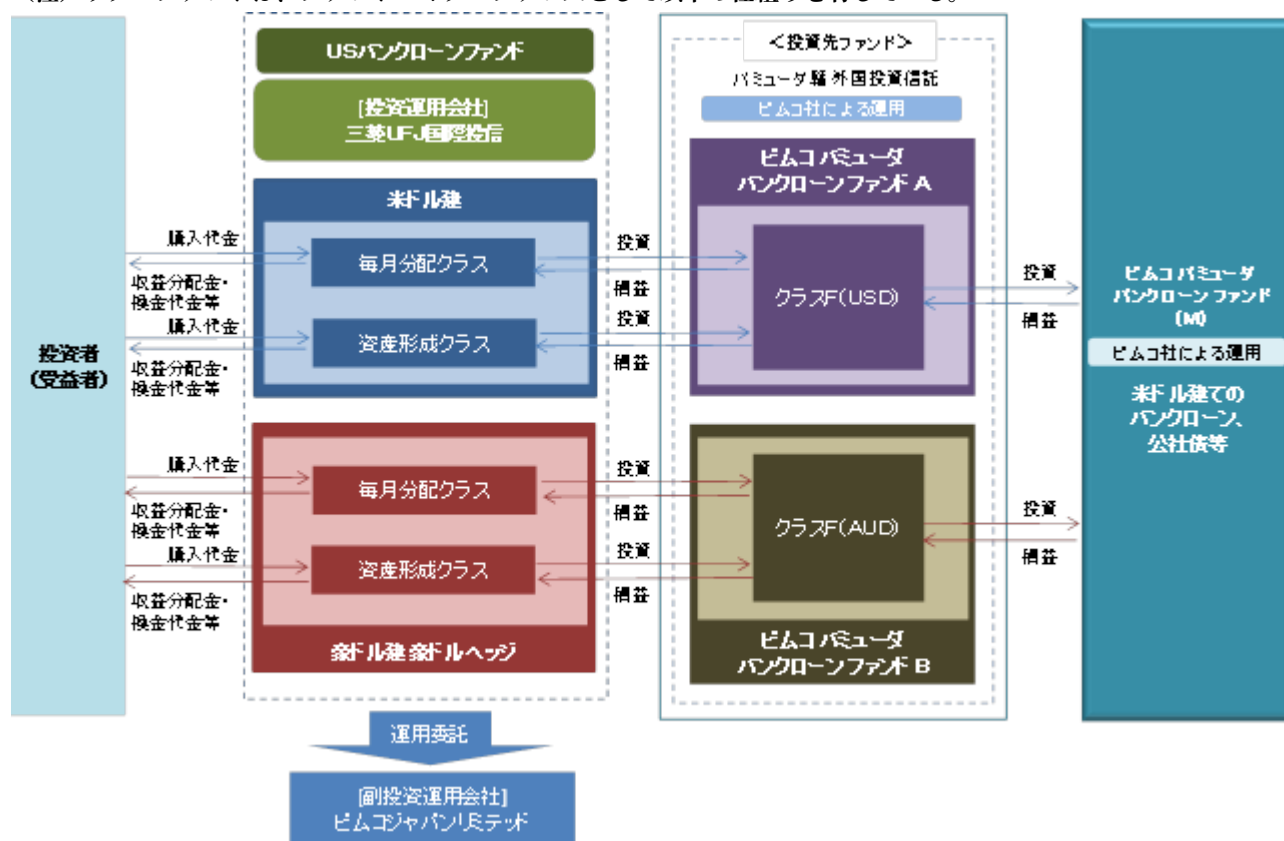
1974年4月11日	管理会社設立
2013年1月18日	信託証書締結
2013年12月20日	補遺信託証書締結
2014年1月27日	日本におけるファンド証券の募集開始
2014年2月14日	サブ・ファンドの運用開始
2015年7月9日	信託証書に関する変更証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



(注) サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社	2013年1月18日付で信託証書（2015年7月9日付変更証書により改訂済）を、2013年12月20日付で補遺信託証書（以下「信託証書」と総称する。）を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	2013年1月18日付で信託証書（2015年7月9日付変更証書により改訂済）を、2013年12月20日付で補遺信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.)	副管理会社	2014年2月14日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約（注1）を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	管理事務代行会社 名義書換事務代行会社 保管会社	2013年12月20日付で管理事務代行契約（注2）を管理会社および受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの管理事務代行業務および名義書換事務代行業務について規定している。 2013年12月20日付で保管契約（注3）を管理会社および受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産の保管業務について規定している。
三菱UFJ国際投信株式会社	投資運用会社	2014年2月14日付で投資運用契約（注4）を副管理会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。
ピムコジャパンリミテッド (PIMCO Japan Ltd)	副投資運用会社	2014年2月14日付で副投資運用契約（注5）を投資運用会社と締結。同契約は、副投資運用業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2014年1月8日付で管理会社との間で代行協会員契約（改訂済）（注6）を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 2014年1月8日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注7）を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

（注1）投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、管理会社に対し、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務の提供を約する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が、サブ・ファンドの管理事務代行業務および名義書換事務代行業務の提供を約する契約である。

- (注3) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。
- (注4) 投資運用契約とは、副管理会社によって任命された投資運用会社が、副管理会社に対し、投資運用業務の提供を約する契約である。
- (注5) 副投資運用契約とは、投資運用会社によって任命された副投資運用会社が、副投資運用業務の提供を約する契約である。
- (注6) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書および運用報告書その他の書類の販売会社への送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注7) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することとなり日本に投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

③ 管理会社の概況

(i) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日付商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法（改正済）は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

(ii) 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

(iii) 資本金の額（2018年2月末日現在）

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル（約201億円）

発行済株式総数 5,051,655株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（注）米ドルの円貨換算は、2018年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=107.37円による。

(iv) 会社の沿革

1974年4月11日	設立
2006年1月1日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに変更
2007年4月2日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更
2016年5月1日	会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

(v) 大株主の状況

(2018年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,002,575株	99.03%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(a) 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下、「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

(b) 準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められている。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができる。

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、2023年10月31日に終了する。

免税信託は、当初手数料および年次手数料を信託登記官に支払わなければならない。

② ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の項を参照のこと。

(5) 【開示制度の概要】

(a) ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

(i) 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。

(ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

- (iii) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (iv) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- (v) ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、金融庁法（2018年改訂）および随時改正または変更されるケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネーロンダリング防止規則」という。）または免許の条件に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所である。ファンドの会計監査は、アメリカ合衆国で承認されている会計基準に基づいて行われる。

ファンドは、毎年4月30日までに前年10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

② 受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年10月31日である。会計書類は、アメリカ合衆国で承認されている会計基準に従って作成される。会計年度末から6か月以内に監査済会計書類が作成され、半期末から3か月以内に未監査会計書類が作成される。

(b) 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の修正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法により、ファンドの代行協会のホームページにおいて掲載される。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、ファンドの登録の取消し、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行についてファンドに助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

サブ・ファンドの投資目的

サブ・ファンドの投資方針は、フィーダー・ファンド（以下に定義する。）への投資を通じて、米ドル建てのバンクローンおよびその他の確定利付商品に主として投資することにより、利子収益の確保および値上がり益の獲得を目指すことである。

マスター・ファンド（以下に定義する。）が投資することができる確定利付商品には以下が含まれるが、これに限られない。

- ・シニアローン、第2順位担保権付および他の担保付ローンならびに無担保ローンを含む、ローン・パーティシペーションおよびローン債権譲渡
- ・ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ
- ・米国政府、その政府機関、機構もしくは下部機構または政府支援企業が発行または保証する証券（以下「米国政府証券」という。）
- ・商業コマーシャル・ペーパーを含む、米国または米国外発行体の社債券
- ・預金証書、定期預金および銀行引受手形
- ・レポ契約およびリバース・レポ契約

投資戦略

サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラストIIのシリーズ・トラストであるピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドAークラスF（USD）およびピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドBークラスF（AUD）（以下「フィーダー・ファンド」と総称する。）にのみ投資する。

フィーダーファンドの投資戦略

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を行いながら、トータル・リターンを最大化を図ることである。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストIIの独立したシリーズ・トラストであるピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）にその資産の全てを実質的に投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券その他の金融商品に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約その他の金融商品に対して一時的に投資することができる。また、ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドBークラスF（AUD）については、直接為替ヘッジ取引を行うこともできる。フィーダー・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）である。

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジが投資するピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドBークラスF（AUD）については、リスク低減のために米ドル売り・豪ドル買いの為替ヘッジ取引を行うことにより、豪ドルの米ドルに対するエクスポージャーをヘッジすることができる。同クラスは通常、90%から110%の間で豪ドルの為替エクスポージャーをヘッジすることを目指す。ただし、同クラスが常にヘッジされること、またはフィーダー・ファンドの投資顧問会社であるPIMCOがヘッジの活用成功を保証する保証はない。

マスター・ファンドの投資戦略

マスター・ファンドの投資戦略の概要は以下の通りである。

マスター・ファンドは、通常の状態において、純資産の80%以上をバンクローンに投資することを意図している。

マスター・ファンドは、取得時において、ムーディーズ・インベスター・サービス（以下「Moody's」という。）のCaa3格、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）のCCC格またはフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）その他の国際的に認められた統計格付機関（以下「NRSRO」という。）によるこれと同等の格付けを有するか、無格付けの場合、PIMCOがこれに相当する品質を有すると決定した金融商品にのみ投資できる。

マスター・ファンドはポートフォリオの平均格付けを原則としてB格相当以上に維持する。

マスター・ファンドは、米ドル建て以外の金融商品への投資を20%まで行うことができる。この場合、マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨の米ドルに対する通貨エクスポージャーをヘッジすることを目指す。

マスター・ファンドは、米国以外の国または新興国の発行体に対し、制限なく投資することができる。

マスター・ファンドは各発行体に対して資産の5%までを投資することができる。ただし、米国政府証券については、かかる制限は適用されない。

バンクローンとは

銀行等の金融機関が主に投資適格未満(BB格相当以下)の事業会社等に対して行う貸付債権のことである。主に投資適格未満の相対的に信用力が低い企業に対する貸付債権であるため、投資適格債券(BBB格相当以上)と比較して信用力が低い分、相対的に利回りが高くなっている。

同一発行体について比較した場合、バンクローンは一般的に、担保が付されていて、債券等に比べて債務の弁済順位が高いのが特徴である。バンクローンの利子は主に変動金利となっていて、通常、基準となる短期の市場金利に一定の金利が上乗せされた利子が支払われ、一定期間ごとに見直しが行われる。(上記の格付けは、付加記号を省略して表示している。)

弁済順位のイメージ



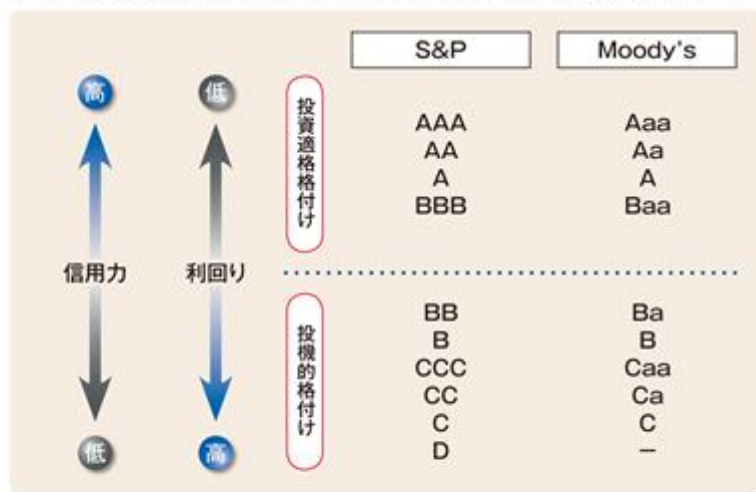
□ 弁済順位とは、発行体が経営破綻に陥った場合に、債権者等に対して残余財産を弁済する順位のことであり、弁済順位の高位のものから弁済される。

■ 上図は一般的な弁済順位のイメージであり、実際の弁済順位がこのようなとは限らない。

信用格付けについて

格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものである。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されている。

右記では、S&Pグローバル・レーティング(S&P)のAAからCCCまでの格付けには「+、-」、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)のAaからCaaまでの格付けには「1、2、3」という付加記号を省略して表示している。



上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合がある。

投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ビムコ バミューダ バンクローン ファンド A - クラスF (USD) ビムコ バミューダ バンクローン ファンド B - クラスF (AUD)
形態	バミューダ籍契約型外国投資信託
投資態度	ビムコ バミューダ バンクローン ファンド(M)への投資を通じて、主として米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品等に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。
主な投資対象	米ドル建てのバンクローン、債券およびそれらの派生商品等
主な投資制限	・ 通常、純資産総額の80%以上をバンクローンに投資します。 ・ 原則として取得時においてCCC一格相当以上の格付けを取得しているものに限り ます。 ・ ポートフォリオの平均格付けは、原則としてB一格相当以上に維持します。 ・ 米ドル以外の通貨への投資は原則として純資産総額の20%以内とします。この場合、 米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。 ・ 米国以外の発行体および新興国の発行体が発行する銘柄への投資比率については 制限がありません。 ・ 同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、純資産総額の5%以内とします（国債 や政府機関債等を除きます。）。 ・ クラスF (USD)においては、原則として、為替ヘッジを行いません。クラスF (AUD)に おいては、保有外貨建て資産に対し、原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替ヘッジ を行います。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管 費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)
設定日	2014年2月14日[クラスF (USD)、クラスF (AUD)]
決算日	毎年10月31日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

※原則として「ビムコ バミューダ バンクローン ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ビムコ バミューダ バンクローン ファンド(M)」においても運用管理費用（信託報酬）、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

（２）【投資対象】

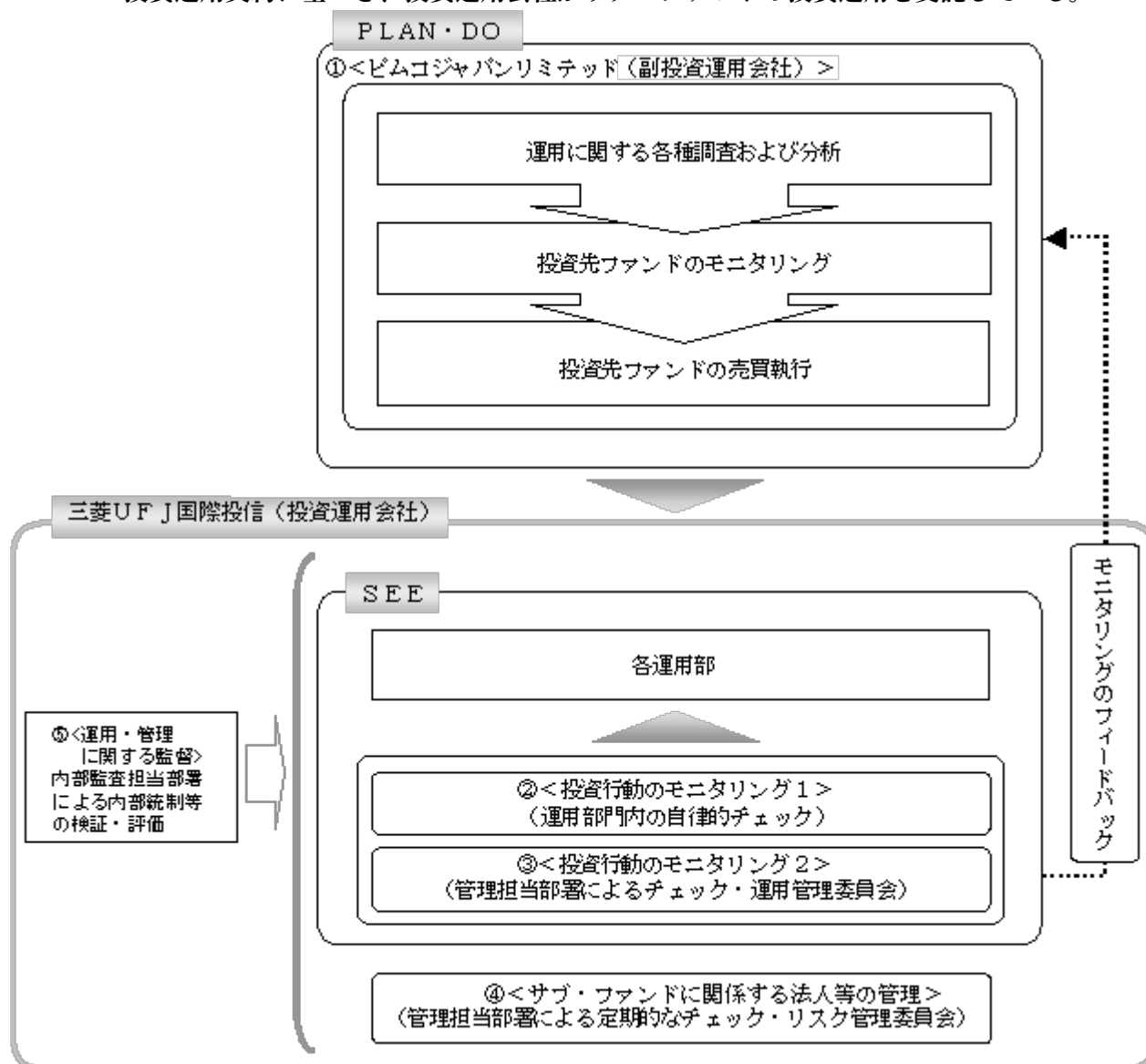
前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

（イ）サブ・ファンドの運用体制

投資運用会社の運用体制

投資運用契約に基づき、投資運用会社がサブ・ファンドの投資運用を受託している。



① 運用の指図に関する権限の委託

投資運用会社は、サブ・ファンドの運用の指図に関する権限を、副投資運用会社に委託している。副投資運用会社は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行う。

② 投資行動のモニタリング 1

投資運用会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々副投資運用会社の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンド・コンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示する。

③ 投資行動のモニタリング 2

投資運用会社では、運用部門から独立した管理担当部署が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託証書などの遵守状況等のモニタリングを実施する。この結果は、運

用管理委員会等を通じて投資運用会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示する。その内容は更に運用部門から副投資運用会社に還元される。

④ ファンドに関係する法人等の管理

副投資運用会社等のファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する投資運用会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施する。この結果は、リスク管理委員会等を通じて投資運用会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示される。

⑤ 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する投資運用会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて投資運用会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されている。

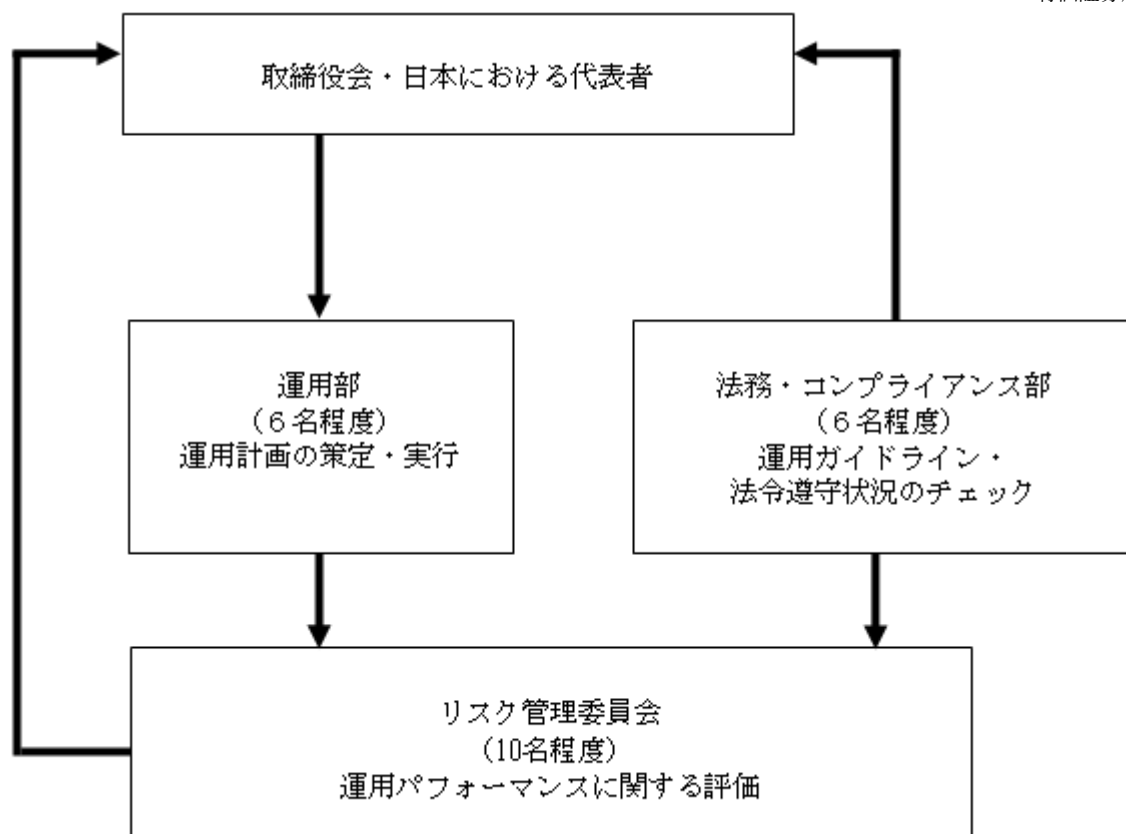
副投資運用会社の運用体制

副投資運用契約に基づき、副投資運用会社がサブ・ファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けている。ポートフォリオの運用は、副投資運用会社が、副投資運用会社のグループ拠点が運用するバミューダ籍投資信託に投資することによって行われる。

副投資運用会社であるピムコジャパンリミテッドでは運用部が中心となり、運用に関する各種調査および分析、投資戦略の策定のプロセスを通じて行う。

ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点である。

副投資運用会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織等は以下のとおりである。



運用に関する主な社内規定は以下のとおりである。

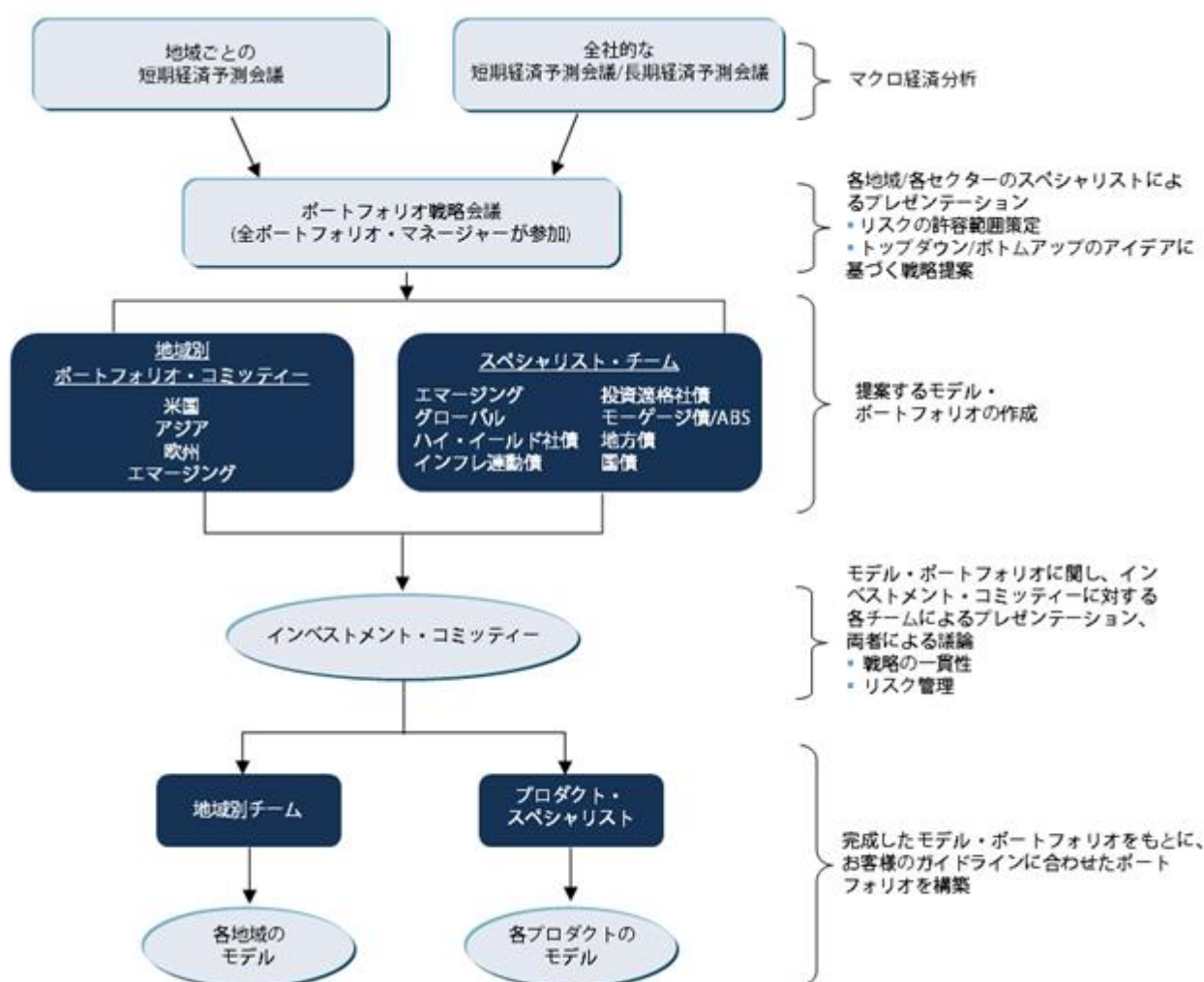
内部者取引未然防止規程

最良執行規程

上記運用体制は、2018年2月末日現在のものであり、今後変更する場合がある。

(ロ) 投資先ファンドの運用体制

運用プロセス



(2018年2月末日現在)

PIMCOの投資プロセスにはトップダウンとボトムアップ両方の意思決定過程が含まれている。かかるプロセスにおける最初の最も重要なステップは、長期的な方向づけである。経済趨勢や政治の影響を分析することは、健全なポートフォリオの決定の基本的条件であるとPIMCOは考えている。確固たる長期的見解を維持することは、往々にして金融市場を特徴付ける周期的な好況と不況の反復に左右されることに対する防御として有益である。PIMCOは、短期的な市場動向に適合させる能力よりも、経済ファンダメンタルズおよび信用分析を通して長期的価値を見極めることを遙かに得意としている。

PIMCOは、趨勢分析を重要と考えていることから、「長期経済予測会議」に毎年1週間を費やしている。投資プロフェッショナルから選り抜かれたメンバーは、金融財政政策、インフレーション、人口統計、情報技術の経済と生産性動向への影響を含む特定分野を担当し、年間を通じ監視する責務を負っている。「長期経済予測会議」において、社内プレゼンターは、PIMCOの投資プロフェッショナル全員のためにかかる問題に対処する。そのほか、外部からのアナリストや学者を招聘し、見通しに密接な関係がある金融問題や経済問題に関するその専門知識をPIMCOと交換する。かかる社内と社外からのプレゼンテーションは、当グループによるさらなる議論や討論の背景として役立っている。「長期経済予測会議」の目的は、経済や債券市場についての3年ないし5年の見通しを得ることである。

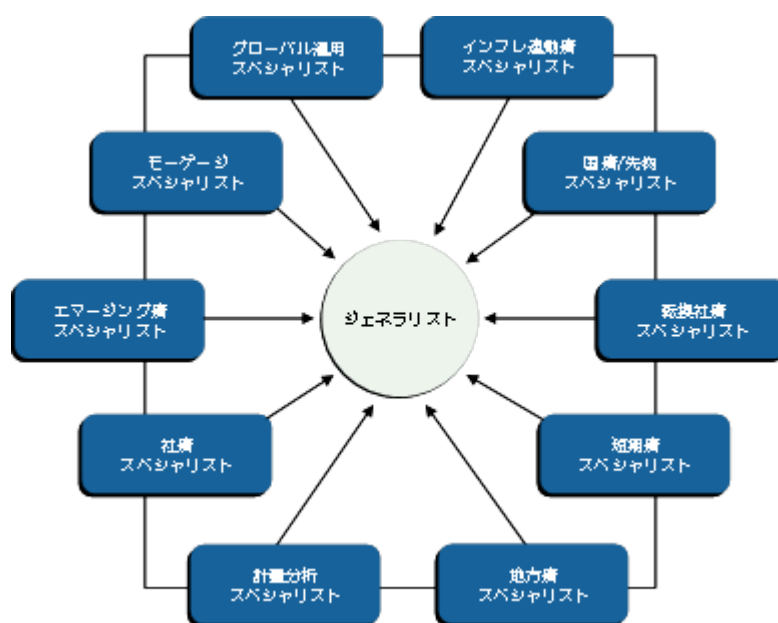
PIMCOのプロセス上の次のステップは、循環的動向または景気循環動向の分析である。PIMCOの投資プロフェッショナルは、いわゆる「短期経済予測会議」で四半期毎に会合し、景気循

環の視野から成長率とインフレ率を評価する。これらの会合では、社内リサーチや最近の経済データを評価し、GDP成長率やインフレ率が市場の一般的な見込みを上回るか、下回るかを判断する。その結論は、短期的（2ないし4四半期間）な経済動向の予想を調整し、更新する一助となっている。

PIMCOの長期経済予測会議と短期経済予測会議の次に、シニア・ポートフォリオ・マネージャーから成るインベストメント・コミッティーの常任メンバーと、その他のポートフォリオ・マネージャーから選出された非常任メンバーで構成されるインベストメント・コミッティーが、全ポートフォリオのモデルとなる主要戦略の開発のために一致団結して作業する。インベストメント・コミッティーは、各フォーラムによって提供されたトップダウンの見通しのほか、様々な債券セクターを重視する専門家からのボトムアップの入力情報も利用する。インベストメント・コミッティーが達成目標を定める組入証券の特性項目には、デュレーション、イールドカーブ・エクスポージャー、共分散、セクター別集中度および信用性が含まれる。

運用体制

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリスト・チームによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



（2018年2月末日現在）

次に、PIMCOのポートフォリオ運用グループが個別ポートフォリオの構築を行う。このグループの体制は、車のハブとスポークとの関係に類似し、ハブを構成するシニア・ジェネラリスト・ポートフォリオ・マネージャーとスポークとしてのセクター別スペシャリストグループを備えている。PIMCOは、各アカウントに対しジェネラリスト・ポートフォリオ・マネージャーを配置する。すべてのポートフォリオがインベストメント・コミッティーによって定められたモデル・ポートフォリオを反映するように構成されていることを監視するのはジェネラリストの責任である。ジェネラリストは、タイミングや銘柄選択の面で一定の裁量範囲を与えられているが、モデルの達成目標周辺の範囲内にポートフォリオの特質を維持することが求められる。ジェネラリストは、国債、モーゲージ証券、社債、米ドル建以外の債券、新興市場債、転換証券、インフレ連動債の市場を含む世界中の債券群の各分野を網羅するセクター別スペシャリスト・チームから情報を入手し、戦略的構想を得る。これらセクター別チームは、各々のセクターで10年以上の経験を持つ経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが率いている。ジェネラリストは、各々の担当ポートフォ

リオの一切の売買について最終的責任を負うが、セクター別スペシャリストのポートフォリオ・マネージャーに取引執行の支援を指図することができる。

ボトムアップによる証券の選定は、ポートフォリオの構築上重要な側面である。セクター別スペシャリストは、各々のセクター内で相対的価値を確定することを任され、証券選定上の中心的役割を果たす。セクター別スペシャリストのための重要なリソースは、PIMCOの経験豊富なアナリストであって、これらアナリストは、独自の証券分析を行う。PIMCOは、各証券のリスクや相対的価値を数量化する上で役立つ幅広い自社所有の分析用ソフトウェアのライブラリーも活用する。

内部運用規定

PIMCOの運用口座は、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則を遵守するためにモニターされている。さらに、PIMCOは、最良執行、ソフト・ダラー取引および取引配分に関する方針など、その投資運用活動に適用される方針を採用している。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのブローカー／ディーラーを通じて行っている。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘定のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしている。そのため、PIMCOはクライアントの最大の利益を念頭に、例えば、価格、取引規模、関連する証券の市場の性質、（該当の場合）手数料の額、市場の価格や動きを考慮した取引のタイミング、関与するブローカー／ディーラーの評判、経験および財務の安定性、ならびにブローカー／ディーラーのサービスの質などを含む、関連があると思われるすべての要因を考慮する。また、PIMCOは、ソフト・ダラー取引を行わない方針である。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしている。PIMCOは、クライアント勘定の間で公正かつ公平な扱いを行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とする。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別的に見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となったとしても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定している。

（４）【分配方針】

管理会社は、その裁量により、USバンクロンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券およびUSバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券について、2014年5月12日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。

管理会社は、その裁量により、USバンクロンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券およびUSバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券について、2015年4月13日以降、毎年4月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）に、純投資収益、純実現・未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能資本から分配を宣言することができる。ただし、管理会社は、当面の間、資産形成クラスについて分配を行う予定はない。

分配は、分配宣言（同日を含む。）から5営業日以内に受益者（日本においては、日本における販売会社）に対して行われる。

分配は、基準日現在登録されている受益者に対して、保有されている特定のサブ・ファンドの受益証券の数に応じて行われなければならない。分配金を受領する権利を有している受益者は、分配宣言の日から5年を超えて請求しなかった場合、その権利を失うものとし、請求されなかった分配金にかかる日より、受託会社または管理会社が適切であると判断した方法により、ファンドのために利益を生じるものとする。

受託会社または管理会社は、受益者に対する分配金のうち、信託証書の条項により受益者が支払義務を負うものの、未払いの状態にある金額を控除することができる。

受託会社または管理会社は、信託証書の条項により明示的に授權されているか否かを問わず、受益証券に対する分配金その他の支払から、公課・費用等もしくはその他の税金、手数料またはその他のあらゆる性質の評価額について、法律によって、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているかまたは行う権限を有するその他の控除を行うことができる。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がる。なお、分配金の有無や金額は確定したものではない。

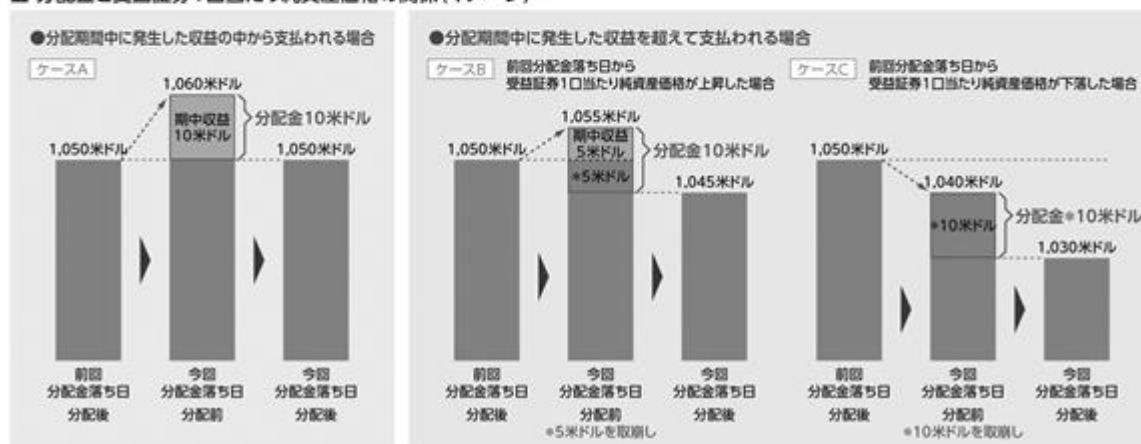
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がある。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではない。

(注)「分配期間」とはある分配金落ち日から次回分配金落ち日までの期間をいう。

■ 分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注)上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意すること。

○分配金は、サブ・ファンド毎の分配方針に基づいて支払われる。

○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなる。

ケースA：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差 0米ドル = 10米ドル

ケースB：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差 ▲5米ドル = 5米ドル

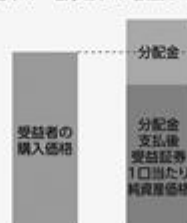
ケースC：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差 ▲20米ドル = ▲10米ドル

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額であるが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっている。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額で判断されたい。

(注)USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジについては、受益証券1口当たり純資産価格は豪ドル建てで計算され、分配金は豪ドル建てで支払われる。

受益者のサブ・ファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。サブ・ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様である。

●分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



●分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



○受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となる。

（５）【投資制限】

サブ・ファンドの投資制限

各サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- （イ）サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとする。
- （ロ）サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行うものではない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではない。
- （ハ）管理会社の運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行ってはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

- （ニ）サブ・ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）（外国証券の取引に関する規則第16条）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

- （ホ）投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- （ヘ）管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。
- （ト）サブ・ファンドは、日本証券業協会により、1973年12月4日に採択された「外国証券の取引に関する規則」（改訂済）第16条第9号に従い、信用リスクを管理する方法として管理会社が定めた合理的な方法に反する取引を行わないものとする。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資制限

日本における受益証券の販売に関する方針

日本の投資信託協会の規則および日本証券業協会が定める「外国証券の取引に関する規則」の選別基準に基づく日本の公募投資信託の制限に関連して、本書に別途記載される場合を除き、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンド（以下、総称して「投資先ファンド」という。）は、以下の投資制限を採用している。

空売りの制限 空売りされる有価証券の時価総額は、投資先ファンドの純資産価額を超えてはならない。

借入れの制限 投資先ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行うものではない。ただし、合併・買収等の特別緊急事態により、一時的にかかる10%を超える場合はこの限りでない。

一発行会社の株式の取得制限 一発行会社（日本の公募投資信託たるファンド・オブ・ファンズの場合に限り、投資信託会社を含む。）の発行済株式の50%を超えて投資を行ってはならない。ただし、契約型投資信託の場合、同一の運用者により運用されている投資先ファンド全体において、かかる投資を行ってはならないものとする。割合制限は、投資時において適用がある。前記制限は、マスター・ファンドにその資産を投資することによって投資目的の達成を目指すフィーダー・ファンドには適用されない。

流動性が欠ける証券に対する投資の制限 いずれの投資先ファンドも、非登録株式、非上場株式または証券化関連商品等、流動性に欠けるものに対し、その純資産の15%を超えて投資を行わない。投資先ファンドが、私募株式、非上場株式またはその他の流動性を欠く商品に対し投資する場合、これら証券の適正価格を決定する方法を確保するものとする。

利害関係者との取引の禁止 PIMCOが自己または各投資先ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、または各投資先ファンドの資産の適切な運用を害するPIMCOによる取引は、すべて禁止される。

株式投資の禁止 各投資先ファンドは、いかなる種類の株式にも投資することはできない。さらに、各投資先ファンドは、持分証券に投資するかあるいは株式投資を行う契約型投資信託または会社型投資信託に投資することができない。

信用リスクの管理 PIMCOは、PIMCOの可能な限り、アイルランドの2011年欧州共同体（UCITS）規則およびアイルランド中央銀行が発行したUCITS通達に記載されるリスク管理方法に従って、投資先ファンドの信用リスクを管理するものとする。投資先ファンドは、その純資産の35%を超えて、以下のリスト（元々はアイルランド中央銀行が2014年5月付UCITS申請フォームに記載したリストから選出されたものである。）から選定される発行体に投資する予定である；経済協力開発機構加盟国政府（ただし、関連する銘柄が投資適格であることを条件とする。）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫（ファニー・メイ）、連邦住宅貸付抵当公社（フレディ・マック）、連邦政府抵当金庫（ジニー・メイ）、連邦奨学金融資金庫（サリー・メイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社およびストレートAファンディング・エルエルシー。PIMCOは、これらの個々の発行体の証券への投資に伴う信用リスクを十分に管理するものとする。

受益証券の買戻しまたは日本における直接販売のため日本において届け出られている投資先ファンドの期間満了の場合、かかる投資先ファンドの受益証券は現金にて受益者から買い戻される。投資先ファンドにおいて現物による買戻しは認められていない。投資先ファンドの受益証券が日本で募集されている期間中いつでも、上記制限が、投資信託協会の規則または日本証券業協会の選別基準に該当しなくなる場合には、当該規制または選別基準（適用ある場合）が適用されなくなる。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

各サブ・ファンドは、以下に説明する点を含め、特別の要検討事項およびリスクを伴う事業を行っている。各サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、保有する有価証券等の価格の変動および為替相場の変動により大きく上下する可能性がある。各サブ・ファンドの損益はすべて受益者に帰属する。したがって、受益者の投資元本が保証されているものではなく、各サブ・ファンドの純資産価格の下落により損失を被る可能性がある。サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はなく、全損の可能性がある。また、投資実績は月、四半期、年ごとで大幅に異なることがある。サブ・ファンドへの投資は完結した投資プログラムではない。

以下は、サブ・ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

市場リスク

価格変動リスク

一般に、公社債等の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、サブ・ファンドはその影響を受ける。組入公社債等の価格の下落は受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

為替変動リスク

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の算定は外貨建てにより行われるので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

・USバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ

米ドル売り、豪ドル買いの為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図るが、為替変動リスクを完全に排除できるものではない。為替ヘッジを行う場合で豪ドル金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなる。

信用リスク

組入有価証券等（バンクロンを含む。以下同じ。）の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがある。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性がある。バンクロンは、公社債と比べ、一般に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にある。

バンクロンに投資するリスク

サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、格付けの低いバンクロンを投資対象としており、格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べ、信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性がある。

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの主なリスクの概要

各サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラストⅡ（以下「投資先ファンドのトラスト」という。）のシリーズ・トラストであるフィーダー・ファンドへの投資およびフィーダー・ファンドを通じたマスター・ファンド（フィーダー・ファンドおよび／またはマスター・ファンドを以下「投資先

ファンド」という。)への投資により以下のリスクにさらされる。以下のリスク要因は、投資先ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な記述を意図するものではない。

1. 主なリスクの概要

アロケーション・リスク

フィーダー・ファンドは、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資するため、フィーダー・ファンドへの投資に伴うリスクは、マスター・ファンドが保有する証券その他の投資対象に関連するリスクと密接に関係する。フィーダー・ファンドがその投資目的を達成する能力は、マスター・ファンドがその投資目的を達成する能力に依存する。マスター・ファンドの投資目的が達成される旨の保証はない。さらに、マスター・ファンドが、大きなリターン結果が見込まれる市場をアンダーウエイトとすることで、投資妙味の高い投資機会を逃したり、大幅な下落が見込まれる市場をオーバーウエイトとすることにより、損失を被る可能性がある。

裁定取引のリスク

投資先ファンドが2つの証券の価格差を利用するためにアービトラージ戦略によって証券へ投資するもしくはデリバティブの買ポジションを取る場合、一定のリスクに晒される。アービトラージ戦略では、投資先ファンドはある証券を合成的に空売りするためにデリバティブを利用する一方で、別の証券を購入する場合がある。この戦略に基づき取られるデリバティブの合成ショート・ポジションは、意図したパフォーマンスを挙げずに、投資先ファンドに損失をもたらす可能性がある。さらに、アービトラージ戦略により購入される証券の発行体は、多くの場合、再編、買収、合併、企業取得、株式公開買付または株式交換もしくは清算といった重大な企業活動に携わっている。そうした企業活動は、当初計画したようには完了しない、または全く達成できない可能性がある。

コール・リスク

コール・リスクとは、ある発行体が予定より早い時期に確定利付債券を償還する（「コール」する）権利を行使する可能性を指す。発行体は、多くの理由（金利の低下、信用スプレッドの推移および発行体の信用力の回復等）により、償還日より前に発行済の証券をコールすることができる。投資先ファンドが投資した証券を発行体がコールする場合、投資先ファンドは、最初に投資した全額を回収できないことがあり、利回りが低い証券、信用リスクが高い証券またはその他の不利な特徴のある証券への再投資を迫られることがある。

コモディティ・リスク

投資先ファンドはコモディティ連動デリバティブ商品への投資により、伝統的な証券に投資する場合よりも大きな価格変動にさらされる。コモディティ連動デリバティブ商品の価格は、市場変動一般、コモディティ指数ボラティリティ、金利変動、または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および規制の発達など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。そうしたセクターにおける商品の価格は、価値や需給の変化および政府の規制方針の変更などの要因により大きく変動する可能性がある。

転換証券のリスク

転換証券は、所定の価格または割合で発行体の普通株式（または現金もしくは同価値の証券）に転換または交換できる確定利付証券、優先株式もしくはその他の証券である。転換証券の市場価格は、金利の上昇時には下落し、反対に、金利の低下時には上昇する。ただし、転換証券の市場価格は、発行会社の株価が転換証券の「転換価格」に近づくかそれ以上となる場合、当該発行会社の普通株式の市場価格を反映することが多い。転換価格とは、転換証券が関連株式に交換される場合の事前に決められた価格をいう。転換先の普通株式の市場価格が下落すると、転換証券の価格はその利回りからの影響を受けやすくなる。したがって、転換証券の価格は、転換先の普通株式と同程度には下落しない。発行体が清算される場合、転換証券の保有者は、その発行体の普通株式の株主よりは債権の優先順位が高いが、優先債務よりは優先順位が低い。したがって、転換証券は一般に、普通株式よりはリスクは低く債務よりはリスクが高い。

信用リスク

確定利付証券（証券貸付担保をもって購入される証券を含む。）の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レポ契約、組入証券貸付けのカウンターパーティーが、適時に元本および／または利息の支払その他の義務を履行できない（または履行しようとししない）か、または（市場参加者、格付機関、プライシング業者もしくはその他の者により）履行できない（または履行しようとししない）と認識された場合、投資先ファンドは、損失を被る可能性がある。投資先ファンドが保有する証券の信用力が引き下げられることにより、その価値が減少することがある。証券は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受ける。平均信用度等の指標は、投資先ファンドの正確な信用リスクを的確に反映していないことがある。これは、特に、投資先ファンドを構成する証券に付与されている信用格付けが非常に幅広い場合に当てはまる。よって、投資先ファンドは、一定の信用度があることを示す平均信用格付けが付与されていても、実際には、かかる平均が示すよりも大きな信用リスクにさらされる場合がある。このリスクは、投資先ファンドがその運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなる。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事情、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および／または利息の支払能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。

為替リスク

投資先ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨建てで取引されるか収益を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブに直接投資を行う場合、当該通貨の価格が米ドルに対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、米ドルの価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。

米国以外の国の為替レートは、金利変動、アメリカ合衆国その他の政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）またはアメリカ合衆国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、投資先ファンドが外貨建て証券に投資する場合、投資先ファンドのリターンが減少することがある。

一定の投資先ファンドまたはそのクラス（該当する場合）は、為替レートの変動による損失リスクを軽減するために通貨へのエクスポージャーをヘッジすることがある。かかる投資先ファンドまたはクラスは、かかる投資先ファンドまたはクラス（該当する場合）の表示通貨の値動きを他の通貨に対してヘッジする予定である。かかる投資先ファンドまたはクラスが常にヘッジされ、または投資顧問会社であるPIMCOがヘッジの活用成功を保証はない。為替ヘッジ取引を行う投資先ファンドのいずれかのクラスに関して、かかる為替ヘッジ取引の効果は明確にかかる投資先ファンドの当該クラスに帰属するものであり、かかるヘッジ取引により生じるあらゆる費用および利益／損失は当該クラスが負担するものとする。かかる投資先ファンドまたはクラスの表示通貨が基準通貨および／または当該投資先ファンドもしくはクラスの一部もしくはすべての資産の表示通貨に対して下落する場合、ヘッジ戦略の活用は、投資先ファンドまたはクラスの受益者の利益を著しく制限することがある。

為替リスクは、投資先ファンドが米ドル以外の通貨に投資し、または新興国に経済的に結びついた米ドル以外の通貨取引を行う限りにおいて、特に高くなることがある。これらの通貨取引は、米国以外の先進国の通貨に投資し、または米国以外の先進国と経済的に結びついた米ドル以外の通貨取引を行う場合に伴うリスクとは異なる、またはそれよりも大きい、市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクその他のリスクを伴うことがある。

投資先ファンドまたはクラスに適用される追加の為替リスクは、後記「2. 投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク 通貨および通貨取引」および同「デリバティブ」を参照のこと。

サイバーセキュリティのリスク

業務におけるテクノロジーの利用がより一般的になってきたことに伴い、投資先ファンドがサイバーセキュリティ違反を通じてオペレーショナル・リスクの影響を受けやすくなってきている。サイバーセキュリティ違反は、意図的または意図的ではない出来事の双方を指し、いずれの場合も、投資先ファンドが機密情報の喪失、データの損失または業務運営能力の喪失を招くことがある。これが転じて、投資先ファンドが規制上の罰則を課されたり、評判が損なわれたり、是正措置に伴う追加の法令遵守費用および／または金銭的な損失を負担することがある。サイバーセキュリティ違反が、投資先ファンドのデジタル情報システムへの（「ハッキング」または悪質なソフトウェアのプログラミング等を通じた）不正アクセスを伴う場合があるが、サービス拒否（D o S）攻撃（対象ユーザーによるネットワーク・サービスの利用を不能とするための行為）等の外部からの攻撃に起因する場合もある。さらに、投資先ファンドは、投資先ファンドの第三者としての業務提供者（管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および保管会社等）または投資先ファンドが投資する発行体のサイバーセキュリティ違反により、直接的なサイバーセキュリティ違反に伴うリスクと類似のリスクの多くを負担する場合もある。P I M C Oは、一般的なオペレーショナル・リスクの場合と同様に、サイバーセキュリティに伴うリスクの低減のために設計されたリスク管理システムを確立している。ただし、特に、投資先ファンドは発行体または第三者としての業務提供者のサイバーセキュリティ・システムの直接的な管理を行っていないことから、かかる措置が成功するとの保証はない。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドが活用する多様なデリバティブ商品については、後記「2. 投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク デリバティブ」を参照のこと。投資先ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／または、例えば発行体、イールドカーブのポジション、インデックス、セクター、通貨および／もしくは地域のエクスポージャーを得るために、ならびに／または、金利リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。一部のケースでは、投資先ファンドが無制限の損失を被る場合がある。デリバティブの利用により、投資先ファンドの投資リターンが、投資先ファンドが保有していない有価証券の運用実績に影響され、その結果、投資先ファンドの投資エクスポージャーの合計が組入銘柄の価値を上回る可能性がある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、証拠金率の変更から生じるリスクはもちろん、流動性リスク（高度にカスタマイズされたデリバティブの場合に増大する可能性がある。）、金利リスク、市場リスク、コール・リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった本項に別途記載される多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないリスクを伴う。デリバティブ商品に投資することにより、投資先ファンドは、投資した当初元本を超える損失を被る可能性があり、デリバティブにより、市況が通常ではないまたは極端な時を中心に、投資先ファンドのボラティリティが上昇することがある。また、適切なデリバ

ティブ取引をいかなる場合にも行えるとは限らないため、投資先ファンドが、その他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために有効なタイミングでデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に、当該戦略が成功するとの保証はない。さらに、投資先ファンドによるデリバティブの使用は、受益者による税金の支払額を増加または早める可能性がある。店頭取引（OTC）デリバティブは、集中清算のデリバティブに付与される保護の多くが適用されず、カウンターパーティーが契約上の義務を履行しないというリスクを抱える。取引所においてもしくは中央清算機関を通じて取引されるデリバティブの信用リスクは、OTCデリバティブにおけるカウンターパーティーに対するリスクというよりはむしろ、投資先ファンドの清算ブローカーまたは清算機関の信用力による。

デリバティブ商品のための市場への参加には、かかる戦略を利用しない場合に負担しなかったはずの投資リスクおよび取引コストを伴う。デリバティブ戦略の遂行を成功させるために必要とされる技術は、その他の種類の取引に必要とされる技術と異なる場合がある。投資先ファンドが有価証券、通貨、金利、カウンターパーティーまたはデリバティブ取引に伴うその他の経済的要因の評価および／もしくは信用性の予測を誤った場合、投資先ファンドがかかるデリバティブ取引を行っていないければ投資先ファンドの運用成績は上昇していたということがあるかもしれない。特定のデリバティブ商品に伴うリスクおよび契約上の債務を評価する際には、投資先ファンドおよびそのカウンターパーティーの双方が合意する場合に限り修正または終了できるデリバティブ取引もあれば、特定の投資先ファンド関連事由またはカウンターパーティー関連事由が発生した場合にカウンターパーティーまたは投資先ファンド（場合による。）が終了することができるデリバティブ取引もあり、かかる修正や終了により、投資先ファンドとカウンターパーティーとの間で締結されたデリバティブ取引の市場価値に応じて投資先ファンドに損失または利益が生じる可能性がある点に留意することが肝要である。投資先ファンドが、終了日または満期日より前にデリバティブ取引に伴う投資先ファンドの債務または投資先ファンドのリスクに対するエクスポージャーを、修正、清算または相殺できない場合があり、これにより、投資先ファンドがボラティリティの上昇および／または流動性の低下にさらされる可能性がある。

特定の契約の満了または終了時に、投資先ファンドが同様の契約の締結によりデリバティブ商品による投資先ファンドのポジションの構築を意向している場合であっても、元々の契約のカウンターパーティーが新規契約の締結を望まない場合や、他に適切なカウンターパーティーを確保できないおそれがあり、このような場合、投資先ファンドが一定の望ましい投資エクスポージャーを維持することができない、または他の投資ポジションもしくはリスクをヘッジすることができない可能性があり、その場合、投資先ファンドが損失を被るおそれがある。さらに、かかる特定の契約の満了または終了後、投資先ファンドは、追加のデリバティブ取引を行うカウンターパーティーがより少なくなる場合があり、その場合、一または複数のカウンターパーティーに対するカウンターパーティー・リスク・エクスポージャーがより大きくなる可能性があるとともに、一定のデリバティブを締結するコストが増加する可能性もある。そのような場合、投資先ファンドに損失が生じるおそれがある。

一定のデリバティブ商品のための市場（米国外に所在する市場を含む。）は、比較的新しく、なお発展途上にあるため、リスク管理およびその他の目的上、すべての状況において適切なデリバティブ取引を執行できない場合がある。そのような市場を利用できない場合、投資先ファンドの流動性リスクや投資リスクが上昇する場合がある。

投資先ファンドが保有するポジションに対するヘッジとしてデリバティブを利用する場合、デリバティブにより発生する損失は、基本的に、ヘッジされる投資対象からの利益により事実上相殺され、その逆の場合も同様である。ヘッジにより、損失が減少または低下することがあるが、利益が減少または低下することもある。デリバティブと投資先の有価証券との間のマッチングが不完全なことによりヘッジに影響が及ぶ場合もあるため、投資先ファンドのヘッジ取引（または投資先ファンドのークラスのヘッジ取引）が効果を発揮するとの保証はない。

デリバティブ市場の規制が過去数年間強化されているため、デリバティブ市場の将来的な追加規制により、デリバティブのコスト負担が増加する、デリバティブの利用可能性が制限される、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶおそれがある。このような不利な

進展により、投資先ファンドのデリバティブ取引の効果が損われ、投資先ファンドの価値が低下する可能性がある。

デリバティブ取引が執行される市場の一部が、「店頭取引」または「ディーラー間取引」市場となる場合がある。当該市場への参加者は、基本的に、取引所ベースの市場の会員のような信用評価および規制監督下にはない。そのため、投資先ファンドは、取引当事者がカウンターパーティーの信用力または流動性の問題を理由として取引条件に従った取引決済を行わないリスクにさらされる。取引所で取引されるデリバティブの主な信用リスクは、取引所自体または関連する決済ブローカーの信用度である。また、当該市場が、取引ベースの市場に存在するような、市場参加者間の対立の迅速な解決に向けて確立された規則や手続きを備えていないため、（誠実か不誠実かを問わず）契約条件を巡る対立の結果として決済が遅延する可能性もある。これらの要因により、代替取引またはその他の手段が講じられる場合でも不利な市場動向により投資先ファンドが損失を被るおそれがある。このような「カウンターパーティー・リスク」は、スワップにおいても存在し、イベントの発生が決済を妨げるような償還残存期間が長い取引や、投資先ファンドが単一のカウンターパーティーまたは小規模なカウンターパーティーのグループとの取引に集中する場合に、増大する可能性がある。

配当狙い銘柄のリスク

株主に対して定期的に配当金もしくは分配金を支払う発行体が、将来にわたって支払いを継続しない可能性がある。発行体は、随時にいかなる理由においても、将来の配当や分配を減額もしくは廃止することもある。過去に配当金を支払っている発行体の証券の価格は、その発行体が将来の配当や分配を減額もしくは廃止する場合、下落する可能性がある。投資先ファンドが受け取る配当金や分配金が減る場合、投資先ファンドの受益者に対する収益分配が少なくなる可能性がある。

新興市場リスク

米国外の投資リスクは、新興市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの証券は、先進国と経済的に結びついている証券および商品に対する投資に伴うリスクと異なる、または場合によってはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、法的、政治的およびその他のリスクをもたらすことがある。投資先ファンドが特定の地域、国または国の集合体と経済的な関係がある新興市場の証券に投資する限度で、投資先ファンドは、当該地域、国または国の集合体に不利な影響を及ぼす政治的または経済的な事象に対して敏感に反応することがある。経済的、事業的、政治的および社会的な不安定さが、先進国市場の有価証券に対するものとは異なる、時により深刻な影響を新興市場の有価証券に与えることもある。新興市場証券の複数の資産クラスへ集中して投資を行う限度で、投資先ファンドは、新興市場証券全体に不利な状況下において、損失を低減する能力を制限されることがある。新興市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券に比べて、変動が大きく、流動性が低く、価格評価が難航する場合がある。新興市場の有価証券の取引および決済のための仕組みおよび手続きは、未成熟で透明性が低いため、取引の決済に時間がかかることがある。金利の上昇と信用スプレッドの拡大とが相俟って、新興国市場の債務の評価額にマイナスの影響が及び、新興市場の発行体の資金調達コストが上昇する可能性がある。このようなシナリオにおいては、新興市場の発行体は債務を返済できず、新興市場債務の取引市場の流動性は低下し、投資している投資先ファンドはいずれも損失を被る可能性がある。

エクイティ・リスク

エクイティ証券は、発行体の所有権または所有権を取得する権利を表す。エクイティ証券は、優先株式、転換株およびワラントを含むがこれらに限定されない。普通株式や優先株式などのエクイティ証券の価格は、実際のもしくは予想される経済情勢の悪化、企業収益の見通しの修正、金利や為替レートの変動または投資家心理の冷え込みなど、特定企業に関連しない市場全体の状況により下落する。また、労働力不足や生産コストの増加および同一業種内における競合など特定のまたは複数の業種に影響する要因によっても下落する。エクイティ証券は一般に、確定利付証券に比べ価格変動が大きい。こうしたリスクは一般に、破綻危機に陥っている企業へのエクイティ投資で拡大する。

先物契約リスク

先物契約は、証券、通貨またはコモディティ等の原資産を、将来の期日に定められた価格で売買する契約を伴うデリバティブ商品である。先物契約を含むデリバティブ商品を投資先ファンドが利用することに付随するリスクは、「デリバティブ・リスク」の項でさらに詳しく説明されている。先物契約を売買した結果、先物契約への投資金額を上回る損失が生じるおそれがある。先物契約と原資産の価格の推移に相関性があるとの保証はない。また、先物市場と原資産の市場が大きく乖離した結果、各市場間の相関性が薄れる場合もある。相関性の不完全の程度は、原資産の先物および先物オプションに対する投機的市場の需要の推移（先物取引および先物オプションにおけるテクニカル要因の影響を含む。）ならびに金利水準、償還残存期間および発行体の信用力等を要因とする先物契約と原資産の乖離等の状況に依拠している。

先物契約は、取引所で取引されるため、当事者は、大半のケースにおいて、原資産を引き渡すことなく、ポジションを取引所で現金により手仕舞いすることができる。投資先ファンドが利用する先物が取引所で取引されている場合、先物契約における主な信用リスクは、投資先ファンドの清算ブローカーおよび清算機関の信用力である。投資先ファンドによるデリバティブや関連商品の利用についての規定の変更により、投資先ファンドのデリバティブ投資が制限や影響を受け、投資先ファンドが採用するデリバティブ戦略が制限されたり、デリバティブや投資先ファンドの価格もしくはパフォーマンスが悪影響を受ける可能性がある。先物の取引所が、一定の先物契約価格において一取引日の値幅制限を課す場合がある。投資先ファンドが先物または先物オプションのポジションの清算を意図する時点で市場に流動性があるとの保証はなく、投資先ファンドはポジションが清算されるまでマージン請求を充足する義務を負い続ける可能性がある。

さらに、一定の先物契約は、取引実績に乏しい、比較的新しい商品の場合がある。その結果、活発な流通市場が発展または持続的に存在するとの保証はない。

金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、2008年から2009年の金融市場の低迷およびその後の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになっていく。最も重要なことは、米国政府が金融サービス産業および消費者信用市場に及ぶ広範な新たな規制のフレームワークを制定したことであり、これが投資先ファンドの保有する証券の価格に及ぼす潜在的な影響は未知である。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、投資先ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、投資先ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびそのPIMCOの活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、投資先ファンドおよび／またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、投資先ファンドおよび／またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に服する。投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査および処分を受けないという保証はない。

投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

ドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）により義務付けられる改正が、投資先ファンドの運用実績および投資先ファンドが保有する資産の価値に重大な影響を与え、投資先ファンドに追加コストを負担させ、投資慣行の見直しを義務付け、投資先ファンドの分配金支払能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、自己勘定売買の制限により、確定利付債券のマーケット・メイキングの能力にマイナスの影響が及び、その結果、確定利付債券市場の流動性が低下するおそれがある。これらの改正およびその他の規制変更の影響の詳細が不透明な状況は今後も続くものの、投資先ファンドが将来より複雑な規制の枠組の影響を受けるおそれが高く、新しい規制の遵守および今後の法令遵守の検証のために追加費用を負担することになる可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムは投資先ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、投資先ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有するポートフォリオ商品の評価に関する潜在的な問題にさらされる可能性がある。投資先ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。PIMCOは進展を監視し、投資先ファンドを各投資先ファンドの投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

投資先ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに服する。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる介入の効果を予測することはできない。発行体は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

メールの取扱い

投資先ファンド宛ておよび受託会社の登記事務所で受信されたメールは、投資先ファンドの転送先に開封されずに転送される。受託会社、その取締役、役員、アドバイザーもしくはサービス提供者（バーミューダにおける登記事務所のサービスを提供する組織を含む。）は、転送先における受信の遅れについて責任を負わない。特に、受託会社の取締役は、（投資先ファンドのみに宛てられたメールと対照的に）個人宛てのメールについてのみ受信、開封もしくは直接対応する。

ハイ・イールド債リスク

ハイ・イールド証券および同等の信用度の無格付証券（一般に「ジャンク債」と称される。）に投資するファンドは、かかる証券に投資しないファンドに比べて、より大きな信用リスク、コール・リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体による元利金の継続的な支払能力に関して、極めて投機的であると考えられ、他の種類の証券よりも変動が大きい場合がある。経済的な低迷または個別企業の動向が、これらの証券の市場に悪影響を及ぼし、投資先ファンドが有利な時期および価格でハイ・イールド証券を売却する能力を低下させる可能性がある。経済的な低迷は、一般的に、不払い率の上昇を招き、ハイ・イールド証券は、債務不履行が発生するよりも前に市場価値が大幅に下落する場合がある。ゼロ・クーポン債または現物支払証券としての仕組みを有するハイ・イールド証券は、金利上昇による価格上昇圧力またはスプレッド拡大に対する感応度が特に高いことにより、価格変動が特に大きくなる傾向があり、投資先ファンドが現金を実際に受領していなくても帰属収入による課税対象の分配を求められる場合がある。ハイ・イールド証券の発行体が「コール」を行うか償還日前に発行証券を償還する権利を付与されている場合があり、支払われる金利がより低

い他のハイ・イールド証券または類似の商品に投資先ファンドが収益を再投資しなければならない場合がある。また、投資先ファンドは、ハイ・イールド証券に投資を行わない投資信託よりも高い水準の流動性リスクにさらされる場合がある。さらに、投資先ファンドが投資するハイ・イールド証券は、いずれの取引所にも上場していない場合があり、かかる証券の流通市場は、より流動性の高い他の確定利付証券の市場に比べて相対的に流動性が低いことがある。よって、ハイ・イールド証券の取引は、より活発に取引されている証券の取引よりもコストが高額になることがある。一定の状況において、特に、入手可能な公開情報が不足していること、取引が不規則に行われること、および買呼値と売呼値のスプレッドが広いことにより、ハイ・イールド債が、他の種類の証券または商品に比べて、有利な時期または価格で売却することが困難となる場合がある。これらの要因により、投資先ファンドは、かかる証券の価値の全額を換金することができないおそれ、および／またはハイ・イールド証券の売却後長期間にわたり、当該売却の手取金を受け取ることができないおそれがあり、いずれの場合も、投資先ファンドに損失が生じる可能性がある。ハイ・イールド証券への投資にはリスクを伴うため、当該有価証券に投資する投資先ファンドへの投資は投機的であると判断されかねない。

金利リスク

金利リスクとは、金利の上昇により確定利付証券、有配株式およびファンドの組入証券中のその他の商品の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券または有配株式の価格が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。金利の変動は突発的で予測できないことがあるため、金利の動向の結果として投資先ファンドが損失を被ることがある。投資先ファンドは、金利の変動に対してヘッジを行えないか、または費用もしくはその他の理由によりヘッジの実施を選択しない場合がある。さらに、ヘッジが意図されていた機能を果たさない場合がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期のデュレーションを有する証券よりも変動しやすい。株式およびその他の確定利付でない証券もまた金利変動により下落する可能性がある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価格が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付証券と比べてより大きな損失を被る可能性がある。

変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価格が下落することがある。逆に、金利が下落する場合には、一般的に、変動利付証券の価格は上昇しない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価格が下落することがある。逆変動利付証券は、同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。投資先ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は当該証券より受領する収益および投資先ファンドの受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼす。

有配株式、中でもその市場価格が利回りに緊密に関連しているものは、金利の変動に対してより敏感なことがある。金利が上昇すると、かかる株式の評価額は下落する場合があり、投資先ファンドの損失につながる可能性がある。

金利は、幅広い要因（中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済状況等）により上昇する。金利が歴史的な低水準に近い水準で推移している現在の市況は、まさにそのような状況にある。そのため、確定利付債券に投資する投資先ファンドは現在、特に、米連邦準備制度理事会による量的緩和プログラムを2014年10月に終了し、開始した利上げを今後も継続すると考えられるため、金利リスクレベルの高まりに直面している。米連邦準備制度理事会が利上げを継続する限り、金融システム全体の金利が上昇するリスクがある。

金利が非常に低いまたはマイナスとなっている期間中、投資先ファンドは、プラスのリターンを維持できない場合がある。米国および世界の多くの地域（一部のヨーロッパ諸国を含む。）における金利は、過去最低水準にある。一部のヨーロッパ諸国では、近年、特定の確定利付商品の金利がマイナスとなっている。金利が非常に低いまたはマイナスとなっている場合、金利リスクが増大するおそれがある。金利の変動（金利がゼロを下回る場合を含む。）により、市場が予想外の影響を受け、市場

ボラティリティが高まり、また、投資先ファンドがかかる金利リスクにさらされている場合はそのパフォーマンスが低くなるおそれがある。

平均デュレーション等の指標は、投資先ファンドの正確な金利感応度を的確に反映していないことがある。これは、特に、投資先ファンドを構成する証券のデュレーションが非常に幅広い場合に当てはまる。よって、投資先ファンドは、一定の水準の金利リスクを示す平均デュレーションを有していても、実際には、かかる平均が示すよりも大きな金利リスクにさらされる場合がある。このリスクは、投資先ファンドがその運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなる。

コンベクシティとは、証券またはファンドの金利感応度を理解するために利用される追加的な指標である。コンベクシティは、金利の変動に対してデュレーションがどの程度の割合で変化するかを測定する。証券価格に関しては、コンベクシティ（プラスまたはマイナス）が大きい場合、金利の変動に対する価格変動が大きいことを意味している。コンベクシティは、プラスの場合とマイナスの場合がある。コンベクシティがマイナスの場合、金利の変動によりデュレーションが上昇するため、金利変動に対する価格感応度が高いことを意味する。そのため、コンベクシティがマイナスの証券（従来型のコール構造の債券や、一部の担保証券を含むことがある。）は、金利上昇時に大きな損失を被ることがある。したがって、投資先ファンドがこのような証券を保有する場合、金利上昇時の損失が拡大するリスクにさらされる場合がある。

発行体の非分散リスク

少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。比較的少数の発行体に投資を行う投資先ファンドは、より分散した投資を行う投資先ファンドに比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

発行体リスク

証券の価値は、業績、ファイナンスにおけるレバレッジ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少、発行者の過去の収益および収益見込みならびにその資産の価値等発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。また、単一の発行体の財政状況の変化が、証券市場全体に影響することがある。

レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、リバース・レポ取引、組入証券の貸付け、銀行借入および発行時取引、ディレイド・デリバリー取引またはフォワード・コミットメント取引が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、通常、PIMCOにより流動的であると決定された資産を分別することおよび／またはレバレッジ・リスクを生じさせることのある取引をカバーするために一定の相殺ポジションを取るによりそのレバレッジ・リスクを軽減することを目指す。マスター・ファンドは、通常、満期までの期間が1.05年以下でA-以上（または同等）の資産およびPIMCOにより流動的であると決定された資産を分別することおよび／またはレバレッジ・リスクを生じさせることのある取引をカバーするために一定の相殺ポジションを取るによりそのレバレッジ・リスクを軽減することを目指す。資産の分別または相殺ポジションによりカバーされている取引は、レバレッジをかけるものとはみなされない。

投資先ファンドは、投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされることがある。レバレッジの活用により、投資先ファンド（または該当する場合はそのクラス）は、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを清算することがある。借入れを含むレバレッジにより、投資先ファンド（または該当する場合はそのクラス）は、レ

バレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなる可能性がある。これは、レバレッジにより、投資先ファンドの組入証券の価値の増減が増幅される傾向にあるためである。資産の分別または反対ポジションによる相殺により取引がカバーされる状態にある限り、当該取引はレバレッジをかけるとはみなされない。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象の売買が困難な時に生じるリスクである。流動性リスクは、活発な市場が存在しないこと、売買高の減少および確定利付証券でマーケット・メイクを行うための従来型の市場参加者の能力に起因するもので、金利上昇局面や、確定利付型の投資信託の投資者からの買い戻しが通常よりも拡大して、売却により市場での流通量が増加するようなその他の状況下において、増大する。流動性の低い有価証券は、特に市場の変動時に、価格設定が難航する場合がある。流動性の低い証券に投資した場合、かかる証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、投資先ファンドのリターンが悪化することがある。これにより、投資先ファンドがその他の投資機会を利用できなくなることもある。また、一定の投資対象の市場は、特定の発行体の状況の悪化とは無関係に、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を失う可能性がある。債券市場は、ここ30年を通じて絶えず拡大しているが、債券取引に従事する従来型のディーラーの量は不安定で、一部で減少しているケースもある。その結果、金融取次機関の「マーケット・メイク」の能力の主要な提供元となっていたディーラーが取り扱う在庫が、市場規模に対して、低水準または過去最低に近い水準にある。マーケット・メイカーは、自らの取次業務を通じて市場を安定させているが、ディーラーの在庫が大幅に減少すれば、確定利付市場の流動性の低下およびボラティリティの上昇を招くおそれがある。このような発行債券は、景気の先行きが不透明な時期に増加する場合がある。

かかる場合、流動性を欠く証券に対する投資制限およびかかる証券または商品の売買困難のため、投資先ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを獲得することができない場合がある。流動性の欠如は、投資先ファンドが保有する投資対象の評価にも悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドの主要な投資戦略が時価総額の低い投資対象、米国以外の証券、ルール144A証券、流動性が低いセクターの債券、市場および／もしくは信用リスクが高いデリバティブもしくは証券が含まれる範囲において、流動性リスクに対する投資先ファンドのエクスポージャーが増大する傾向がある。さらに、償還残存期間が長い確定利付債券は、償還残存期間が短い確定利付債券に比べて、流動性リスクの水準が高い。結論として、流動性リスクは、機関投資家などの大口の受益者からの異常に多くの買戻請求やその他の通常起こらない市況のリスクを伴うもので、これにより、投資先ファンドが認められる期限内で買戻請求に応じるための投資対象の売却が困難になる可能性がある。投資先ファンドは、このような買戻請求を充足するために、低価格または不利な状況での有価証券の売却を余儀なくされ、この場合、投資先ファンドの価値が損なわれることになる。また、その他の市場参加者が投資先ファンドと同時期に確定利付債券の持高の清算を意図している場合、市場での流通量が増加し、流動性リスクおよび価格低下圧力が増大することがある。

買戻しに事前通知が必要であるおよび／または買戻代金の支払いまでの期間が長い投資先ファンドは、いずれの営業日においても買戻しができる投資先ファンドに比べ、受益証券の買戻請求に制限が多い。したがって、そうした投資先ファンドもしくはクラスへの投資は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しが可能である投資先ファンドもしくはクラスへの投資に比べ、流動性が低い。投資家は、買戻請求を行った日から買戻しが実現する適用の取引日までの期間中に、投資先ファンドもしくはクラス的大幅な価格変動が生じるリスクを負う。

マネジメント・リスク

投資先ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。PIMCOは、投資先ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。投資先ファンドが投資しようとする一部の証券またはその他の商品が、希望する数で利用できないことがある。さらに、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の要因により、PIMCOが一定の投資を実行す

ることを制限または禁止されることがある。このような場合、PIMCOまたはポートフォリオ・マネージャーが、代用として他の証券または商品の購入を決定することがある。このような代用としての証券または商品が、希望するパフォーマンスを上げることができない場合に、投資先ファンドが損失を被ることがある。投資先ファンドが価格設定上の非効率性の認識を目標とする戦略、アービトラージ戦略または類似の戦略を採用する場合、投資先ファンドは、かかる戦略に関係する証券および商品の価格設定または評価が予想外に変動するリスクにさらされ、かかる変動が生じた場合、投資先ファンドのリターンが減少する、または投資先ファンドに損失が生じるおそれがある。加えて、法律上、規制上または税制上の制限、政策または発展が、PIMCOが投資先ファンドの運用と関連して利用できる投資手法に影響することがあり、また投資先ファンドがその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼすことがある。PIMCOの人員がすべて、今後もPIMCOと関係を持ち続けるとの保証はない。PIMCOの一または複数の重要な従業員による業務が行われない場合、投資先ファンドが投資目的を達成するための能力に悪影響が及ぶことがある。投資者は、投資先ファンドにより行われる投資および投資先ファンドが達成する結果が、投資先ファンドと同様の名称、投資目的および方針を有する他のファンドを含む、PIMCOが投資顧問会社として行動する他の投資ビークルによって行われるものと同じものとなると、いかなる場合においても期待することができないことに留意すべきである。これは、それぞれ他の同様のポートフォリオと比較して、特定のポートフォリオが運用を開始した際における別のポートフォリオ管理チームもしくは戦略の使用または特定のポートフォリオの規模を含むが、これらに限られない様々な要因に起因することがある。

新設または小規模ファンド運用リスク

新設投資先ファンドまたは運用資産が少ない投資先ファンドは、運用資産規模が相対的に大きい投資先ファンドに比べて、受益者の申込みおよび買戻しにより大きく影響されることがある。受益者からの大量の申込みおよび買戻しは、投資先ファンドの組入銘柄の運用に悪影響を与えることがある。例えば、新設投資先ファンドまたは規模が小さい投資先ファンドは、受益者からの大量の買戻し請求を充足するために組入銘柄の大部分を売却すること、または新設投資先ファンドまたは規模が小さい投資先ファンドは、受益者からの大量の買戻し請求を充足するために組入銘柄の大部分を売却すること、または受益者からの大量の申込みによって組入銘柄の大部分を現金で保有することを余儀なくされる場合がある（いずれの場合においても、投資先ファンドがそのように望まない場合を含む。）。かかる受益者の取引により、投資先ファンドが都合が良くない時期または価格で投資決定を行うことになったり、投資妙味の高い投資機会を逃すことがある。また、かかる取引により、投資先ファンドの取引コストが上昇したり、証券の売却の結果利益を得る場合に課税収益の換金が増大したり、それ以外の場合において投資先ファンドの意図とは異なる行動を取ることになる場合もある。同様に、受益者からの大量の申込みは、申込みで新たに取得した現金の投資が遅れ、通常の保有割合より高い割合の現金ポジションを取ることになるため、投資先ファンドの運用成績に悪影響を与える場合がある。かかる影響は、取得ファンドの場合より大きくなる。このようなリスクは、いずれの規模の投資先ファンドにも適用され得るが、かかるリスクは、運用資産規模が少ない投資先ファンドで発生することが多い。さらに、新設投資先ファンドは、投資業務の開始直後に投資戦略を完璧に実施できない場合があり、そのために投資実績が低下するおそれがある。

市場リスク

投資先ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下することがある。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の業種に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、一般的な企業業績予想の変化、金利もしくは為替レートの変化、信用市場の悪化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段の関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、業界内における競争環境等の特定の業種に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの価格が同時に下落する可能性がある。一般的に、株式のほうが債券よりも価格のボラティリティ

が大きい。信用格付の引き下げも、投資先ファンドが保有する有価証券にマイナスの影響を及ぼすことがある。市場の好調時であっても、投資先ファンドが保有する投資対象の価格が市場全般とともに上昇するとの保証はない。さらに、市場リスクには、地政学上のイベントが国または世界的な水準で景気を悪化させるリスクも含まれる。例えば、テロ、市場の不正操作、政府のデフォルト、政府機関の閉鎖、政権交代、外交上の新たな展開および自然／環境災害はすべて、証券市場にマイナスの影響を及ぼすことがあり、これにより、投資先ファンドの価格が低下しかねない。市場の機能が停止し、投資先ファンドが適切なタイミングで有利な投資判断を下すことを妨げる場合もある。地政学上の市場混乱に見舞われた地域に集中して投資を行った限度で、投資先ファンドはより高い損失リスクにさらされる。そのため、投資家は、特定の投資先ファンドが各々の財務上のニーズおよびリスク許容度を充足しているか否かを決定するために、現在の市況を注意深く検証すべきである。

現在の市況においては、確定利付証券に投資する投資先ファンドのリスクが上昇する可能性がある。米国の金利は、歴史的低水準に近い水準で推移しているが、持続的な景気回復および金利上昇局面の可能性の高まりを受け、近々上昇するリスクが増大している。金利がこの先これ以上上昇すれば、確定利付証券に投資するいかなる投資先ファンドも価値が低下する可能性がある。このように、確定利付債券市場は、金利、ボラティリティおよび流動性リスクの水準の上昇に影響されることがある。金利の上昇により、投資先ファンドの価値が大きく損なわれた場合、投資先ファンドに対する受益者の買戻請求が増加し、投資先ファンドが不利な時期および価格での投資対象の清算を余儀なくされ、その結果、投資先ファンドおよび受益者に悪影響が及ぶ可能性がある。

取引所および証券市場が、特定の有価証券の早期清算、終了の延長、取引遅延または取引停止を行う可能性があり、その結果、投資先ファンドが有利な時期での有価証券もしくは金融商品の売買または組み入れている投資対象の正確な値付けを行えなくなる場合がある。また、投資先ファンドは純資産価格の算出のために各種の独立した情報源を利用することができる。その結果、投資先ファンドが、業務提供社および業務提供者のデータ収集源に依拠することに伴う一定の業務リスクを負担する。特に、エラーまたはシステムの不具合およびその他の技術的な問題が、投資先ファンドの純資産価格の算出に悪影響を及ぼす場合があり、このような純資産価格の決定上の問題により、純資産価格の算出が不正確になったり、純資産価格の算出が遅れたり、および／または、期間を延長しても純資産価格の算出ができない場合がある。投資先ファンドが、このような失敗による損失を回復できない場合がある。

投資先ファンドは非米国証券に投資することができ、米国企業の証券にのみ投資する場合に比べて、より急激な価格変化に直面することがある。米国外の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、米国外証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。米国外の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。国際経済および金融市場は、ますます相互に関連するようになっており、ある国、地域または金融市場の状況および事象は、異なる国、地域または金融市場の発行者に悪影響を及ぼすことがある。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨封鎖、政治的変動または外交的变化が、投資先ファンドの米国外の投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、投資先ファンドはその米国外証券への投資をすべて失うおそれがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドが特定の地域にその相当部分の資産を投資する場合、一般的に、米国外の投資に伴う地域経済のより大きなリスクにさらされることになる。米国外証券はまた、米国の発行者の証券に比べて、流動性が乏しく価格付けが困難である可能性がある。同様に、特定の国またはある国の特定の発行体へ投資を集中させる場合、当該国の経済的、規制上のまたは政治的展開に大きく影響を受ける可能性がある。

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券は、信託される消費者ローンや債権等の担保またはその他の資産の「プール」における持分であり、別の種類の債券投資のリスクとは異なるリスクやより重大なリスクを伴うことがある。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券の

デュレーションは延長される傾向にあるため、確定利付モーゲージ関連証券は金利変動の影響をより受けやすくなる。その結果、金利上昇時期において、個々の担保権者が期限前償還のオプションを使用することは少ないため、モーゲージ関連証券の価値にさらに下降圧力がかかり、投資先ファンドが損失を被ることがあり、投資先ファンドがモーゲージ関連証券を保有する場合、そのボラティリティは大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるものである。モーゲージ・バック証券は、金利の上昇に非常に敏感に反応することがあり、ごく僅かな変動により投資している投資先ファンドが損失を被ることがある。モーゲージ・バック証券のうち、特に、政府の保証に裏付けられていない種類のものは、信用リスクを伴う。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、投資先ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、投資先ファンドのリターンが減少することがある。

投資先ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連すると同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的リスクにもさらされる。アセット・バック証券の元利金の支払は、有価証券の裏付資産が創出するキャッシュフローに大きく依拠することがあり、アセット・バック証券は、関連資産内で担保権による利益を得ることができない可能性がある。

さらに、アセット・バック証券の価値は、業務提供会社の実績に関連するリスクを伴う。一定の状況下において、サービサーまたはオリジネーターが原担保に関連する文書の取り扱いミス（例えば、原担保の担保権の適切なドキュメンテーションを行わないこと等）を起こした場合、原担保におけるおよび原担保に対する担保権者の権利に影響を与えることがある。

新規設定／小規模ファンドリスク

新規に設定された、または規模が小さい投資先ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドの規模が大きくなり、その投資戦略が完全に実行された場合に長期的に見て達成すると見込まれる、または達成し得るパフォーマンスを示さないことがある。投資ポジションは、新規に設定された投資先ファンドおよび小規模の投資先ファンドに見合わない（マイナスまたはプラスの）影響をそれらのパフォーマンスに及ぼすおそれがある。また、新規に設定された投資先ファンドおよび小規模の投資先ファンドは、その投資目的および投資方針を満たす証券に全額が投資され、代表的なポートフォリオ構成を達成するまでに一定の期間を要する場合がある。投資先ファンドのパフォーマンスは、この「成長」期間中は、投資先ファンドが全額投資された後に比べて、低くなったり高くなったり、また、より大きく変動する場合がある。同様に、新規に設定された、または小規模の投資先ファンドの投資戦略は、その戦略の代表的なリターンを示すようになるまでの期間がより長くなる場合がある。新規に設定された投資先ファンドは、投資家が評価を行う際に参照するパフォーマンス履歴が限られており、また、新規に設定された投資先ファンドおよび小規模の投資先ファンドは、投資効率および取引効率を得るのに必要な資産を集めることができない場合がある。新規に設定された、または小規模の投資先ファンドがその投資戦略の実行または投資目的の達成に失敗することとなった場合、パフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがあり、かかる失敗により清算が行われる場合は、投資先ファンドに対しては追加の取引コストが発生し、投資家に対しては税務上の悪影響が生じる可能性がある。

オペレーショナル・リスク

投資先ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーショナル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーおよび違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかが投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。投資先ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、投資先ファンドが損失を被る可能性がある。

不動産リスク

不動産投資信託（「ＲＥＩＴ」）または不動産関連のデリバティブへの投資では、投資先ファンドは、不動産の直接保有に伴うリスクに類似するリスク（保険または収用による損失ならびに地域および一般的な市況の変動、需給、金利、都市計画法、賃貸用の規制制限、不動産税および運営費用を含む。）を負担する。ＲＥＩＴまたはＲＥＩＴの価値に連動する不動産に連動するデリバティブ商品への投資は、ＲＥＩＴの管理会社による運用手腕の不足、税法の変更またはＲＥＩＴがアメリカ合衆国1986年内国歳入法（改正済）（「内国歳入法」という。）に基づく収益を通じた非課税のパススルーの適格要件を充足しないこと等の、追加的なリスクを伴う。さらに、限られた数の不動産、地理的に狭い範囲または単一の種類の不動産に投資するため、分散化の程度が限られたＲＥＩＴもある。また、ＲＥＩＴの組成書類に、ＲＥＩＴの管理の変更を困難かつ時間を要するようにする規定が含まれていることもある。最後に、私募のＲＥＩＴは、国の証券取引所で取引されていない。したがって、これらの商品は、一般的に流動性が低い。そのため、投資先ファンドがかかる投資を早期に買い戻す能力は低下する。私募のＲＥＩＴは、価格設定が困難であるため、公募のＲＥＩＴに比べて負担する手数料が高くなる場合がある。

取得ファンドに関するリスク

投資先ファンドのトラストは、バミューダの法律に基づき、その受託会社が、それぞれが独立の信託として宣言される複数の投資先ファンドを設立することを可能とするユニット・トラストとして設立された。取得ファンド（注）および被取得ファンド（注）を含む、数多くのファンドが設立され、取得ファンドは関連する被取得ファンドにおいて受益証券を発行する。当該投資先ファンドのトラストは、各投資先ファンドが（各取得ファンドおよび被取得ファンドに関するものを含め）、（資産および負債に関する点を含め）独立した信託となることを意図して仕組まれてきた。したがって、その受託会社は、投資先ファンドに関する負債に関して関連する投資先ファンドの資産から補償を受け、当該負債が複数の投資先ファンドに関連する場合は、関連する複数の投資先ファンドから補償を受ける権利を有する。投資先ファンドの債権者は、同様の権利を代位弁済の方法で達成でき、また、例えば、その受託会社が特定の投資先ファンドについて契約条件を制限しない状況で追加的な権利を達成することができる。加えて、この仕組みの効果は、バミューダ裁判所による裁決に服してこなかったため、各投資先ファンドの分離された性質が尊重されるという保証はなく、また、他の司法権における裁判所がそれが尊重されるべきであると裁決する保証もない。

（注）「取得ファンド」は、通常、投資先ファンドのトラストに属する他の投資先ファンド（「被取得ファンド」という。）の受益証券にその資産の全てを実質的に投資することにより投資目的の達成を目指す。

シニア・ローンリスク

投資先ファンドがバンク・ローンを含むシニア・ローンに投資する場合、投資先ファンドは、かかる証券に投資しない投資先ファンドに比べて、高い水準の信用リスク、コール・リスク、決済リスクおよび流動性リスクにさらされるおそれがある。かかる商品は、発行体が元本および利息を継続して支払う能力に関して、極めて投機的であると考えられ、他の種類の証券よりも変動が大きい場合がある。経済的な低迷または個々の企業の動向が、これらの商品の市場に悪影響を及ぼし、投資先ファンドが有利な時期または価格でこれらの商品を売却する能力を低下させる可能性がある。経済的な低迷は、一般的に、不払い率の上昇を招き、シニア・ローンは、債務不履行が発生するよりも前に市場価値が大幅に下落する場合がある。また、投資先ファンドは、シニア・ローンに投資を行わない投資先ファンドよりも高い水準の流動性リスクにさらされる場合がある。さらに、投資先ファンドが投資するシニア・ローンは、いずれの取引所にも上場していない場合があり、かかるローンの流通市場は、より流動性の高い他の確定利付証券の市場に比べて相対的に流動性が低いことがある。よって、シニア・ローンの取引は、より活発に取引されている証券の取引よりもコストが高額になることがある。一定の状況において、特に、ローン契約に譲渡制限が設定されていること、入手可能な公開情報が不足していること、取引が不規則に行われること、および買呼値と売呼値のスプレッドが広いことにより、シニア・ローンが、他の種類の証券または商品に比べて、有利な時期または価格で売却すること

が困難となる場合がある。これらの要因により、投資先ファンドは、シニア・ローンの価値の全額を換金することができないおそれ、および／またはシニア・ローンの売却後長期間にわたり、当該売却の手取金を受け取ることができないおそれがあり、いずれの場合も、投資先ファンドに損失が生じる可能性がある。シニア・ローンは、取引決済期間が7日以上となる場合を含み、長期化し、投資先ファンドが現金を直ちに利用できなくなるおそれがある。その結果、決済が遅れたシニア・ローンの取引は、投資先ファンドが追加投資し、または投資先ファンドの買戻義務を履行する能力を制限することがある。投資先ファンドは、とりわけ、ポートフォリオ資産の売却、追加現金の保有または銀行およびその他の潜在的な資金調達源との一時借入覚書の締結により、長期間の取引決済プロセスから生じる短期的な流動性需要を満たすことを目指す。シニア・ローンの発行体が満期より前に当該ローンを返済または償還した場合、支払われる金利がより低い他のシニア・ローンまたは類似の商品に投資先ファンドが収益を再投資しなければならない。シニア・ローンは、米証券法に基づく証券であると見なされない場合がある。このような場合、投資先ファンドによるシニア・ローンへの投資に関し、法的保護をほとんど受けられない場合がある。特に、シニア・ローンが、米証券法に基づく証券であると見なされない場合、虚偽や不正等に対する対抗措置として米証券法に基づいて証券への投資者が通常利用できる法的保護を、受けられない場合がある。シニア・ローンへの投資にはリスクを伴うため、当該商品に投資する投資先ファンドへの投資は投機的であると判断すべきである。

投資者は、投資先ファンドまたはPIMCOが、投資先ファンドによるシニア・ローンへの投資により、発行体に関する重大な未公開情報であると見なされる情報を取得する場合があることに、留意すべきである。このような場合、かかる発行体の証券の取引が限定されることにより、投資先ファンドの投資機会が制限されることがある。さらに、PIMCOが、シニア・ローンの発行体に関する重大な未公開情報の取得を未然に防ぐよう努める場合がある。その結果、PIMCOが、一定の投資機会を見送ったり、シニア・ローンの発行体から取得する情報に関して制限を受けない他の投資家に比べて、不利な状況に置かれる場合がある。

空売りリスク

投資先ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされる。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、投資先ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。投資先ファンドは先渡コミットメントを通じてショート・ポジションを取ることができ、先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションをとることができる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資先ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われるプレミアムおよび利息に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ可能性があるというリスクを伴う。反対に、ロング・ポジションの損失は、証券の価格の減少により生じ、証券の価格はゼロ以下にならないという事実によって制限される。また、空売りに関係する第三者が契約条件を履行せずに、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

中小企業リスク

中小企業が発行する証券への投資は、大企業への投資よりも大きなリスクを伴う。中小企業が発行する証券の価格は、大企業よりも小規模な市場ならびに限られた経営資源および財源により、時として急激かつ予測外に上昇または下落する場合がある。中小企業への投資先ファンドの投資は、そのポートフォリオのボラティリティを高める場合がある。

ソブリン債リスク

ソブリン債リスクとは、ソブリン機関が発行する確定利付商品について、かかる発行体が適時に元本または利息の支払いを行うことができないまたはその意思がないことに起因する債務不履行またはその他の不利な信用事由により、当該商品の価値が下落するリスクをいう。ソブリン機関による債務の適時返済の不履行は、外貨準備高が不足している、または通貨の相対的な価値の変動を十分に管理できないこと、債務返済または経済改革に関する債権者および／または関連する国際機関の要求を満

たすことができないまたはその意思がないこと、国内総生産および税収に比べて債務負担の規模が大きいこと、キャッシュ・フローが低下したこと、ならびにその他の政治上および社会上の勘案事項を含むがこれらに限定されない多くの要因に起因しうる。ソブリン債の債務不履行またはその他の不利な信用事由が発生した場合における投資先ファンドの損失リスクは、ソブリン債の保有者としての投資先ファンドの権利を行使する正式な求償権または手段が得られる見込みがない場合に高まる。さらに、投資先ファンドの支配の及ばない事業体および要因により決定されうるソブリン債の再編により、投資先ファンドが保有するソブリン債の価値が下落するおそれがある。

割安株投資のリスク

投資先ファンドは割安株投資アプローチを利用することができる。割安株投資では、PIMCOが過小評価されていると考える企業を特定する。割安株は、企業の収益、キャッシュ・フローもしくは配当などの要因からみて、株価が安い水準にある。割安株は、市場の過小評価が続く場合または株価が上昇するとPIMCOが考えていた要因が発生しない場合、価格が下落するまたはPIMCOが期待するより価格が上昇しない可能性がある。割安株投資手法は、成長株に集中投資するまたは広範な投資手法を取る株式投資ファンドと比べて、パフォーマンスが良い場合も悪い場合もある。

投資家は投資先ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。投資先ファンドのトラスト全体またはPIMCOが投資先ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

2. 投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク

本項では、前記「1. 主なリスクの概要」の項に記載される主要な投資および投資先ファンドの関連するリスクに関する追加の情報を提供する。また、本項は、投資先ファンドについてPIMCOにより随時利用され得る追加の証券および投資手法にかかる特性およびリスクを説明している。これらの証券および投資手法の大半は裁量的なもの、すなわち、PIMCOがその利用の可否を判断することができるものである。本項は、PIMCOが投資先ファンドに関して利用することがある様々なタイプの証券および投資手法のすべてを開示するものではない。将来規制が変更されることにより、投資先ファンドが様々なタイプの証券および投資手法を利用することが制限され、利用が不可能となることもある。これにより、最終的に投資先ファンドがその投資目的を達成することができなくなることもありうる。投資先ファンドに投資する者は、PIMCOおよび個別のポートフォリオ・マネージャーの専門的な投資判断・投資技術に依拠する。

フィーダー・ファンドは、キャッシュ管理の目的で、一時的に流動性証券、レポ契約またはその他の金融商品に投資し、直接為替ヘッジを行うことができるが、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資し、以下に記載する証券に通常の状態において直接投資することはない。フィーダー・ファンドへの投資の価値は、投資先であるマスター・ファンドの投資実績に直接関連しているため、フィーダー・ファンドに投資するリスクは、フィーダー・ファンドが投資するマスター・ファンドおよび以下に記載する証券に対する投資に伴うリスクと密接に関係している。

銘柄選定

投資先ファンドの銘柄選定にあたり、PIMCOは、金利、為替レートおよび経済に関する予測を行い、信用リスクおよびコール・リスクを分析し、また、その他の銘柄選定手法を利用する。投資先ファンドの資産を一定の特性（例えば、品質、セクター、利率または満期）を有する証券に割り当てる比率は、米国および世界のその他の国々の経済情勢、金融市場その他の要素に関するPIMCOの予測によって異なってくる。

PIMCOは、他と比べて割安な債券市場の分野を特定しようと試みる。PIMCOは、債券を、例えば、短期金融商品、政府、企業、モーゲージ、アセット・バック、国際といったセクターにグ

グループ分けすることによってかかる分野を特定する。その後、高性能なソフトウェアがセクターの評価および特定の銘柄のプライシングを補助する。投資機会が特定されると、PIMCOは比較価値および信用スプレッドに基づいてセクター間の資産配分を変更する。PIMCOの銘柄選定手法が期待した結果を生じるという保証はない。

政府証券

政府証券は、政府、政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証券またはこれらに保証される債務証券である。米国政府証券は、米国政府、その政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証券またはこれに保証される債務証券である。政府証券および米国政府証券には、市場リスクおよび金利リスクがあり、また様々な程度の信用リスクもある。政府証券には、ゼロ・クーポン債が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも市場リスクの程度が大きくなる傾向がある。明確性のために付言すると、「政府証券」には、連邦政府または中央政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれる。「米国政府証券」には、米国政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれる。

投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、政府、政府機関もしくは仲介機関、またはその他の政府関係機関の発行するソブリン債に投資することができる。マスター・ファンドは、米国政府、政府機関もしくは仲介機関、またはその他の政府関係機関が発行するソブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の返済繰延べへの参加、および政府機関に対する追加融資を求められることがある。さらに、デフォルトしたソブリン債を回収することのできる破産手続はない。

投資先ファンドは、ブレイディ債に投資することができる。ブレイディ債とは、債務再編に関する新規債務と国家機関に対する既存の商業銀行ローンとの交換により設定された証券である。ブレイディ債に対する投資は、投機的とみなされる場合がある。投資先ファンドが取得したブレイディ債は、再編取決めまたは新規クレジットの請求に従う可能性があり、それにより投資先ファンドが、その保有分の一部についての利息または元本の損失を被る可能性がある。

地方債

地方債は、一般に、米国の各州および地方政府、政府機関、関係当局およびその他の代行機関により発行される。地方債には、金利リスク、信用リスクおよび市場リスク、および地方債の課税上の取扱いまたはかかる証券に投資する投資家の権利に関連する不確実性にさらされる。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他の政治的事情または発行体の破産に影響を受けることがある。さらに、地方債市場における需要と供給の不均衡により、かかる市場における流動性の低下および価格の透明性の欠如が生じることがある。ある時期においては、これが、ある特定の取引に関係する価格決定、執行および取引コストに影響を及ぼす場合がある。また、特定の地方債、特に一般財源保証債の価値は、医療費の高騰、未積立年金債務の増加、会計基準の変更、および財政支援を行う連邦政府制度の段階的廃止によっても悪影響を受ける場合がある。低格付の地方債には、より良質の地方債よりも大きな信用リスクおよび市場リスクがある。投資先ファンドが投資することのできる地方債の種類には、地方自治体のリース債務が含まれる。また、投資先ファンドは、地方債を原資産として保有する主体により発行される証券に投資することができる。

投資先ファンドは、地方証券を寄託して原資産である地方債の収益を変動利付証券と残差金利債券の2つに分割することで設定される残差金利債券（通常、「RIB」と呼ばれる。）に、制限なく投資することができる。変動利付証券の金利は、インデックスもしくは概ね7日から35日毎に開催されるオークションで決定される一方、残差金利債券保有者は、原資産である地方債からの収益からオークション費用を差し引いた金額を受領する。残差金利債券の市場価格は、市場金利の変化に対して非常に敏感であり、市場金利が上昇する場合には大幅に下落する可能性がある。

モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券（以下「CMO」という。）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、残余クラスCMO、ストリップト・モーゲージ担保証券（以下「SMBS」という。）および不動産モーゲージ・ローンへの参加権を直接的または間接的に表章するか、またはかかるローンにより担保され、支払われるその他の証券が含まれる。

モーゲージ担保証券または資産担保証券の価格は、実勢金利の変動に対して特に敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、投資先ファンドが元本再投資時において金利下落の影響を受けることがある。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般的に下落するが、金利の下落時には、期限前償還が可能なモーゲージ関連証券の価格は、その他の確定利付証券と同程度には上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、また、実効満期が、取得時の予想を超えて短縮されまたは延長されることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率が、モーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用力に関する市場の認識に応じて変動することがある。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および／もしくは保険により担保されているが、民間保証人または保険会社がその債務を履行するとの保証はない。

一つのタイプのSMBSは、モーゲージ資産からの全ての金利を受領するクラス（金利クラスまたはIOクラス）と元本のすべてを受領する他のクラス（元本クラスまたはPOクラス）を有するものである。IOクラスの最終利回りは、裏付けとなるモーゲージ資産に関する元本の弁済率（期限前弁済率を含む）に対して極めて敏感であり、急激な元本返済率は、投資先ファンドのこれらの証券からの最終利回りに対して重大な悪影響を与えるおそれがある。投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、モーゲージ関連証券もしくはその他の資産担保証券のIO、PO、デリバティブまたは逆フローター債を組み合わせた投資を総資産の5%を超えて行ってはならない。マスター・ファンドは、かかる証券に投資することができない。

米国の住宅モーゲージ市場が近年直面した困難により、投資先ファンドのモーゲージ関連商品の一部の運用成績および市場価格に悪影響が生じた可能性がある。モーゲージ・ローン（特に、サブプライム・ローンおよびセカンド・リーエン・モーゲージ・ローン）の不履行および損失が近年増加しており、今後も継続して増加する可能性があり、（近年、多くの住宅市場において実際に発生し今後も継続する可能性がある）住宅価格の下落または頭打ちによりかかる不履行および損失が悪化する可能性がある。変動金利のモーゲージ・ローンの借主は、月々の支払い額の変更をもたらす金利の変動の影響を受けやすく、低い金利で大体のモーゲージを設定することができないことがある。また、数多くの住宅モーゲージ・ローンのオリジネーターが深刻な財務上の困難に直面するか倒産している。これらの事由を主な理由として、モーゲージ・ローンおよびモーゲージ関連証券に対する投資家の需要が低迷する一方で投資家による利回りの要求は高まっているため、特定のモーゲージ関連証券の流通市場における流動性が制約され、その結果、モーゲージ関連証券の市場価格に不利な影響が生じることがある。かかる流通市場における流動性の制約は今後も継続しまたはさらに悪化する可能性がある。

アセット・バック証券（「ABS」）は、ローンやその他の債権を裏付けにした債券である。ABSは、自動車ローン、クレジットカード債権、ホームエクイティ・ローンおよび学生ローンなどを含む多くの種類の資産から設定される。ABSは、裏付資産の発行体から倒産隔離される特別目的会社を通じて発行される。ABS取引の信用力は、原資産のパフォーマンスに左右される。借主が返済を滞納するかまたは債務不履行となる可能性からABSの投資家を保護するために、ABSには様々な信用補完が付与される。

特にホームエクイティ・ローンなどのABSは、金利リスクや期限前返済のリスクに晒される。金利の変動は、原資産のローンの返済ペースに影響することがあり、その証券のトータル・リターンに影響する。ABSには、信用リスクまたは債務不履行のリスクもある。原資産のローンの多くの借主が債務不履行となる場合、損失が信用補完レベルを超過し、ABSの投資家に損失をもたらす可能性がある。ABSは、その独自の特性により構造的なリスクを抱えており、それは期限前償還もしくは

早期返済のリスクとして知られている。早期返済の誘因は多くのABSの仕組みに組み込まれており、投資家を損失から保護することが企図されている。それらの誘因は、各取引毎に異なり、原資産のローンの債務不履行の大幅な増加、信用補完レベルの急落、またはオリジネーターの破産までもが含まれる。期限前償還が発生すると、ローンの返済金すべてが（費用の支払後に）、予め決められた支払順位により可能な限り早急に投資家に対する支払いに利用される。

投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、債券担保証券（以下「CBO」という。）、ローン担保証券（以下「CLO」という。）その他の類似の仕組み証券を含む債務担保証券（以下「CDO」という。）に投資することができる。マスター・ファンドはかかるCDOに投資することができない。CBOおよびCLOはアセット・バック証券の一種である。CBOは、投資適格に満たない様々なハイリスクの債券のプールを裏付けとしたトラストである。CLOとは一般的に、国内外のシニア担保ローン、シニア無担保ローンおよび劣後企業ローン（投資適格未満の格付けのローンまたはそれと同等の無格付ローンを含む）等を含むローンのプールを担保としたトラストである。

ローン・パーティシペーションおよびローン債権譲渡

マスター・ファンドは、確定利付ローンおよび変動利付ローンに投資することがあり、かかる投資対象は、一般に、ローン・パーティシペーションおよびその一部の譲渡の形態で、下記のローンの種類を含む。ローン・パーティシペーションおよびローン債務譲渡は、信用リスク、金利リスク、流動性リスクおよびレンダーであることによるリスクを含む特別の種類リスクを伴う。投資先ファンドがローン・パーティシペーションを取得した場合、当該投資先ファンドは貸主を介してのみその権利を行使することができ、借主のリスクに加えて貸主の信用リスクも引き受けることになる。

シニア・ローン：シニア・ローンは一般に、様々な業種および地域にまたがる企業、パートナーシップおよびその他の事業体に対して行われる。シニア・ローンは原則として、借主の資本構成上最も優先順位が高く、特定の担保により保証され、借主の劣後債の所有者および株主より優先順位の高い借主の一般資産に対する請求権がある。借主は一般に、シニア・ローンによる手取金をレバレッジド・バイアウト、資本再編成、合併、買収および自社株買戻しのための資金調達に利用したり、またはそれほど一般的ではないものの、企業の内部成長およびその他の目的のための資金調達に利用する。シニア・ローンは一般に、ベースとなる貸出金利を参照しプレミアムを加算した上で、毎日、毎月、四半期毎もしくは半年毎に再決定される利率の利息を付す。ベースとなる貸出金利は一般に、LIBOR、一行以上の主要な米国銀行が提示するプライム・レート、商業貸付で使用される企業預金の金利もしくはその他のベース金利である。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。

セカンド・リーエン・ローン：セカンド・リーエン・ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。セカンド・リーエン・ローンは、関連する借主の債権の優先順位がシニア・ローンに続く二番目となる。セカンド・リーエン・ローンは一般に、ローンにおける借主の債務の担保資産に関して第二順位の担保権もしくはリーエンにより保証されており、シニア・ローンと類似の保護および権利が付与される。セカンド・リーエン・ローンは、借主のシニア・ローン以外のいずれの債務に対しても債権が劣後しない（また、条件により劣後することにはならない。）。セカンド・リーエン・ローンは、シニア・ローン同様、一般に調整可能な変動金利による利息を支払う。セカンド・リーエン・ローンは、シニア・ローンに続く第二順位であるため、シニア・ローンよりは投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。セカンド・リーエン・ローンは、劣後するという以外では、上記のシニア・ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。

その他の担保付ローン：シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローン以外の担保付ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。そうした担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりは借主に対する債権の優先順位が低い。担保付ローンは一般に、ローンにおける借主の債務の担保資産に関して優先順位の低い担保権もしくはリーエンにより保証されており、保護および権利に関してシニア・ローンおよびセカ

ンド・リーエン・ローンに劣後する。担保付ローンは、借主の今後発生する優先債務に対しても劣後する可能性がある。担保付ローンは、固定金利もしくは調整可能な変動金利による金利を支払う。担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりも債権の優先順位が低いため、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンよりは投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。担保付ローンは、より劣後するという以外では、上記のシニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。ただし、このようなローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンに比べて借主に対する債権の優先順位が低いため、優先順位の高い債務の返済後に、借主のキャッシュ・フローや担保資産が期日通りの返済を行うには不足する可能性がある。また、こうした担保付ローンは、シニア・ローンおよびセカンド・リーエン・ローンに比べ、価格の変動幅が大きく流動性が低いと考えられる。さらに、オリジネーターが別の担保付ローンの参加権を売却できない可能性もあり、その結果、信用リスクが高まることになる。

無担保ローン：無担保ローンは、公開および非公開の企業およびその他の非政府事業体や発行体が、様々な目的で行う。無担保ローンは一般に、担保付債務より借主に対する債権の優先順位が低い。無担保ローンは、ローンにおける借主の債務の担保資産に担保権もしくはリーエンが設定されていない。無担保ローンは、その条件により、シニア・ローン、セカンド・リーエン・ローンおよびその他の担保付ローンを含む借主の債務に対する債権の優先順位が低い。無担保ローンは、固定金利もしくは調整可能な変動金利による金利を支払う。無担保ローンは、担保付ローンよりも債権の優先順位が低いため、投資リスクは高いが、追加的リスクを反映して高い金利による利息を支払う。これらの投資は原則として、信用度が投資適格以下である。無担保ローンは、より劣後し担保されていないという以外では、上記のシニア・ローン、セカンド・リーエン・ローンおよび担保付ローンと類似する多くの特徴およびリスクを有する。

バンクローン

バンクローンは、資本再構成、買収またはリファイナンスに関して締結される会社の債務である。バンクローンに関するリスクは以下を含む。(i) いつでもプレミアムまたはペナルティなく期限前払いが行われうること、およびスプレッドが下降している期間中の期限前払いの権利の行使は、投資先ファンドが期限前払いによる収益をより低い利回りの投資対象に再投資する結果となりうること、(ii) 借主の債務に係る元金の支払いおよび利息の支払いの不能、(iii) 金利感応度、借主の信用度についての市場認知および一般的な市場流動性といった要素による価格変動。バンクローンが不良債権化した場合、ローンは、十分な検査交渉、または、とりわけ金利の相当な減額および／もしくはローン元本の相当な圧縮を結果として生じさせることになる再構成を要求することがある。

上記のリスクに加えて、要求される第三者の同意または他の理由により、一定のローンは一般公衆に取引される証券と同じように容易にまたは迅速に購入または売却できないことがある。さらに、歴史的に、ローン市場における取引量は、一般公衆に取引される証券市場ほど流動性を有してこなかった。

投資先ファンドは、債権譲渡の方法により直接的に、ローン・パーティシペーションの方法またはシンセティック証券もしくはストラクチャード・ファイナンス証券の取得を通して間接的に、バンクローンの利息を取得することができ、またはローンの一般的な性質を有し、源泉徴収税の目的上ローンと扱われるリース契約の利息を取得することができる。ローン債権の譲渡において、一般的に、譲受人は譲渡人（以下「譲渡人」という。）のすべての権利義務を承継し、その債務に関するローン契約またはクレジット契約上の貸主となる。反対に、ローン・パーティシペーションについて、一般的に、譲渡人により保有される一部の債務の参加者は、当該譲渡人との間でのみ契約関係に立つ結果となり、債務者とは契約関係に立たない。投資先ファンドは、ローン・パーティシペーションに基づき権利を与えられる元本、利息およびすべての手数料の支払いを、債務者から譲渡人に対して支払いがあった場合において、譲渡人からのみ受領する権利を有することとなる。ローン・パーティシペーションを購入する場合において、一般的に、投資先ファンドは、ローン契約もしくはクレジット契約または当該債務を証する他の契約書類の契約条項を債務者に従わせる権利を持たず、また債務者との間で相殺する権利も有しない。さらに、投資先ファンドは、その購入したローン・パーティシペーションに係る債務の担保から直接に利益を受けない可能性がある。その結果として、投資先ファンドは、債務者および譲渡人の信用リスクを引き受けることとなる。譲渡人の支払不能が生じた場合には、投資先ファンドは、ローン・パーティシペーションに関して譲渡人の一般債権者として扱われることがあり、譲渡人と債務者との間の相殺から利益を受けないことがある。

ローンの購入者は主に商業銀行、投資ファンドおよび投資銀行である。流通市場の取引量が増加するのに伴い、新たなローンは、市場流動性を改善しうるローン取引を促進するために標準化された契約書をたびたび利用する。しかしながら、将来のローン取引における需給のレベルが十分な程度の流動性を供給する保証はなく、また現在の流動性のレベルが継続する保証もない。当該ローンの保有者には、借主、ローン契約の特有かつカスタマイズされた性質およびローンの非公開のシンジケート組織に関する秘密情報を提供されるため、ローンは一般公衆に取引される証券が売買されるようには容易に売買されない。加えて、歴史的に、ローン市場における取引量は高利回り債券市場と比べ少量であった。

マスター・ファンドは、バンクローンに関する再評価取引に投資することができる。再評価取引は、新しいローンが、実質的に同一の条件であるがより低い金利スプレッドで発行される場合に行われる。そのような場合において、再評価されるバンクローンは、英文目論見書に規定されるマスター・ファンドの投資制限の目的との関係では、決済期間において一度に計上される。

銀行債務

投資先ファンドが投資することができる銀行債務には、譲渡性預金証書、銀行引受手形および定期預金が含まれる。譲渡性預金証書は、商業銀行に一定期間預託された資金に対して発行され、一定のリターンを得る譲渡性預金をいう。銀行引受手形は、銀行によって「引き受けられる」、事実上、銀行が満期時に手形の額面価格を支払うことに無条件に同意することを意味する、特定の商品の支払のために輸入者または輸出者が通常振り出す流通手形または為替手形をいう。定期預金は、確定金利が付され、確定満期日に支払われる銀行債務をいう。定期預金は、投資者の要求によって引き出すことができるが、市況および債務の残存満期によって異なる早期解約金を課されることがある。

社債

社債は、発行体が元利金の支払いをすることができないリスクを伴うほか、金利感应性、発行体の信用に関する市場の認識、一般的な市場の流動性等の要因による価格変動に服する。金利上昇局面においては、社債の価格は下落することがある。長期の債券は、短期の債券と比べてより金利変動に対して影響を受けやすい傾向がある。さらに、一部の企業の債務証券は、高度にカスタマイズされている場合があり、その結果、特に、流動性リスクおよび価格決定の透明性に係るリスクにさらされることがある。

発行体のデフォルトが、企業の債務証券が生むリターンの水準に影響を及ぼすおそれがある。予想外のデフォルトにより、企業の債務証券の利息および元本価値が減少することがある。さらに、経済情勢に関する市場予測および発行体のデフォルトの予想数値が、企業の債務証券の評価額に影響することがある。

企業の債務証券は、異なる市況下での売買が困難になる可能性があるため、流動性リスクを負担する場合がある。詳細については、前記「1. 主なリスクの概要」の項に記載される「流動性リスク」を参照のこと。

ハイ・イールド証券

投資先ファンドは、投資品質ガイドラインに従う。投資先ファンドが保有する証券は、格付引下げの対象となることがある。Moody'sのBaa格またはS&PまたはフィッチのBBB格より低い格付の証券は、しばしば「ハイ・イールド証券」または「ジャンク債」と称される。ハイ・イールド証券への投資またはその保有には、高格付の確定利付証券に関連するリスクに加え、特別なリスクを伴う。ハイ・イールド証券およびディストレスト証券は、投資元本の値上がりおよびより高い金利に関する機会をより多くもたらす一方、通常、高格付の証券よりも大きな潜在的価格ボラティリティを伴い、また流動性が低いことがある。ハイ・イールド証券および経営不振企業の債券は、発行体の継続的な元利金支払能力において圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券は、より高格付の証券よりも、実際のまたは認識される経済状況および産業の競合状況の悪影響を受けやすいことがある。投資先ファンドが、利息の支払いや元本の払戻しに関して債務不履行となっている、または当該支払いに関して債務不履行となる差し迫ったリスクがある証券に投資する場合がある。債務不履行に陥っている証券の発行体は、元本または利息の支払いを再開できない可能性があり、その場合投資先ファンドは投資額すべてを失うおそれがある。

債権者の責任および債権者委員会への参加

一般に、投資先ファンドが発行体の債券またはその他の同等の確定利付証券を保有する場合、当該投資先ファンドは、当該発行体に対する債権者となる。発行体の債権者である投資先ファンドは、発行体の破産に関してまたは発行体のその他の債権者、株主もしくは発行体自身により提起された別の法的手続に関して、投資先ファンドが保有する証券に関連する異議申立てに従わなければならないことがある。投資先ファンドは、その保有する証券の発行体で、財務上問題のある発行体の経営陣と交渉するために債権者により形成された委員会に随時参加することができる。かかる参加により、投資先ファンドが弁護士費用などの費用を負担し、発行体に関する重要な非公開情報の保有者となることがある。その結果、参加しなければ当該投資先ファンドが証券について取引または追加ポジションの

取得を希望することができたはずの証券について、そうすることができなくなることがある。また投資先ファンドがかかる委員会に参加することにより、連邦破産法または債権者債務者間の権利を律するその他の法律に基づく潜在的な責務の対象とされることがある。投資先ファンドは、PIMCOが、当該投資先ファンドの債権者としての権利を行使するために、または当該投資先ファンドが保有する証券の価格を保護するためにかかる参加が必要または望ましいと確信する場合にのみ、かかる委員会に参加する。

変動利付証券

変動利付証券は、債務に対して支払われる金利の定期的な調整を規定している。投資先ファンドは、変動利付債務証券（以下「フローター」という。）に投資することができる。変動利付証券は、一般に、金利変動に対してさほど敏感ではないが、変動利付証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しない場合、価格が下がることがある。反対に、変動利付証券は、一般に、金利が下落した場合、その価値は上昇しない。

投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、逆変動金利付債務証券（逆フローター債）に投資することもできる。逆変動利付の証券は、金利が上昇した場合、価格が下落することがあり、また同等の信用度を有する固定金利による債務証券よりも価格ボラティリティが大きくなることがある。投資先ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下（逆変動利付の証券の場合、上昇）は、かかる証券から受け取る収益および投資先ファンドの受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼす。

さらに、投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、無制限に残余金利債券（一般に「RIB」と称される。）に投資することができる。マスター・ファンドは逆フローター債またはRIBに投資することができない。

インフレ連動債

インフレ連動債（インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債を除く。これらについては後述する。）とは、確定利付証券で、インフレ率に従って元本価格が定期的に調整される。インフレ指数が低下すると、インフレ連動債（インフレ連動地方債およびインフレ連動社債を除く。これらについては後述する。）の元本価格は下方修正され、その結果、これらの証券の支払利息（元本額が少額であるものについて計算される。）は減額される。インフレ連動米国債の場合、満期時における原債権元本の返済（インフレに応じて調整される。）が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済み元本価格は、当初元本を下回ることがある。

インフレ連動地方債は、固定金利に消費者物価指数を加算したクーポンを支払う地方債である。インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債については、インフレ調整は半年毎の利息の支払いに反映される。その結果、インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債の元本価格はインフレ率に従って調整されない。同時に、インフレ連動地方債および企業のインフレ連動社債の価格は一般に、インフレ率が低下した場合でも、上昇しない。インフレ連動地方債および企業のインフレ連動社債は、それぞれ地方債および社債の市場に占める割合が低く、通常の地方債や社債に比べ流動性が低い。

インフレ連動債の価格は、実効金利の変動に応じて変動することが予想される。実効金利は、名目金利およびインフレ率の関係に連動する。名目金利がインフレ率よりも急速に上昇する場合、実効金利は上昇し、インフレ連動債の価値の下落をもたらすことがある。インフレの短期上昇は価値の下落を導くことがある。インフレ連動債の元本増加分は、投資家が満期までその元本を受領しない場合にも、課税対象の通常所得とみなされる。

転換可能証券および株式

投資先ファンドは、転換可能証券に投資することができるが、その証券を普通株式に転換することができない。ただし、マスター・ファンドは、組織再編に関して受領する場合に限りかかる証券に投資することができる。さらに、マスター・ファンドは、組織再編に関して受領する場合に限り、普通

株式もしくは優先株式または株式とみなされる他の証券に投資することができる。転換可能証券とは、一定の価格または比率で普通株式に転換可能または権利行使可能な債券およびワラントを含む証券である。転換可能証券の価格は通常、かかる転換または権利行使を伴うため、対象となる普通株式の価格変動に応じて変動する。しかし、転換可能証券の価格は、対象普通株式と同じ程度速やかには増減しないことがある。転換可能証券は通常、収益をもたらす、また金利リスクを伴う。更に、転換可能証券は、より大きな信用リスクを伴う低格付け証券であることもある。投資先ファンドは、本来行使したであろう時期の前に転換を強いられることがあり、それにより投資先ファンドが投資目的を達成する能力に不利な影響が生じることがある。

投資先ファンド（マスター・ファンドを除く。）は、普通株式もしくは優先株式または株式とみなされる他の証券に投資することができない。優先株は、通常、その所有者に対して、普通株式等のその他の株式の所有者に優先して、配当および会社清算時における一定部分の残余財産の受領権を与える会社の持分証券である。優先株は、固定または調整可能な料率のリターンを支払うことができる。優先株は、発行体に特有のリスクのほか、持分証券全般に該当する市場リスクに服する。更に、優先株については、債券およびその他のデットの所有者に対する支払いを行った後でなければ配当は支払われないのが一般的である。そのため、優先株の株価は通常、債券や他のデットと比べて、会社の財務状況または予測の変動に対して強く影響を受ける。

日本の所得税法の下で債券ファンドとして日本で流通されているファンドは、普通株式、優先株式または株式とみなされるその他の証券に投資することができない。マスター・ファンドは、持分証券に投資するかあるいは株式投資を行う契約型投資信託または会社型投資信託に投資することができない。

ある国や企業が有利な投資対象と考えられる場合であっても、純粋な債券の機会は、供給の不十分さ、法律または技術的な制限等のため、魅力的ではないか、制限されている可能性がある。そのような場合、適用される投資制限に服した上で、投資先ファンドはかかる投資対象へのエクスポージャーを得るために転換証券または株式を考慮することができる。

時々、破産裁判所外でまたは裁判所における破産手続の文脈における債券のリストラクチャリングに関連して、投資先ファンドは債券の一部または全部と引き換えに株式の受け入れを決定することができまたは受け入れることが義務付けられることがある。売却時に投資先ファンドが得る価格に関してPIMCOによるかかる証券の潜在的価値の評価によって、投資先ファンドは、かかる証券をポートフォリオで保有し続けることを決定することができる。

株式は、債券よりも大きなボラティリティを有するのが一般的である。投資先ファンドが保有する株式の市場価格は上昇することもあれば下落することもあり、それは急速にまたは予測を超えることもある。株式の価格は、株式市場一般または市場における特定の産業に影響する要因によって下落することがある。また、株式の価格は、運用成績、ファイナンシャル・レバレッジおよび発行体の製品またはサービスに対する需要の低迷などの発行体に直接関係する数多くの要因によって下落することもある。

偶発転換証券（CoCos）は、一定の「トリガー」の発生をもって持分への転換または元本の削減のいずれかが行われるよう意図された、ハイブリッド債務証券の一つである。このトリガーは通常、規制上の資本基準または発行金融機関の継続企業として存続が危ぶまれる際に取られる規制措置に連動して発生する。偶発転換証券固有の特性である株式への転換または元本削減は、発行金融機関およびそれに対する規制要件に応じて設定される。偶発転換証券に付随するその他のリスクには以下が含まれるが、これらに限られない。

損失吸収リスク

偶発転換証券はその特性として、金融機関に課せられた特定の規制要件を充足するよう設定されている。特に、金融機関の規制上の資本比率が所定の水準を下回った場合、または関連する規制当局が当該金融機関を存続不能とみなした場合、偶発転換証券を発行金融機関の持分に転換し、またはその元本を削減することができる。さらに、これらのハイブリッド債務証券は満期が定められておらず、

その利息は完全に任意である。すなわち、銀行の損失吸収を助けるため、金融機関の裁量または関連する規制当局の要請によって利息が取り消されることがある。

劣後商品

偶発転換証券は、転換前に適切な規制に基づく資本上の取扱を得るため、多くの場合劣後債務証券の形で発行される。したがって、転換される前に発行体が清算、解散または整理対象となった場合、投資先ファンド等の偶発転換証券保有者が有する発行体に対する権利および請求権（偶発転換証券の条件に関してまたはこれに基づき生ずる。）は通常、発行体の非劣後債務保有者全員の請求権より下位に位置する。さらに、偶発事象（すなわち「トリガー」）の後、偶発転換証券がその原証券である発行体の株式に転換された場合は、債務証券の保有者から持分商品保有者に替わったことから、各保有者は一般債権者に劣後することになる。

予測不能な要因に基づく市価の変動

偶発債務証券の価額は予測不能であり、以下を含むがこれらに限られない多くの要因の影響を受ける。

- (i) 発行体の信用力および／またはかかる発行体の適用ある資本比率の変動
- (ii) 偶発転換証券の需要と供給
- (iii) 市場全般の状況および得られる流動性
- (iv) 発行体、偶発転換証券固有の市場または一般的な金融市場に影響のある経済上、財務上および政治上の事象

非米国証券

非米国証券への投資には、米国証券への投資には通常付随しない特定のリスクおよび検討事項を伴う。非米国会社および非米国政府の発行する証券に投資する投資先ファンドに伴う重要なリスクについては、慎重な検討を要する。これらのリスクには、例えば、会計基準、監査基準および財務報告基準の相違、非米国組入証券取引における一般的に割高な手数料単価、国有化、収用または没収課税の可能性、投資規制または為替管理規制の不利な変更、政治的不安定などがある。個別の非米国経済圏は、国内総生産の成長、インフレ率、資本再投資、資源、国内自給率および国際収支状況といった点で、米国経済に比べて有利に異なっていることもあれば不利に異なっていることもある。証券市場、証券の価値、非米国証券市場に伴う利回りおよびリスクは、相互に独立して変化することがある。また、非米国証券ならびに配当およびそれらの証券に支払われる利息は、それらの証券に関する支払から源泉徴収される税金も含めて、非米国の課税に服することがある。非米国証券は、米国証券よりも取引頻度および出来高が少ない場合が多く、したがって、より大きな価格変動を示すことがある。非米国証券への投資は、米国国内投資より高い保管コストおよび非米国通貨換算についての追加的な取引コストを伴う場合もある。非米国為替相場の変化は、非米国通貨建てのまたは非米国通貨で相場の付けられている証券の価格にも影響する。

一定の投資先ファンドは、ロシアと経済的関連をもつ証券および商品に投資することがある。上記のリスクの他、ロシアへの投資によりさらに追加のリスクが生じる。ロシアへの投資においては特に、米国および／またはその他の国々が加え得る経済制裁のリスクに晒される。このような制裁は、特にエネルギー、金融サービスおよび防衛を含む多くのセクターの企業に影響を与える場合があり、投資先ファンドの運用成績および／またはその投資目的の達成能力に悪影響を与えることがある。例えば、ロシア企業またはロシアに関係する商品への投資の一部が禁止され、かつ／または既に投資した対象の流動性が欠如する場合があり（一部の既存投資対象の取引が禁止される場合等。）、その結果投資先ファンドは受益者の買戻しに応じるため、禁止されたまたは流動性が欠如した投資対象以外の保有組入銘柄を不利な時期または価格で売却せざるを得ないことがある。より一般的には、ロシアの証券への投資は非常に投機的であり、米国その他の多くの先進諸国の証券市場への投資には通常見られない大きなリスクおよび特別な留意事項が含まれる。過去1世紀にわたって、ロシアは政治的、社会的および経済的混乱を経験し、数千万人の国民が何十年もの間国営農場および国営工場で集産主

義に服する共産主義体制下にあった。ソビエト連邦の崩壊以降ロシア政府は、自国経済の安定化という困難な課題に取り組み、国際市場において競争力がありロシア国民の需要に応えられる近代的かつ効率的な体制への転換を進めてきた。しかし現在のところ、ロシアの経済改革の試みの多くは成果を上げるに至っていない。このような状況においては、ロシア政府が現行の経済改革計画を破棄し、これに代えて海外投資家の利益を害するようなこれまでの計画と根本的に異なる政治的および経済的方針を採用するというリスクを常に伴い、旧ソビエト連邦時代に存在していたものと同様の中央計画経済および民間企業の国営化が再度行われる可能性がある。

新興市場証券

証券は、証券が新興国の証券市場で主に取引され、または発行体が新興国で設立されもしくは主に営業し、収益の大半を新興国での営業から得ており、もしくは資産の大半を新興国に有している場合には、新興国と経済的に結び付いているといえる。PIMCOは、新興市場国として適しているとみなす国を特定し、かつ、そこに投資する広範な裁量を有している。PIMCOは、かかる裁量を行行使するにあたり、個別のサブ・ファンドの戦略目的に一致する国を新興市場として特定する。例えば、PIMCOは、世界銀行もしくは国際連合またはその関連組織等の超国家的組織により新興経済国または発展途上経済国として分類される場合、または新興市場の指数を構築する目的で、ある国が新興市場国であるとみなされる場合を含むがこれらに限られない多数の要因に基づき、ある国が新興市場国に該当するかを検討することができる。この手法により、PIMCOは、特定の国をあるファンドにおいては新興市場国とみなし、同じ投資先ファンドの別のファンドにおいてはそうでないともなす可能性もある。新興市場証券に投資を行う際には、投資先ファンドは、一人当たり国民総生産が比較的低く、また、急速な経済成長の可能性のある国を重視する。PIMCOは、金利、インフレ率、為替相場、金融財政政策、貿易・通貨収支、およびその他PIMCOが関係すると考える特定の要因の自己の評価に基づき、国および通貨構成を選択する。

新興市場証券に投資することは、先進国の証券に投資するリスクとは異なるまたはそれより大きいリスクを負うことを意味する。これらのリスクには、例えば、証券市場の小規模な時価総額（相対的に流動性が低くなる期間を経験する可能性がある。）、著しい価格変動、非米国投資の制限、投資収益および投資元本の本国への送金の可能性、通常より大きい社会的、経済的および政治的不確実性および不安定性、経済に対する大幅な政府関与、政府の監督および規制の少なさ、通貨ヘッジ手法が利用できないこと、新規設立かつ小規模な会社、ならびに価格統制、強制的合併、収用もしくは没収課税、差押、国有化、または将来の経済的もしくは政治的危機から生じる政府独占などがある。さらに、外国投資家は、売却利益の登録を要求されることがある。

一部の新興市場に対する投資に影響する法令は、未発達である場合があり、または予測不可能であり、さらには恣意的に運用される可能性がある。新興市場証券、特に、課税、外国投資および外国貿易、財産または証券に対する権限およびその譲渡に関する新興市場証券に投資する投資先ファンドの活動に適用される法令は、比較的新しいことがあり、米国またはその他の先進諸国におけるものよりもずっと緩やかな方法により著しく変更される可能性がある。新興国の政府が、投資先ファンドの投資先である財産または証券に対して当該投資先ファンドが権限を取得していると認識または了承するという保証はない。なぜなら、新興国は、権限登記について信頼可能なシステムまたは法的枠組みを有していない可能性があるからである。一定の基本的な商法は、一定の新興国では整備されているが、それらは不明確であり解釈の変更に左右される場合があり、また、いつでも投資先ファンドの利益にとって不利な方法で修正、変更、廃止、または置き換えられる可能性がある。米国で通常見られるような法律および先例の広範な体系が存在しない場合がある。現地の法令が米国と似たような発展をし、または上記要因の一部もしくは全部が、新興市場証券に投資している投資先ファンドの営業に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

新興市場証券への投資には、監査基準および財務報告基準に違いがあるというリスクもあり、その結果、発行体についての重要な情報が利用できないことがある。新興国における国、地域および地方公共団体および政府機関、関係当局または下部組織により公表された公式データは、先進国のものよりかなり不完全かつ信頼性が低く、新興市場証券に投資する投資先ファンドについての投資決定を行

う際にPIMCOが利用する公式情報源が完全に信用できるという保証はない。公式統計も、先進国で使われているものとは異なる基礎に基づき作成されていることがある。したがって、これらの市場に関する事項の検討は、利用可能な公式情報および公開情報の完全性または信頼性に懸念があるため、不確実である。

さらに、新興国の通貨は、米ドルおよび／または日本円に対し著しく下落する場合があります、投資先ファンドによるこれらの通貨への投資後に通貨切下げが行われる場合があります、投資先ファンドが通貨ヘッジ戦略を試みようとしても、それがうまくいくとは限らない。インフレおよびインフレ率の急速な変動は、一定の新興国の経済および証券市場にマイナスの影響を及ぼしてきており、かつ、今後も及ぼし続ける可能性がある。さらに、新興証券市場では清算および決済の手續が異なっている場合があります、そのような手續は、証券取引の出来高の成長に対応できない可能性またはその他かかる取引を行うことを困難にする可能性がある。決済の問題により、投資先ファンドが魅力的な投資機会を逃したり、資産の一部を投資するまでの間現金として保有することとなったり、またはポートフォリオ証券の処分が遅れることになったりする可能性がある。そのような遅れにより、証券の買主に対し責任が発生するおそれがある。

東欧の新興国を含む一定の新興国における証券取引には、金融仲介機関の経験不足、近代的技術の不足、事業運営を拡大するための十分な資本基盤の不足により、国際的投資に通常伴うリスクに加えたさらなるリスクがある。さらに、多数の東欧諸国の旧共産主義体制は、多額の財産を過去に没収しており、それに対する請求は未だ完全には解決されていない。東欧における投資先ファンドによる投資も、没収、国有化またはその他の方法により押収されないとの保証はない。

通貨および通貨取引

投資先ファンドは為替リスクを負う。為替相場は、短期間に著しく変動する。為替相場は、一般に、非米国為替市場の需給、異なる通貨に投資することについての相対的優劣、金利の実際上または認識上の変化、およびその他の複雑な要因により決まる。為替相場は、米国もしくはその他の政府もしくは中央銀行による介入（または不介入）、または通貨統制もしくは政治的展開により予測不可能な形で影響を受ける可能性がある。

投資先ファンドは、通貨に対するエクスポージャーを高め、または通貨変動に対するエクスポージャーを一つの通貨から他の通貨にシフトするために、為替リスクに対するヘッジの一環として、為替先渡契約を締結することができ、またはスワップ契約およびスワップションのみならず通貨先物契約ならびに通貨および先物のオプションにも投資することができる。マスター・ファンドは、通貨エクスポージャーをその純資産のプラス・マイナス5%に制限する。ただし、マスター・ファンドは、ヘッジ目的以外で通貨エクスポージャーをとらない。

為替先渡契約は、契約時に設定された価格で、ある将来の日付において特定の通貨を購入または売却する義務を伴うものであり、投資先ファンドが引き渡す通貨の価格の変化に対する当該投資先ファンドのエクスポージャーを低下させ、当該投資先ファンドが契約期間中に受領する通貨の価値変動に対するエクスポージャーを高める。投資先ファンドの価格に対する影響は、一つの通貨建ての証券を売却し、かつ、他の通貨建ての証券を購入することに類似する。非米国通貨を売却する契約は、ヘッジされている通貨の価格が上がれば実現したかもしれない潜在的利益を制限することになる。投資先ファンドは、通貨に対するエクスポージャーを高め、または通貨変動に対するエクスポージャーを一つの通貨から他の通貨にシフトするために、為替リスクをヘッジするためにこれらの契約を締結することができる。

安定したヘッジ取引というものは、いかなる状況においても不可能であり、投資先ファンドが、所定の時期にまたは随時、かかる取引を行うとの保証はない。また、かかる取引がうまくいくとは限らず、投資先ファンドが、該当する通貨の有利な変動から利益を得るチャンスを排除する可能性もある。投資先ファンドは、二つの通貨の為替相場の間に正の相関がある場合には、一つの通貨（または通貨のバスケット）の価値の不利な変化をヘッジするために、他の通貨（または通貨のバスケット）を利用することができる。

レポ契約

投資先ファンドは、銀行、ブローカーまたはディーラーから証券を購入するレポ契約を締結することができる。レポ契約とは、投資先ファンドの費用負担において一定期間中の利息を加えた額で証券を買い戻すことを合意するものである。買戻しを合意している当事者がデフォルトに陥ると、当該投資先ファンドは、保有している証券を売却しようとする。当該証券の価値が買戻価格よりも下がっている場合には、当該証券についての損失に加えて手続コストまたは遅延を伴うおそれがある。レポ取引の満期が7日を超えている場合、これは非流動的な証券とみなされる。

投資先ファンドが当事者であるすべてのレポ取引において、レポ契約の担保は、米国政府、政府機関または下部機構によって発行される現金項目および債務を含むことがある。ただし、担保は、米国政府、政府機関または下部機構によって発行される現金項目および債務以外の証券（投資先ファンドが買戻義務を負うことなく投資戦略に基づき直接保有することができない証券を含む。）を含むことがある。

レポ契約の裏付けとなる担保の種類もまた、投資先ファンドに一定のリスクをもたらすおそれがある。質が低い担保および長期担保は、質が高い担保および短期担保よりも高い価格変動性にさらされることがある。レポ契約のカウンターパーティーがデフォルトに陥った場合、質の低い担保は、質の高い担保よりも清算が困難であることがある。カウンターパーティーがデフォルトし、担保の金額が取引相手方の買戻債務をカバーするのに十分ではない場合、投資先ファンドは、不足額に関して、カウンターパーティーの無担保債権者の地位（すなわち、投資先ファンドが投資方針に従って、デフォルト状態のカウンターパーティーのその他の無担保債務証券を保有した場合に通常有する立場）を保

持することになる。無担保債権者として、投資先ファンドは、取引に投じた元利の一部またはすべてを喪失するリスクを負う。

リバース・レポ契約、ダラー・ロールおよびその他の借入れ

投資先ファンドは、レバレッジに関する制限に従い、リバース・レポ契約およびダラー・ロールを締結することができる。マスター・ファンドは、ファンド受益者からの買戻請求またはその他の短期流動性確保という一時的な目的で利用するため、無担保与信枠について商業銀行と合意を締結した。マスター・ファンドの最大利用可能金額は、185,000,000米ドル相当額である。ただし、マスター・ファンドは、ダラー・ロールを締結することができない。リバース・レポ契約またはダラー・ロールは、投資先ファンドが証券を売却し、一定の時期および価格において当該商品を買戻す合意を伴い、借入れの一種とみなすことができる。

リバース・レポ契約において、当該投資先ファンドは、契約期間中、原証券についての元利払いを継続的に受ける。しかし、リバース・レポ契約には、当該投資先ファンドが保有する当該証券の市場価格が、買戻義務のある当該投資先ファンドの売却証券の買戻価格を下回る場合があるというリスクがある。リバース・レポ契約、ダラー・ロールおよびその他の形式による借入れは、当該投資先ファンドにレバレッジ・リスクを生じさせる可能性がある。

投資先ファンドは、借入時の純資産（借入額を含まない。）の価格（簿価または時価のうち低い方）の10%を超えて銀行借入れを行うことはできない。ただし、吸収合併、合併などの臨時または緊急の目的の場合に、この10%の制限を3か月を上限として一時的に超過する場合を除く。本項において、借入れとは、銀行からの借入れとみなされるものをいい、したがって、リバース・レポ契約、ダラー・ロール等の取引については、かかる10%の制限は適用されない。

「モーゲージ・ダラー・ロール」は、一定の点においてリバース・レポ契約に類似する。「ダラー・ロール」契約において、投資先ファンドは、ディーラーに対し、GNMA発行証券などのモーゲージ関連証券を売却し、同時に、あらかじめ決められた価格で類似の証券（同じ証券ではない。）を将来買戻すことを合意する。「ダラー・ロール」は、投資先ファンドが、現金を得るためにディーラーに対しモーゲージ関連証券を質入れする担保付借入れとしてのリバース・レポ契約のようなものとみなすことができる。リバース・レポ契約の場合とは異なり、投資先ファンドがダラー・ロール取引を締結するディーラーは、当該投資先ファンドが元々売却したものと同一証券を返還する義務はないが、「概ね同一」である証券に限られる。「ダラー・ロール」は、あらかじめ決められた価格で将来証券を購入または売却する合意を伴うため、ファンドは、「ダラー・ロール」が合意されている特定の証券の価格について市場の動きを利用することはできない。「ダラー・ロール」のカウンターパーティーがデフォルトに陥った場合には、当該投資先ファンドは、将来の売却義務を履行するために、当該投資先ファンドが代替証券を購入しなければならない市場価格（上がる場合もあれば下がる場合もあり、将来の売却義務について当該投資先ファンドが受け取るべき売却代金は市場価格から控除される。）を負担するリスクを負担する。

セール・アンド・バイバックは、原証券の投資先ファンドによる買戻しの決済が未決の間、証券を購入するカウンターパーティーが原証券に関して行われた元利払いを受領する権利を有するという点を除いて、リバース・レポ契約に類似する。

デリバティブ

投資先ファンドは、リスク管理のため、または投資戦略の一部として、デリバティブ商品を利用することができる（義務ではない。）。一般的に、デリバティブは、その価格が、原資産、基準金利または参照指標の値により決まるまたはそこから生じる金融契約であり、株式、債券、金利、異なる金利間のスプレッド、通貨または為替相場、商品および関連指数に関係することがある。デリバティブ商品の例には、オプション、先物、先物オプション、スワップ（ロングおよびショートのクレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックスを含むがそれらに限らない。）、およびスワップ・オプションを含む。投資先ファンドは、その投資目的および投資方針を条件に、資産の一部または全部をデリバティブ商品に投資することができる。ポートフォリオ・マ

ネージャーは、これらの戦略を採用しないと決定することもでき、また、投資先ファンドが利用するデリバティブ戦略がうまくいくとの保証はない。

投資先ファンドによるデリバティブ商品の利用には、証券およびその他従来型の投資対象に直接投資することに伴うリスクとは異なる、またはより大きい可能性のあるリスクがある。以下は、投資先ファンドが利用する可能性のあるすべてのデリバティブ商品に関連する重要なリスク要因についての一般的な検討を示すものである。

マネジメント・リスク： デリバティブ商品は、株式および債券とは異なる投資手法およびリスク分析を要する高度に専門化された商品である。デリバティブを利用する際には、原商品だけでなく、（考えられるあらゆる市況におけるデリバティブの実績を観察できなくても）デリバティブそのものを理解していなければならない。

信用リスク： 特定のデリバティブ商品の利用は、請求されている支払いを行いまたはその他の契約条件を遵守する契約の別の当事者（通常「カウンターパーティー」と称される。）の不履行の結果により損失を受けるというリスクを伴う。さらに、クレジット・デフォルト・スワップのショート・ポジションは、投資先ファンドがクレジット・デフォルト・スワップの基礎となっている会社の信用力を正確に評価しなければ損失をもたらすおそれがある。

流動性リスク： 流動性リスクは、特定のデリバティブ商品の売買が困難である場合に発生する。デリバティブ取引が特に大規模であるか、または関連する市場が（多くの一対一交渉型のデリバティブと同様に）非流動的である場合、有利な時期または価格において取引を開始しまたはポジションを換金することができない可能性がある。

レバレッジ・リスク： 多数のデリバティブはレバレッジの要素を有しているため、原資産、基準金利または参照指標の値または水準の不利な変化が、デリバティブそのものに投資されている金額よりかなり大きな損失となる可能性がある。デリバティブの中には、当初の投資規模に関係なく、無制限の損失をもたらす可能性があるものもある。投資先ファンドがレバレッジのためにデリバティブを利用する場合、当該投資先ファンドへの投資は、より不安定となる傾向があり、市場の変化に応じてさらに多額の損益がもたらされる。

利用可能性の欠如： 一定のデリバティブ商品の市場（非米国市場を含む。）は、比較的新しく、かつ、まだ発展途上であるため、適切なデリバティブ取引がリスク管理またはその他の目的のためあらゆる状況において利用できるとは限らない。特定の契約の満期時には、ポートフォリオ・マネージャーは、類似の契約を締結することで、投資先ファンドのポジションをデリバティブ商品で保有しようとする場合もあるが、原契約のカウンターパーティーが新規契約の締結を望まず、かつ、他の適切なカウンターパーティーも見付からない場合には、そうすることはできない可能性がある。投資先ファンドがいつでもまたは随時デリバティブ取引を行うとの保証はない。投資先ファンドのデリバティブ利用可能性は、一定の規制および税務上の勘案事項によっても制限されることがある。

市場リスクおよびその他のリスク： 他のほとんどの投資対象と同様に、デリバティブ商品には、商品の市場価格が投資先ファンドの利益にとって不利な方向に変化するというリスクがある。ポートフォリオ・マネージャーが、投資先ファンドのためにデリバティブを利用する際に、証券、通貨もしくは金利の価値またはその他の経済要因を不正確に予測した場合、投資先ファンドは、取引を締結しなかった方がより良い状況にあったといえる場合もある。デリバティブ商品を含む一部の戦略は、損失リスクを減らす可能性がある一方で、利益の機会も減らし、さらには、投資先ファンドのその他の投資対象の有利な値動きを相殺することにより損失を生じさせる結果となる場合がある。投資先ファンドは、一定のデリバティブ取引に関連して、当該投資先ファンドが相殺ポジションまたは資産担保を維持することを法的に要求されるため、不利な時期または価格において証券を売買しなければならないこともある。

デリバティブを利用する際のその他のリスクには、デリバティブの価格決定ミスまたは不適切な評価のリスク、ならびにデリバティブが原資産、原金利および原指標と完全には相関できないことなどがある。多くのデリバティブ、特に、一対一交渉型のものは複雑であり、かつ、主観的に評価される

ことが多い。不適切な評価は、カウンターパーティーに対する現金支払義務を増加させ、または投資先ファンドにとって価格の損失となる可能性がある。また、デリバティブの価格が、緊密に追従するように設定されている資産、基準金利または参照指標の価値と不完全にしか相関せずまたは無相関となる場合がある。

特定の投資先ファンドは、商品連動デリバティブ商品、スワップ取引または指数連動「仕組み」債および商品連動「仕組み」債への投資によって、商品市場に対するエクスポージャーの増大を追求することができる。商品連動デリバティブ商品の価値は、一般に実物商品（エネルギー、鉱物もしくは農産物等）、商品先物契約もしくは商品指数の価格変動または商品もしくは商品市場の価値の変動に基づくその他の経済変数に基づく。商品連動デリバティブ商品の価格は、全体的な市場変動、商品指数ボラティリティ、金利変動または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および規制の発達など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

スワップは、将来において特定の間隔で投資キャッシュ・フローまたは資産を交換またはスワップするための、投資先ファンドとカウンターパーティーとの間の一対一交渉契約である。当該義務は一年間を超える場合がある。スワップ取引が集中清算の対象とならないことが多いので、スワップ取引は取引所で取引される商品よりも流動性が低いことがある。ドッド・フランク・ウォール街改革法及び投資家保護法（「ドッド・フランク法」）および関連の規制改革は、米国商品先物取引委員会（「CFTC」）および米国証券取引委員会（「SEC」）が「スワップ」と定義している一部の標準的なOTCデリバティブ商品を清算機関や取引所を通じて取引することを求めている。CFTCは、ドッド・フランク法に基づく取引所を通じた取引および清算の義務化を実施済みであり、引き続き清算集中型契約の承認を行っている。非清算スワップは証拠金要件の対象となり、これは段階的に実施される。PIMCOは、特に、規制の変更がスワップ契約を締結する投資先ファンドの能力に影響を及ぼす範囲を中心に、これらの進展状況の検証を続ける予定である。

さらに、特定の投資先ファンドは、商品もしくは商品先物契約の価値または商品指数の実績に連動する元本支払および／またはクーポン利払い付デリバティブ債務証券に投資することができる。かかる債務証券は、「商品連動」債または「指数連動」債である。これらは、債務証券の条件が発行体の債券および購入者の債券によって組み込まれることがあるため、「仕組み」債と称されることがある。かかる債券の価値は、投資先の原商品または関連指数の変動によって上昇し、または下落する。投資先ファンドは、かかる債券によって、経済的に商品価格の変動にさらされる。また、かかる債券は、債務証券全体に影響を及ぼす信用リスク、市場リスクおよび金利リスク等のリスクを負う。さらに、かかる債券はたびたびレバレッジされ、投資先の原商品、商品先物契約または商品指数の変動に連動する各債券の市場価格の変動性を増大させる。したがって、投資先ファンドは、債券の満期時に、自己の投資額を上回るまたは下回る元本を受領する可能性がある。また、投資先ファンドは、前記のクーポンの利払い額を上回るまたは下回る債券に係る利払いを受けることができる。マスター・ファンドは仕組債に投資することができない。

先物、オプションおよびスワップ契約を含む様々なデリバティブ商品に関する政府の追加規制により、投資先ファンドが投資戦略の一環としてかかる商品を利用することが禁止または制限され、その結果、投資先ファンドの投資目的の達成が妨げられる可能性がある。この分野における過去、現在および将来の立法および規制の効果を完全に予測することはできないが、それは重大かつ不利なものとなる可能性がある。立法および規制上の措置に基づき、ファンドによる投資戦略の一環としての一定の金融商品の利用が禁止または制限される可能性がある。投資先ファンドがデリバティブ取引を行うカウンターパーティーに適用される禁止または制限により、投資先ファンドによる一定の金融商品の利用が妨げられる可能性もある。これらのリスクは、投資先ファンドが投資目的達成のために商品関連のデリバティブを広範に利用する場合に特に顕著となる。

投資先ファンドへの投資の性格または投資先ファンドによる投資戦略の継続的な遂行能力を（場合によっては重要な程度に）変更する規制の変更が将来行われる可能性がある。先物、オプションおよびスワップの市場は広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。更に、SEC、CFTCならびに他の法域における一部の証券取引所および規制当局は、市場における緊急事態発生時において、投機的ポジションの制限の導入または縮小および取引の制限等の特別の措置を講じ

る権限を有している。米国における先物、オプションおよびスワップ取引の規制は急速に変化しつつある法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる変更に服する可能性がある。

特に、2010年7月21日には、ドッド・フランク法が署名された。ドッド・フランク法は、米国の金融システムの監督および規制の方法を変更するものであった。ドッド・フランク法第7章は、投資先ファンドが投資するスワップ等の金融商品を含む店頭（OTC）デリバティブの規制の立法の枠組みを定めている。ドッド・フランク法第7章は、OTCデリバティブ市場に広範な変更を加え、SECおよびCFTCに対してOTCデリバティブおよび市場参加者を規制するための重大な権限を新たに付与し、多くのOTCデリバティブ取引について清算および取引所での取引を義務付けている。

CFTCおよびSECは、近時、「スワップ」および「証券スワップ」の定義を行なった。これらの定義は、ドッド・フランク法に基づく規制に従う契約に関する限界を提供する。これらの変更は、二者間で交渉される契約に関する信用リスクを減少させるものと期待されるが、取引所取引および清算は、契約をリスク・フリーにするものではない。

ドッド・フランク法の条項には、多くのOTCデリバティブに関する新たな資本および証拠金規制ならびに清算機構の利用の義務付けが含まれる。CFTC、SECおよびその他の米国連邦規制当局に対して、ドッド・フランク法の条項を成立させるための規則および規制の制定が委託されている。かかる義務付けられた規則および規制の多くについて導入期間が定められていることから、現時点ではドッド・フランク法の投資先ファンドに対するインパクトの性質および全体の範囲を正確に図ることは不可能である。しかし、スワップ・ディーラー、主要な市場参加者およびスワップ・カウンターパーティーに対しては、新たに追加的な規制、義務、法令遵守のための負担、それに伴う費用が発生することが予想されている。ドッド・フランク法および公布された規則は、投資先ファンドによる投資目的の達成について、投資先ファンドまたはそのカウンターパーティーに課される制約または義務を通じて消極的なインパクトを与える可能性がある。特に、投資先ファンドまたはそのカウンターパーティーに課されるあらゆるポジションの制限は、投資目的の効率的な達成に適う手法による投資先ファンドの先物、オプションおよびスワップへの投資にインパクトを与える可能性がある。資本要件、CFTCの投機的ポジション制限制度の変更および清算機関の利用の義務付けを含む新たな義務は、投資先ファンドに直接適用されるものではないが、投資先ファンドによる投資のコストおよび事業遂行のコストを増加させる可能性があり、投資家に対して不利な影響を与える可能性がある。

クレジットリンク債

クレジットリンク債（以下「CLN」という。）は、通常、別の当事者にリンクするクレジット・オプションもしくはリスクを有する発行体により発行される。発行体は、組み込まれたクレジット・オプションにより、特定の信用リスクをCLN保有者に移すことが可能となる。CLNの価格またはクーポンは、別の当事者の参照資産の運用実績に連動する。通常、CLN保有者は、CLN存続期間中には固定もしくは流動利率を、満期時には額面額を受領する。キャッシュ・フローは、特定のクレジット関連イベントに左右される。別の当事者が債務不履行もしくは破産を宣言した場合、CLN保有者はリカバリー・レートと同額を受領することになる。CLN保有者は、別の当事者によるデフォルトおよび参照資産の不測の事態のリスクを負い、そのため元金および利息を失うことがある。これらリスクと引き換えに、CLN保有者は、高い利回りを享受する。多くのデリバティブ投資と同様、証券の複雑さ（すなわち、組み込まれたオプションの値付けが簡単ではないこと。）ゆえにCLNの評価は困難である。

ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ

投資先ファンドは、レンダーが一定の期間中、借主の要求があれば上限金額まで貸付を行うことを約束するディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティを締結し、または参加権を取得することができる。

かかるコミットメントにより、投資先ファンドが、本来であればそうしなかったであろうタイミングで一時に特定の会社への投資を増額することが要求される可能性がある（当該会社の財務状況から、かかる金額の返済が得られにくいタイミングで一時間に行われる場合を含む。）。追加資金の拠出

をコミットした範囲において、投資先ファンドは、PIMCOが流動性を維持することを定めた、かかるコミットメントに応じるのに十分な金額の資産を分別または区分する。

発行時取引、後渡および先渡約定取引

投資先ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、後渡でかかる証券を売買し、通常の受渡時以後の将来のある期日に確定価格によりかかる証券を買い付ける契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、後渡買付および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、当該投資先ファンドの他の資産の価格下落リスクに加わるものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらし、当該投資先ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。投資先ファンドは当該ポジションの補填のために分別または用途指定した証券に対する収益を獲得することができるが、一般に、当該証券の受渡時前に投資先ファンドが買付を約束した証券には、分配収益は発生しない。投資先ファンドが発行時取引、繰延受渡または先渡約定取引により証券を売却した場合、投資先ファンドは当該証券の将来発生する収益または損失を受けることはない。取引の相手方が証券に対する支払いを怠る場合、投資先ファンドは損失を被る可能性がある。

他の投資会社への投資

投資先ファンドは、投資先ファンドのトラスト内のほかのファンドに全ての資産を投資することによって投資目的の達成を目指す場合を除き、クローズ・エンド型の運用型投資法人またはプール勘定など、他の投資会社の証券に投資することはできない。

投資会社に投資する投資先ファンドは間接的に、当該投資会社により請求されるサービス料およびその他の費用を負担することがあり、それは投資先ファンドがサービス・プロバイダーに支払う報酬に追加されるものである。

空売り

投資先ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、または潜在する証券価格の下落を相殺するために空売りを行うことがある。空売りは、その純資産価格の100%を超えないものとする。

空売りは、売却を執行するためにブローカーまたはその他の機関から借り入れた証券の売却を伴う。空売りには、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために（ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。）証券を取得、転換または交換することが要求されるリスクがあり、その結果、投資先ファンドに損失をもたらすことがある。投資先ファンドが空売りを行う場合、当該投資先ファンドは、PIMCOが流動性を有すると判断する資産を分別もしくは「用途指定」するか、または許容される方法でそのポジションを別途カバーしなければならない。

非流動性証券

マスター・ファンドは、制限なく非流動性証券に投資することができる。非流動性証券の中には、PIMCOの監督下で誠実に決定された適正価格での価格設定を必要とするものがある。ポートフォリオ・マネージャーが非流動性証券を処分する際には、相当の遅延が発生することがあり、また非流動性証券の取引には、流動性証券の取引にかかるものを上回る登録費用その他の取引コストが含まれることがある。

本項において「非流動性証券」とは、概ね投資先ファンドが当該証券を評価した金額で通常取引過程上7日以内に処分できない証券をいう。非流動性証券は、満期までが7日以上であるレポ契約、一定のローン・パーティシペーションの權益および期限前の払戻しができないもしくは解約違約金がある条件の（翌日物預金以外の）定期預金を含むと考えられるが、これらに限定されない。制限付証券、すなわち、転売に関し法律上または契約上の制限を受ける証券は非流動性証券とされる。ただし、一部の制限付証券（1933年米国証券法（改訂済）ルール144Aに基づき発行された証券および一部のコ

マーシャル・ペーパー等）は、確立した流通市場で取引される登録証券よりも流動性が低いことがあるものの、流動性があるものとして取り扱われる。

ポートフォリオ証券の貸付

利益の達成を目的として、投資先ファンドは、貸付が全額担保されていることなど一定の条件が満たされる場合、ブローカー、ディーラーその他金融機関に対しそのポートフォリオ証券を貸し付けることができる。投資先ファンドがポートフォリオ証券を貸し付ける場合、その投資実績には貸付証券の価格変動が引き続き反映され、また当該投資先ファンドは、当該担保に対する手数料または利息も受領する。証券貸付には、借り手が貸付証券を返還しない場合、または支払不能に陥った場合、当該担保にかかる権利の喪失リスクまたは当該担保の回収の遅延リスクがある。投資先ファンドは、貸付をアレンジした当事者に貸付手数料を支払うことがある。

ポートフォリオの回転

投資先ファンドが特定の証券を保有する期間は、原則として投資決定上の検討事項ではない。投資先ファンドが保有する証券の入替えは、「ポートフォリオの回転」といわれる。投資先ファンドは、特に乱高下する市場動向の期間中、その投資目的を達成するために頻繁で活発なポートフォリオ証券の取引を行うことになる。ポートフォリオの回転率の高さ（例えば100%超）は、証券の売却およびその他の証券への再投資に対する売買委託手数料または販売手数料等の取引コストを含め、投資先ファンドにとって結果的により多額の費用負担を伴うことになる。ポートフォリオの回転に伴う取引コストは、投資先ファンドの実績に悪影響を及ぼすことがある。

一時的な防御戦略

一時的または防御目的で、投資先ファンドは、PIMCOが適切とみなす場合、課税対象証券、短期金融市場証券を含む米国の債務証券および現金等価物に無制限に投資することができる。現金等価物の投資は、満期まで1年以下の投資適格債券投資と定義される。投資先ファンドがかかる戦略を採用する場合、投資先ファンドは、その投資目的を達成できないことがある。

市場や金利の状況により、ポートフォリオ・マネジャーの裁量において、ファンドの純資産の一部が投資されないことがある。そのような場合、ファンドの資産は保管口座に現金で保管される。現金資産は一般に、収益を発生せず、投資先ファンドのパフォーマンスに影響する可能性がある。

投資制限の比率

別途記載される場合を除いて、投資先ファンドの投資対象に関するすべての制限比率は、投資時に適用される。投資先ファンドは、投資の結果または投資の直後に超過分または欠損が発生または存在する場合を除き、かかる制限に違反することはない。

信用格付および無格付証券

格付機関は、転換証券を含む確定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス機関である。格付機関により付与された格付は、絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況は、格付が示すものよりも良いまたは悪い場合がある。一部の格付は、格付カテゴリー内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。投資先ファンドは、当該証券が購入時点で当該投資先ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付されている場合、格付の修正にかかわらず証券を取得することができる。PIMCOは、信用格付のみに依拠せず、発行体の信用性についての自己の分析を展開する。

マスター・ファンドによるMoody's、S&Pまたはフィッチの複数により格付けされた証券への投資に関して、PIMCOは、より高いほうの格付けを採用する。

投資先ファンドが保有する証券が最低格付要件を下回る格付けに格下げされた場合、PIMCOは、かかる証券を売却する必要はない。

各投資先ファンドは、当該証券が投資先ファンドの購入できる格付証券に相当する信用水準のものであるとPIMCOが判断する場合、（格付機関により格付が付与されていない）無格付証券を取得することができる。無格付証券には、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付をPIMCOが正確に評価できないというリスクがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の確定利付証券の発行体についてよりも複雑であることがある。投資先ファンドがハイ・イールド証券および／または無格付証券に投資する限り、当該投資先ファンドによる投資目的の達成の成否は、投資先ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きくPIMCOの信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

（負もしくは正の数値となる）デュレーションは、特に、証券の利回り、クーポン、最終満期および期限前償還条項に基づき数値化された、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される指標である。証券のデュレーションが長いほど、金利変動への感応度が高いことになる。同様に、投資先ファンドのポートフォリオ平均のデュレーションが長い場合は、ポートフォリオ平均のデュレーションが短いファンドに比べて金利の変動に対する感応度が高くなる。例として、デュレーションが5年である債券ファンドの価格は、金利が1%上昇した場合に約5%下落すると予想される。逆に、デュレーションがマイナス1年である債券ファンドの価格は、金利が1%上昇した場合に約1%上昇すると予想される。

その他の投資対象および投資手法

投資先ファンドは、その他の種類の証券に投資し、様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法により、投資先ファンドに追加的なリスクが発生することとなる。

発行体の分散

マスター・ファンドは、純資産の5%を上限として同一銘柄または発行体に投資することができる。ただし、米国政府証券については上限の定めはない。ただし、この制限および投資先ファンドのバンクローンへの投資の目的上、借主は、バンクローンの発行体であるとみなされる。

「インデックス」商品を含む、対象資産のポートフォリオにリンクしたクレジット・リンク債および仕組み商品については、投資先ファンドのエクスポージャーは対象資産の発行体に対するエクスポージャーに基づいて測定される。

(2) リスクに対する管理体制

(イ) サブ・ファンドのリスク管理体制

① 副管理会社のリスク管理体制

副管理会社は、サブ・ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを、検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、サブ・ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的に独立しており、さらに、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

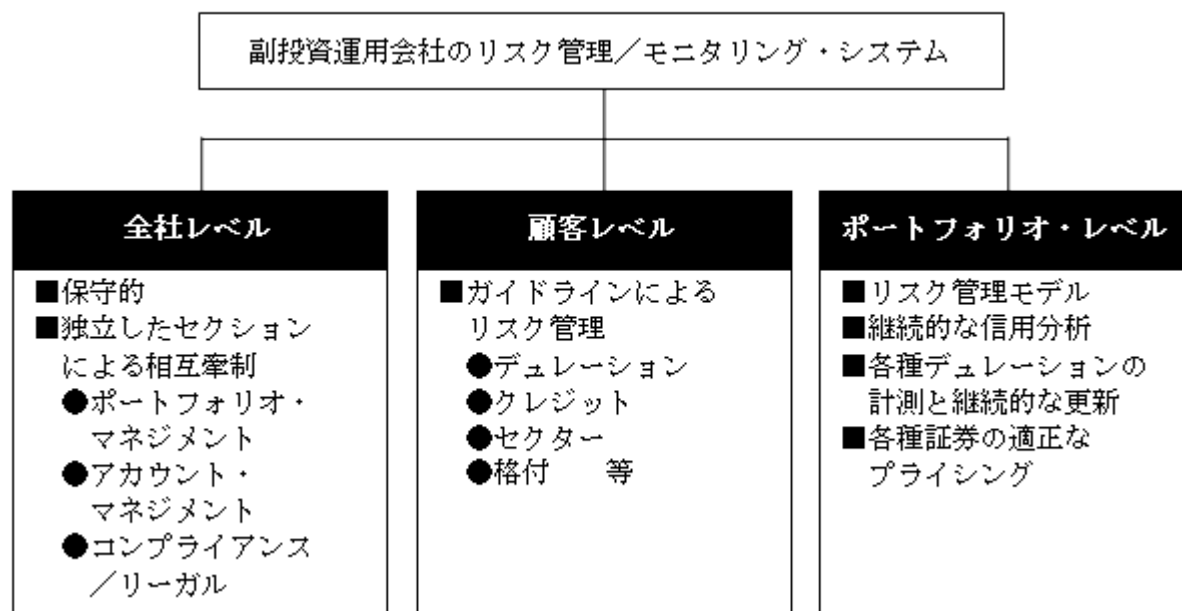
② 投資運用会社のリスク管理体制

投資運用会社と副投資運用会社の間で、副投資運用会社がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう副投資運用契約として委託内容を定めている。また、投資運用会社は副投資運用会社に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っている。また、副投資運用会社からの定期的なデータ還元を受け、市場、信

用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行っているほか、投資運用会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理している。

③ 副投資運用会社のリスク管理体制

実効性のあるリスク管理を行うため、副投資運用会社ではすべての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネージメント部）、コンプライアンス／リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っている。

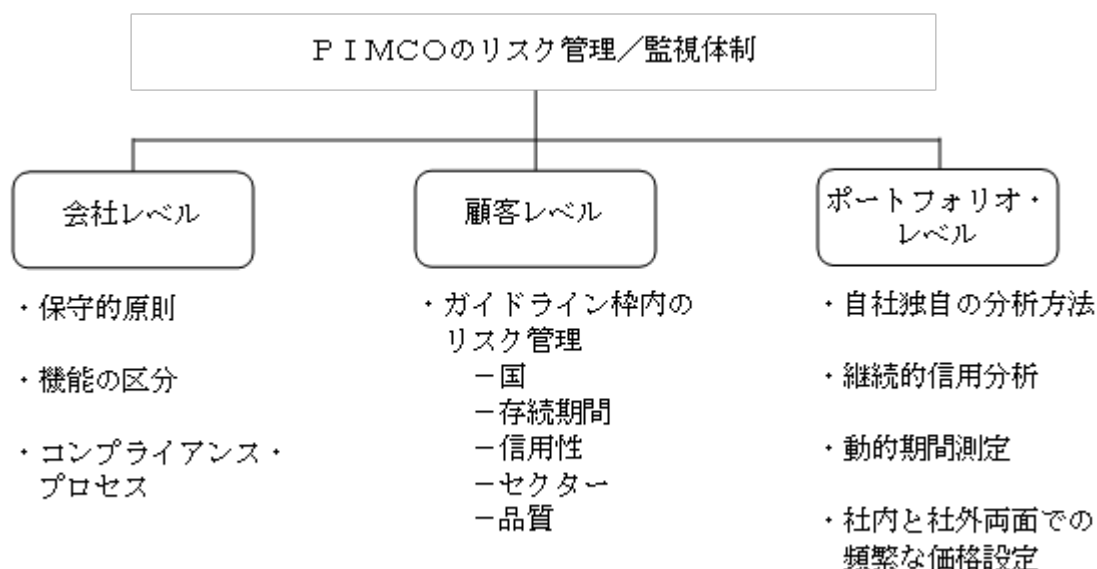


（2018年2月末日現在）

（ロ）投資先ファンドのリスク管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいる。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っている。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



PIMCOのインベストメント・コミッティーが多岐にわたるポートフォリオ・リスクを監視する。
(2018年2月末日現在)

サブ・ファンドは、ヘッジ目的および／またはヘッジ目的以外の目的でデリバティブを利用して
いる。

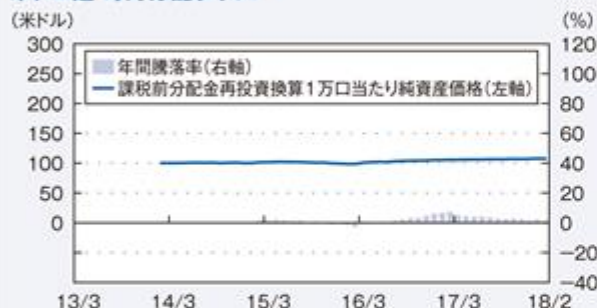
副管理会社は、AIFMに係るEU指令の準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

(3) リスクに関する参考情報

サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2013年3月～2018年2月の5年間におけるサブ・ファンドの課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(なお、サブ・ファンドは2014年2月14日に運用を開始しました。)

米ドル建 毎月分配クラス



米ドル建 資産形成クラス



豪ドル建 豪ドルヘッジ 毎月分配クラス



豪ドル建 豪ドルヘッジ 資産形成クラス



サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。

米ドル建 毎月分配クラス



米ドル建 資産形成クラス



豪ドル建 豪ドルヘッジ 毎月分配クラス



豪ドル建 豪ドルヘッジ 資産形成クラス



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

※課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、各資産形成クラスについては分配金の支払実績はないため、課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格は各受益証券の1万口当たり純資産価格と等しくなります。

※サブ・ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。設定から1年未満の時点では算出されません。

※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

※サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1万口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、各受益証券の参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※サブ・ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

● 各資産クラスの指数

日 本 株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス

新興国株・・・S&P新興国総合指数

日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、サブ・ファンドは、(株東京証券取引所)により提供、保証または販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

FTSE世界国債インデックスおよび**FTSE新興国市場国債インデックス**はFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の３％（税別）を上限とする申込手数料を課すことができる。

② 日本国内における申込手数料

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に収受される。

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の3.24％（税抜３％）を上限とする申込手数料を課すことができる。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

（注）上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

② 日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

（３）【管理報酬等】

サブ・ファンドについては以下に説明するとおり、各サブ・ファンドの純資産総額に対して、年率1.77％を上限とする管理報酬等が支払われる。ただし、サブ・ファンドの純資産総額によって段階的に異なる料率が適用される場合や最低報酬額が適用される場合がある。

（i）管理報酬

管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。

管理会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.04％の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。管理会社は、各サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理報酬を支払う。

各サブ・ファンドの2017年10月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、それぞれ70,722米ドルおよび15,625豪ドルであった。

（ii）受託報酬

受託報酬は、信託証書に定める受託会社としての業務の対価として、受託会社に支払われる。

受託会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.01％（ただし、各サブ・ファンド毎に年間10,000米ドルを下回らないものとする。）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。

各サブ・ファンドの2017年10月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、それぞれ17,681米ドルおよび13,155豪ドルであった。

（iii）管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬

管理事務代行報酬および名義書換代行報酬は、信託証書に定める管理事務代行会社兼名義書換代行会社としての業務の対価として、管理事務代行会社に支払われる。

管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額に対して以下の年率の報酬（ただし、各サブ・ファンド毎に月間3,750米ドルを下回らないものとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。

USバンクローンファンド

米ドル建／豪ドル建 豪ドルヘッジの純資産総額	料率
5億米ドル／豪ドルまでの部分	年率0.05%
5億米ドル／豪ドルを超え 10億米ドル／豪ドルまでの部分	年率0.04%
10億米ドル／豪ドルを超える部分	年率0.03%

各サブ・ファンドの2017年10月31日に終了した会計年度中の管理事務代行および名義書換代行報酬は、それぞれ88,403米ドルおよび67,653豪ドルであった。

(iv) 投資運用報酬および副投資運用報酬

投資運用報酬は、関連するサブ・ファンドのポートフォリオの投資運用、資産の投資および再投資の管理業務等の対価として、投資運用会社に支払われる。

投資運用会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の年率1.02%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。

副投資運用報酬は、投資運用会社に提供する投資運用業務の対価として、副投資運用会社に支払われる。

副投資運用会社は、各サブ・ファンドの純資産総額の年率0.67%を上限とする報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの2017年10月31日に終了した会計年度中の投資運用報酬および副投資運用報酬は、それぞれ1,803,423米ドルおよび398,426豪ドルであった。

(v) 販売報酬

販売報酬は、投資者からの申込または買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われる。

日本における販売会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.60%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの2017年10月31日に終了した会計年度中の販売報酬は、それぞれ1,060,837米ドルおよび234,368豪ドルであった。

(vi) 代行協会員報酬

代行協会員報酬は、ファンド証券の純資産価格の公表を行い、また目論見書および運用報告書その他の書類を販売会社へ送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われる。

代行協会員は、各サブ・ファンドから、純資産総額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの2017年10月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、それぞれ88,403米ドルおよび19,531豪ドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

① 設立費用

各サブ・ファンドの当初設立費用は、25万米ドルを上限として見積もられており、各サブ・ファンドの資産から支払われ、3年の期間で償却される。

各サブ・ファンドの2017年10月31日に終了した会計年度中の設立費用は、それぞれ18,765米ドルおよび20,087豪ドルであった。

② 保管報酬

保管報酬は、信託証書に定める保管会社としての業務の対価として、保管会社に支払われる。

保管会社は、保管報酬として、合意済の取引手数料の支払いを受領する権利を有し、また、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻を受ける権利を有する。

各サブ・ファンドの2017年10月31日に終了した会計年度中の保管報酬は、それぞれ30,049米ドルおよび13,824豪ドルであった。

徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。
日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるサブ・ファンドの分配金（参照通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

III 2018年3月末日現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ケイマン諸島の信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、利子所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。年次の手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、年次の手数料は年間500ケイマン諸島ドル（約610米ドル。約65,496円）であり、信託証書に40ケイマン諸島ドル（約49米ドル。約5,261円）の印紙税が課される。

5【運用状況】

サブ・ファンドは、2014年2月14日から運用を開始した。

（１）【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）（2018年2月末日現在）

＜米ドル建＞

資産の種類	地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	バミューダ	160,814,226.24	99.60
現金・その他の資産 （負債控除後）		642,556.14	0.40
合計（純資産総額）		161,456,782.38 (約17,336百万円)	100.00

（注）投資比率とは、各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ＞

資産の種類	地域名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	バミューダ	36,139,678.25	99.80
現金・その他の資産 （負債控除後）		72,858.37	0.20
合計（純資産総額）		36,212,536.62 (約3,030百万円)	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】（2018年2月末日現在）

＜米ドル建＞

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ バミューダ バンクロール ファンド A - クラスF (USD)	バミュー ダ	投資信託	19,099,076.75	9.05	172,859,938.05	8.42	160,814,226.24	99.60

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ＞

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ピムコ バミューダ バンクロール ファンド B - クラスF (AUD)	バミュー ダ	投資信託	4,380,567.06	8.91	39,028,497.39	8.25	36,139,678.25	99.80

<参考情報>

〔ご参考〕 ビムコ バミューダ バンクローン ファンド(M) の組入上位銘柄

順位	組入上位銘柄	クーポン	償還日	組入比率
1	UNIVISION COMMUNICATIONS TL C5	4.324%	2024/03/15	1.38%
2	AVOLON TL B BORROWER 1 US TL B2	3.840%	2022/04/03	1.35%
3	PRIME SECURITY SERVICES BOR TL B	4.324%	2022/05/02	1.25%
4	SCIENTIFIC GAMES INTL TL B5	4.449%	2024/08/14	1.22%
5	CHANGE HEALTHCARE HOLDINGS TL B	4.324%	2024/03/01	1.21%
6	BRAND ENERGY & INFRASTRUCT TL	5.996%	2024/06/21	1.03%
7	CENTURYLINK INC TL B	4.317%	2025/01/31	1.01%
8	SPRINT COMMUNICATIONS TL B	4.125%	2024/02/02	0.95%
9	SS&C TECHNOLOGIES INC TL B3	4.220%	2025/02/28	0.89%
10	AVANTOR INC TL 1L	5.561%	2024/11/21	0.86%

● 組入比率は、バンクローン等に対する評価額の比率を小数第3位を四捨五入して表示しています。

● バンクローンにおいて償還日は弁済期限を表します。

②【投資不動産物件】（2018年2月末日現在）

該当事項なし。

③【その他投資資産の主要なもの】（2018年2月末日現在）

該当事項なし。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記各会計年度末および2018年２月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度末 (2014年10月末日)	266,612,633.70	28,626,198	毎月分配クラス 0.009880 資産形成クラス 0.010061	1.0608 1.0802
第２会計年度末 (2015年10月末日)	230,129,504.56	24,709,005	毎月分配クラス 0.009555 資産形成クラス 0.010094	1.0259 1.0838
第３会計年度末 (2016年10月末日)	183,939,754.77	19,749,611	毎月分配クラス 0.009483 資産形成クラス 0.010410	1.0182 1.1177
第４会計年度 (2017年10月末日)	170,372,142.51	18,292,857	毎月分配クラス 0.009389 資産形成クラス 0.010706	1.0081 1.1495
2017年３月末日	181,250,753.08	19,460,893	毎月分配クラス 0.009473 資産形成クラス 0.010565	1.0171 1.1344
４月末日	184,160,418.19	19,773,304	毎月分配クラス 0.009472 資産形成クラス 0.010597	1.0170 1.1378
５月末日	180,939,521.89	19,427,476	毎月分配クラス 0.009460 資産形成クラス 0.010617	1.0157 1.1399
６月末日	179,174,763.07	19,237,994	毎月分配クラス 0.009415 資産形成クラス 0.010600	1.0109 1.1381
７月末日	177,986,014.86	19,110,358	毎月分配クラス 0.009436 資産形成クラス 0.010657	1.0131 1.1442
８月末日	172,548,280.74	18,526,509	毎月分配クラス 0.009391 資産形成クラス 0.010641	1.0083 1.1425
９月末日	169,284,245.21	18,176,049	毎月分配クラス 0.009379 資産形成クラス 0.010661	1.0070 1.1447
10月末日	170,372,142.51	18,292,857	毎月分配クラス 0.009389 資産形成クラス 0.010706	1.0081 1.1495
11月末日	166,993,074.31	17,930,046	毎月分配クラス 0.009345 資産形成クラス 0.010691	1.0034 1.1479
12月末日	163,993,912.65	17,608,026	毎月分配クラス 0.009332 資産形成クラス 0.010710	1.0020 1.1499
2018年１月末日	163,237,627.60	17,526,824	毎月分配クラス 0.009355 資産形成クラス 0.010771	1.0044 1.1565
２月末日	161,456,782.38	17,335,615	毎月分配クラス 0.009311 資産形成クラス 0.010755	0.9997 1.1548

（注１）会計期末の純資産総額については、費用・現金等に係る一定の調整がなされた財務書類上の数値を記載しているため、各月末の営業日の数値と異なる場合がある。以下同じ。

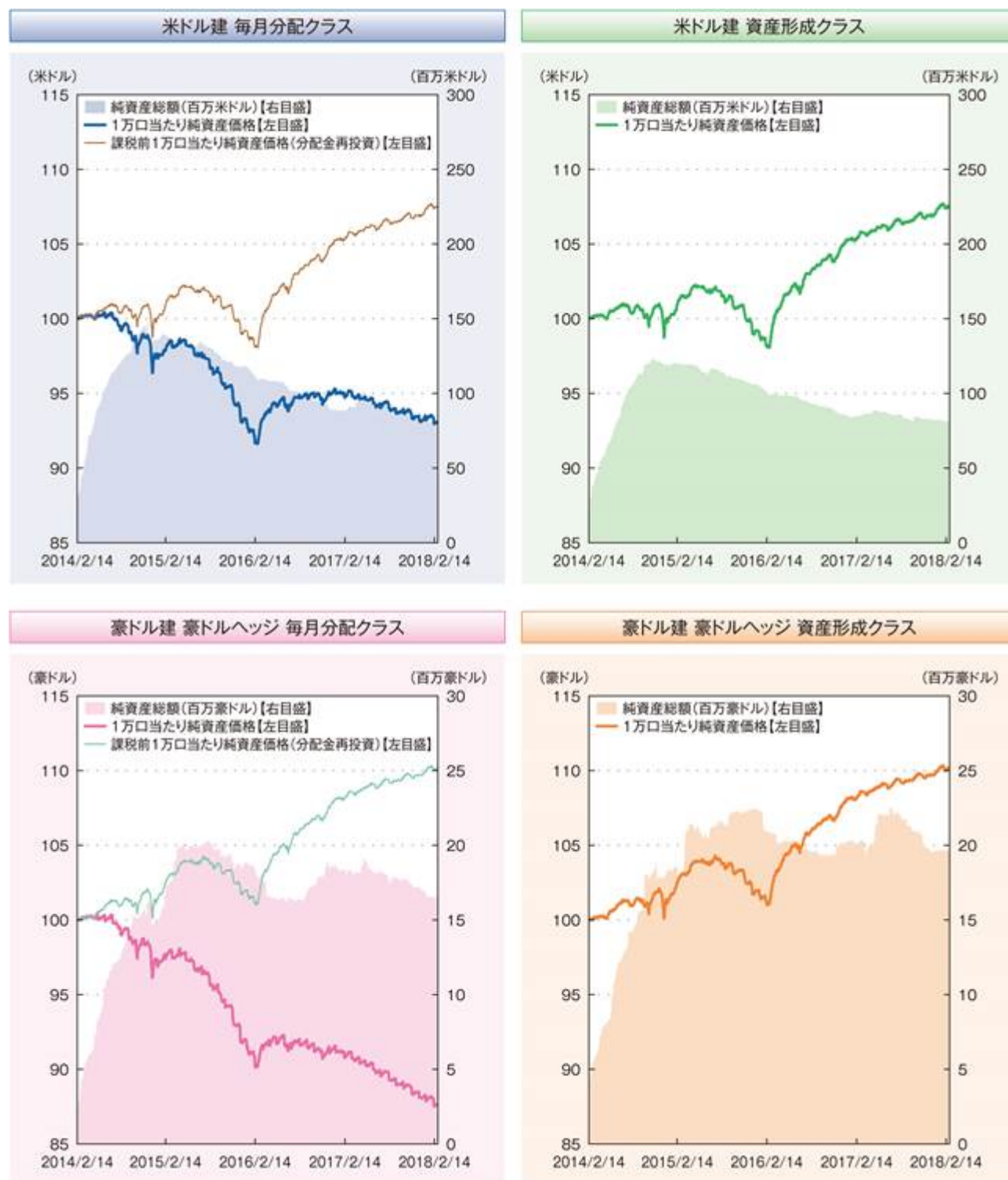
（注２）各月末日の数値は、販売および買戻目的のため計算されたものである。そのため、中間計算期間末の純資産総額および一口当たり純資産価格は、中間財務書類中の数値とは一致しないことがある。以下同じ。

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ＞

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第１会計年度末 (2014年10月末日)	33,781,433.13	2,826,155	毎月分配クラス 0.009860 資産形成クラス 0.010162	0.8249 0.8502
第２会計年度末 (2015年10月末日)	41,534,338.29	3,474,763	毎月分配クラス 0.009428 資産形成クラス 0.010337	0.7887 0.8648
第３会計年度末 (2016年10月末日)	37,279,831.73	3,118,831	毎月分配クラス 0.009128 資産形成クラス 0.010684	0.7636 0.8938
第４会計年度 (2017年10月末日)	38,238,379.21	3,199,023	毎月分配クラス 0.008890 資産形成クラス 0.010974	0.7437 0.9181
2017年３月末日	38,052,326.99	3,183,458	毎月分配クラス 0.009073 資産形成クラス 0.010855	0.7590 0.9081
４月末日	40,334,745.60	3,374,405	毎月分配クラス 0.009059 資産形成クラス 0.010887	0.7579 0.9108
５月末日	40,325,670.53	3,373,646	毎月分配クラス 0.009034 資産形成クラス 0.010905	0.7558 0.9123
６月末日	40,782,873.98	3,411,895	毎月分配クラス 0.008978 資産形成クラス 0.010885	0.7511 0.9106
７月末日	40,254,981.34	3,367,732	毎月分配クラス 0.008986 資産形成クラス 0.010944	0.7518 0.9156
８月末日	39,511,167.71	3,305,504	毎月分配クラス 0.008930 資産形成クラス 0.010924	0.7471 0.9139
９月末日	38,513,086.34	3,222,005	毎月分配クラス 0.008896 資産形成クラス 0.010931	0.7442 0.9145
10月末日	38,238,379.21	3,199,023	毎月分配クラス 0.008890 資産形成クラス 0.010974	0.7437 0.9181
11月末日	36,873,603.27	3,084,846	毎月分配クラス 0.008846 資産形成クラス 0.010969	0.7401 0.9177
12月末日	36,565,867.79	3,059,100	毎月分配クラス 0.008820 資産形成クラス 0.010986	0.7379 0.9191
2018年１月末日	36,263,474.55	3,033,802	毎月分配クラス 0.008819 資産形成クラス 0.011035	0.7378 0.9232
２月末日	36,212,536.62	3,029,541	毎月分配クラス 0.008765 資産形成クラス 0.011017	0.7333 0.9217

＜参考情報＞

純資産総額および1万口当たりの純資産価格の推移（2014年2月14日（運用開始日）～2018年2月28日）



- 課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格は、各サブ・ファンドの公表されている1万口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1万口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。
- 各資産形成クラスについては分配金の支払実績はないため、課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格は各受益証券の1万口当たり純資産価格と等しくなります。

②【分配の推移】

下記期間中の期間の1口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

＜米ドル建毎月分配クラス＞

会計年度	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度 (2014年2月14日～2014年10月31日)	0.00018	0.0193
第2会計年度 (2014年11月1日～2015年10月31日)	0.00036	0.0387
第3会計年度 (2015年11月1日～2016年10月31日)	0.00036	0.0387
第4会計年度 (2016年11月1日～2017年10月31日)	0.00036	0.0387

＜米ドル建資産形成クラス＞

会計年度	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度 (2014年2月14日～2014年10月31日)	—	—
第2会計年度 (2014年11月1日～2015年10月31日)	—	—
第3会計年度 (2015年11月1日～2016年10月31日)	—	—
第4会計年度 (2016年11月1日～2017年10月31日)	—	—

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス＞

会計年度	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度 (2014年2月14日～2014年10月31日)	0.00030	0.0251
第2会計年度 (2014年11月1日～2015年10月31日)	0.00060	0.0502
第3会計年度 (2015年11月1日～2016年10月31日)	0.00060	0.0502
第4会計年度 (2016年11月1日～2017年10月31日)	0.00048	0.0402

<豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス>

会計年度	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度 (2014年2月14日～2014年10月31日)	—	—
第2会計年度 (2014年11月1日～2015年10月31日)	—	—
第3会計年度 (2015年11月1日～2016年10月31日)	—	—
第4会計年度 (2016年11月1日～2017年10月31日)	—	—

<参考情報>

分配の推移（2018年2月28日現在）

米ドル建 毎月分配クラス	
(単位:米ドル)	
第1計算期間(2014年2月14日～2014年10月31日)	1.80
第2計算期間(2014年11月1日～2015年10月31日)	3.60
第3計算期間(2015年11月1日～2016年10月31日)	3.60
第4計算期間(2016年11月1日～2017年10月31日)	3.60
2017年10月	0.30
2017年11月	0.30
2017年12月	0.30
2018年 1月	0.30
2018年 2月	0.30
直近1年間累計	3.60
設定来累計	13.80

● 分配金は1万口当たり(税引前)の金額です。

米ドル建 資産形成クラス

該当事項ありません。

豪ドル建 豪ドルヘッジ 毎月分配クラス	
(単位:豪ドル)	
第1計算期間(2014年2月14日～2014年10月31日)	3.00
第2計算期間(2014年11月1日～2015年10月31日)	6.00
第3計算期間(2015年11月1日～2016年10月31日)	6.00
第4計算期間(2016年11月1日～2017年10月31日)	4.80
2017年10月	0.40
2017年11月	0.40
2017年12月	0.40
2018年 1月	0.40
2018年 2月	0.40
直近1年間累計	4.80
設定来累計	21.40

● 分配金は1万口当たり(税引前)の金額です。

豪ドル建 豪ドルヘッジ 資産形成クラス

該当事項ありません。

③【収益率の推移】

<米ドル建毎月分配クラス>

会計年度	収益率（注）
第1会計年度 (2014年2月14日～2014年10月31日)	0.60%
第2会計年度 (2014年11月1日～2015年10月31日)	0.35%
第3会計年度 (2015年11月1日～2016年10月31日)	3.01%
第4会計年度 (2016年11月1日～2017年10月31日)	2.81%

<米ドル建資産形成クラス>

会計年度	収益率（注）
第1会計年度 (2014年2月14日～2014年10月31日)	0.61%
第2会計年度 (2014年11月1日～2015年10月31日)	0.33%
第3会計年度 (2015年11月1日～2016年10月31日)	3.13%
第4会計年度 (2016年11月1日～2017年10月31日)	2.84%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第1会計年度については、当初募集価格（0.01米ドル））

<豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス>

会計年度	収益率（注）
第1会計年度 (2014年2月14日～2014年10月31日)	1.60%
第2会計年度 (2014年11月1日～2015年10月31日)	1.70%
第3会計年度 (2015年11月1日～2016年10月31日)	3.18%
第4会計年度 (2016年11月1日～2017年10月31日)	2.65%

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス＞

会計年度	収益率（注）
第1会計年度 (2014年2月14日～2014年10月31日)	1.62%
第2会計年度 (2014年11月1日～2015年10月31日)	1.72%
第3会計年度 (2015年11月1日～2016年10月31日)	3.36%
第4会計年度 (2016年11月1日～2017年10月31日)	2.71%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）（第1会計年度については、当初募集価格（0.01豪ドル））

＜参考情報＞

年間収益率の推移



● 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格
(ただし2014年の場合、当初募集価格である0.01米ドルまたは0.01豪ドル)

● 2014年は2月14日(運用開始日)から12月末日までの、2018年は2月28日までの収益率を表示しています。

● サブ・ファンドにベンチマークはありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

＜米ドル建毎月分配クラス＞

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	15,987,825,918 (15,987,825,918)	1,501,340,268 (1,501,340,268)	14,486,485,650 (14,486,485,650)
第２会計年度	6,687,660,732 (6,687,660,732)	8,488,329,438 (8,488,329,438)	12,685,816,944 (12,685,816,944)
第３会計年度	1,128,322,742 (1,128,322,742)	3,868,356,264 (3,868,356,264)	9,945,783,422 (9,945,783,422)
第４会計年度	1,972,895,771 (1,972,895,771)	2,635,002,735 (2,635,002,735)	9,283,676,458 (9,283,676,458)

＜米ドル建資産形成クラス＞

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	13,144,175,302 (13,144,175,302)	870,332,942 (870,332,942)	12,273,842,360 (12,273,842,360)
第２会計年度	4,057,687,074 (4,057,687,074)	5,541,449,335 (5,541,449,335)	10,790,080,099 (10,790,080,099)
第３会計年度	1,057,633,488 (1,057,633,488)	3,238,105,461 (3,238,105,461)	8,609,608,126 (8,609,608,126)
第４会計年度	1,923,063,829 (1,923,063,829)	2,760,609,526 (2,760,609,526)	7,772,062,429 (7,772,062,429)

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス＞

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	1,656,209,871 (1,656,209,871)	85,392,940 (85,392,940)	1,570,816,931 (1,570,816,931)
第２会計年度	1,044,640,023 (1,044,640,023)	556,261,341 (556,261,341)	2,059,195,613 (2,059,195,613)
第３会計年度	443,819,626 (443,819,626)	541,359,647 (541,359,647)	1,961,655,592 (1,961,655,592)
第４会計年度	535,311,139 (535,311,139)	522,828,072 (522,828,072)	1,974,138,659 (1,974,138,659)

＜豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス＞

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	1,885,350,706 (1,885,350,706)	85,256,597 (85,256,597)	1,800,094,109 (1,800,094,109)
第２会計年度	939,308,356 (939,308,356)	599,595,190 (599,595,190)	2,139,807,275 (2,139,807,275)
第３会計年度	212,886,458 (212,886,458)	539,466,303 (539,466,303)	1,813,227,430 (1,813,227,430)
第４会計年度	547,536,518 (547,536,518)	475,637,081 (475,637,081)	1,885,126,867 (1,885,126,867)

（注１）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

（注２）第１会計年度の販売口数は、当初募集期間に販売された販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売

① 申込み

管理事務代行会社が取得申込みを受け付けた各サブ・ファンドの受益証券は、いずれの取引日においても、適用される取引日現在で計算される1口当たり純資産価格で発行される。1口当たり純資産価格の計算は、各取引日に行われる。

発行価格には、3.0%（消費税その他の税金を含まない。）を上限とする申込手数料が課されるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

各サブ・ファンドの申込単位は、以下の通りである。

- ・USバンクロンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・USバンクロンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・USバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・USバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

特定の取引日に取り扱われるためには、取得申込書が当該取引日の午後6時（日本時間）（以下「締切時刻」という。）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受け付けられたものとみなされる。

② 受益証券の発行

受益者登録簿に登録された受益証券の保有者の受益者登録簿に明記された数の受益証券に係る権限を証する受益証券は発行されない。ただし、受益者が自らの費用負担で受益証券の発行を請求した場合はこの限りではない。この場合、受益証券は受託会社（または受託会社から委託を受けた者）が適切であると判断した様式で発行される。各受益者登録簿の記載は、関連するサブ・ファンドの受益証券の所有権を証明する最終的な証拠となる。

受益証券は、特に請求された場合には、申込金が保管会社によって受領されていることを条件として、管理事務代行会社によって交付されるものとする。

③ 取得申込みの拒絶

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、その完全な裁量に基づき、理由を明らかにせず取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

④ 適格投資家

サブ・ファンドに対する勧誘を米国および／もしくはEUにおいて、または米国および／もしくはEUから行うことはできない。

直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。

ある投資家が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

- (i) 自然人または法人であって、1933年米国証券法（改正済み）のレギュレーションSに定める米国人に該当する者
- (ii) 自然人であって、米国市民または「外国人居住者」（有効な米国所得税法に定められる）。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。

(イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード（いわゆる「グリーン・カード」）を保有している者

(ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は一般に、(a)ある個人が、ある年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に満たされる。

(iii) 個人以外の者であって、(イ) 米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立された、および／または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) 米国の裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 1もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ) 資金源のいかににかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、受託会社に対して、直接的または間接的に米国人の勘定で受益証券が取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得または保有がいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、次に定義される「欧州人」が含まれる。

EUは、次の28カ国により構成されるものと定義されている。オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国（以下「EU加盟国」と総称する。）

ある投資者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

(i) 自然人であって、いずれかのEU加盟国の市民または「外国人居住者」であって、いずれかのEU加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。(イ) いずれかのEU加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人IDカードを保有している者、または(ロ) 前年に183日以上EUに滞在した者

(ii) 個人以外の者であって、(イ) いずれかのEU加盟国においてもしくはEU加盟国の法律に基づいて組織・設立され、および／またはEU加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) EU加盟国に所持する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 上記1に該当する1名もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ) 資金源のいかににかかわらず、その所得がEU加盟国の所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、サブ・ファンドに対して、直接的または間接的に欧州人の勘定で受益証券が取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

受託会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

上記を前提として、ファンドの適格投資家（以下「適格投資家」という。）とは、非米国人・非欧州人のうち、(i)適用される法令もしくは規制に違反しなければ受益証券を取得することができない自然人、会社もしくは法主体、または(ii)(i)に定める者のためのカストディアン、名義人、受託者を除く者をいう。

受益証券は適格投資家に対してのみ、かつ、もっぱら適格投資家の利益のために発行されるものとする。

⑤ マネーロンダリング防止規制

マネーロンダリングの防止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社はマネーロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、かつ、受益証券の申込者に対して身元と申込金の支払いの資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充たすときは、マネーロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

受託会社および受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、受益証券の申込者の身元と申込金の支払いの資金源を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。状況が許せば、受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、マネーロンダリング防止規則に基づく免除規定またはいずれかの適用ある法律が適用されることから、完全なデューディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。

申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、申込みを拒絶することができ、その場合、受領された申込金は、利息を付さずに費用とリスクは申込者の負担で送金元の口座に返金される。

受託会社または受託会社の代理人としての管理事務代行会社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者による適用ある法律もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは受益者が適用ある法律もしくは規制を遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または受託会社もしくは受託会社の代理人としての管理事務代行会社による規制の遵守を確実にするために買戻代金または分配金の支払いの拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金の支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制された部門における業務またはその他の取引、職業、ビジネスもしくは雇用の過程において得た場合、その者はかかる認識または疑惑を、(i)犯罪行為もしくはマネーロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島刑事手続法（2017年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、(ii)テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2017年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または報告金融機関に対して通報する義務を負う。かかる通報は法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

申込者は、申込みをすることによって、ケイマン諸島のみならずその他の法域においても、マネーロンダリングおよび類似の問題に関する要請に基づき、受託会社および受託会社の代理人としての管理事務代行会社によってなされる、申込者に関するあらゆる情報の規制当局その他に対する開示に同意する。

(2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の取得申込みについては当該期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき国内約定日から起算して日本における4営業日目までに（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。

申込期間における発行価格は、管理事務代行会社により取得申込みが受け付けられた取引日における受益証券1口当たり純資産価格である。

ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

日本の投資者は、原則として取引日の午後3時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、取引日の締切時刻までに日本の投資者によりなされた取得申込を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

申込期間における申込単位は以下の通りである。

- ・USバンクローンファンド 米ドル建毎月分配クラス受益証券：1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・USバンクローンファンド 米ドル建資産形成クラス受益証券：1,000米ドル以上0.01米ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ毎月分配クラス受益証券：1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）
- ・USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ資産形成クラス受益証券：1,000豪ドル以上0.01豪ドル単位（または日本における販売会社が別途定める金額）

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の3.24%（税抜3%）を上限とする申込手数料を課することができる。ただし、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

ただし、管理会社、日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資家は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、各サブ・ファンドの参照通貨によるものとする。

ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が別途定める場合は、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることがある。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

① 買戻手続

純資産価格の計算が停止されている期間を除き、受益者は、いずれの取引日においても保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求することができる。特定の取引日に取り扱われるためには、買戻請求は取引日の締切時刻までに管理事務代行会社が受領していなければならない。締切時刻を過ぎた後に受け付けられた買戻請求は、翌取引日に受け付けられたものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量により、各サブ・ファンドの受益証券の買戻しに関して異なる条件および制限を課すことができる。受益者は、管理会社が承諾する場合を除き、一旦受領された買戻請求を撤回することはできない。

② 買戻価格

買戻価格は、適用される評価日に計算された、関係するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（手数料および税金控除後）である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

③ 買戻単位

受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は1口以上1口の整数倍単位で行わなければならない。これを下回る場合、管理会社はその単独の裁量により、かかる受益証券の買戻手続を進めることができるが、買戻しを行う義務を負うものではない。

④ 買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

⑤ 買戻代金の支払い

買戻代金の支払いは、受益証券が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、通常、適用される取引日（同日を除く。）から4営業日目の日に行われる。

⑥ その他

受益者は、買戻請求が提出された日から受益証券が買い戻される取引日までの期間（もしあれば）中、買戻請求がなされたという条件付で、受益証券の保有を継続する。

受託会社または管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、補遺信託証書の他の条項に基づいて受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。受託会社または管理会社は、受益証券に関する買戻代金その他の支払から、経費、租税公課その他のあらゆる性質の賦課金について、法律によって、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているその他の控除を行うことができる。

万一、買戻請求を行った受益者が、サブ・ファンドにより買い戻された受益証券の最終の純資産価格を超過する買戻代金を受領した場合、受託会社または管理会社は、当該サブ・ファンドの超過支払額を填補するために超過の買戻代金を受領した受益者が保有する超過買戻し金の額に相当する数の受益証券を、追加の支払いなく、買い戻す権利を有するものとする。受益者が保有するすべての受益証券について買戻しを行った場合、受託会社または管理会社は、当該受益者に対して支払われた超過額の返還を請求する権利を有するものとする。

⑦ 買戻しの制限等

サブ・ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間中は、受益証券の買戻しを行うことはできない。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、当該受益者に対して買戻代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるマネーロンダリング防止法への違反となる疑いがあるかもしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社による関連する法域におけるマネーロンダリング防止法の遵守を確実にするために買戻代金の支払いの拒絶が必要である場合、その完全な裁量により、当該受益者に対する買戻代金の支払いを拒絶することができる。

サブ・ファンドについて管理会社が異なる決定をした場合を除き、サブ・ファンドに適用されるその他の特定の条項に従った上で、いずれかの取引日における買戻請求の合計数が、各サブ・ファ

ンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が定めるこれと異なる割合または数）を超える場合、管理会社は、（i）関連する買戻請求に係る買戻代金の支払い要求に応じるのに十分な資産を換価するまで、関連するサブ・ファンドの当該取引日もしくは純資産価格の計算を延期するか、または、（ii）買戻しに応じるサブ・ファンドの受益証券の総数を当該サブ・ファンドの発行済み受益証券の10%（または管理会社が定めるこれと異なる割合または数）に制限することができる。後者の場合、受益者による買戻請求は按分して減縮され、買戻しが実施されなかった残数については、その後の取引日において、当該取引日について新たに受領された買戻請求に優先して買い戻される。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を示すことなく、買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

⑧ 受益証券の強制的買戻し

受託会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、受益証券の増加、転換または均一化を実施するために、いつでもその単独の裁量に基づき、理由のいかんを問わず、買戻しが行われていないあらゆる受益証券を関連する取引日において買戻価格または受託会社が決定するその他の価格で買戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、受託会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、受託会社は、（i）受益者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して買戻価格で受益証券を譲渡することを要求する通知（受託会社が適切と考える様式による）を行うか、または（ii）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または受託会社に買戻請求を提出しない場合、30日の期間の満了時において当該受益者が保有するすべての受益証券について買戻の請求があったものとみなされる。

- （i）ある受益者がいずれかの国または政府の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったような納税の義務もしくは何らかの不利益を負担するような場合における、かかる者
- （ii）適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者のために受益証券を取得した者
- （iii）ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかったような納税の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担すると管理会社が判断する場合における、かかる者

（2）日本における買戻し

日本における投資者は、取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として各取引日の午後3時（日本時間）までとする。買戻しは、各取引日に行われる。

買戻価格は、管理事務代行会社により、買戻請求が受け付けられた取引日における当該サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻請求は1口単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、取引日の締切時刻までに日本の投資者によりなされた買戻請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款に基づき、円貨または各サブ・ファンドの参照通貨により、原則として国内約定日（通常、買戻請求が受け付けられた取引日の翌国内営業日）から起算して4国内営業日目に日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる（ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

買戻し手数料は課されない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 純資産価格の計算

受託会社は、各評価日の営業時間終了時における関連するサブ・ファンドの参照通貨による各サブ・ファンドの純資産価格および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、または適法に選任された計算事務の受託者をして計算させるものとする。

各サブ・ファンドの純資産価格および受益証券1口当たり純資産価格を計算するにあたり、受託会社（またはその委託を受けた受託者）は、関連するサブ・ファンドの評価方針および手続に従う。

受託会社または適法に選任された計算事務の受託者による各サブ・ファンドの純資産価格および受益証券1口当たり純資産価格の決定は、悪意または明白な誤りがない限り、最終的なものとする。悪意または明白な誤りがない限り、受託会社は、第三者から提供された評価に依拠して行った各サブ・ファンドの純資産価格および受益証券1口当たり純資産価格の計算における誤りについて責任を負わないものとする。受託会社および適法に選任された計算事務の受託者は、明白な誤りがなく、公認の価格情報提供元もしくは副投資運用者またはその他の第三者により、受託会社または適法に選任された計算事務の受託者に対して提供された評価に依拠したことにより完全な保護を受けるものとする。

管理会社は、過去に行われた純資産価格または1口当たり純資産価格の計算の過誤に対応するために必要な数の新たな受益証券を発行し、またはかかる数の既発行の受益証券を（受益者にかかる買戻しに係る買戻金を支払うことなく）強制的に買い戻すことができる。

各サブ・ファンドの純資産価格は、管理事務代行会社により、当該サブ・ファンドの受益証券の参照通貨で計算され、当該信託証書の規定のほか一般的に適用される会計原則に基づき決定されるサブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

各サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- (i) 一切の手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- (ii) 一切の投資対象
- (iii) 一切の為替手形、請求払手形、約束手形、および受取勘定
- (iv) 受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- (v) 受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- (i) 一切の為替手形、手形および買掛金
- (ii) 日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（既に発生しまたは期限が到来した関連するサブ・ファンドの投資運用会社に対する業績連動報酬を含む。）
- (iii) その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限られないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

サブ・ファンドの費用または債務は、受託会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされるものとする。

サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定されるものとする。

- (i) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価されるものとする。
- (ii) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価されるものとする。
- (iii) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能

性が低いと考える場合はこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。

- (iv) 金融商品取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、金融商品取引所に上場されているものの、当該金融商品取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されるものとする。
- (v) 未上場有価証券は、投資運用会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付けサービス提供者から入手した評価情報を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- (vi) 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価されるものとする。
- (vii) 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）
- (viii) 上記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、受託会社は、関係する投資運用会社と協議の上で、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

② 純資産価格の計算の停止

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定および／またはサブ・ファンドの受益証券の発行および／または買戻しは、受託会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- (i) 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている金融商品取引所が稼動していない期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
- (ii) 受託会社が、緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する事態が継続している期間
- (iii) サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、上記の金融商品取引所における現在価値を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他のいずれかの者にとってサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値が迅速かつ正確に取得できないと合理的に判断される時
- (iv) 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
- (v) 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネーロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

各サブ・ファンド（場合に応じ、各クラス）は、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、2023年10月31日に終了する。ただし、下記「（５）その他 ① サブ・ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。償還金の支払いについては、償還日以降、相応の日数がかかることがある。

（４）【計算期間】

サブ・ファンドの決算期は毎年10月31日である。

（５）【その他】

① サブ・ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下の場合、2023年10月31日以前に終了することがある。

- （i）投資対象とする投資先ファンドが償還する場合
- （ii）特別決議により可決された場合、
- （iii）サブ・ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による許可または他の承認が廃止または改正された場合、
- （iv）管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合、
- （v）受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合。

② 信託証券の変更

受託会社および管理会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証券の条項を、信託証券に補足証券を付することにより随時改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、適法に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われ不得とする。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合は、かかる承認は必要ではない。

- （a）法またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため
- （b）一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるもの
- （c）ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うため
- （d）会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益配分日付を変更するため
- （e）その他の会計期間の始まりおよび終了する日付を変更、もしくはかかる会計期間に関連する分配日（中間会計期間および中間配分日を含む。）を変更するため
- （f）管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするため
- （g）信託証券から不要となった条項を削除するため
- （h）管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるため
- （i）明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合
- （j）当局、法、もしくはトラストが従う他の法、規則の要求を熟考し、従う場合、もしくは追加のサブ・ファンドを設定する場合

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が相手方当事者に対して3か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、ケイマン諸島法により解釈される。

同契約は、書面によって変更される。

管理事務代行契約

管理事務代行契約の期間は締結日から3年であるが、一方当事者が相手方当事者に対して75日以上前に書面で解約の通知を行った場合を除き、1年間の期間で自動更新される。

同契約は、米国マサチューセッツ州の法律に準拠し、これにより解釈される。

同契約は、当事者の署名のある文書によらなければ変更することができない。

保管契約

保管契約の期間は締結日から3年であるが、一方当事者が相手方当事者に対して75日以上前に書面で解約の通知を行った場合を除き、1年間の期間で自動更新される。

同契約は、米国ニューヨーク州の法律に準拠し、これにより解釈される。

同契約は、当事者の署名のある文書によらなければ変更することができない。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が相手方当事者に対して6か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、日本法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、信託証書の規定の範囲で変更することができる。

副投資運用契約

副投資運用契約は、一方当事者が相手方当事者に対して6か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、日本法により解釈される。

同契約は、書面によって変更される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、日本法により解釈されるものとし、日本法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、日本法により解釈されるものとし、日本法に基づき変更することができる。

4 【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

（i）分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ii）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（iii）残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(iv) 議決権

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、1口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。サブ・ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席または代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(i) 管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(ii) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

(i) 【MUAMグローバル・ケイマン・トラストーUSバンクローンファンド 米ドル建（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島によって、国際監査基準に準拠した監査証明を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書が添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2018年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.37円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【2017年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 －USバンクローンファンド 米ドル建
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
 資産負債計算書
 2017年10月31日現在
 （米ドルで表示）

	米ドル	千円
資産		
フィーダー・ファンドへの投資（取得原価：180,593,047米ドル）	169,592,386	18,209,134
現金	1,097,863	117,878
未収金：		
サブ・ファンド受益証券売却	9,686	1,040
投資有価証券売却	786,271	84,422
資産合計	171,486,206	18,412,474
負債		
未払金：		
サブ・ファンド受益証券買戻し	786,183	84,412
投資有価証券購入	9,589	1,030
未払投資運用報酬	153,138	16,442
未払販売報酬	90,081	9,672
未払専門家報酬	34,890	3,746
未払印刷費用	8,989	965
未払代行協会員報酬	7,507	806
未払管理報酬	6,005	645
未払受託報酬	5,811	624
未払保管報酬	5,174	556
未払管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	1,084	116
その他の負債	5,612	603
負債合計	1,114,063	119,617
純資産	170,372,143	18,292,857
純資産		
資産形成クラス	83,210,518	8,934,313
毎月分配クラス	87,161,625	9,358,544
	170,372,143	18,292,857
発行済受益証券口数		
資産形成クラス	7,772,062,429 口	
毎月分配クラス	9,283,676,458 口	
	米ドル	日本円
受益証券1口当たり純資産価格		
資産形成クラス	0.010706	1
毎月分配クラス	0.009389	1

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 －U Sバンクロンファンド 米ドル建
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
 損益計算書
 2017年10月31日に終了した年度
 （米ドルで表示）

	米ドル	千円
投資収益		
フィーダー・ファンドからの収益分配	14,565,167	1,563,862
費用		
投資運用報酬	1,803,423	193,634
販売報酬	1,060,837	113,902
代行協会員報酬	88,403	9,492
管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	88,403	9,492
印刷費用	71,895	7,719
管理報酬	70,722	7,593
専門家報酬	54,048	5,803
保管報酬	30,049	3,226
設立費用	18,765	2,015
受託報酬	17,681	1,898
登録費用	891	96
その他の費用	2,710	291
費用合計	3,307,827	355,161
投資純利益	11,257,340	1,208,701
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
フィーダー・ファンドの売却	(6,464,080)	(694,048)
実現純損失	(6,464,080)	(694,048)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
フィーダー・ファンドへの投資	146,891	15,772
外貨換算および為替予約契約	140	15
未実現評価益の純変動	147,031	15,787
実現および未実現純損失	(6,317,049)	(678,262)
運用による純資産の増加	4,940,291	530,439

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
－USバンクロンファンド 米ドル建
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
純資産変動計算書
2017年10月31日に終了した年度
（米ドルで表示）

	米ドル	千円
運用による純資産の増加 （減少）		
投資純利益	11,257,340	1,208,701
実現純損失	(6,464,080)	(694,048)
未実現評価益の 純変動	147,031	15,787
運用による純資産の増加	4,940,291	530,439
受益者への分配	(3,470,179)	(372,593)
サブ・ファンド受益証券 取引による純資産の純減少	(15,037,724)	(1,614,600)
純資産の純減少	(13,567,612)	(1,456,755)
純資産		
期首	183,939,755	19,749,611
期末	170,372,143	18,292,857

	資産形成クラス		毎月分配クラス	
サブ・ファンド受益証券取引：				
受益証券				
発行	1,923,063,829 口		1,972,895,771 口	
買戻し	(2,760,609,526)口		(2,635,002,735)口	
受益証券口数の純変動	(837,545,697)口		(662,106,964)口	
	米ドル	千円	米ドル	千円
金額				
発行	20,352,033	2,185,198	18,688,047	2,006,536
買戻し	(29,157,264)	(3,130,615)	(24,920,540)	(2,675,718)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少額	(8,805,231)	(945,418)	(6,232,493)	(669,183)

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
－USバンクロンファンド 米ドル建
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
財務ハイライト
2017年10月31日に終了した年度
（米ドルで表示）

1口当たり特別情報：

	資産形成クラス		毎月分配クラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	0.010410	1	0.009483	1
投資純利益*	0.000673	0	0.000602	0
投資による実現および 未実現純損失	(0.000377)	(0)	(0.000336)	(0)
運用による利益合計	0.000296	0	0.000266	0
受益者への分配	—	—	(0.000360)	(0)
期末1口当たり純資産価格	0.010706	1	0.009389	1
トータル・リターン**	2.84 %		2.85 %	
平均純資産に対する比率：				
費用合計***	1.87 %		1.87 %	
投資純利益***	6.36 %		6.37 %	

* 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

** トータル・リターンは、分配金の再投資による影響を仮定している。

*** 比率は、投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例配分を反映していない。しかし、サブ・ファンドの投資実績は、サブ・ファンドが投資する投資先ファンドの投資実績に直接関係している。投資先ファンドの定義を参照のこと。

上記の財務ハイライトは、2017年10月31日に終了した年度における発行済受益証券を指している。
個人投資家のリターンは、申込みおよび買戻しのタイミングにより異なることがある。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラストーUSバンクローンファンド 米ドル建**（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）****財務書類に対する注記****2017年10月31日現在****1. 組織**

USバンクローンファンド 米ドル建（以下「サブ・ファンド」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（旧ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ）（以下「管理会社」という。）の間で締結され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づき2013年1月18日付信託証書（随時補足または修正される。以下「信託証書」という。）に従って設定されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。2014年2月14日付で、サブ・ファンドは運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドル（「以下「機能通貨」という。）である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、目論見書および監査済み財務書類を毎年ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出することが含まれる。サブ・ファンドは、日本の金融庁（以下「JFSA」という。）に登録されている。

現在、サブ・ファンドの二つのクラス（以下、各「クラス」という。）である、資産形成クラスおよび毎月分配クラス（以下、総称して「受益証券」という。）が投資者に提供されている。サブ・ファンドの受益証券は、米ドルで発行されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンド（以下に定義する。）への投資を通じて、米ドル建てのバンクローンおよびその他の確定利付商品に主として投資することにより、安定した利子収益の確保および値上がり益の獲得を目指すことである。サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラストIIのシリーズ・トラストであるピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドAークラスF（USD）（以下「フィーダー・ファンド」という。）にのみ投資する。

サブ・ファンドの投資運用会社は、三菱UFJ国際投信株式会社（旧三菱UFJ投信株式会社）（以下「投資運用会社」という。）である。

サブ・ファンドの副管理会社は、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（以下「副管理会社」という。）である。

サブ・ファンドの副投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド（以下「副投資運用会社」という。）である。

管理会社がその裁量により、受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2018年10月31日をもって終了する。サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドが終了した場合には、2018年10月31日以前（または以後）に終了することがある。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類には、2016年11月1日から、サブ・ファンドの会計年度末である2017年10月31日までの年度が反映されている。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会の会計基準コデフィケーション（A S C）第946号「金融サービス—投資会社」の投資会社の会計および報告指針に従う。

以下は、サブ・ファンドが、米国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U. S. G A A P」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して準拠している重要な会計方針の要約である。U. S. G A A Pに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、受託会社の最終権限に服し、サブ・ファンドのすべての資産の評価を行う。サブ・ファンドの純資産価額（「以下「純資産価額」という。）は、各営業日に計算される（営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日で、かつニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）が取引を行っている日、または管理会社が随時決定する日をいう。）。純資産価額は、管理事務、法律、監査ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの1口当たり純資産価格は米ドルで計算され、小数点以下第7位が四捨五入される。

(B) 有価証券評価

純資産価格の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券が主に取引されている市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。独立した価格決定サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。フィーダー・ファンドは、各営業日の最終純資産価格に基づき、公正価値で評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、償却原価で表示され、それは公正価値に近似する。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートをを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動の影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、NYSEが休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価格が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、副投資運用会社により誠実に決定された公正価値で評価される。副投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能で

ない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して評価される。

サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後（ただしNYSE終了前）に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。副投資運用会社またはその代理人は、サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

サブ・ファンドが純資産価格を決定するために、公正価値を使用する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、副投資運用会社と協議の上、受託会社が公正価値を正確に反映すると判断したその他の方法で価格が決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。サブ・ファンドの方針は、サブ・ファンドの純資産価格の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、副投資運用会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にサブ・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、受託会社は保証できない。サブ・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定－サブ・ファンドは、U.S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおける投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル1－公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2－公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3－公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、副投資運用会社による重大な判断が要求される。副投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配信されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データで

あると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、副投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資有価証券には、上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融証券が含まれる。サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、かつ、その証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、副投資運用会社は、当該金融商品の公表価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）およびフィーダー・ファンドのいずれかがレベル2のインプットに基づき評価されていたとすれば、これらの有価証券も含まれる。レベル2投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。レベル3に分類される投資有価証券は、取引頻度が低いことから、重要な観測不能なインプットを有する。レベル3投資有価証券には、未公開株式および特定の社債等の有価証券が含まれる。これらの有価証券に対する観測可能な価格が入手可能でない場合には、公正価値を導き出すために評価技法が使用される。

以下の表は、2017年10月31日現在の資産負債計算書に計上される金融商品を、評価ヒエラルキー内の見出しおよびレベル毎に表したものである。*

資産：	(未調整) 同一の投資対象 の活発な市場に おける公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観測可能なイン プット (レベル2)	重要な観測不能 なインプット (レベル3)	2017年10月31日 現在の公正価値
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
フィーダー・ファンドへの投資				
ピムコ・バミューダ・バンクローン ・ファンドAークラスF（USD）	—	169,592,386	—	169,592,386
フィーダー・ファンドへの投資合計	—	169,592,386	—	169,592,386

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

サブ・ファンドは、期末時点において有価証券の各レベルとの間の振替を会計処理する。2017年10月31日に終了した年度中に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で振替はなかった。

2017年10月31日現在、レベル3として評価された有価証券はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、フィーダー・ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。有価証券の売却にかかる実現損益は個別法に基づき決定される。フィーダー・ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。フィーダー・ファンドによる元本の払戻しによる分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

2017年10月31日に終了した年度中の、フィーダー・ファンドに対する持分の購入原価および売却手取額は、それぞれ53,214,845米ドルおよび60,471,819米ドルであった。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資運用報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、資産形成クラス受益証券について、2015年4月13日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（当該基準日とする。）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。管理会社は、当面の間、資産形成クラスについて分配を行う予定はない。

管理会社は、その裁量により、毎月分配クラス受益証券について、2014年5月12日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（当該基準日とする。）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。

受益者への分配宣言により、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は減少するが、一受益者当たりの受益証券口数は対応して変化しない。その結果、サブ・ファンドにおける受益者の投資は、全般的に減少する。さらに、年度中にサブ・ファンドの累積投資純利益を超過して支払われたすべての分配は、元本の払戻しとしての分配の一部となる。

分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われるものとする。

2017年10月31日に終了した年度中に宣言され、支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額（米ドル）
毎月分配クラス	3,470,179

(F) 外貨取引

保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの報告通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）が保管する現金残高を含むことがある。

3. 投資先ファンドへの投資

(A) 投資目的

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を行いながらトータル・リターンの最大化を図ることである。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストIIの独立したシリーズ・トラストであるマスター・ファンドにその資産を投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券またはその他の金融商品に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マ

ネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約またはその他の金融商品に対して一時的に投資することができる。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）である。

(B) 組織

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ、バミューダ諸島の法律に基づき2003年12月1日付信託証書（随時修正される。）に従ってマルチ・シリーズ信託として設定されたオープン・エンド型のファンドであるピムコ・バミューダ・トラストIIのシリーズ・トラストである。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき1985年に組織された信託会社であり、受託会社（以下「受託会社」という。）として従事している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、「投資先ファンド」と総称される。

(C) 投資戦略

投資先ファンドは、通常の状態において、少なくとも純資産の80%以上をバンクローンに投資することを意図している。

投資先ファンドが投資することができるものには以下が含まれる。シニアローン、第2順位担保権付および他の担保付ローンならびに無担保ローンを含む、ローン・パーティシペーションならびにローン債権譲渡、ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ、米政府、その政府機関、機構もしくは下部機構または政府支援企業が発行または保証する証券（以下「米政府証券」という。）、商業コマーシャル・ペーパーを含む、米国または米国外発行体の社債券、預金証書、定期預金および銀行引受手形ならびにレポ契約および逆レポ契約。

投資先ファンドは、取得時において、S & Pグローバル・レーティング（以下「S & P」という。）のCCC一格、ムーディーズのCaa3格、またはフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）その他の国際的に認められた統計格付機関（以下「NRSRO」という。）によるこれと同等の格付けを有するか、無格付けの場合、PIMCOがこれに相当する品質を有すると決定した金融商品にのみ投資できる。投資先ファンドはポートフォリオの平均格付けを原則としてB一格相当以上に維持する。

投資先ファンドは、米ドル建て以外の金融商品への投資を20%まで行うことができる。この場合、投資先ファンドは、米ドル以外の通貨の米ドルに対する通貨エクスポージャーをヘッジすることを目指す。

投資先ファンドは各発行体に対して純資産の5%までを投資することができる。ただし、米政府証券については、かかる制限は適用されない。

(D) 会計方針

投資先ファンドの重要な会計方針は、サブ・ファンドの重要な会計方針と一致している。

投資先ファンドは、投資有価証券を公正価値で評価し、米国公認会計士協会の投資会社に対する監査・会計ガイドと一致する会計方針を使用する。

(E) 分配

投資先ファンドからの分配は、PIMCOの承認を得て毎月受益者に宣言され分配される。PIMCOの承認は、PIMCOの裁量により、撤回することができる。

(F) 報酬

投資先ファンドは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬の対象となっていない。

(G) 清算期間

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。買戻手数料は課されない。

(H) 金融商品、借入およびデリバティブ

ディレイド・デリバリー取引

投資先ファンドは、ディレイド・デリバリー・ベースで有価証券の売買を行うことができる。これらの取引は、投資先ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの有価証券の売買の約定を伴う。ディレイド・デリバリー取引が未決済の場合、投資先ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。ディレイド・デリバリー・ベースによる有価証券を購入する場合、投資先ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む有価証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、かつ、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。投資先ファンドは、取引締結後にディレイド・デリバリー取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現損益が生じることがある。投資先ファンドがディレイド・デリバリー・ベースで有価証券を売却する場合、投資先ファンドは当該有価証券に関する将来的な損益に参加しない。

ローン・パーティシペーション、ローン債権譲渡および組成

投資先ファンドは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資する。投資先ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部または一部の債権譲渡もしくは投資先ファンドへの投資または投資先によるローンの組成の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（「貸主」）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。投資先ファンドは、異なる期限および関連付随リスクを持つ可能性のある複数のシリーズまたはローンのトランシェに投資することができる。投資先ファンドが貸主から債権譲渡を購入する場合、投資先ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、「ブリッジ・ローン」への参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（例えば、債券発行、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。

投資先ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、劣後債、（第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。）ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。投資先ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および／または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの所有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金調達に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。

未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供を投資先ファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含むことがある。未履行ローン契約は、仮にローンの契約額の割合が借主により利用されない場合においても、全額についての将来的義務を表している。ローン・パーティシペーションに投資する場合、投資先ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、かつ貸主が借主から支払を受領した場合にのみ、投資先ファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受領する権利を有する。投資先ファンドは、ローンの原与信枠の引き落とされていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、投資先ファンドは借主によるローンの前払金に対してペナルティー・フィーを受領することができる。

米国政府機関または政府支援企業

投資先ファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された有価証券に投資する。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または政府補助機関により保証される債務である。米国財務省短期証券、中期証券および長期証券ならびに連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニー・メイ」という。）により保証された有価証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の有価証券については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行体の権利により支えられている。また、連邦住宅抵当公庫（以下「FNMA」または「ファニー・メイ」という。）等のその他の有価証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券にはゼロ・クーポン証券が含まれることがある。ゼロ・クーポン証券は、発生基準での利息の支払いを行わず、利息支払型証券よりも大きなリスクを伴う。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社（以下「FHLMC」または「フレディ・マック」という。）が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、従来型の（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書（以下「PC」という。）を発行するが、これは住宅モーゲージ・プールにある未分割の持分を表すパス・スルー証券である。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCには米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

投資先ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかる発表予定（以下「TBA」という。）証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。

レポ契約

投資先ファンドは、レポ契約を締結する。通常のレポ契約の条項に従い、投資先ファンドは、売り主が買戻しを行う義務および投資先ファンドが再売却をあらかじめ合意した価格と時期に行う義務を条件とした原債務（担保）を保有する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。すべてのレポ契約に関する原有価証券は、投資先ファンドの保管会社か、トライ・パーティ・レポ契約に基づき指定された副保管会社に保管される。担保の市場価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額またはそれ以上である必要がある。担保請求の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

逆レポ契約

投資先ファンドは、逆レポ契約を締結する。逆レポ契約は、投資先ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに有価証券を交付し、あらかじめ合意した価格と時期に同一またはほぼ同一の有価証券を買戻す契約である。満期の定めのない逆レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。投資先ファンドは、もしあれば、契約期間中に取引相手方に交付された有価証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。有価証券への需要の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による有価証券の使用に対する手数料を受領することがある。投資先ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分別保管する。

為替予約契約

投資先ファンドは、投資先ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結する。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の市場価値は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動は投資先ファンドにより未実現利益または損失として計上される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡し時に計上される。さらに、投資先ファンドは取引相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。そういったリスクを軽減するために、原契約の条項に従って、現金または有価証券を担保として交換することができる。

先物契約

投資先ファンドは、先物契約を締結する。先物契約は、証券またはその他の資産を将来の期日に定められた価格で売買する契約である。投資先ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるエクスポージャーを管理するため、先物契約を利用する。先物契約の利用に関連する主なリスクには、投資先ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は日々の公表決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、投資先ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要件に従って、現金、米国政府もしくは政府機関債または限定されたソブリン債を、先物ブローカーに対して預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金が、投資先ファンドにより計上または回収されることがある（以下「先物変動証拠金」という。）。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現されたとはいみなされない。

オプション契約

投資先ファンドは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。投資先ファンドは、保有するまたは投資を行う予定の有価証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却する。プット・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または終了する売却オプションからの受領プレミアムは、受取金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、有価証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。投資先ファンドはオプションの売り方として、原資産の売却（コール）または購入（プット）が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、投資先ファンドが清算取引の締結を行えないリスクがある。

投資先ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドはプレミアムを支払うが、プレミアムはその後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。これらのオプションに対するプ

レミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または終了する購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実行する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

投資先ファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである。金利スワップションを売却または購入する。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り手は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ契約に投資する。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨もしくは市場連動収益の交換または取換えを行う投資先ファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され（以下「店頭取引スワップ」という。）、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて決済されることがある（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。投資先ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、有価証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、金利、信用、市場および情報管理リスクの要素を含む。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。投資先ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、投資先ファンドと取引相手方との間で基本相殺契約を締結することにより、また、投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、投資先ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

投資先ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供（すなわち、参照債務に対して投資先ファンドが保有するまたはさらされるリスクの軽減）、もしくは、特定の発行体による不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に明記されているとおり、参照主体、参照債務または参照指数が特定の信用事象を被った場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者（プロテクションの買い手という。）による他方の当事者（プロテクションの売り手という。）に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、投資先ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から固定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えて投資先ファンドがスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、売り手として、投資先ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

投資先ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの買い手に対し、（i）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を受領するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で支払う。投資先ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの売り手から、（i）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を交付するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの主体の特別な要因及び検討のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積もられる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。

他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。

金利スワップ契約

投資先ファンドは、その投資目的を追求する通常の業務過程で、金利リスクにさらされる。投資先ファンドが保有する確定利付債券の価値は、金利上昇の局面において下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢市場金利での収益を確保する能力を維持するため、投資先ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、投資先ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。（i）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、（ii）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、（iii）決められた最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、（iv）買い手がすべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時にコスト負担なしで、早期終了することができる権利の対価として前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、（v）金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または（vi）異なる短期金融市場のセグメントに基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。

4. 受益証券

2017年10月31日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象し、単一の受益者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社により保有されている。当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 申込み

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各取引日（すなわち営業日）において、関連する申込注文が管理事務代行会社により受諾された当該取引日の受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。当該純資産価格の計算は、各評価日（すなわち、各営業日および／または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）に行われる。

当初申込期間後の取引日に、発行価格の3.0%（消費税その他の税金を含まない。）を上限とする申込手数料が発行価格に上乗せされるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

特定の取引日に処理されるためには、取得申込書類が、当該取引日の午後6時（日本時間）（以下「締切時刻」という。）までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を明らかにせずに受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

(B) 買戻し

受益者は、取引日のいつでも自己のクラス受益証券の買戻請求を行うことができる。受益証券のいかなる買戻しの申込みについても、受益証券の買戻口数または買戻価格が示されなければならない。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の締切時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻価格は、関係するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格で、該当する場合は、適用される評価日に計算された第三者への手数料または源泉税控除後の金額である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻手数料は課されない。

買戻しは1口以上1口の整数倍単位で行われなければならない。

買戻代金の支払いは、受益証券証書が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、適用される取引日（同日を除く）から4営業日目の日に行われる。

5. リスク要因

サブ・ファンドの投資活動は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資する金融商品および市場に付随する様々な種類ならびに様々な程度リスクにさらされている。以下のリスク要因は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

(A) 信用リスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドがその義務を遂行できない場合に信用リスクにさらされる。サブ・ファンドはまた、間接的に、投資先ファンドの金融資産に付随する信用リスクにさらされている。投資先ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約の取引相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があり、それを受けてサブ・ファンドも損失を被る可能性がある。

(B) 市場、集中および流動性リスク

サブ・ファンドの活動は、金融市場の変動にさらされる。直接的または投資先ファンドにより取られるポジションを通じてのいずれかによる市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、為替レートおよび市場のボラティリティーを含む様々な要因により決定される。投資先ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、ボラティリティーが高くかつ流動性が低い市場への投資および／または

個々の投資に対する大幅な集中にさらされることがある。サブ・ファンドが行う投資もまた、譲渡および処分にかかる特定の制限対象となる。従って、サブ・ファンドが投資の処分を選択した時に、当該投資対象を容易に処分することが出来ないリスクおよび処分時の価格がサブ・ファンドの資産負債計算書に含まれる当該投資の金額を下回るリスクが存在する。

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、通常は比較的短期のデュレーションを有する有価証券よりも変動しやすい。

投資先ファンドが外貨、外貨建で取引されるか収益を受け取る有価証券および外貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブを保有する場合、当該通貨の価格が投資先ファンドの基準通貨に対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、投資先ファンドの基準通貨の価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。外国為替レートは、多数の理由により、短期間でも相当変動しうる。その結果、投資先ファンドが外貨建証券に投資する場合、そのリターンが減少し、それを受けてサブ・ファンドのリターンも減少することがある。

(C) 保管会社リスク

サブ・ファンドが潜在的に直接的な信用リスクにさらされる金融資産は、主に現金により構成される。サブ・ファンドの現金は、保管会社が保管している。

(D) バンクローンに投資するリスク

バンクローンは、資本再構成、買収またはリファイナンスに関して締結される会社の債務である。バンクローンに関するリスクは以下を含む。(i) いつでもプレミアムまたはペナルティなく期限前払いが行われうること、およびスプレッドが下降している期間中の期限前払いの権利の行使は、投資先ファンドが期限前払いによる収益をより低い利回りの投資対象に再投資する結果となりうること、(ii) 借主の債務に係る元金の支払いおよび利息の支払いの不能、(iii) 金利感応度、借主の信用度についての市場認知および一般的な市場流動性といった要素による価格変動。バンクローンが不良債権化した場合、ローンは、十分な検査交渉、または、とりわけ金利の相当な減額および／もしくはローン元本の相当な圧縮を結果として生じさせることになる再構成を要求することがある。

(E) 社債

社債は、発行体が元金金の支払いをすることができないリスクを伴うほか、金利感応性、発行体の信用に関する市場の認識、一般的な市場の流動性等の要因による価格変動に服する。金利上昇局面においては、社債の価格は下落することがある。長期の債券は、短期の債券と比べてより金利変動に対して影響を受けやすい傾向がある。

(F) 新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの有価証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なるか、またはより大きな、市場、信用、通貨、流動性、法律、政治その他のリスクをもたらすことがある。

(G) デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、通常、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環として

デリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が、いかなる場合にも行うことができるというものではなく、投資先ファンドにとって利益があったとしても、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために投資先ファンドがデリバティブ取引を行うことができるという保証はない。

(H) レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、逆レポ取引、ポートフォリオの組入証券の貸付および発行日取引、延渡し取引または先渡しコミットメント取引の利用が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または取引の清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

(I) 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、サブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、サブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象の価値ならびにサブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略（レバレッジの利用を含む）の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に服する。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査または処分を受けないという保証はない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに服する。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の著しい価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる将来の介入の効果を予測することはできない。企業は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、発行体が将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家はサブ・ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。サブ・ファンドまたは投資運用会社がサブ・ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

6. 保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（管理会社およびサブ・ファンドの投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドのために受託会社は、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づく受託会社の最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する財産、またはサブ・ファンドの下で生じる収益、もしくは当該財産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価格の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会—会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会

社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関する利得またはペナルティは認められない。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社」という。）は、資産ベースの取引報酬（ただし、年間45,000米ドルを下回らないものとする。）を受領する。かかる報酬は、サブ・ファンドにより計算され、毎月後払いされる。管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、純資産に対して、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する。2017年10月31日に終了した年度中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2017年10月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。2017年10月31日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2017年10月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、年間10,000米ドルを下回らないものとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。2017年10月31日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2017年10月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.02%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され、後払いされる。副投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価格の年率0.67%を上限とする報酬を受領する。かかる報酬は、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に計算され後払いされる。2017年10月31日に終了した年度中に投資運用会社が稼得した報酬および2017年10月31日現在における投資運用会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理会社への報酬を支払う。2017年10月31日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2017年10月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「販売会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2017年10月31日に終了した年度中に販売会社が稼得した報酬および2017年10月31日現在における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2017年10月31日に終了した年度中に代行協会員が稼得した報酬および2017年10月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

9. 最近公表された会計基準

2016年1月5日、FASBは、ASU第2016-01号「金融商品—全般（サブトピック825-10）：金融資産および金融負債の認識および測定」を公表した。当該アップデートは、意思決定に対してより有益な情報を金融商品のユーザーに提供し、金融商品の認識、測定、表示および開示の特定の局面に対処するよう金融商品に関する報告モデルを強化することを意図している。当該ASUはまた、金融資産にかかる信用損失の測定に対処するものである。ASU第2016-01号は、2017年12月15日以降に開始する会計年度（当該会計年度の中間期間を含む）から発効する。早期適用が認められている。

10. 後発事象

経営陣は、当財務書類の公表日である2018年3月22日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2017年11月1日から2018年3月22日までに実施された受益証券発行金額は、4,720,545米ドルであり、買戻金額は、16,323,452米ドルであった。同期間中における分配金額は、1,317,278米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

③【投資有価証券明細表等】

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 －USバンクロンファンド 米ドル建
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
 投資有価証券明細表
 2017年10月31日現在
 （米ドルで表示）

	受益証券 口数	純資産比率 (%)	評価額 (米ドル)
フィーダー・ファンドへの投資 － 99.5%			
ピムコ・バミューダ・バンクロン・ファンドAークラス F (USD)	19,789,077	99.5	169,592,386
フィーダー・ファンドへの投資合計 （取得原価：180,593,047米ドル）		99.5	169,592,386
負債を上回る現金およびその他の資産		0.5	779,757
純資産		100.0	170,372,143

2017年10月31日現在、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・バンクロン・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）の純資産の11.44%を所有している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する個別銘柄の公正価値のサブ・ファンドにおける持分割合がサブ・ファンドの純資産の5%を超過しているものはなかった。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Assets and Liabilities

October 31, 2017

(Expressed in United States Dollars)

ASSETS

Investment in the Feeder Fund (cost \$180,593,047)	\$	169,592,386
Cash		1,097,863
Receivables for:		
Sub-Trust units sold		9,686
Investments sold		786,271
Total assets		<u>171,486,206</u>

LIABILITIES

Payables for:

Sub-Trust units redeemed		786,183
Investment purchased		9,589
Accrued investment manager's fees		153,138
Accrued distributor's fees		90,081
Accrued professional fees		34,890
Accrued printing fees		8,989
Accrued agent company's fees		7,507
Accrued manager's fees		6,005
Accrued trustee's fees		5,811
Accrued custodian's fees		5,174
Accrued administrator's and transfer agent's fees		1,084
Other liabilities		<u>5,612</u>
Total liabilities		<u>1,114,063</u>
Net assets	\$	<u>170,372,143</u>

Net assets

Accumulation Class	\$	83,210,518
Distribution Class		87,161,625
	\$	<u>170,372,143</u>

Units outstanding

Accumulation Class	7,772,062,429
Distribution Class	9,283,676,458

Net asset value per unit

Accumulation Class	\$	0.010706
Distribution Class	\$	0.009389

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Operations

For the year ended October 31, 2017

*(Expressed in United States Dollars)***Investment Income**

Income distributions from the Feeder Fund	\$ 14,565,167

Expenses

Investment manager's fees	1,803,423
Distributor's fees	1,060,837
Agent company's fees	88,403
Administrator's and transfer agent's fees	88,403
Printing fees	71,895
Manager's fees	70,722
Professional fees	54,048
Custodian's fees	30,049
Organizational expense	18,765
Trustee's fees	17,681
Registration fees	891
Other expenses	2,710
Total expenses	3,307,827

Net investment income	11,257,340

REALIZED AND UNREALIZED GAINS (LOSSES):**Net realized gains (losses) on:**

Sales of the Feeder Fund	(6,464,080)

Net realized losses	(6,464,080)

Net change in unrealized appreciation (depreciation) from:

Investment in the Feeder Fund	146,891

Foreign currency translations and forward foreign currency contracts	140

Net change in unrealized appreciation	147,031

Net realized and unrealized losses	(6,317,049)

Increase in net assets from operations	\$ 4,940,291

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Changes in Net Assets

For the year ended October 31, 2017

(Expressed in United States Dollars)

Increase (decrease) in Net Assets from Operations

Net investment income	\$	11,257,340
Net realized loss		(6,464,080)
Net change in unrealized appreciation		147,031
Increase in net assets from operations		<u>4,940,291</u>

Distributions to unitholder		(3,470,179)
Net decrease in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions		<u>(15,037,724)</u>
Net decrease in net assets		(13,567,612)

Net Assets

Beginning of year		<u>183,939,755</u>
End of year	\$	<u><u>170,372,143</u></u>

Accumulation Class	Distribution Class

Sub-Trust unit transactions

Units

Issued	1,923,063,829	1,972,895,771
Redeemed	<u>(2,760,609,526)</u>	<u>(2,635,002,735)</u>
Net change in units	<u>(837,545,697)</u>	<u>(662,106,964)</u>

Amounts

Issued	\$	20,352,033	\$	18,688,047
Redeemed		<u>(29,157,264)</u>		<u>(24,920,540)</u>
Net decrease in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions	\$	<u>(8,805,231)</u>	\$	<u>(6,232,493)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Financial Highlights

For the year ended October 31, 2017

(Expressed in United States Dollars)

Selected Per Unit Data:

	Accumulation Class	Distribution Class
Net asset value per unit, beginning of year	\$ 0.010410	\$ 0.009483
Net investment income *	0.000673	0.000602
Net realized and unrealized loss from investments	(0.000377)	(0.000336)
Total income from operations	0.000296	0.000266
Distributions to unitholder	-	(0.000360)
Net asset value per unit, end of year	\$ 0.010706	\$ 0.009389
Total Return **	2.84%	2.85%
Ratios to Average Net Assets:		
Total expenses ***	1.87%	1.87%
Net investment income ***	6.36%	6.37%

* Calculated based on average units outstanding during the year.

** Total return assumes the effect of reinvested distributions.

*** The ratios do not reflect the proportionate share of income and expenses related to the investment performance of the Underlying Fund. However, investment performance of the Sub-Trust is directly related to the investment performance of the Underlying Fund in which it invests. See page 10 for definition of Underlying Fund.

The above financial highlights are for a unit outstanding for the year ended October 31, 2017.

The returns of individual investors could be different depending on the timing of capital subscriptions and repurchases.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

1. ORGANIZATION

U.S. Bank Loan Fund USD (the “Sub-Trust”) is a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust (the “Trust”), an open-ended exempted umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law (2011 Revision, as amended) of the Cayman Islands dated January 18, 2013 (as supplemented or amended from time to time, the “Trust Deed”) executed by CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (formerly Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.) (the “Manager”). The Sub-Trust commenced operations on February 14, 2014.

The Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Islands Banks and Trust Companies Law (as amended).

The functional and reporting currency of the Sub-Trust is the United States Dollar (the “Functional Currency”).

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (as amended) of the Cayman Islands (the “Mutual Funds Law”). Regulation under the Mutual Funds Law includes the filing of the Offering Memorandum and audited accounts annually with the Cayman Islands Monetary Authority (“CIMA”). The Sub-Trust is registered with the Japanese Financial Services Agency (“JFSA”).

Currently, there are two classes of units (each a “Class”) of the Sub-Trust, the Accumulation Class and Distribution Class (together, the “Units”) which are being offered to investors. The Units of the Sub-Trust are issued in U.S. Dollars. The Trustee may, with the consent of the Manager, issue additional classes referable to the Sub-Trust in the future.

The investment objective of the Sub-Trust is to seek to secure income gain and to obtain capital gain, through investment in the Feeder Fund (as defined below), by way of investments in mainly U.S. dollar denominated bank loans and other fixed income instruments. The Sub-Trust intends to invest solely into PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A - Class F (USD) (the “Feeder Fund”), a series trust of PIMCO Bermuda Trust II.

The investment manager of the Sub-Trust is Mitsubishi UFJ Kokusai Asset Management Co., Ltd. (formerly Mitsubishi UFJ Asset Management Co., Ltd.) (the “Investment Manager”).

The sub-manager of the Sub-Trust is MUGC Lux Management S.A. (the “Sub-Manager”).

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

1. ORGANIZATION (*continued*)

The sub-investment manager of the Sub-Trust is PIMCO Japan Ltd. (the “Sub-Investment Manager”).

The Sub-Trust will be terminated on October 31, 2018, unless the Manager extends the duration of the Sub-Trust at its discretion following consultation with the Trustee. The Sub-Trust will be terminated earlier than October 31, 2018 (or any later date) in the event of the termination of the Feeder Fund.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Sub-Trust's financial statements reflect the period from November 1, 2016 to October 31, 2017, which is the Sub-Trust's fiscal year end.

The Sub-Trust is an Investment Company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board Accounting Standards Codification (ASC) 946 Financial services - Investment Companies.

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Sub-Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (“U.S. GAAP”). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

(A) Determination of Net Asset Value of Units. Brown Brothers Harriman & Co. (the “Administrator”), subject to the ultimate authority of the Trustee, will conduct all asset valuation for the Sub-Trust. The Sub-Trust's net asset value (“Net Asset Value”) will be calculated each Business Day (any day on which banks are open for business in New York, Luxembourg and Tokyo and the New York Stock Exchange (“NYSE”) is open for trading, or such other days as the Manager may from time to time determine). The Net Asset Value is calculated taking into account all assets and liabilities of the Sub-Trust, including, without limitation, administration, legal, audit and other professional fees and expenses. Net Asset Value per unit for each class will be calculated in USD and rounded to the sixth decimal place.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

(B) Security Valuation. For purposes of calculating the Net Asset Value, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are stated at fair value. Fair value is generally determined on the basis of last reported sale prices on the exchange that is the primary market for such securities, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market maker, or independent pricing services. Independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. The Feeder Fund is valued at fair value based on the closing Net Asset Value each Business Day. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value.

Investments initially valued in currencies other than the Functional Currency are converted to the Functional Currency using exchange rates obtained from pricing services. As a result, the net asset value of the Sub-Trust's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to its Functional Currency. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the Functional Currency may be affected significantly on a day that the NYSE is closed and the Net Asset Value may change on days when an investor is not able to purchase, request the repurchase of, or exchange units.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Sub-Investment Manager. The Sub-Investment Manager has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available. For instance, certain securities or investments for which daily market quotes are not readily available may be valued, pursuant to guidelines established by the Trustee, with reference to other securities or indices.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/asked information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE close, that materially affect the values of a Sub-Trust's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Sub-Investment Manager or its delegate is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of a Sub-Trust's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

When the Sub-Trust uses fair value pricing to determine its Net Asset Value, securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Trustee in consultation with the Sub-Investment Manager believe accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security.

While the Sub-Trust's policy is intended to result in a calculation of a Sub-Trust's net asset value that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trustee can not ensure that fair values determined by the Sub-Investment Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Sub-Trust could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Sub-Trust may differ from the value that would be realized if the securities were sold and the differences could be material to the financial statements.

Fair Value Measurements - In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Sub-Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurements) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurements). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

- Level 1 - fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 - fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes “observable” requires significant judgment by the Sub-Investment Manager. The Sub-Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Sub-Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments. Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, include active listed equities, exchange traded derivatives, and certain money market securities. The Sub-Investment Manager does not adjust the quoted price for such instruments, even in situations where the Sub-Trust holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

For the year ended October 31, 2017

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) (the “Master Fund”) and the Feeder Fund if either were valued based on Level 2 inputs. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information. Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently. Level 3 investments include securities such as private equity and certain corporate debt securities. As observable prices are not available for these securities, valuation techniques are used to derive fair value.

The following table presents the financial instruments carried on the Statement of Assets and Liabilities by caption and by level within the valuation hierarchy as of October 31, 2017*:

	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at 10/31/2017
Assets:				
Investment in the Feeder Fund				
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A - Class F (USD)	\$ -	\$ 169,592,386	\$ -	\$ 169,592,386
Total Investment in the Feeder Fund	\$ -	\$ 169,592,386	\$ -	\$ 169,592,386

* For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

The Sub-Trust accounts for investments it transfers into and out of each Level at the end of the year. During the year ended October 31, 2017, there were no transfers between Levels 1, 2 and 3.

There were no securities valued as Level 3 as of October 31, 2017.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

(C) Investment Transactions and Investment Income. Purchases and sales of the Feeder Fund are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Realized gains and losses from securities sold are determined on the identified cost basis. Distributions of income or realized gains from the Feeder Fund are recorded on ex-dividend date. Distributions of return of capital by the Feeder Fund are recorded as a reduction in the cost of the investment. Interest income is recorded on the accrual basis.

Cost of purchases and proceeds of sales of interests in the Feeder Fund for the year ended October 31, 2017 were USD 53,214,845 and USD 60,471,819, respectively.

(D) Expenses. The Sub-Trust bears its own expenses, including but not limited to Investment Manager, administration and accounting, custody, transfer agent, audit fees and other expenses associated with the operation of the Sub-Trust. Expense items are recorded on the accrual basis.

(E) Distribution Policy. The Manager may, at its discretion, declare distributions for Accumulation Class on the 11th day of every month (or if that date is not a Business Day then on the next following Business Day) (which shall be the relevant record date) commencing from April 13, 2015 out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution. The Manager does not currently expect that distributions will be made in respect of the Accumulation Class.

The Manager may, at its discretion, declare distributions for Distribution Class on the 11th day of every month (or if that date is not a Business Day then on the following Business Day) (which shall be the relevant record date) commencing from May 12, 2014 out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution.

The declaration of dividends to unitholders reduces the Sub-Trust's net asset value per unit without any corresponding change in the number of units per unitholder. This results in a unitholder's overall investment in the Sub-Trust being reduced. In addition, any distributions paid during a year which is in excess of the Sub-Trust's accumulated net investment income results in a portion of the distribution being a return of capital.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Distributions shall be made to unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

Distributions declared and paid during the year ended October 31, 2017 are as follows:

Distributions to Unitholder	Amount in US Dollars
Distribution Class	\$3,470,179

(F) Foreign Currency Translation. The fair values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into the Sub-Trust's reporting currency based on the current exchange rates each Business Day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gain or loss.

(G) Cash and Cash Equivalents. Cash and cash equivalents may include cash balances held with Brown Brothers Harriman & Co. (the “Custodian”).

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND

(A) Investment Objective. The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets under normal circumstances in units of the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Bermuda Trust II, and does not generally invest directly in bonds or other securities of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund and the Master Fund is Pacific Investment Management Company LLC (“PIMCO”), who has been appointed as an investment advisor by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund and the Master Fund.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

(B) Organization. The Feeder Fund and Master Fund are each a series trust of the PIMCO Bermuda Trust II, an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed on December 1, 2003 (as amended from time to time). Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited, a trust company incorporated in 1985 under the laws of the Cayman Islands, serves as the Trustee (the “Trustee”). The Feeder Fund and Master Fund are referred to collectively as the “Underlying Fund”.

(C) Investment Strategy. The Underlying Fund intends to invest under normal circumstances at least 80% of its net assets in bank loans.

The Underlying Fund may invest in the following: loan participations and assignments, including senior loans, second liens and other secured loans and unsecured loans; delayed funding loans and revolving credit facilities; securities issued or guaranteed by the U.S. Governments, its agencies, authorities or subdivisions or government-sponsored enterprises (“U.S. Government Securities”); corporate debt securities of U.S. and non-U.S. issuers, including corporate commercial paper; bank certificates of deposit, fixed time deposits and bankers acceptances; and repurchase agreements and reverse repurchase agreements.

The Underlying Fund will invest in securities that are rated at least CCC- by S&P Global Ratings (“S&P”), Caa3 by Moody's or equivalently rated by Fitch Ratings (“Fitch”) or another Nationally Recognized Statistical Rating Organization (“NRSRO”), or if unrated, determined by PIMCO to be of comparable quality at the time of purchase. The Underlying Fund will maintain a minimum average credit quality of B-.

The Underlying Fund may invest in non-U.S. dollar denominated instruments up to 20% of its net assets. In that case the Underlying Fund will seek to hedge the currency exposure of non-U.S. dollar to the U.S. dollar.

The Underlying Fund may invest up to 5% of its net assets in each issuer except U.S. Government Securities, for which there is no limit.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

(D) Accounting Policies. The significant accounting policies of the Underlying Fund are consistent with that of the Sub-Trust.

The Underlying Fund values investments at fair value and utilizes accounting policies consistent with the AICPA Audit and Accounting Guide for Investment Companies.

(E) Distributions. Distributions from the Underlying Fund are declared and distributed to unitholders monthly upon the authorization of PIMCO, which authorization may be withheld at PIMCO's discretion.

(F) Fees. The Underlying Fund is not subject to management, advisory, administration, agency or distribution fees.

(G) Liquidation Terms. Unitholders may request the repurchase of their units on any Business Day. No repurchase fees are charged.

(H) Financial Instruments, Borrowing and Derivatives.

Delayed-Delivery Transactions. The Underlying Fund may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by the Underlying Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery transactions are outstanding, the Underlying Fund will designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, the Underlying Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its Net Asset Value. The Underlying Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into, which may result in a realized gain or loss. When the Underlying Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Underlying Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Loan Participations, Assignments and Originations. The Underlying Fund invests in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. The Underlying Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties or investments in or originations of loans by the Underlying Fund. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the “lender”) that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. The Underlying Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. When the Underlying Fund purchases assignments from lenders, it acquires direct rights against the borrowers of the loans.

These loans may include participations in bridge loans, which are loans taken out by borrowers for a short period (typically less than one year) pending arrangement of more permanent financing through, for example, the issuance of bonds, frequently high yield bonds issued for the purpose of acquisitions.

The types of loans and related investments in which the Underlying Fund may invest include, among others, senior loans, subordinated loans (including second lien loans, B-Notes and mezzanine loans), whole loans, commercial real estate and other commercial loans and structured loans. The Underlying Fund may originate loans or acquire direct interest in loans through primary loan distributions and/or in private transactions. In the case of subordinated loans, there may be significant indebtedness ranking ahead of the borrower's obligation to the holder of such a loan, including in the event of the borrower's insolvency. Mezzanine loans are typically secured by a pledge of an equity interest in the mortgage borrower that owns the real estate rather than an interest in a mortgage.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Investment in loan may include unfunded loan commitments, which are contractual obligations for funding. Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate the Underlying Fund to supply additional cash to the borrower on demand. Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the committed amount may not be utilized by the borrower. When investing in a loan participation, the Underlying Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the borrower. The Underlying Fund may receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a loan. In certain circumstances, the Underlying Fund may receive a penalty fee upon the prepayment of a loan by a borrower.

U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises. The Underlying Fund invests in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association (“GNMA” or “Ginnie Mae”), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the “U.S. Treasury”); others, such as those of the Federal National Mortgage Association (“FNMA” or “Fannie Mae”), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities. Zero coupon securities do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest-paying securities.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation (“FHLMC” or “Freddie Mac”). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates (“PCs”), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

Roll-timing strategies can be used where the Underlying Fund seeks to extend the expiration or maturity of a position, such as a To Be Announced (“TBA”) security on an underlying asset, by closing out the position before expiration and opening a new position with respect to substantially the same underlying asset with a later expiration date.

Repurchase Agreements. The Underlying Fund engages in repurchase agreements. Under the terms of a typical repurchase agreement, the Underlying Fund takes possession of an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and the Underlying Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. In an open maturity repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Underlying Fund or counterparty at any time. The underlying securities for all repurchase agreements are held in safekeeping at the Underlying Fund's custodian or designated sub-custodians under tri-party repurchase agreements. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. In periods of increased demand for collateral, the Underlying Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Underlying Fund.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Reverse Repurchase Agreements. The Underlying Fund enters into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, the Underlying Fund delivers a security in exchange for cash to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed upon price and date. In an open maturity reverse repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Underlying Fund or counterparty at any time. The Underlying Fund is entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security delivered to the counterparty during the term of the agreement. In periods of increased demand for the security, the Underlying Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to the Underlying Fund. The Underlying Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

Forward Foreign Currency Contracts. The Underlying Fund enters into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of the Underlying Fund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily, and the change in value is recorded by the Underlying Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses are equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed and are recorded upon delivery or receipt of the currency. In addition, the Underlying Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the functional currency. To mitigate such risk, cash or securities may be exchanged as collateral pursuant to the terms of the underlying contracts.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Futures Contracts. The Underlying Fund enters into futures contracts. A futures contract is an agreement to buy or sell a security or other asset for a set price on a future date. The Underlying Fund uses futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by the Underlying Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, the Underlying Fund is required to deposit with its futures broker an amount of cash, or U.S. Government and Agency Obligations, or select sovereign debt, in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and based on such movement in the price of the contract, an appropriate payable or receivable for the change in value may be posted or collected by the Underlying Fund (“Futures Variation Margin”). Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are close.

Options Contracts. The Underlying Fund writes or purchases options to enhance returns or to hedge an existing position or future investment. The Underlying Fund writes call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. When the Underlying Fund writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The Underlying Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold (“call”) or purchased (“put”) and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk the Underlying Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

The Underlying Fund also purchases put and call options. Purchasing call options tends to increase the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. The Underlying Fund pays a premium which is subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is executed.

Interest Rate Swaptions. The Underlying Fund writes or purchases interest rate swaptions which are options to enter into pre-defined swap agreement by some specified date in the future. The writer of the swaption becomes the counterparty to the swap if the buyer exercises. The interest rate swaption agreement will specify whether the buyer of the swaption will be a fixed-rate receiver or a fixed-rate payer upon exercise.

Swap Agreements. The Underlying Fund invests in swap agreements. Swap agreements are bilaterally negotiated agreements between the Underlying Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. Swap agreements may be privately negotiated in the over the counter market ("OTC swaps") and may be cleared through a third party, known as a central counterparty or derivatives clearing organization ("centrally cleared swaps"). The Underlying Fund may enter into credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity, equity, and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Entering into these agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates. The Underlying Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. This risk is mitigated by having a master netting arrangement between the Underlying Fund and the counterparty and by the posting of collateral to the Underlying Fund to cover the Underlying Fund's exposure to the counterparty.

Credit Default Swap Agreements. The Underlying Fund may use credit default swaps on corporate, loan, sovereign, U.S. municipal or U.S. Treasury issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where a Underlying Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default. Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the buyer of protection) to another party (the seller of protection) in exchange for the right to receive a specified return in the event that the referenced entity, obligation or index, as specified in the swap agreement, undergoes a certain credit event. As a seller of protection on credit default swap agreements, the Underlying Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, the Underlying Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Underlying Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

If the Underlying Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Underlying Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. If the Underlying Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Underlying Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the settlement value. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event).

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Interest Rate Swap Agreements. The Underlying Fund is subject to interest rate risk in the normal course of pursuing their investment objectives. The value of the fixed rate bonds that the Underlying Fund holds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate income at prevailing market rates, the Underlying Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by the Underlying Fund with another party for their respective commitment to pay or receive interest on the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or “cap”, (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or “floor”, (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the buyer pays an upfront fee in consideration for the right to early terminate the swap transaction in whole, at zero cost and at a predetermined date and time prior to the maturity date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different segments of money markets.

4. UNITS

As of October 31, 2017 all issued units were held by one unitholder, Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd., representing 100% interest in the net assets of the Sub-Trust. Investment activities of this unitholder could have a material impact on the Sub-Trust.

(A) Subscriptions. On or after the Initial Closing Date, units in the Sub-Trust will be issued on each Dealing Day (i.e. Business Day) at the Net Asset Value per unit on the Dealing Day on which the relevant subscription order was accepted by the Administrator. The calculation of such Net Asset Value will be made on each Valuation Day (means each Business Day and/or such other day as the Manager may determine from time to time).

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

4. UNITS (*continued*)

On Dealing Days after the Initial Offering Period there shall be added to the Issue Price a sales charge of up to 3.0% (not including local consumption or other taxes) of the Issue Price (unless waived by the Distributor). Such sales charge shall be retained by the Distributor.

In order to be dealt with on a specific Dealing Day, a Subscription Application Form must be received by the Administrator on or prior to 18:00 Japan Standard Time (the "Specified Time") on the applicable Dealing Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Dealing Day.

The Manager, Administrator and Distributor reserve the right to decline any order to purchase units in whole or in part without giving reasons.

(B) Repurchases. Unitholders may request the repurchase of their classes of units on any Dealing Day. Any application for repurchase of units must indicate the number of units or the value of units to be repurchased. In order for an application for repurchase of units to be dealt with on a Dealing Day, it must be received by the Administrator before the Specified Time on a Dealing Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Dealing Day.

The Repurchase Price will be the Net Asset Value per unit of the relevant Sub-Trust less any third party charges or withholding taxes if applicable calculated on the applicable Valuation Day. Such repurchase request must be accompanied by the relevant unit certificates (if issued).

No repurchase fee will be charged.

Repurchases must be made in integral multiples of one unit.

Payment of the Repurchase Price shall be made on the fourth (4th) Business Day from (and excluding) the applicable Dealing Day, provided that the unit certificates (if issued) are received by the Administrator.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

5. RISK FACTORS

The Sub-Trust's investment activities expose it to various types and degrees of risk, which are associated with the financial instruments and markets in which it and the Underlying Fund invests. The below risk factors do not purport to be a complete explanation of the risks involved in investing in the Sub-Trust and the Underlying Fund.

(A) Credit Risk. The Sub-Trust is subject to credit risk should the Underlying Fund be unable to fulfill its obligations. The Sub-Trust is also indirectly exposed to credit risk associated with the financial assets of the Underlying Fund. The Underlying Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Underlying Fund, and as a result the Sub-Trust, could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a derivative contract, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations.

(B) Market, Concentration and Liquidity Risk. The Sub-Trust's activities expose it to financial market fluctuations. The Sub-Trust's exposure to market risk either directly or via the positions taken by the Underlying Fund, is determined by a number of factors, including currency exchange rates and market volatility. The investment activity of the Underlying Fund may result in the Sub-Trust being exposed to significant concentration of investments in markets and/or individual investments which may be both volatile and illiquid. Investments that Sub-Trust makes could also be subject to specific restrictions on transferability and disposal. Consequently, risks exist that the Sub-Trust might not be able to readily dispose of its holdings in such investments when it chooses and also that the price attained on a disposal is below the amount at which such investments are included in the Sub-Trust's Statement of Assets and Liabilities.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by the Underlying Fund are likely to decrease. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

For the year ended October 31, 2017

5. RISK FACTORS (*continued*)

The Underlying Fund holds foreign currencies and invests in securities that trade in, and receive revenues in, foreign currencies, and derivatives that provide exposure to foreign currencies and is subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Underlying Fund, or, in the case of hedging positions, that the Underlying Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons. As a result, the Underlying Fund's investments in foreign currency denominated securities may reduce the returns of the Underlying Fund, and as a result, the returns of the Sub-Trust.

(C) Custodian Risk. Financial assets which potentially expose the Sub-Trust to direct credit risk consist principally of cash. The Sub-Trust's cash is placed with the Custodian.

(D) Risk of Investment in Bank Loans. Bank loans are obligations of companies that are entered into in connection with recapitalizations, acquisitions, or refinancings. The risks associated with bank loans include: (i) the fact that prepayments may occur at any time without premium or penalty and that the exercise of prepayment rights during periods of declining spreads could cause the Underlying Fund to reinvest prepayment proceeds in lower-yielding investments; (ii) the borrower's inability to meet principal and interest payments and interest payments on its obligations; and (iii) price volatility due to such factors as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the borrower and general market liquidity. If bank loans become nonperforming, the loans may require substantial workout negotiations or restructuring that may result in, among other things, a substantial reduction in the interest rate and/or a substantial write-down of the principal of the loan.

(E) Corporate Debt Securities. Corporate debt securities are subject to the risk of the issuer's inability to meet principal and interest payments on the obligation and may also be subject to price volatility due to such factors as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the issuer and general market liquidity. When interest rates rise, the value of corporate debt securities can be expected to decline. Debt securities with longer maturities tend to be more sensitive to interest rate movements than those with shorter maturities.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

5. RISK FACTORS (*continued*)

(F) Emerging Markets Risk. Non-U.S. investment risk may be particularly high to the extent that the Underlying Fund invests in emerging market securities that are economically tied to countries with developing economies. These securities may present market, credit, currency, liquidity, legal, political and other risks different from, or greater than, the risks of investing in developed countries.

(G) Derivatives Risk. Derivatives are financial contracts, the values of which depend on, or are derived from, the value of an underlying asset, reference rate or index. The Underlying Fund typically uses derivatives as a substitute for taking a position in the underlying asset and/or as part of a strategy designed to reduce exposure to other risks, such as interest rate, credit or currency risk. The Underlying Fund may also use derivatives for leverage, in which case, their use would involve leverage risk.

The Underlying Fund's use of derivative instruments involves risks different from, or possibly greater than, the risks associated with investing directly in securities and other traditional investments. Derivatives are subject to a number of risks, such as liquidity risk, interest rate risk, market risk, credit risk and management risk. They also involve the risk of mispricing or improper valuation and the risk that changes in the value of the derivative may not correlate perfectly with the underlying asset, rate or index. If the Underlying Fund invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Underlying Fund will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

(H) Leverage Risk. Certain transactions may give rise to a form of leverage. Such transactions may include, among others, reverse repurchase agreements, loans of portfolio securities, and the use of when-issued, delayed delivery or forward commitment transactions. Leverage may be incurred when it is believed that it is advantageous to increase the investment capacity of the Underlying Fund or to facilitate the clearance of transactions. Leverage creates an opportunity for greater total returns for the Underlying Fund, but it also may magnify losses. The use of derivatives may also create leverage risk.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

5. RISK FACTORS (*continued*)

(I) Government Intervention in Financial Markets. Recent instability in the financial markets has led various governments around the world to take a number of unprecedented actions designed to support certain financial institutions and segments of the financial markets that have experienced extreme volatility, and in some cases a lack of liquidity. Federal, state, and other governments, their regulatory agencies, or self regulatory organizations may take actions that affect the regulation of the instruments in which the Sub-Trust invests, or the issuers of such instruments, in ways that are unforeseeable. Legislation or regulation may also change the way in which the Sub-Trust itself is regulated. Such legislation or regulation may adversely affect the value of the Sub-Trust and Underlying Fund's investments and the ability of the Sub-Trust and Underlying Fund to implement its investment strategy (including the use of leverage) which could limit or preclude a Sub-Trust and Underlying Fund's ability to achieve its investment objective.

The financial services industry generally and the activities of private investment funds and their investment advisers, in particular, have been the subject of increasing legislative and regulatory scrutiny. Such scrutiny may increase the Sub-Trust and Underlying Fund's and/or the Manager's legal, compliance, administrative and other related burdens and costs as well as regulatory oversight or involvement in the Sub-Trust and Underlying Fund and/or the Manager or result in ambiguity or conflict among legal or regulatory schemes applicable to the Sub-Trust and Underlying Fund or a Manager. In addition, securities and futures markets are subject to extensive statutes, regulations and margin requirements. Various U.S. federal and state regulators, including the United States Securities and Exchange Commission ("SEC"), the U.S. Commodity Futures Trading Commission ("CFTC"), self-regulatory organizations and exchanges, are authorized to take extraordinary actions in the event of market emergencies. The regulation of derivative transactions and entities that engage in such transactions is an evolving area of law and is subject to further development and modification by governmental and judicial action. Alternative U.S. or non-U.S. rules or legislation regulating a Sub-Trust and Underlying Fund or the Manager may be adopted, and the possible scope of any rules or legislation is unknown. There can be no assurances that the Sub-Trust and Underlying Fund or the Manager will not in the future be subject to regulatory review or discipline.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

5. RISK FACTORS (*continued*)

The effects of any regulatory changes or developments on the Sub-Trust and Underlying Fund's may affect the manner in which it is managed and may be substantial and adverse.

The value of the Sub-Trust's holdings is also generally subject to the risk of future local, national, or global economic disturbances based on unknown weaknesses in the markets in which the Underlying Fund invests. In the event of such a disturbance, issuers of securities held by the Underlying Fund may experience significant declines in the value of their assets and even cease operations, or may receive government assistance accompanied by increased restrictions on their business operations or other government intervention. In addition, it is not certain that governments will intervene in response to a future market disturbance and the effect of any such future intervention cannot be predicted. It is difficult for issuers to prepare for the impact of future financial downturns, although companies can seek to identify and manage future uncertainties through risk management programs.

An investor could lose all or substantially all investment in the Sub-Trust. There can be no assurance that the Sub-Trust or the Investment Manager will achieve the Sub-Trust's objective. The foregoing list of risk factors does not purport to be a complete explanation of the risks involved in investing in the Sub-Trust.

6. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Trust and Sub-Trust's organization documents, certain parties (including the Manager and the Sub-Trust Investment Manager) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Sub-Trust. Additionally, in the normal course of business, the Trustee on behalf of the Sub-Trust enters into contracts that contain a variety of indemnifications clauses. The Trustee's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Sub-Trust that have not yet occurred. However, the Sub-Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

7. INCOME TAX

The Sub-Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current laws of Cayman Islands, there are no tax or duty to be levied on profits, income or on gains or appreciation, or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Sub-Trust, or the unitholders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Sub-Trust or with regard to the payment of Net Asset Value on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

The Sub-Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Sub-Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Sub-Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Sub-Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Sub-Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Sub-Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which tax is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Sub-Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Sub-Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes is required in the financial statements. There are currently no interests or penalties related to uncertain tax positions.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

8. FEES AND EXPENSES

(A) Administrator's and Transfer Agent's Fees. Brown Brothers Harriman & Co. (the “Administrator” and the “Transfer Agent”) receives asset based and transactional charges calculated and paid monthly in arrears from the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 45,000 per annum. The Administrator and Transfer Agent receives an annual fee of 0.05% on the first USD 500 million, 0.04% on the next USD 500 million, and 0.03% on net assets over a USD 1 billion. The fees earned by the Administrator and the Transfer Agent for the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Administrator and Transfer Agent as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(B) Custodian's Fees. The Custodian receives a fee calculated and paid monthly based on total assets and transaction volume. The fees earned by the Custodian for the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Custodian as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(C) Trustee's Fees. The Trustee receives an annual fee of 0.01% of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day and payable monthly in arrears, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. The fees earned by the Trustee for the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Trustee as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(D) Investment Manager's Fees. The Investment Manager receives a fee of 1.02% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated and paid quarterly in arrears. The Sub-investment Manager's fee of up to 0.67% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, is calculated and paid quarterly in arrears by the Investment Manager from the Investment Manager's fee. The fees earned by the Investment Manager for the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Investment Manager as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(E) Manager's Fees. The Manager receives a fee of 0.04% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated and paid quarterly in arrears. The Manager will pay out any fee of the Sub-Manager out of its own fee it gets from the Sub-Trust. The fees earned by the Manager for the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Manager as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

8. FEES AND EXPENSES (*continued*)

(F) Distributor's Fees. Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co. Ltd. (the “Distributor”) receives a fee of 0.60% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated and paid quarterly in arrears. The fees earned by the Distributor during the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Distributor as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(G) Agent Company's Fees. Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co. Ltd. (the “Agent Company”) receives a fee of 0.05% per annum of the net asset value of the Sub-Trust calculated and paid quarterly in arrears. The fees earned by the Agent Company during the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Agent Company as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

9. RECENT ACCOUNTING PRONOUNCEMENTS

On January 5, 2016, the FASB issued ASU 2016-01, Financial Instruments - Overall (Subject 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities. The update intends to enhance the reporting model for financial instrument to provide users of financial instruments with more decision-useful information and addresses certain aspects of the recognition, measurement, presentation, and disclosure of financial instruments. The ASU will also address measurement of credit losses on financial assets. ASU 2016-01 is effective for fiscal years beginning after December 15, 2017, including interim periods within those fiscal years. Early adoption is permitted.

10. SUBSEQUENT EVENTS

The Management has evaluated all subsequent transactions and events through March 22, 2018, the date on which these financial statements were available to be issued. Effective November 1, 2017 through March 22, 2018, there were subscriptions of \$4,720,545 and redemptions of \$16,323,452. During the same period, there were distributions of \$1,317,278. There are no other subsequent events to report as relates to the Sub-Trust.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Schedule of Investments

October 31, 2017

(Expressed in United States Dollars)

	<u>Units</u>	<u>% of Net Assets</u>	<u>Value</u>
INVESTMENT IN THE FEEDER FUND - 99.5%			
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A - Class F (USD)	19,789,077	99.5%	\$ 169,592,386
TOTAL INVESTMENT IN THE FEEDER FUND (Cost \$180,593,047)		99.5%	\$ 169,592,386
Cash and other assets in excess of liabilities		0.5%	779,757
NET ASSETS		100.0%	\$ 170,372,143

At October 31, 2017, via its investment in the Feeder Fund, the Sub-Trust owned 11.44% of the PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)'s (the “Master Fund”) net assets. The Sub-Trust's proportional share of the fair value of individual issuers in the Feeder and Master Fund does not exceeded 5% of the Sub-Trust's net assets.

（２）【2016年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 －USバンクロンファンド 米ドル建
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
 資産負債計算書
 2016年10月31日現在
 （米ドルで表示）

	米ドル	千円
資産		
フィーダー・ファンドへの投資（取得原価：194,314,101米ドル）	183,166,549	19,666,592
現金	1,114,535	119,668
未収金：		
サブ・ファンド受益証券売却	372,454	39,990
投資有価証券売却	1,304,409	140,054
その他の資産	13,520	1,452
資産合計	185,971,467	19,967,756
負債		
未払金：		
投資有価証券購入	368,730	39,591
サブ・ファンド受益証券買戻し	1,303,859	139,995
未払投資運用報酬	165,632	17,784
未払販売報酬	97,431	10,461
未払専門家報酬	52,433	5,630
未払管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	17,243	1,851
未払代行協会員報酬	8,119	872
未払管理報酬	6,495	697
未払受託報酬	6,455	693
未払保管報酬	5,117	549
未払印刷費用	198	21
負債合計	2,031,712	218,145
純資産	183,939,755	19,749,611
純資産		
資産形成クラス	89,624,160	9,622,946
毎月分配クラス	94,315,595	10,126,665
	183,939,755	19,749,611
発行済受益証券口数		
資産形成クラス	8,609,608,126 口	
毎月分配クラス	9,945,783,422 口	
	米ドル	日本円
受益証券1口当たり純資産価格		
資産形成クラス	0.010410	1
毎月分配クラス	0.009483	1

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 －USバンクロンファンド 米ドル建
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
 損益計算書
 2016年10月31日に終了した年度
 （米ドルで表示）

	米ドル	千円
投資収益		
フィーダー・ファンドからの収益分配	17,522,312	1,881,371
費用		
投資運用報酬	2,100,069	225,484
販売報酬	1,234,717	132,572
管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	119,742	12,857
代行協会員報酬	102,893	11,048
管理報酬	82,314	8,838
印刷費用	72,339	7,767
専門家報酬	63,277	6,794
設立費用	33,339	3,580
保管報酬	31,342	3,365
受託報酬	21,425	2,300
登録費用	2,278	245
その他の費用	3,262	350
費用合計	3,866,997	415,199
投資純利益	13,655,315	1,466,171
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
フィーダー・ファンドの売却	(8,190,363)	(879,399)
実現純損失	(8,190,363)	(879,399)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
フィーダー・ファンドへの投資	199,912	21,465
外貨換算および為替予約契約	(140)	(15)
未実現評価益の純変動	199,772	21,450
実現および未実現純損失	(7,990,591)	(857,950)
運用による純資産の増加	5,664,724	608,221

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
－USバンクロンファンド 米ドル建
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
純資産変動計算書
2016年10月31日に終了した年度
（米ドルで表示）

	米ドル	千円
運用による純資産の増加 （減少）		
投資純利益	13,655,315	1,466,171
実現純損失	(8,190,363)	(879,399)
未実現評価益の 純変動	199,772	21,450
運用による純資産の増加	5,664,724	608,221
受益者への分配	(4,121,367)	(442,511)
サブ・ファンド受益証券 取引による純資産の純減少	(47,733,107)	(5,125,104)
純資産の純減少	(46,189,750)	(4,959,393)
純資産		
期首	230,129,505	24,709,005
期末	183,939,755	19,749,611

	資産形成クラス		毎月分配クラス	
サブ・ファンド受益証券取引：				
受益証券				
発行	1,057,633,488 口		1,128,322,742 口	
買戻し	(3,238,105,461)口		(3,868,356,264)口	
受益証券口数の純変動	(2,180,471,973)口		(2,740,033,522)口	
	米ドル	千円	米ドル	千円
金額				
発行	10,625,096	1,140,817	10,609,115	1,139,101
買戻し	(32,663,765)	(3,507,108)	(36,303,553)	(3,897,912)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少額	(22,038,669)	(2,366,292)	(25,694,438)	(2,758,812)

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
－USバンクロンファンド 米ドル建
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
財務ハイライト
2016年10月31日に終了した年度
（米ドルで表示）

1口当たり特別情報：

	資産形成クラス		毎月分配クラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	0.010094	1	0.009555	1
投資純利益*	0.000670	0	0.000625	0
投資による実現および 未実現純損失	(0.000354)	(0)	(0.000337)	(0)
運用による利益合計	0.000316	0	0.000288	0
受益者への分配	—	—	(0.000360)	(0)
期末1口当たり純資産価格	0.010410	1	0.009483	1
トータル・リターン**	3.13 %		3.12 %	
平均純資産に対する比率：				
費用合計***	1.87 %		1.87 %	
投資純利益***	6.62 %		6.65 %	

* 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

** トータル・リターンは、分配金の再投資による影響を仮定している。

*** 比率は、投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例配分を反映していない。しかし、サブ・ファンドの投資実績は、サブ・ファンドが投資する投資先ファンドの投資実績に直接関係している。投資先ファンドの定義を参照のこと。

上記の財務ハイライトは、2016年10月31日に終了した年度における発行済受益証券を指している。
個人投資家のリターンは、申込みおよび買戻しのタイミングにより異なることがある。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラストーUSバンクローンファンド 米ドル建**（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）****財務書類に対する注記****2016年10月31日現在****1. 組織**

USバンクローンファンド 米ドル建（以下「サブ・ファンド」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間に締結され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づき2013年1月18日付信託証書（随時補足または修正される。以下「信託証書」という。）に従って設定されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。2014年2月14日付で、サブ・ファンドは運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドル（「以下「機能通貨」という。）である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、目論見書および監査済み財務書類を毎年ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出することが含まれる。サブ・ファンドは、日本の金融庁（以下「JFSA」という。）に登録されている。

現在、サブ・ファンドの二つのクラス（以下、各「クラス」という。）である、毎月分配クラスおよび資産形成クラス（以下、総称して「受益証券」という。）が投資者に提供されている。サブ・ファンドの受益証券は、米ドルで発行されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンド（以下に定義する。）への投資を通じて、米ドル建てのバンクローンおよびその他の確定利付商品に主として投資することにより、安定した利子収益の確保および値上がり益の獲得を目指すことである。サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラストIIのシリーズ・トラストであるピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドAークラスF（USD）（以下「フィーダー・ファンド」という。）にのみ投資する。

サブ・ファンドの投資運用会社は、三菱UFJ投信株式会社（以下「投資運用会社」という。）である。

サブ・ファンドの副管理会社は、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（以下「副管理会社」という。）である。

サブ・ファンドの副投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド（以下「副投資運用会社」という。）である。

管理会社がその裁量により、受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2018年10月31日をもって終了する。サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドが終了した場合には、2018年10月31日以前（または以後）に終了することがある。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類には、2015年11月1日から、サブ・ファンドの会計年度末である2016年10月31日までの年度が反映されている。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会の会計基準コデifikasiーション（A S C）第946号「金融サービス—投資会社」の投資会社の会計および報告指針に従う。

以下は、サブ・ファンドが、米国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U. S. G A A P」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して準拠している重要な会計方針の要約である。U. S. G A A Pに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、受託会社の最終権限に服し、サブ・ファンドのすべての資産の評価を行う。サブ・ファンドの純資産価額（「以下「純資産価額」という。）は、各営業日に計算される（営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日で、かつニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）が取引を行っている日、または管理会社が随時決定する日をいう。）。純資産価額は、管理事務、法律、監査ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの1口当たり純資産価格は米ドルで計算され、小数点以下第7位が四捨五入される。

(B) 有価証券評価

純資産価格の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券が主に取引されている市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。独立した価格決定サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。フィーダー・ファンドは、各営業日の最終純資産価格に基づき、公正価値で評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、償却原価で表示され、それは公正価値に近似する。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートをを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動の影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、NYSEが休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価格が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、副投資運用会社により誠実に決定された公正価値で評価される。副投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能で

ない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して評価される。

サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後（ただしNYSE終了前）に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。副投資運用会社またはその代理人は、サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

サブ・ファンドが純資産価格を決定するために、公正価値を使用する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、副投資運用会社と協議の上、受託会社が公正価値を正確に反映すると判断したその他の方法で価格が決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。サブ・ファンドの方針は、サブ・ファンドの純資産価格の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、副投資運用会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にサブ・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、受託会社は保証できない。サブ・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定－サブ・ファンドは、U.S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおける投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル1－公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2－公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3－公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、副投資運用会社による重大な判断が要求される。副投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配信されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データで

あると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、副投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資有価証券には、上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融証券が含まれる。サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、かつ、その証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、副投資運用会社は、当該金融商品の公表価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）およびフィーダー・ファンドのいずれかがレベル2のインプットに基づき評価されていたとすれば、これらの有価証券も含まれる。レベル2投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。レベル3に分類される投資有価証券は、取引頻度が低いことから、重要な観測不能なインプットを有する。レベル3投資有価証券には、未公開株式および特定の社債等の有価証券が含まれる。これらの有価証券に対する観測可能な価格が入手可能でない場合には、公正価値を導き出すために評価技法が使用される。

以下の表は、2016年10月31日現在の資産負債計算書に計上される金融商品を、評価ヒエラルキー内の見出しおよびレベル毎に表したものである。*

資産：	(未調整) 同一の投資対象 の活発な市場に おける公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観測可能なイン プット (レベル2)	重要な観測不能 なインプット (レベル3)	2016年10月31日 現在の公正価値
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
フィーダー・ファンドへの投資				
ピムコ・バミューダ・バンクローン ・ファンドAークラスF（USD）	—	183,166,549	—	183,166,549
フィーダー・ファンドへの投資合計	—	183,166,549	—	183,166,549

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

サブ・ファンドは、期末時点において有価証券の各レベルとの間の振替を会計処理する。2016年10月31日に終了した年度中に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で振替はなかった。

2016年10月31日現在、レベル3として評価された有価証券はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、フィーダー・ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。有価証券の売却にかかる実現損益は個別法に基づき決定される。フィーダー・ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。フィーダー・ファンドによる元本の払戻しによる分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

2016年10月31日に終了した年度中の、フィーダー・ファンドに対する持分の購入原価および売却手取額は、それぞれ38,544,182米ドルおよび75,405,774米ドルであった。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資運用報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月分配クラス受益証券について、2014年5月12日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（当該基準日とする。）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。

管理会社は、その裁量により、資産形成クラス受益証券について、2015年4月13日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（当該基準日とする。）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。管理会社は、当面の間、資産形成クラスについて分配を行う予定はない。

受益者への分配宣言により、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は減少するが、一受益者当たりの受益証券口数は対応して変化しない。その結果、サブ・ファンドにおける受益者の投資は、全般的に減少する。さらに、年度中にサブ・ファンドの累積投資純利益を超過して支払われたすべての分配は、元本の払戻しとしての分配の一部となる。

分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われるものとする。

2016年10月31日に終了した年度中に宣言され、支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額（米ドル）
毎月分配クラス	4,121,367

(F) 外貨取引

保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの報告通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）が保管する現金残高を含むことがある。

(H) 為替予約契約

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結することができる。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。先物外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の公正価値は変動する。為替予約契約は、価格提供機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現

損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約契約を締結することが認められている。クラス固有の外国為替契約から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2016年10月31日現在、未決済の為替予約契約はなかった。

3. 投資先ファンドへの投資

(A) 投資目的

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を行いながらトータル・リターンを最大化を図ることである。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストIIの独立したシリーズ・トラストであるマスター・ファンドにその資産を投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券またはその他の金融商品に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約またはその他の金融商品に対して一時的に投資することができる。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）である。

(B) 組織

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ、バミューダ諸島の法律に基づき2003年12月1日付信託証書（随時修正される。）に従ってマルチ・シリーズ信託として設定されたオープン・エンド型のファンドであるピムコ・バミューダ・トラストIIのシリーズ・トラストである。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき1985年に組織された信託会社であり、受託会社（以下「受託会社」という。）として従事している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、「投資先ファンド」と総称される。

(C) 投資戦略

投資先ファンドは、通常の状態において、少なくとも純資産の80%以上をバンクローンに投資することを意図している。

投資先ファンドが投資することができるものには以下が含まれる。シニアローン、第2順位担保権付および他の担保付ローンならびに無担保ローンを含む、ローン・パーティシペーションならびにローン債権譲渡、ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ、米国政府、その政府機関、機構もしくは下部機構または政府支援企業が発行または保証する証券（以下「米国政府証券」という。）、商業コマーシャル・ペーパーを含む、米国または米国外発行体の社債券、預金証書、定期預金および銀行引受手形ならびにレポ契約および逆レポ契約。

投資先ファンドは、米ドル建て以外の金融商品への投資を20%まで行うことができる。この場合、投資先ファンドは、米ドル以外の通貨の米ドルに対する通貨エクスポージャーをヘッジすることを目指す。

投資先ファンドは、取得時において、ムーディーズ・インベスター・サービス（以下「Moody's」という。）のCaa3格、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（以下「S&P」という。）のCCC格またはフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）その他の国際的に認められた統計格付機関（以下「NRSRO」という。）によるこれと同等の格付けを

有するか、無格付けの場合、PIMCOがこれに相当する品質を有すると決定した金融商品にのみ投資できる。投資先ファンドはポートフォリオの平均格付けを原則としてB一格相当以上に維持する。

投資先ファンドは各発行体に対して純資産の5%までを投資することができる。ただし、米国政府証券については、かかる制限は適用されない。

(D) 会計方針

投資先ファンドの重要な会計方針は、サブ・ファンドの重要な会計方針と一致している。

投資先ファンドは、投資有価証券を公正価値で評価し、米国公認会計士協会の投資会社に対する監査・会計ガイドと一致する会計方針を使用する。

(E) 分配

投資先ファンドからの分配は、PIMCOの承認を得て毎月受益者に宣言され分配される。PIMCOの承認は、PIMCOの裁量により、撤回することができる。

(F) 報酬

投資先ファンドは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬の対象となっていない。

(G) 清算期間

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。買戻手数料は課されない。

(H) 金融商品、借入およびデリバティブ

ディレイド・デリバリー取引

投資先ファンドは、ディレイド・デリバリー・ベースで有価証券の売買を行うことができる。これらの取引は、投資先ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの有価証券の売買の約定を伴う。ディレイド・デリバリー取引が未決済の場合、投資先ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。ディレイド・デリバリー・ベースによる有価証券を購入する場合、投資先ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む有価証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、かつ、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。投資先ファンドは、取引締結後にディレイド・デリバリー取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現損益が生じることがある。投資先ファンドがディレイド・デリバリー・ベースで有価証券を売却する場合、投資先ファンドは当該有価証券に関する将来的な損益に参加しない。

ローン・パーティシペーションおよびローン債権譲渡

投資先ファンドは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資する。投資先ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部もしくは一部の債権譲渡の形態をとることができる。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（「貸主」）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。投資先ファンドは、異なる期限および関連付随リスクを持つ可能性のある複数のシリーズまたはローンのトランシェに投資することができる。投資先ファンドは、通常、借主とのローン契約の条項の遵守を強制する権利を有しない。その結果、投資先ファンドは、借主のリスクに加えて、ローン契約を販売している貸主の信用リスクも引き受けることになる。投資先ファンドが貸主から債権譲渡を購入する場合、投資先ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、「ブリッジ・ローン」

への参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（例えば、債券発行、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。特定のファンズはまた、将来の資金調達に対する契約上の義務である未履行ローン契約を締結することができる。

未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の供給をファンズに義務付けるリボルビング融資枠を含む。

未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含むことがある。未履行ローン契約は、仮にローンの契約額の割合が借主により利用されない場合においても、全額についての将来的義務を表している。ローン・パーティシペーションに投資する場合、投資先ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、かつ貸主が借主から支払を受領した場合にのみ、投資先ファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受領する権利を有する。投資先ファンドは、変動金利ローンの原与信枠の引き落とされていない部分に基づいてコミットメント・フィーを借主により受領することができる。特定の状況下において、投資先ファンドは借主による変動金利ローンの前払金に対してペナルティー・フィーを受領することができる。受領された、または支払われた手数料は、投資先ファンドの運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。

米国政府機関または政府支援企業

投資先ファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された有価証券に投資する。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または政府補助機関により保証される債務である。米国財務省短期証券、中期証券および長期証券ならびに連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニー・メイ」という。）により保証された有価証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の有価証券については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行体の権利により支えられている。また、連邦住宅抵当公庫（以下「FNMA」または「ファニー・メイ」という。）等のその他の有価証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には米国財務省証券ストリップス債等のゼロ・クーポン証券が含まれることがある。米国財務省証券ストリップス債とは、財務省が発行する確定利付債であり、額面を割引いた価格で販売され、利息の利払いが生じない。投資家は、満期日に額面価格を受領することができる。ゼロ・クーポン証券は、発生基準での利息の支払いを行わず、利息支払型証券よりも大きなリスクを伴う。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社（以下「FHLMC」または「フレディ・マック」という。）が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、従来型の（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書（「PC」）を発行するが、これは住宅モーゲージ・プールにある未分割の持分を表すパス・スルー証券である。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCには米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

レポ契約

投資先ファンドは、レポ契約を締結する。通常のレポ契約の条項に従い、投資先ファンドは、売り主が買戻しを行う義務および投資先ファンドが再売却をあらかじめ合意した価格と時期に行う義務を条件とした原債務（担保）を保有する。すべてのレポ契約に関する原有価証券は、投資先ファンドの保管会

社か、トライ・パーティ・レポ契約に基づき指定された副保管会社に保管される。担保の市場価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額またはそれ以上である必要がある。担保請求の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

逆レポ契約

投資先ファンドは、逆レポ契約を締結する。逆レポ契約は、投資先ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに有価証券を交付し、あらかじめ合意した価格と時期に同一またはほぼ同一の有価証券を買戻す契約である。投資先ファンドは、もしあれば、契約期間中に取引相手方に交付された有価証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。有価証券への需要の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による有価証券の使用に対する手数料を受領することがある。投資先ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分別保管する。

為替予約契約

投資先ファンドは、投資先ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結する。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の市場価値は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動は投資先ファンドにより未実現利益または損失として計上される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡し時に計上される。さらに、投資先ファンドは取引相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。これらの契約に関連し、各契約の条項に従って、有価証券を担保として認識することができる。

先物契約

投資先ファンドは、先物契約を締結する。投資先ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるエクスポージャーを管理するため、先物契約を利用する。先物契約の利用に関連する主なリスクには、投資先ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は日々の公表決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、投資先ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要件に従って、現金、米国政府もしくは政府機関債または限定されたソブリン債を、先物ブローカーに対して預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、評価額の変動への適切な未収金または未払金（以下「変動証拠金」という。）が、投資先ファンドにより計上される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現されたとはいみなされない。

オプション契約

投資先ファンドは、保有するまたは投資を行う予定の有価証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却する。プット・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または終了する売却オプションからの受領プレミアムは、受取金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、有価証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。投資先ファンドはオプションの売り方として、原資産の売却（コール）または購入

（プット）が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、投資先ファンドが清算取引の締結を行えないリスクがある。

投資先ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドはプレミアムを支払うが、プレミアムはその後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または終了する購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を売却する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

投資先ファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである、金利スワップション契約を売却または購入する。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ契約に投資する。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨もしくは市場連動収益の交換または取換えを行う投資先ファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され（以下「店頭取引スワップ」という。）、公認取引所等の多角的取引施設プラットフォームまたはその他の取引施設プラットフォームにおいて実行される（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。投資先ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、有価証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、金利、信用、市場および情報管理リスクの要素を含む。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。投資先ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、投資先ファンドと取引相手方との間で基本相殺契約を締結することにより、また、投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、投資先ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、参照主体、参照債務または参照指数に不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者（プロテクションの買い手という。）による他方の当事者（プロテクションの売り手という。）に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの

売り手として、投資先ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から固定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えて投資先ファンドがスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、売り手として、投資先ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

投資先ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの買い手に対し、（i）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を受領するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で支払う。投資先ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの売り手から、（i）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を交付するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの主体の特別な要因及び検討のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積もられる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。

社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。信用事由が発生し現金決済が選択されなかった場合、特定の参照債務に代えて、数種類の他の受渡可能債務によって受渡が行われる。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。投資先ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供（すなわち、参照債務に対して投資先ファンドが保有するまたはさらされるリスクの軽減）、もしくは、特定の発行体による不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。

金利スワップ契約

投資先ファンドは、その投資目的を追求する通常の業務過程で、金利リスクにさらされる。投資先ファンドは確定利付債券を保有するため、金利上昇の局面においてこれらの債券の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢市場金利での収益を確保する能力を維持するため、投資先ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、投資先ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。（i）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、（ii）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、（iii）決められた最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、（iv）取引相手方がすべてのスワップ取引を、満了日までの所定の日時までゼロ・コストで終了することができるコーラブル金利スワップ、（v）金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または（vi）異なる短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。

4. 受益証券

2016年10月31日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象し、単一の受益者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社により保有されている。当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 申込み

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各取引日（すなわち営業日）において、関連する申込注文が管理事務代行会社により受諾された当該取引日の受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。当該純資産価格の計算は、各評価日（すなわち、各営業日および／または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）に行われる。

当初申込期間後の取引日に、発行価格の3.0%（消費税その他の税金を含まない。）を上限とする申込手数料が発行価格に上乗せされるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

特定の取引日に処理されるためには、取得申込書類が、当該取引日の午後6時（日本時間）（以下「締切時刻」という。）までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を明らかにせずに受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

(B) 買戻し

受益者は、取引日のいつでも自己のクラス受益証券の買戻請求を行うことができる。受益証券のいかなる買戻しの申込みについても、受益証券の買戻口数または買戻価格が示されなければならない。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の締切時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻価格は、関係するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格で、該当する場合は、適用される評価日に計算された第三者への手数料または源泉税控除後の金額である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻手数料は課されない。

買戻しは1口以上1口の整数倍単位で行われなければならない。

買戻代金の支払いは、受益証券証書が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、適用される取引日（同日を除く）から4営業日目の日に行われる。

5. リスク要因

サブ・ファンドの投資活動は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資する金融商品および市場に付随する様々な種類ならびに様々な程度のリスクにさらされている。以下のリスク要因は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

(A) 信用リスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドがその義務を遂行できない場合に信用リスクにさらされる。サブ・ファンドはまた、間接的に、投資先ファンドの金融資産に付随する信用リスクにさらされている。投資先ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約の取引相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があり、それを受けてサブ・ファンドも損失を被る可能性がある。

(B) 市場、集中および流動性リスク

サブ・ファンドの活動は、金融市場の変動にさらされる。直接的または投資先ファンドにより取られるポジションを通じてのいずれかによる市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、為替レートおよび市場のボラティリティーを含む様々な要因により決定される。投資先ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、ボラティリティーが高くかつ流動性が低い市場への投資および／または個々の投資に対する大幅な集中にさらされることがある。サブ・ファンドが行う投資もまた、譲渡および処分にかかる特定の制限対象となる。従って、サブ・ファンドが投資の処分を選択した時に、当該投資対象を容易に処分することが出来ないリスクおよび処分時の価格がサブ・ファンドの資産負債計算書に含まれる当該投資の金額を下回るリスクが存在する。

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、通常は比較的短期のデュレーションを有する有価証券よりも変動しやすい。

投資先ファンドが外貨、外貨建て取引されるか収益を受け取る有価証券および外貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブを保有する場合、当該通貨の価格が投資先ファンドの基準通貨に対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、投資先ファンドの基準通貨の価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。外国為替レートは、多数の理由により、短期間でも相当変動しうる。その結果、投資先ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少し、それを受けてサブ・ファンドのリターンも減少することがある。

(C) 保管会社リスク

サブ・ファンドが潜在的に直接的な信用リスクにさらされる金融資産は、主に現金により構成される。サブ・ファンドの現金は、保管会社が保管している。

(D) バンクローンに投資するリスク

バンクローンは、資本再構成、買収またはリファイナンスに関して締結される会社の債務である。バンクローンに関するリスクは以下を含む。(i) いつでもプレミアムまたはペナルティなく期限前払いが行われうること、およびスプレッドが下降している期間中の期限前払いの権利の行使は、投資先ファンドが期限前払いによる収益をより低い利回りの投資対象に再投資する結果となりうること、(ii) 借主の債務に係る元金の支払いおよび利息の支払いの不能、(iii) 金利感応度、借主の信用度についての市場認知および一般的な市場流動性といった要素による価格変動。バンクローンが不良債権化した場合、ローンは、十分な検査交渉、または、とりわけ金利の相当な減額および／もしくはローン元本の相当な圧縮を結果として生じさせることになる再構成を要求することがある。

(E) 社債

社債は、発行体が元金金の支払いをすることができないリスクを伴うほか、金利感応性、発行体の信用に関する市場の認識、一般的な市場の流動性等の要因による価格変動に服する。金利上昇局面においては、社債の価格は下落することがある。長期の債券は、短期の債券と比べてより金利変動に対して影響を受けやすい傾向がある。

(F) デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、通常、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が、いかなる場合にも行うことができるというものではなく、投資先ファンドにとって利益があったとしても、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために投資先ファンドがデリバティブ取引を行うことができるという保証はない。

(G) レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、逆レポ取引、ポートフォリオの組入証券の貸付および発行日取引、延渡し取引または先渡しコミットメント取引の利用が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または取引の清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

(H) 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、サブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、サブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象の価値ならびにサブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略（レバレッジの利用を含む）の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に従う。サブ・ファンドおよび投資

先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査または処分を受けないという保証はない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに服する。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の著しい価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる将来の介入の効果を予測することはできない。企業は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、発行体が将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家はサブ・ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。サブ・ファンドまたは投資運用会社がサブ・ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

6. 保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（管理会社およびサブ・ファンドの投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドのために受託会社は、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づく受託会社の最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する財産、またはサブ・ファンドの下で生じる収益、もしくは当該財産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価格の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会—会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは

訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関する利得またはペナルティは認められない。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社」という。）は、資産ベースの取引報酬（ただし、年間45,000米ドルを下回らないものとする。）を受領する。かかる報酬は、サブ・ファンドにより計算され、毎月後払いされる。管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、純資産に対して、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する。2016年10月31日に終了した年度中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2016年10月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。2016年10月31日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、年間10,000米ドルを下回らないものとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.02%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され、後払いされる。副投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.67%を上限とする報酬を受領する。かかる報酬は、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に計算され後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に投資運用会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における投資運用会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理会社への報酬を支払う。2016年10月31日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「販売会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に販売会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に代行協会員が稼得した報酬および2016年10月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

9. 最近公表された会計基準

2015年11月1日に開始する会計年度に初めて発効する、サブ・ファンドに重大な影響を及ぼすと予想される既存の基準に対する基準、解釈または修正はない。

10. 後発事象

経営陣は、当財務書類の公表日である2017年2月27日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2016年11月1日から2017年2月27日までに実施された受益証券発行金額は、10,356,309米ドルであり、買戻金額は、22,234,319米ドルであった。同期間中における分配金額は、1,140,493米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

[次へ](#)

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Assets and Liabilities

October 31, 2016

(Expressed in United States Dollars)

ASSETS

Investment in the Feeder Fund (cost \$194,314,101)	\$	183,166,549
Cash		1,114,535
Receivables for:		
Sub-Trust units sold		372,454
Investments sold		1,304,409
Other assets		13,520
Total assets		<u>185,971,467</u>

LIABILITIES

Payables for:

Investment purchased		368,730
Sub-Trust units redeemed		1,303,859
Accrued investment manager's fees		165,632
Accrued distributor's fees		97,431
Accrued professional fees		52,433
Accrued administrator's and transfer agent's fees		17,243
Accrued agent company's fees		8,119
Accrued manager's fees		6,495
Accrued trustee's fees		6,455
Accrued custodian's fees		5,117
Accrued printing fees		198
Total liabilities		<u>2,031,712</u>
Net assets	\$	<u>183,939,755</u>

Net assets

Accumulation Class	\$	89,624,160
Distribution Class		94,315,595
	\$	<u>183,939,755</u>

Units outstanding

Accumulation Class	8,609,608,126
Distribution Class	9,945,783,422

Net asset value per unit

Accumulation Class	\$	0.010410
Distribution Class	\$	0.009483

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Operations

For the year ended October 31, 2016

*(Expressed in United States Dollars)***Investment Income**

Income distributions from the Feeder Fund	\$ 17,522,312

Expenses

Investment manager's fees	2,100,069

Distributor's fees	1,234,717

Administrator's and transfer agent's fees	119,742

Agent company's fees	102,893

Manager's fees	82,314

Printing fees	72,339

Professional fees	63,277

Organizational expense	33,339

Custodian's fees	31,342

Trustee's fees	21,425

Registration fees	2,278

Other expenses	3,262

Total expenses	3,866,997

Net investment income	13,655,315

REALIZED AND UNREALIZED GAINS (LOSSES):

Net realized gains (losses) on:

Sales of the Feeder Fund	(8,190,363)

Net realized losses	(8,190,363)

Net change in unrealized appreciation (depreciation) from:

Investment in the Feeder Fund	199,912

Foreign currency translations and forward foreign currency contracts	(140)

Net change in unrealized appreciation	199,772

Net realized and unrealized losses	(7,990,591)

Increase in net assets from operations	\$ 5,664,724

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Changes in Net Assets

For the year ended October 31, 2016

*(Expressed in United States Dollars)***Increase (decrease) in Net Assets from Operations**

Net investment income	\$	13,655,315
Net realized loss		(8,190,363)
Net change in unrealized appreciation		199,772
Increase in net assets from operations		5,664,724

Distributions to unitholder		(4,121,367)
Net decrease in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions		(47,733,107)
Net decrease in net assets		(46,189,750)

Net Assets

Beginning of year		230,129,505
End of year	\$	183,939,755

Accumulation Class	Distribution Class

Sub-Trust unit transactions**Units**

Issued	1,057,633,488	1,128,322,742
Redeemed	(3,238,105,461)	(3,868,356,264)
Net change in units	(2,180,471,973)	(2,740,033,522)

Amounts

Issued	\$	10,625,096	\$	10,609,115
Redeemed		(32,663,765)		(36,303,553)
Net decrease in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions	\$	(22,038,669)	\$	(25,694,438)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Financial Highlights

For the year ended October 31, 2016

(Expressed in United States Dollars)

Selected Per Unit Data:

	Accumulation Class	Distribution Class
Net asset value per unit, beginning of year	\$ 0.010094	0.009555
Net investment income *	0.000670	0.000625
Net realized and unrealized loss from investments	(0.000354)	(0.000337)
Total income from operations	0.000316	0.000288
Distributions to unitholder	-	(0.000360)
Net asset value per unit, end of year	\$ 0.010410	0.009483
Total Return **	3.13%	3.12%
Ratios to Average Net Assets:		
Total expenses ***	1.87%	1.87%
Net investment income ***	6.62%	6.65%

* Calculated based on average units outstanding during the year.

** Total return assumes the effect of reinvested distributions.

*** The ratios do not reflect the proportionate share of income and expenses related to the investment performance of the Underlying Fund. However, investment performance of the Sub-Trust is directly related to the investment performance of the Underlying Fund in which it invests. See page 10 for definition of Underlying Fund.

The above financial highlights are for a unit outstanding for the year ended October 31, 2016.

The returns of individual investors could be different depending on the timing of capital subscriptions and repurchases.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

1. ORGANIZATION

U.S. Bank Loan Fund USD (the “Sub-Trust”) is a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust (the "Trust"), an open-ended exempted umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law (2011 Revision, as amended) of the Cayman Islands dated January 18, 2013 (as supplemented or amended from time to time, the “Trust Deed”) executed by CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the “Manager”). The Sub-Trust commenced operations on February 14, 2014.

The Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Islands Banks and Trust Companies Law (as amended).

The functional and reporting currency of the Sub-Trust is the United States Dollar (the "Functional Currency").

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (as amended) of the Cayman Islands (the “Mutual Funds Law”). Regulation under the Mutual Funds Law includes the filing of the Offering Memorandum and audited accounts annually with the Cayman Islands Monetary Authority (“CIMA”). The Sub-Trust is registered with the Japanese Financial Services Agency (“JFSA”).

Currently, there are two classes of units (each a “Class”) of the Sub-Trust, the Distribution Class and Accumulation Class (together, the “Units”) which are being offered to investors. The Units of the Sub-Trust are issued in U.S. Dollars. The Trustee may, with the consent of the Manager, issue additional classes referable to the Sub-Trust in the future.

The investment objective of the Sub-Trust is to seek secure income gain and to obtain capital gain, through investment in the Feeder Fund (as defined below), by way of investments in mainly U.S. dollar denominated bank loans and other fixed income instruments. The Sub-Trust intends to invest solely into PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A - Class F (USD) (the "Feeder Fund"), a series trust of PIMCO Bermuda Trust II.

The investment manager of the Sub-Trust is Mitsubishi UFJ Asset Management Co., Ltd. (the “Investment Manager”).

The sub-manager of the Sub-Trust is MUGC Lux Management S.A. (the “Sub-Manager”).

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

1. ORGANIZATION (*continued*)

The sub-investment manager of the Sub-Trust is PIMCO Japan Ltd. (the “Sub-Investment Manager”).

The Sub-Trust will be terminated on October 31, 2018, unless the Manager extends the duration of the Sub-Trust at its discretion following consultation with the Trustee. The Sub-Trust will be terminated earlier than October 31, 2018 (or any later date) in the event of the termination of the Feeder Fund.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Sub-Trust's financial statements reflect the period from November 1, 2015 to October 31, 2016, which is the Sub-Trust's fiscal year end.

The Sub-Trust is an Investment Company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board Accounting Standards Codification (ASC) 946 Financial services - Investment Companies.

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Sub-Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (“U.S. GAAP”). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

(A) Determination of Net Asset Value of Units. Brown Brothers Harriman & Co. (the “Administrator”), subject to the ultimate authority of the Trustee, will conduct all asset valuation for the Sub-Trust. The Sub-Trust's net asset value (“Net Asset Value”) will be calculated each Business Day (any day on which banks are open for business in New York, Luxembourg and Tokyo and the New York Stock Exchange (“NYSE”) is open for trading, or such other days as the Manager may from time to time determine). The Net Asset Value is calculated taking into account all assets and liabilities of the Sub-Trust, including, without limitation, administration, legal, audit and other professional fees and expenses. Net Asset Value per unit for each class will be calculated in USD and rounded to the sixth decimal place.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

(B) Security Valuation. For purposes of calculating the Net Asset Value, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are stated at fair value. Fair value is generally determined on the basis of last reported sale prices on the exchange that is the primary market for such securities, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market maker, or independent pricing services. Independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. The Feeder Fund is valued at fair value based on the closing Net Asset Value each Business Day. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value.

Investments initially valued in currencies other than the Functional Currency are converted to the Functional Currency using exchange rates obtained from pricing services. As a result, the Net Asset Value of the Sub-Trust's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to its Functional Currency. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the Functional Currency may be affected significantly on a day that the NYSE is closed and the Net Asset Value may change on days when an investor is not able to purchase, request the repurchase of, or exchange units.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Sub-Investment Manager. The Sub-Investment Manager has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available. For instance, certain securities or investments for which daily market quotes are not readily available may be valued, pursuant to guidelines established by the Trustee, with reference to other securities or indices.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/asked information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE close, that materially affect the values of a Sub-Trust's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Sub-Investment Manager or its delegate is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of a Sub-Trust's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

When the Sub-Trust uses fair value pricing to determine its Net Asset Value, securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Trustee in consultation with the Sub-Investment Manager believe accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security.

While the Sub-Trust's policy is intended to result in a calculation of a Sub-Trust's Net Asset Value that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trustee can not ensure that fair values determined by the Sub-Investment Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Sub-Trust could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Sub-Trust may differ from the value that would be realized if the securities were sold and the differences could be material to the financial statements.

Fair Value Measurements - In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Sub-Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurements) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurements). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

- Level 1 - fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 - fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Sub-Investment Manager. The Sub-Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Sub-Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments. Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, include active listed equities, exchange traded derivatives, and certain money market securities. The Sub-Investment Manager does not adjust the quoted price for such instruments, even in situations where the Sub-Trust holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) (the “Master Fund”) and the Feeder Fund if either were valued based on Level 2 inputs. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information. Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently. Level 3 investments include securities such as private equity and certain corporate debt securities. As observable prices are not available for these securities, valuation techniques are used to derive fair value.

The following table presents the financial instruments carried on the Statement of Assets and Liabilities by caption and by level within the valuation hierarchy as of October 31, 2016*:

		(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at 10/31/2016
Assets:					
Investment in the Feeder Fund					
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund A - Class F (USD)	\$	-	\$ 183,166,549	\$ -	\$ 183,166,549
Total Investment in the Feeder Fund	\$	-	\$ 183,166,549	\$ -	\$ 183,166,549

* For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

The Sub-Trust accounts for investments it transfers into and out of each level at the end of the year. During the year ended October 31, 2016, there were no transfers between Levels 1, 2 and 3.

There were no securities valued as Level 3 as of October 31, 2016.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

(C) Investment Transactions and Investment Income. Purchases and sales of the Feeder Fund are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Realized gains and losses from securities sold are determined on the identified cost basis. Distributions of income or realized gains from the Feeder Fund are recorded on ex-dividend date. Distributions of return of capital by the Feeder Fund are recorded as a reduction in the cost of the investment. Interest income is recorded on the accrual basis.

Cost of purchases and proceeds of sales of interests in the Feeder Fund for the year ended October 31, 2016 were \$38,544,182 and \$75,405,774, respectively.

(D) Expenses. The Sub-Trust bears its own expenses, including but not limited to Investment Manager, administration and accounting, custody, transfer agent, audit fees and other expenses associated with the operation of the Sub-Trust. Expense items are recorded on the accrual basis.

(E) Distribution Policy. The Manager may, at its discretion, declare distributions for Distribution Class on the 11th day of every month (or if that date is not a Business Day then on the following Business Day) (which shall be the relevant record date) commencing from May 12, 2014 out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution.

The manager may, at its discretion, declare distributions for Accumulation Class on the 11th day of every month (or if that date is not a Business Day then on the next following Business Day) (which shall be the relevant record date) commencing from April 13, 2015 out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution. The Manager does not currently expect that distributions will be made in respect of the Accumulation Class.

The declaration of dividends to unitholders reduces the Sub-Trust's net asset value per unit without any corresponding change in the number of units per unitholder. This results in a unitholder's overall investment in the Sub-Trust being reduced. In addition, any distributions paid during a year which is in excess of the Sub-Trust's accumulated net investment income results in a portion of the distribution being a return of capital.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Distributions shall be made to unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

Distributions declared and paid during the year ended October 31, 2016 are as follows:

Distributions to Unitholder	Amount in US Dollars
Distribution Class	\$4,121,367

(F) Foreign Currency Translation. The fair values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into the Sub-Trust's reporting currency based on the current exchange rates each Business Day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gain or loss.

(G) Cash and Cash Equivalents. Cash and cash equivalents may include cash balances held with Brown Brothers Harriman & Co. (the “ Custodian ”).

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

(H) Forward Foreign Currency Contracts. The Sub-Trust may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of a Sub-Trust's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily based on rates obtained from pricing vendors and the change in value is recorded by the Sub-Trust as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Sub-Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Sub-Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for investors. Gains and losses arising from class specific forward foreign currency contracts are allocated to those specific classes. At October 31, 2016, there were no forward foreign currency contracts outstanding.

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND

(A) Investment Objective. The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets under normal circumstances in units of the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Bermuda Trust II, and does not generally invest directly in bonds or other instruments of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund and the Master Fund is Pacific Investment Management Company LLC (" PIMCO "), who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund and the Master Fund.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

(B) Organization. The Feeder Fund and Master Fund are each a series trust of the PIMCO Bermuda Trust II, an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed on December 1, 2003 (as amended from time to time). Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited, a trust company incorporated in 1985 under the laws of the Cayman Islands, serves as the Trustee (the “Trustee”). The Feeder Fund and Master Fund are referred to collectively as the “Underlying Fund”.

(C) Investment Strategy. The Underlying Fund intends to invest under normal circumstances at least 80% of its net assets in bank loans.

The Underlying Fund may invest in the following: loan participations and assignments, including senior loans, second liens and other secured loans and unsecured loans; delayed funding loans and revolving credit facilities; securities issued or guaranteed by the U.S. Governments, its agencies, authorities or subdivisions or government-sponsored enterprises (“U.S. Government Securities”); corporate debt securities of U.S. and non-U.S. issuers, including corporate commercial paper; bank certificates of deposit, fixed time deposits and bankers acceptances; and repurchase agreements and reverse repurchase agreements.

The Underlying Fund may invest in non-U.S. dollar denominated instruments up to 20% of its net assets. In that case the Underlying Fund will seek to hedge the currency exposure of non-U.S. dollar to the U.S. dollar.

The Underlying Fund will invest in securities that are rated at least Caa3 by Moody's Investors Service (“Moody's”) or CCC- by Standard & Poor's Rating Services (“S&P”) or equivalently rated by Fitch Rating (“Fitch”) or another nationally recognized statistical rating organization (“NRSRO”), or if unrated, determined by PIMCO to be of comparable quality at the time of purchase. The Underlying Fund will maintain a minimum average credit quality of B-.

The Underlying Fund may invest up to 5% of its net assets in each issuer except U.S. Government Securities, for which there is no limit.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

(D) Accounting Policies. The significant accounting policies of the Underlying Fund are consistent with that of the Sub-Trust.

The Underlying Fund values investments at fair value and utilizes accounting policies consistent with the AICPA Audit and Accounting Guide for Investment Companies.

(E) Distributions. Distributions from the Underlying Fund are declared and distributed to unitholders monthly upon the authorization of PIMCO, which authorization may be withheld at PIMCO's discretion.

(F) Fees. The Underlying Fund is not subject to management, advisory, administration, agency or distribution fees.

(G) Liquidation Terms. Unitholders may request the repurchase of their units on any Business Day. No repurchase fees are charged.

(H) Financial Instruments, Borrowing and Derivatives.

Delayed-Delivery Transactions. The Underlying Fund may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by the Underlying Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery transactions are outstanding, the Underlying Fund will designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, the Underlying Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV. The Underlying Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into which may result in a realized gain or loss. When the Underlying Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Underlying Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Loan Participations and Assignments. The Underlying Fund invests in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. The Underlying Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the “lender”) that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. The Underlying Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. The Underlying Fund generally has no right to enforce compliance with the terms of the loan agreement with the borrower. As a result, the Underlying Fund may be subject to the credit risk of both the borrower and the lender that is selling the loan agreement. When the Underlying Fund purchases assignments from lenders, it acquires direct rights against the borrower of the loan. These loans may include participations in "bridge loans", which are loans taken out by borrowers for a short period (typically less than one year) pending arrangement of more permanent financing through, for example, the issuance of bonds, frequently high yield bonds issued for the purpose of acquisitions. Certain Funds may also enter into unfunded loan commitments, which are contractual obligations for future funding. Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate Funds to supply additional cash to the borrower on demand.

Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate the Underlying Fund to supply additional cash to the borrower on demand.

Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the committed amount may not be utilized by the borrower. When investing in a loan participation, the Underlying Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the borrower. The Underlying Fund may receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a floating rate loan by a borrower. In certain circumstances, the Underlying Fund may receive a penalty fee upon the prepayment of a floating rate loan by a borrower. Fees earned or paid are recorded as a component of interest income or interest expense, respectively, on the Underlying Fund Statements of Operations.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises. The Underlying Fund invests in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association (“ GNMA ” or “ Ginnie Mae ”), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the “ U.S. Treasury ”); others, such as those of the Federal National Mortgage Association (“ FNMA ” or “ Fannie Mae ”), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities, such as U.S. Treasury Strips which are Treasury fixed income securities sold at a discount to face value and offer no interest payments; rather, investors receive par at maturity. Zero coupon securities do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest paying securities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation (“ FHLMC ” or “ Freddie Mac ”). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates (“ PCs ”), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Repurchase Agreements. The Underlying Fund engages in repurchase agreements. Under the terms of a typical repurchase agreement, the Underlying Fund takes possession of an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and the Underlying Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. The underlying securities for all repurchase agreements are held in safekeeping at the Underlying Fund's custodian or designated sub-custodians under tri-party repurchase agreements. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. In periods of increased demand for collateral, the Underlying Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Underlying Fund.

Reverse Repurchase Agreements. The Underlying Fund enters into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, the Underlying Fund delivers a security in exchange for cash to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed upon price and date. The Underlying Fund is entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security delivered to the counterparty during the term of the agreement. In periods of increased demand for the security, the Underlying Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to the Underlying Fund. The Underlying Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

Forward Foreign Currency Contracts. The Underlying Fund enters into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of the Underlying Fund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by the Underlying Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. In addition, the Underlying Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the functional currency. In connection with these contracts, securities may be identified as collateral in accordance with the terms of the respective contracts.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Futures Contracts. The Underlying Fund enters into futures contracts. The Underlying Fund uses futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates, and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by the Underlying Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, the Underlying Fund is required to deposit with its futures broker an amount of cash, or U.S. Government and Agency Obligations, or select sovereign debt in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and an appropriate payable or receivable for the change in value (“ variation margin ”) is recorded by the Underlying Fund. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are closed.

Options Contracts. The Underlying Fund writes call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. When the Underlying Fund writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms.

The Underlying Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold (call) or purchased (put) and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk the Underlying Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

The Underlying Fund also purchases put and call options. Purchasing call options tends to increase the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. The Underlying Fund pays a premium which is subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is sold.

Interest Rate Swaptions. The Underlying Fund writes or purchases interest rate swaption agreements which are options to enter into a pre-defined swap agreement by some specified date in the future. The writer of the swaption becomes the counterparty to the swap if the buyer exercises. The interest rate swaption agreement will specify whether the buyer of the swaption will be a fixed-rate receiver or a fixed-rate payer upon exercise.

Swap Agreements. The Underlying Fund invests in swap agreements. Swap agreements are bilaterally negotiated agreements between the Underlying Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. Swap agreements are privately negotiated in the over-the-counter market (“ OTC swaps ”) and may be executed in a multilateral or other trade facility platform, such as a registered exchange (“ centrally cleared swaps ”). The Underlying Fund may enter into credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity, equity, and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Entering into these agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates. The Underlying Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. This risk is mitigated by having a master netting arrangement between the Underlying Fund and the counterparty and by the posting of collateral to the Underlying Fund to cover the Underlying Fund's exposure to the counterparty.

Credit Default Swap Agreements. Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the buyer of protection) to another party (the seller of protection) in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event for the referenced entity, obligation or index. As a seller of protection on credit default swap agreements, the Underlying Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, the Underlying Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Underlying Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap.

If the Underlying Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Underlying Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

If the Underlying Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Underlying Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the settlement value.

Credit default swap agreements on corporate, loan, sovereign or U.S. Municipal issues involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event. If a credit event occurs and cash settlement is not elected, a variety of other deliverable obligations may be delivered in lieu of the specific referenced obligation. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event). The Underlying Fund may use credit default swaps on corporate, loan, sovereign or U.S. Municipal issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where the Underlying Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Interest Rate Swap Agreements. The Underlying Fund is subject to interest rate risk in the normal course of pursuing their investment objectives. Because the Underlying Fund holds fixed rate bonds, the value of these bonds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate income at prevailing market rates, the Underlying Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by the Underlying Fund with another party of their respective commitments to pay or receive interest with respect to the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or “cap”, (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or “floor”, (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the counterparty may terminate the swap transaction in whole at zero cost by a predetermined date and time prior to the maturity date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swap, under which two parties can exchange variable interest rates based on different money markets.

4. UNITS

As of October 31, 2016 all issued units were held by one unitholder, Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd., representing 100% interest in the net assets of the Sub-Trust. Investment activities of this unitholder could have a material impact on the Sub-Trust.

(A) Subscriptions. On or after the Initial Closing Date, units in the Sub-Trust will be issued on each Dealing Day (i.e. Business Day) at the Net Asset Value per unit on the Dealing Day on which the relevant subscription order was accepted by the Administrator. The calculation of such net asset value will be made on each Valuation Day (means each Business Day and/or such other day as the Manager may determine from time to time).

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

4. UNITS (*continued*)

On Dealing Days after the Initial Offering Period there shall be added to the Issue Price a sales charge of up to 3.0% (not including local consumption or other taxes) of the Issue Price (unless waived by the Distributor). Such sales charge shall be retained by the Distributor.

In order to be dealt with on a specific Dealing Day, a Subscription Application Form must be received by the Administrator on or prior to 18:00 Japan Standard Time (the "Specified Time") on the applicable Dealing Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Dealing Day.

The Manager, Administrator and Distributor reserve the right to decline any order to purchase units in whole or in part without giving reasons.

(B) Repurchases. Unitholders may request the repurchase of their classes of units on any Dealing Day. Any application for repurchase of units must indicate the number of units or the value of units to be repurchased. In order for an application for repurchase of units to be dealt with on a Dealing Day, it must be received by the Administrator before the Specified Time on a Dealing Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Dealing Day.

The Repurchase Price will be the Net Asset Value per unit of the relevant Sub-Trust less any third party charges or withholding taxes if applicable calculated on the applicable Valuation Day. Such repurchase request must be accompanied by the relevant unit certificates (if issued).

No repurchase fee will be charged.

Repurchases must be made in integral multiples of one unit.

Payment of the Repurchase Price shall be made on the fourth (4th) Business Day from (and excluding) the applicable Dealing Day, provided that the unit certificates (if issued) are received by the Administrator.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

5. RISK FACTORS

The Sub-Trust's investment activities expose it to various types and degrees of risk, which are associated with the financial instruments and markets in which it and the Underlying Fund invests. The below risk factors do not purport to be a complete explanation of the risks involved in investing in the Sub-Trust and the Underlying Fund.

(A) Credit Risk. The Sub-Trust is subject to credit risk should the Underlying Fund be unable to fulfill its obligations. The Sub-Trust is also indirectly exposed to credit risk associated with the financial assets of the Underlying Fund. The Underlying Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Underlying Fund, and as a result the Sub-Trust, could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a derivative contract, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations.

(B) Market, Concentration and Liquidity Risk. The Sub-Trust's activities expose it to financial market fluctuations. The Sub-Trust's exposure to market risk either directly or via the positions taken by the Underlying Fund, is determined by a number of factors, including currency exchange rates and market volatility. The investment activity of the Underlying Fund may result in the Sub-Trust being exposed to significant concentration of investments in markets and/or individual investments which may be both volatile and illiquid. Investments that Sub-Trust makes could also be subject to specific restrictions on transferability and disposal. Consequently, risks exist that the Sub-Trust might not be able to readily dispose of its holdings in such investments when it chooses and also that the price attained on a disposal is below the amount at which such investments are included in the Sub-Trust's Statement of Assets and Liabilities.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by the Underlying Fund are likely to decrease. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations.

U.S. Bank Loan Fund USD

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

For the year ended October 31, 2016

5. RISK FACTORS (*continued*)

The Underlying Fund holds foreign currencies and invests in securities that trade in, and receive revenues in, foreign currencies, and derivatives that provide exposure to foreign currencies and is subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Underlying Fund, or, in the case of hedging positions, that the Underlying Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons. As a result, the Underlying Fund's investments in foreign currency denominated securities may reduce the returns of the Underlying Fund, and as a result, the returns of the Sub-Trust.

(C) Custodian Risk. Financial assets which potentially expose the Sub-Trust to direct credit risk consist principally of cash. The Sub-Trust's cash is placed with the Custodian.

(D) Risk of investment in Bank Loans. Bank loans are obligations of companies that are entered into in connection with recapitalizations, acquisitions, or refinancings. The risks associated with bank loans include: (i) the fact that prepayments may occur at any time without premium or penalty and that the exercise of prepayment rights during periods of declining spreads could cause the Underlying Fund to reinvest prepayment proceeds in lower-yielding investments; (ii) the borrower's inability to meet principal and interest payments and interest payments on its obligations; and (iii) price volatility due to such factors as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the borrower and general market liquidity. If bank loans become nonperforming, the loans may require substantial workout negotiations or restructuring that may result in, among other things, a substantial reduction in the interest rate and/or a substantial write-down of the principal of the loan.

(E) Corporate Debt Securities. Corporate debt securities are subject to the risk of the issuer's inability to meet principal and interest payments on the obligation and may also be subject to price volatility due to such factors as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the issuer and general market liquidity. When interest rates rise, the value of corporate debt securities can be expected to decline. Debt securities with longer maturities tend to be more sensitive to interest rate movements than those with shorter maturities.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

5. RISK FACTORS (*continued*)

(F) Derivatives Risk. Derivatives are financial contracts, the values of which depend on, or are derived from, the value of an underlying asset, reference rate or index. The Underlying Fund typically uses derivatives as a substitute for taking a position in the underlying asset and/or as part of a strategy designed to reduce exposure to other risks, such as interest rate, credit or currency risk. The Underlying Fund may also use derivatives for leverage, in which case, their use would involve leverage risk.

The Underlying Fund's use of derivative instruments involves risks different from, or possibly greater than, the risks associated with investing directly in securities and other traditional investments. Derivatives are subject to a number of risks, such as liquidity risk, interest rate risk, market risk, credit risk and management risk. They also involve the risk of mispricing or improper valuation and the risk that changes in the value of the derivative may not correlate perfectly with the underlying asset, rate or index. If the Underlying Fund invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Underlying Fund will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

(G) Leverage Risk. Certain transactions may give rise to a form of leverage. Such transactions may include, among others, reverse repurchase agreements, loans of portfolio securities, and the use of when-issued, delayed delivery or forward commitment transactions. Leverage may be incurred when it is believed that it is advantageous to increase the investment capacity of the Underlying Fund or to facilitate the clearance of transactions. Leverage creates an opportunity for greater total returns for the Underlying Fund, but it also may magnify losses. The use of derivatives may also create leverage risk.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

5. RISK FACTORS (*continued*)

(H) Government Intervention in Financial Markets. Recent instability in the financial markets has led various governments around the world to take a number of unprecedented actions designed to support certain financial institutions and segments of the financial markets that have experienced extreme volatility, and in some cases a lack of liquidity. Federal, state, and other governments, their regulatory agencies, or self regulatory organizations may take actions that affect the regulation of the instruments in which the Sub-Trust invests, or the issuers of such instruments, in ways that are unforeseeable. Legislation or regulation may also change the way in which the Sub-Trust itself is regulated. Such legislation or regulation may adversely affect the value of the Sub-Trust and Underlying Fund's investments and the ability of the Sub-Trust and Underlying Fund to implement its investment strategy (including the use of leverage) which could limit or preclude a Sub-Trust and Underlying Fund's ability to achieve its investment objective.

The financial services industry generally and the activities of private investment funds and their investment advisers, in particular, have been the subject of increasing legislative and regulatory scrutiny. Such scrutiny may increase the Sub-Trust and Underlying Fund's and/or the Manager's legal, compliance, administrative and other related burdens and costs as well as regulatory oversight or involvement in the Sub-Trust and Underlying Fund and/or the Manager or result in ambiguity or conflict among legal or regulatory schemes applicable to the Sub-Trust and Underlying Fund or a Manager. In addition, securities and futures markets are subject to extensive statutes, regulations and margin requirements. Various U.S. federal and state regulators, including the United States Securities and Exchange Commission ("SEC"), the U.S. Commodity Futures Trading Commission ("CFTC"), self-regulatory organizations and exchanges, are authorized to take extraordinary actions in the event of market emergencies. The regulation of derivative transactions and entities that engage in such transactions is an evolving area of law and is subject to further development and modification by governmental and judicial action. Alternative U.S. or non-U.S. rules or legislation regulating a Sub-Trust and Underlying Fund or the Manager may be adopted, and the possible scope of any rules or legislation is unknown. There can be no assurances that the Sub-Trust and Underlying Fund or the Manager will not in the future be subject to regulatory review or discipline. The effects of any regulatory changes or developments on the Sub-Trust and Underlying Fund's may affect the manner in which it is managed and may be substantial and adverse.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

5. RISK FACTORS (*continued*)

The value of the Sub-Trust's holdings is also generally subject to the risk of future local, national, or global economic disturbances based on unknown weaknesses in the markets in which the Underlying Fund invests. In the event of such a disturbance, issuers of securities held by the Underlying Fund may experience significant declines in the value of their assets and even cease operations, or may receive government assistance accompanied by increased restrictions on their business operations or other government intervention. In addition, it is not certain that governments will intervene in response to a future market disturbance and the effect of any such future intervention cannot be predicted. It is difficult for issuers to prepare for the impact of future financial downturns, although companies can seek to identify and manage future uncertainties through risk management programs.

An investor could lose all or substantially all investment in the Sub-Trust. There can be no assurance that the Sub-Trust or the Investment Manager will achieve the Sub-Trust's objective. The foregoing list of risk factors does not purport to be a complete explanation of the risks involved in investing in the Sub-Trust.

6. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Trust and Sub-Trust's organization documents, certain parties (including the Manager and the Sub-Trust Investment Manager) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Sub-Trust. Additionally, in the normal course of business, the Trustee on behalf of the Sub-Trust enters into contracts that contain a variety of indemnifications clauses.

The Trustee's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Sub-Trust that have not yet occurred. However, the Sub-Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

7. INCOME TAX

The Sub-Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current Cayman Island laws, there is no tax or duty to be levied on profits, income or on gains or appreciation, or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Sub-Trust, or the unitholders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Sub-Trust or with regard to the payment of NAV on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

The Sub-Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Sub-Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Sub-Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Sub-Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Sub-Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Sub-Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which tax is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Sub-Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Sub-Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes is required in the financial statements. There are currently no interests or penalties related to uncertain tax positions.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

8. FEES AND EXPENSES

(A) Administrator's and Transfer Agent's Fees. Brown Brothers Harriman & Co. (the “ Administrator ” and the “ Transfer Agent ”) receives asset based and transactional charges calculated and paid monthly in arrears from the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 45,000 per annum. The Administrator and Transfer Agent receives an annual fee of 0.05% on the first USD 500 million, 0.04% on the next USD 500 million, and 0.03% on net assets over a USD 1 billion. The fees earned by the Administrator and the Transfer Agent for the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Administrator and Transfer Agent as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(B) Custodian's Fees. The Custodian receives a fee calculated and paid monthly based on total assets and transaction volume. The fees earned by the Custodian for the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Custodian as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(C) Trustee's Fees. The Trustee receives an annual fee of 0.01% of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day and payable monthly in arrears, subject to a minimum fee of USD \$10,000 per annum. The fees earned by the Trustee for the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Trustee as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(D) Investment Manager's Fees. The Investment Manager receives a fee of 1.02% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated and paid quarterly in arrears. The Sub-investment Manager's fee of up to 0.67% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, is calculated and paid quarterly in arrears by the Investment Manager from the Investment Manager's fee. The fees earned by the Investment Manager for the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Investment Manager as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(E) Manager's Fees. The Manager receives a fee of 0.04% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated and paid quarterly in arrears. The Manager will pay out any fee of the Sub-Manager out of its own fee it gets from the Sub-Trust. The fees earned by the Manager for the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Manager as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

U.S. Bank Loan Fund USD
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

8. FEES AND EXPENSES (*continued*)

(F) Distributor's Fees. Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co. Ltd. (the “Distributor”) receives a fee of 0.60% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated and paid quarterly in arrears. The fees earned by the Distributor during the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Distributor as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(G) Agent Company's Fees. Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co. Ltd. (the “Agent Company”) receives a fee of 0.05% per annum of the net asset value of the Sub-Trust calculated and paid quarterly in arrears. The fees earned by the Agent Company during the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Agent Company as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

9. RECENT ACCOUNTING PRONOUNCEMENTS

There are no standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the first time for the fiscal year beginning November 1, 2015 that would be expected to have a material impact on the Sub-Trust.

10. SUBSEQUENT EVENTS

The Management has evaluated all subsequent transactions and events through February 27, 2017, the date on which these financial statements were available to be issued. Effective November 1, 2016 through February 27, 2017, there were subscriptions of \$10,356,309 and redemptions of \$22,234,319. During the same period, there were distributions of \$1,140,493. There are no other subsequent events to report as relates to the Sub-Trust.

(ii) 【MUAMグローバル・ケイマン・トラストーUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島によって、国際監査基準に準拠した監査証明を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書が添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2018年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝83.66円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）【2017年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 －USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）

資産負債計算書
 2017年10月31日現在
 （豪ドルで表示）

	豪ドル	千円
資産		
フィーダー・ファンドへの投資（取得原価：40,750,312豪ドル）	38,099,961	3,187,443
現金	277,347	23,203
未収金：		
投資有価証券売却	5,962	499
資産合計	38,383,270	3,211,144
負債		
未払金：		
サブ・ファンド受益証券買戻し	5,961	499
未払専門家報酬	64,030	5,357
未払投資運用報酬	34,451	2,882
未払販売報酬	20,265	1,695
未払受託報酬	4,564	382
未払印刷費用	3,909	327
未払保管報酬	2,243	188
未払代行協会員報酬	1,689	141
未払管理報酬	1,351	113
未払管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	315	26
その他の負債	6,113	511
負債合計	144,891	12,122
純資産	38,238,379	3,199,023
純資産		
資産形成クラス	20,687,501	1,730,716
毎月分配クラス	17,550,878	1,468,306
	38,238,379	3,199,023
発行済受益証券口数		
資産形成クラス	1,885,126,867 口	
毎月分配クラス	1,974,138,659 口	
	豪ドル	日本円
受益証券1口当たり純資産価格		
資産形成クラス	0.010974	1
毎月分配クラス	0.008890	1

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 －U Sバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）

損益計算書

2017年10月31日に終了した年度

（豪ドルで表示）

	豪ドル	千円
投資収益		
フィーダー・ファンドからの収益分配	3,528,375	295,184
費用		
投資運用報酬	398,426	33,332
販売報酬	234,368	19,607
管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	67,653	5,660
専門家報酬	53,720	4,494
設立費用	20,087	1,680
代行協会員報酬	19,531	1,634
印刷費用	17,875	1,495
管理報酬	15,625	1,307
保管報酬	13,824	1,157
受託報酬	13,155	1,101
登録費用	1,158	97
その他の費用	2,804	235
費用合計	858,226	71,799
投資純利益	2,670,149	223,385
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
フィーダー・ファンドの売却	(1,506,631)	(126,045)
外貨取引および為替予約契約	(22)	(2)
実現純損失	(1,506,653)	(126,047)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
フィーダー・ファンドへの投資	(119,728)	(10,016)
外貨換算および為替予約契約	22	2
未実現評価損の純変動	(119,706)	(10,015)
実現および未実現純損失	(1,626,359)	(136,061)
運用による純資産の増加	1,043,790	87,323

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
－USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
純資産変動計算書
2017年10月31日に終了した年度
（豪ドルで表示）

	豪ドル	千円
運用による純資産の増加 （減少）		
投資純利益	2,670,149	223,385
実現純損失	(1,506,653)	(126,047)
未実現評価損の 純変動	(119,706)	(10,015)
運用による純資産の増加	1,043,790	87,323
受益者への分配	(966,438)	(80,852)
サブ・ファンド受益証券 取引による純資産の純増加	881,195	73,721
純資産の純増加	958,547	80,192
純資産		
期首	37,279,832	3,118,831
期末	38,238,379	3,199,023

	資産形成クラス		毎月分配クラス	
サブ・ファンド受益証券取引：				
受益証券				
発行	547,536,518 口		535,311,139 口	
買戻し	(475,637,081)口		(522,828,072)口	
受益証券口数の純変動	71,899,437 口		12,483,067 口	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
金額				
発行	5,933,494	496,396	4,838,765	404,811
買戻し	(5,170,863)	(432,594)	(4,720,201)	(394,892)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純増加額	762,631	63,802	118,564	9,919

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
－USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
財務ハイライト
2017年10月31日に終了した年度
（豪ドルで表示）

1口当たり特別情報：

	資産形成クラス		毎月分配クラス	
	豪ドル	日本円	豪ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	0.010684	1	0.009128	1
投資純利益*	0.000739	0	0.000621	0
投資による実現および 未実現純損失	(0.000449)	(0)	(0.000379)	(0)
運用による利益合計	0.000290	0	0.000242	0
受益者への分配	—	—	(0.000480)	(0)
期末1口当たり純資産価格	0.010974	1	0.008890	1
トータル・リターン**	2.71 %		2.71 %	
平均純資産に対する比率：				
費用合計***	2.20 %		2.20 %	
投資純利益***	6.81 %		6.87 %	

* 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

** トータル・リターンは、分配金の再投資による影響を仮定している。

*** 比率は、投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例配分を反映していない。しかし、サブ・ファンドの投資実績は、サブ・ファンドが投資する投資先ファンドの投資実績に直接関係している。投資先ファンドの定義を参照のこと。

上記の財務ハイライトは、2017年10月31日に終了した年度における発行済受益証券を指している。
個人投資家のリターンは、申込みおよび買戻しのタイミングにより異なることがある。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラストーUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ**（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）****財務書類に対する注記****2017年10月31日現在****1. 組織**

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ（以下「サブ・ファンド」という。）は、CIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（旧ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ）（以下「管理会社」という。）の間で締結され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づき2013年1月18日付信託証書（随時補足または修正される。以下「信託証書」という。）に従って設定されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。2014年2月14日付で、サブ・ファンドは運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、豪ドル（「以下「機能通貨」という。）である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、目論見書および監査済み財務書類を毎年ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出することが含まれる。サブ・ファンドは、日本の金融庁（以下「JFSA」という。）に登録されている。

現在、サブ・ファンドの二つのクラス（以下、各「クラス」という。）である、資産形成クラスおよび毎月分配クラス（以下、総称して「受益証券」という。）が投資者に提供されている。サブ・ファンドの受益証券は、豪ドルで発行されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンド（以下に定義する。）への投資を通じて、米ドル建てのバンクローンおよびその他の確定利付商品に主として投資することにより、安定した利子収益の確保および値上がり益の獲得を目指すことである。サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラストIIのシリーズ・トラストであるピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドBークラスF（AUD）（以下「フィーダー・ファンド」という。）にのみ投資する。

サブ・ファンドの投資運用会社は、三菱UFJ国際投信株式会社（旧三菱UFJ投信株式会社）（以下「投資運用会社」という。）である。

サブ・ファンドの副管理会社は、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（以下「副管理会社」という。）である。

サブ・ファンドの副投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド（以下「副投資運用会社」という。）である。

管理会社がその裁量により、受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2018年10月31日をもって終了する。サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドが終了した場合には、2018年10月31日以前（または以後）に終了することがある。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類には、2016年11月1日から、サブ・ファンドの会計年度末である2017年10月31日までの年度が反映されている。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会の会計基準コディフィケーション（ASC）第946号「金融サービス—投資会社」の投資会社の会計および報告指針に従う。

以下は、サブ・ファンドが、米国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U.S. GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して準拠している重要な会計方針の要約である。U.S. GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、受託会社の最終権限に服し、サブ・ファンドのすべての資産の評価を行う。サブ・ファンドの純資産価額（「以下「純資産価額」という。）は、各営業日に計算される（営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日で、かつニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定する日をいう。）。純資産価額は、管理事務、法律、監査ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの1口当たり純資産価格は豪ドルで計算され、小数点以下第7位が四捨五入される。

(B) 有価証券評価

純資産価格の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券が主に取引されている市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。独立した価格決定サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。フィーダー・ファンドは、各営業日の最終純資産価格に基づき、公正価値で評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、償却原価で表示され、それは公正価値に近似する。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートをを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動の影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、NYSEが休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価格が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、副投資運用会社により誠実に決定された公正価値で評価される。副投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価

証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して評価される。

サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後（ただしNYSE終了前）に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。副投資運用会社またはその代理人は、サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

サブ・ファンドが純資産価格を決定するために、公正価値を使用する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、副投資運用会社と協議の上、受託会社が公正価値を正確に反映すると判断したその他の方法で価格が決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。サブ・ファンドの方針は、サブ・ファンドの純資産価格の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、副投資運用会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にサブ・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、受託会社は保証できない。サブ・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定—サブ・ファンドは、U.S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおける投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル1—公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2—公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3—公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、副投資運用会社による重大な判断が要求される。副投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配信されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データで

あると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、副投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資有価証券には、上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融証券が含まれる。サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、かつ、その証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、副投資運用会社は、当該金融商品の公表価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）およびフィーダー・ファンドのいずれかがレベル2のインプットに基づき評価されていたとすれば、これらの有価証券も含まれる。レベル2投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。レベル3に分類される投資有価証券は、取引頻度が低いことから、重要な観測不能なインプットを有する。レベル3投資有価証券には、未公開株式および特定の社債等の有価証券が含まれる。これらの有価証券に対する観測可能な価格が入手可能でない場合には、公正価値を導き出すために評価技法が使用される。

以下の表は、2017年10月31日現在の資産負債計算書に計上される金融商品を、評価ヒエラルキー内の見出しおよびレベル毎に表したものである。*

資産：	(未調整) 同一の投資対象 の活発な市場に おける公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観測可能なイン プット (レベル2)	重要な観測不能 なインプット (レベル3)	2017年10月31日 現在の公正価値
資産：	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
フィーダー・ファンドへの投資				
ピムコ・バミューダ・バンクローン ・ファンドBークラスF（AUD）	—	38,099,961	—	38,099,961
フィーダー・ファンドへの投資合計	—	38,099,961	—	38,099,961

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

サブ・ファンドは、期末時点において有価証券の各レベルとの間の振替を会計処理する。2017年10月31日に終了した年度中に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で振替はなかった。

2017年10月31日現在、レベル3として評価された有価証券はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、フィーダー・ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。有価証券の売却にかかる実現損益は個別法に基づき決定される。フィーダー・ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。フィーダー・ファンドによる元本の払戻しによる分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

2017年10月31日に終了した年度中の、フィーダー・ファンドに対する持分の購入原価および売却手取額は、それぞれ14,192,912豪ドルおよび11,645,375豪ドルであった。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資運用報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、資産形成クラス受益証券について、2015年4月13日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（当該基準日とする。）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。管理会社は、当面の間、資産形成クラスについて分配を行う予定はない。

管理会社は、その裁量により、毎月分配クラス受益証券について、2014年5月12日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（当該基準日とする。）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。

受益者への分配宣言により、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は減少するが、一受益者当たりの受益証券口数は対応して変化しない。その結果、サブ・ファンドにおける受益者の投資は、全般的に減少する。さらに、年度中にサブ・ファンドの累積投資純利益を超過して支払われたすべての分配は、元本の払戻しとしての分配の一部となる。

分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われるものとする。

2017年10月31日に終了した年度中に宣言され、支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額（豪ドル）
毎月分配クラス	966,438

(F) 外貨取引

保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの報告通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）が保管する現金残高を含むことがある。

3. 投資先ファンドへの投資

(A) 投資目的

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を行いながらトータル・リターンの最大化を図ることである。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストIIの独立したシリーズ・トラストであるマスター・ファンドにその資産を投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券またはその他の有価証券に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マ

ネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約またはその他の金融商品に対して一時的に投資することもでき、また、直接為替ヘッジ取引を行うこともできる。

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）である。

フィーダー・ファンドは、リスク低減のために米ドル売り・豪ドル買いの為替取引を行うことにより、豪ドル（以下「豪ドル」という。）の米ドルに対するエクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、90%から110%の間で豪ドルの為替エクスポージャーをヘッジすることを目指す。ただし、フィーダー・ファンドが常にヘッジされること、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

(B) 組織

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ、バミューダ諸島の法律に基づき2003年12月1日付信託証書（随時修正される。）に従ってマルチ・シリーズ信託として設定されたオープン・エンド型のファンドであるピムコ・バミューダ・トラストIIのシリーズ・トラストである。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき1985年に組織された信託会社であり、受託会社（以下「受託会社」という。）として従事している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、「投資先ファンド」と総称される。

(C) 投資戦略

投資先ファンドは、通常の状態において、少なくとも純資産の80%以上をバンクローンに投資することを意図している。

投資先ファンドが投資することができるものには以下が含まれる。シニアローン、第2順位担保権付および他の担保付ローンならびに無担保ローンを含む、ローン・パーティシペーションならびにローン債権譲渡、ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ、米国政府、その政府機関、機構もしくは下部機構または政府支援企業が発行または保証する証券（以下「米国政府証券」という。）、商業コマーシャル・ペーパーを含む、米国または米国外発行体の社債券、預金証書、定期預金および銀行引受手形ならびにレポ契約および逆レポ契約。

投資先ファンドは、取得時において、S & Pグローバル・レーティング（以下「S & P」という。）のCCC一格、ムーディーズのCaa3格またはフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）その他の国際的に認められた統計格付機関（以下「NRSRO」という。）によるこれと同等の格付けを有するか、無格付けの場合、PIMCOがこれに相当する品質を有すると決定した金融商品にのみ投資できる。投資先ファンドはポートフォリオの平均格付けを原則としてB一格相当以上に維持する。

投資先ファンドは、米ドル建て以外の金融商品への投資をその純資産の20%まで行うことができる。その場合、投資先ファンドは、かかる米ドル建て以外の有価証券の米ドルに対する通貨エクスポージャーをヘッジすることを目指す。

投資先ファンドは各発行体に対して純資産の5%までを投資することができる。ただし、米国政府証券については、かかる制限は適用されない。

(D) 会計方針

投資先ファンドの重要な会計方針は、サブ・ファンドの重要な会計方針と一致している。

投資先ファンドは、投資有価証券を公正価値で評価し、米国公認会計士協会の投資会社に対する監査・会計ガイドと一致する会計方針を使用する。

(E) 分配

投資先ファンドからの分配は、PIMCOの承認を得て毎月受益者に宣言され分配される。PIMCOの承認は、PIMCOの裁量により、撤回することができる。

(F) 報酬

投資先ファンドは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬の対象となっていない。

(G) 清算期間

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。買戻手数料は課されない。

(H) 金融商品、借入およびデリバティブ

ディレイド・デリバリー取引

投資先ファンドは、ディレイド・デリバリー・ベースで有価証券の売買を行うことができる。これらの取引は、投資先ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの有価証券の売買の約定を伴う。

ディレイド・デリバリー取引が未決済の場合、投資先ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。ディレイド・デリバリー・ベースによる有価証券を購入する場合、投資先ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む有価証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、かつ、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。

投資先ファンドは、取引締結後にディレイド・デリバリー取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現損益が生じることがある。投資先ファンドがディレイド・デリバリー・ベースで有価証券を売却する場合、投資先ファンドは当該有価証券に関する将来的な損益に参加しない。

ローン・パーティシペーション、ローン債権譲渡および組成

投資先ファンドは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資する。投資先ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部または一部の債権譲渡もしくは投資先ファンドへの投資または投資先によるローンの組成の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（「貸主」）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。投資先ファンドは、異なる期限および関連付随リスクを持つ可能性のある複数のシリーズまたはローンのトランシェに投資することができる。投資先ファンドが貸主から債権譲渡を購入する場合、投資先ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、「ブリッジ・ローン」への参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（例えば、債券発行、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。

投資先ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、劣後債、（第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。）ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ロー

ンが含まれる。投資先ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および／または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金調達に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。

未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供を投資先ファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含むことがある。未履行ローン契約は、仮にローンの契約額の割合が借主により利用されない場合においても、全額についての将来的義務を表している。ローン・パーティシペーションに投資する場合、投資先ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、かつ貸主が借主から支払を受領した場合にのみ、投資先ファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受領する権利を有する。投資先ファンドは、ローンの原与信枠の引き落とされていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、投資先ファンドは借主によるローンの前払金に対してペナルティー・フィーを受領することができる。

米国政府機関または政府支援企業

投資先ファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された有価証券に投資する。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または政府補助機関により保証される債務である。米国財務省短期証券、中期証券および長期証券ならびに連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニー・メイ」という。）により保証された有価証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の有価証券については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行体の権利により支えられている。また、連邦住宅抵当公庫（以下「FNMA」または「ファニー・メイ」という。）等のその他の有価証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。

米国政府証券にはゼロ・クーポン証券が含まれることがある。ゼロ・クーポン証券は、発生基準での利息の支払いを行わず、利息支払型証券よりも大きなリスクを伴う。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社（以下「FHLMC」または「フレディ・マック」という。）が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。

FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービスの一覧から、従来型の（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書（以下「PC」という。）を発行するが、これは住宅モーゲージ・プールにある未分割の持分を表すパス・スルー証券である。

FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCには米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

投資先ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかる発表予定（以下「TBA」という。）証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。

レポ契約

投資先ファンドは、レポ契約を締結する。通常のレポ契約の条項に従い、投資先ファンドは、売り主が買戻しを行う義務および投資先ファンドが再売却をあらかじめ合意した価格と時期に行う義務を条件とした原債務（担保）を保有する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。すべてのレポ契約に関する原有価証券は、投資先ファンドの保管会社か、トライ・パーティ・レポ契約に基づき指定された副保管会社に保管される。担保の市場価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額またはそれ以上である必要がある。担保請求の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

逆レポ契約

投資先ファンドは、逆レポ契約を締結する。逆レポ契約は、投資先ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに有価証券を交付し、あらかじめ合意した価格と時期に同一またはほぼ同一の有価証券を買戻す契約である。満期の定めのない逆レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約は投資先ファンドまたは取引相手方によりいつでも終了することができる。投資先ファンドは、もしあれば、契約期間中に取引相手方に交付された有価証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。有価証券への需要の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による有価証券の使用に対する手数料を受領することがある。投資先ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分別保管する。

為替予約契約

投資先ファンドは、投資先ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結する。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の市場価値は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動は投資先ファンドにより未実現利益または損失として計上される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡し時に計上される。さらに、投資先ファンドは取引相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。そういったリスクを軽減するために、原契約の条項に従って、現金または有価証券を担保として交換することができる。

先物契約

投資先ファンドは、先物契約を締結する。先物契約は、証券またはその他の資産を将来の期日に定められた価格で売買する契約である。投資先ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるエクスポージャーを管理するため、先物契約を利用する。先物契約の利用に関連する主なリスクには、投資先ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は日々の公表決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、投資先ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要件に従って、現金、米国政府もしくは政府機関債または限定されたソブリン債を、先物ブローカーに対して預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格変動に基づき、評価額の変動への適切な未収金または未払金が、投資先ファンドにより計上または回収されることがある（以下「先物変動証拠金」という。）。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現されたとはいみなされない。

オプション契約

投資先ファンドは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。投資先ファンドは、保有するまたは投資を

行う予定の有価証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却する。プット・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または終了する売却オプションからの受領プレミアムは、受取金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、有価証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。

一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。投資先ファンドはオプションの売り方として、原資産の売却（コール）または購入（プット）が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、投資先ファンドが清算取引の締結を行えないリスクがある。

投資先ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドはプレミアムを支払うが、プレミアムはその後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または終了する購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実行する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

投資先ファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである、金利スワップションを売却または購入する。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ契約に投資する。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨もしくは市場連動収益の交換または取換えを行う投資先ファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され（以下「店頭取引スワップ」という。）、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて決済されることがある（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。投資先ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、有価証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、金利、信用、市場および情報管理リスクの要素を含む。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方

がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。

投資先ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、投資先ファンドと取引相手方との間で基本相殺契約を締結することにより、また、投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、投資先ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

投資先ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供（すなわち、参照債務に対して投資先ファンドが保有するまたはさらされるリスクの軽減）、もしくは、特定の発行体による不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に明記されているとおり、参照主体、参照債務または参照指数が特定の信用事象を被った場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者（プロテクションの買い手という。）による他方の当事者（プロテクションの売り手という。）に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、投資先ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から固定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えて投資先ファンドがスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、売り手として、投資先ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。投資先ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの買い手に対し、（i）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を受領するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で支払う。投資先ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの売り手から、（i）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を交付するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの主体の特別な要因及び検討のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積もられる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。

他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。

金利スワップ契約

投資先ファンドは、その投資目的を追求する通常の業務過程で、金利リスクにさらされる。投資先ファンドが保有する確定利付債券の価値は、金利上昇の局面において下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢市場金利での収益を確保する能力を維持するため、投資先ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、投資先ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。

金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。（i）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、（ii）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、（iii）決められた最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、（iv）買い手がすべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時にコスト負担なしで、早期終了することができる権利の対価として前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、（v）金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または（vi）異なる短期金融市場のセグメントに基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベースス・スワップ。

4. 受益証券

2017年10月31日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象し、単一の受益者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社により保有されている。当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 申込み

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各取引日（すなわち営業日）において、関連する申込注文が管理事務代行会社により受諾された当該取引日の受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。当該純資産価格の計算は、各評価日（すなわち、各営業日および／または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）に行われる。

当初申込期間後の取引日に、発行価格の3.0%（消費税その他の税金を含まない。）を上限とする申込手数料が発行価格に上乗せされるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

特定の取引日に処理されるためには、取得申込書類が、当該取引日の午後6時（日本時間）（以下「締切時刻」という。）までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を明らかにせずに受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

(B) 買戻し

受益者は、取引日のいつでも自己の受益証券の買戻請求を行うことができる。受益証券のいかなる買戻しの申込みについても、受益証券の買戻口数または買戻価格が示されなければならない。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の締切時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻価格は、関係するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格で、該当する場合は、適用される評価日に計算された第三者への手数料または源泉税控除後の金額である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻手数料は課されない。

買戻しは1口以上1口の整数倍単位で行われなければならない。

買戻代金の支払いは、受益証券証書が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、適用される取引日（同日を除く）から4営業日目の日に行われる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を示すことなく、買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

5. リスク要因

サブ・ファンドの投資活動は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資する金融商品および市場に付随する様々な種類ならびに様々な程度のリスクにさらされている。以下のリスク要因は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

(A) 信用リスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドがその義務を遂行できない場合に信用リスクにさらされる。サブ・ファンドはまた、間接的に、投資先ファンドの金融資産に付随する信用リスクにさらされている。投資先ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約の取引相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があり、それを受けてサブ・ファンドも損失を被る可能性がある。

(B) 市場、集中および流動性リスク

サブ・ファンドの活動は、金融市場の変動にさらされる。直接的または投資先ファンドにより取られるポジションを通じてのいずれかによる市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、為替レートおよび市場のボラティリティーを含む様々な要因により決定される。投資先ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、ボラティリティーが高くかつ流動性が低い市場への投資および／または個々の投資に対する大幅な集中にさらされることがある。サブ・ファンドが行う投資もまた、譲渡および処分にかかる特定の制限対象となる。従って、サブ・ファンドが投資の処分を選択した時に、当該投資対象を容易に処分することが出来ないリスクおよび処分時の価格がサブ・ファンドの資産負債計算書に含まれる当該投資の金額を下回るリスクが存在する。

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価格が下落するリスクである。

名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、通常は比較的短期のデュレーションを有する有価証券よりも変動しやすい。

投資先ファンドが外貨、外貨建て取引されるか収益を受け取る有価証券および外貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブを保有する場合、当該通貨の価格が投資先ファンドの基準通貨に対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、投資先ファンドの基準通貨の価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。外国為替レートは、多数の理由により、短期間でも相当変動しうる。その結果、投資先ファンドが外貨建証券に投資する場合、そのリターンが減少し、それを受けてサブ・ファンドのリターンも減少することがある。

(C) 保管会社リスク

サブ・ファンドが潜在的に直接的な信用リスクにさらされる金融資産は、主に現金により構成される。サブ・ファンドの現金は、保管会社が保管している。

(D) バンクローンに投資するリスク

バンクローンは、資本再構成、買収またはリファイナンスに関して締結される会社の債務である。バンクローンに関するリスクは以下を含む。(i) いつでもプレミアムまたはペナルティなく期限前払いが行われうること、およびスプレッドが下降している期間中の期限前払いの権利の行使は、投資先ファンドが期限前払いによる収益をより低い利回りの投資対象に再投資する結果となりうること、(ii) 借主の債務に係る元金の支払いおよび利息の支払いの不能、(iii) 金利感応度、借主の信用度についての市場認知および一般的な市場流動性といった要素による価格変動。バンクローンが不良債権化した場合、ローンは、十分な検査交渉、または、とりわけ金利の相当な減額および／もしくはローン元本の相当な圧縮を結果として生じさせることになる再構成を要求することがある。

(E) 社債

社債は、発行体が元金の支払いをすることができないリスクを伴うほか、金利感応性、発行体の信用に関する市場の認識、一般的な市場の流動性等の要因による価格変動に服する。金利上昇局面においては、社債の価格は下落することがある。長期の債券は、短期の債券と比べてより金利変動に対して影響を受けやすい傾向がある。

(F) 新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの有価証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なるか、またはより大きな、市場、信用、通貨、流動性、法律、政治その他のリスクをもたらしことがある。

(G) デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、通常、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が、いかなる場合にも行うことができるというのではなく、投資先ファンドにとって利益があったとしても、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために投資先ファンドがデリバティブ取引を行うことができるという保証はない。

(H) レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、逆レポ取引、ポートフォリオの組入証券の貸付および発行日取引、延渡し取引または先渡しコミットメント取引の利用が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または取引の清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

(I) 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、サブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、サブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象の価値ならびにサブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略（レバレッジの利用を含む）の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。

デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に服する。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査または処分を受けないという保証はない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに服する。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の著しい価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる将来の介入の効果を予測することはできない。企業は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、発行体が将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家はサブ・ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。サブ・ファンドまたは投資運用会社がサブ・ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

6. 保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（管理会社およびサブ・ファンドの投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドのために受託会社は、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づく受託会社の最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する財産、またはサブ・ファンドの下で生じる収益、もしくは当該財産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価格の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会—会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関する利得またはペナルティは認められない。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社」という。）は、資産ベースの取引報酬（ただし、年間45,000米ドルを下回らないものとする。）を受領する。かかる報酬は、サブ・ファンドにより計算され、毎月後払いされる。管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、純資産に対して、5億豪ドルまでの部分について年率0.05%、5億豪ドル超10億豪ドルまでの部分について年率0.04%、10億豪ドル超の部分について年率0.03%を受領する。2017年10月31日に終了した年度中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2017年10月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。2017年10月31日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2017年10月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、年間10,000米ドルを下回らないものとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。2017年10月31日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2017年10月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.02%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され、後払いされる。副投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.67%を上限とする報酬を受領する。かかる報酬は、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に計算され後払いされる。2017年10月31日に終了した年度中に投資運用会社が稼得した報酬および2017年10月31日現在における投資運用会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理会社への報酬を支払う。2017年10月31日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2017年10月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「販売会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2017年

10月31日に終了した年度中に販売会社が稼得した報酬および2017年10月31日現在における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2017年10月31日に終了した年度中に代行協会員が稼得した報酬および2017年10月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

9. 最近公表された会計基準

2016年1月5日、ＦＡＳＢは、ＡＳＵ第2016-01号「金融商品—全般（サブトピック825-10）：金融資産および金融負債の認識および測定」を公表した。当該アップデートは、意思決定に対してより有益な情報を金融商品のユーザーに提供し、金融商品の認識、測定、表示および開示の特定の局面に対処するよう金融商品に関する報告モデルを強化することを意図している。当該ＡＳＵはまた、金融資産にかかる信用損失の測定に対処するものである。ＡＳＵ第2016-01号は、2017年12月15日以降に開始する会計年度（当該会計年度の中間期間を含む）から発効する。早期適用が認められている。

10. 後発事象

経営陣は、当財務書類の公表日である2018年3月22日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2017年11月1日から2018年3月22日までに実施された受益証券発行金額は、495,076豪ドルであり、買戻金額は、2,777,822豪ドルであった。同期間中における分配金額は、382,437豪ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

③【投資有価証券明細表等】

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 －USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
 投資有価証券明細表
 2017年10月31日現在
 （豪ドルで表示）

	受益証券 口数	純資産比率 (%)	評価額 (豪ドル)
フィーダー・ファンドへの投資 － 99.6%			
ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドB－クラス F (AUD)	4,535,710	99.6	38,099,961
フィーダー・ファンドへの投資合計 (取得原価：40,750,312豪ドル)		99.6	38,099,961
負債を上回る現金およびその他の資産		0.4	138,418
純資産		100.0	38,238,379

2017年10月31日現在、サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）の純資産の1.73%を所有している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する個別銘柄の公正価値のサブ・ファンドにおける持分割合がサブ・ファンドの純資産の5%を超過しているものは、以下のとおりである。

銘柄	元本 (米ドル)	公正価値 (豪ドル)	公正価値の サブ・ファンドに おける持分割合 (豪ドル)	純資産比率 (%)
米国財務省債務証券 0.000% * due 11/02/2017 - 01/18/2018	109,559,514	142,888,188	6,979,995	18.25

* 米国財務省債務証券に対する利率は、満期日までの利回りを表している。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Assets and Liabilities
October 31, 2017

(Expressed in Australian Dollars)

ASSETS

Investment in the Feeder Fund (cost \$40,750,312)	\$	38,099,961
Cash		277,347
Receivables for:		
Investments sold		5,962
Total assets		38,383,270

LIABILITIES

Payables for:		
Sub-Trust units redeemed		5,961
Accrued professional fees		64,030
Accrued investment manager's fees		34,451
Accrued distributor's fees		20,265
Accrued trustee's fees		4,564
Accrued printing fees		3,909
Accrued custodian's fees		2,243
Accrued agent company's fees		1,689
Accrued manager's fees		1,351
Accrued administrator's and transfer agent's fees		315
Other liabilities		6,113
Total liabilities		144,891
Net assets	\$	38,238,379

Net assets

Accumulation Class	\$	20,687,501
Distribution Class		17,550,878
	\$	38,238,379

Units outstanding

Accumulation Class	1,885,126,867
Distribution Class	1,974,138,659

Net asset value per unit

Accumulation Class	\$	0.010974
Distribution Class	\$	0.008890

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Operations
For the year ended October 31, 2017
(Expressed in Australian Dollars)

Investment Income

Income distributions from the Feeder Fund	\$ 3,528,375

Expenses

Investment manager's fees	398,426
Distributor's fees	234,368
Administrator's and transfer agent's fees	67,653
Professional fees	53,720
Organizational expense	20,087
Agent company's fees	19,531
Printing fees	17,875
Manager's fees	15,625
Custodian's fees	13,824
Trustee's fees	13,155
Registration fees	1,158
Other expenses	2,804
Total expenses	858,226

Net investment income	2,670,149

REALIZED AND UNREALIZED GAINS (LOSSES):

Net realized gains (losses) on:

Sales of the Feeder Fund	(1,506,631)
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts	(22)

Net realized losses	(1,506,653)

Net change in unrealized appreciation (depreciation) from:

Investment in the Feeder Fund	(119,728)
Foreign currency translations and forward foreign currency contracts	22

Net change in unrealized depreciation	(119,706)

Net realized and unrealized losses	(1,626,359)

Increase in net assets from operations	\$ 1,043,790

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Changes in Net Assets

For the year ended October 31, 2017

(Expressed in Australian Dollars)

Increase (decrease) in Net Assets from Operations

Net investment income	\$	2,670,149
Net realized loss		(1,506,653)
Net change in unrealized depreciation		(119,706)
Increase in net assets from operations		<u>1,043,790</u>

Distributions to unitholder		(966,438)
Net increase in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions		<u>881,195</u>
Net increase in net assets		<u>958,547</u>

Net Assets

Beginning of year		<u>37,279,832</u>
End of year	\$	<u><u>38,238,379</u></u>

	<u>Accumulation Class</u>	<u>Distribution Class</u>

Sub-Trust unit transactions

Units

Issued	547,536,518	535,311,139
Redeemed	(475,637,081)	(522,828,072)
Net change in units	<u>71,899,437</u>	<u>12,483,067</u>

Amounts

Issued	\$	5,933,494	\$	4,838,765
Redeemed		(5,170,863)		(4,720,201)
Net increase in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions	\$	<u>762,631</u>	\$	<u>118,564</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Financial Highlights

For the year ended October 31, 2017

(Expressed in Australian Dollars)

Selected Per Unit Data:

	Accumulation Class	Distribution Class
Net asset value per unit, beginning of year	\$ 0.010684	\$ 0.009128
Net investment income *	0.000739	0.000621
Net realized and unrealized loss from investments	(0.000449)	(0.000379)
Total income from operations	0.000290	0.000242
Distributions to unitholder	-	(0.000480)
Net asset value per unit, end of year	\$ 0.010974	\$ 0.008890
Total Return **	2.71%	2.71%
Ratios to Average Net Assets:		
Total expenses ***	2.20%	2.20%
Net investment income ***	6.81%	6.87%

* Calculated based on average units outstanding during the year.

** Total return assumes the effect of reinvested distributions.

*** The ratios do not reflect the proportionate share of income and expenses related to the investment performance of the Underlying Fund. However, investment performance of the Sub-Trust is directly related to the investment performance of the Underlying Fund in which it invests. See page 10 for definition of Underlying Fund.

The above financial highlights are for a unit outstanding for the year ended October 31, 2017.

The returns of individual investors could be different depending on the timing of capital subscriptions and repurchases.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

1. ORGANIZATION

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged (the “Sub-Trust”) is a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust (the “Trust”), an open-ended exempted umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law (2011 Revision, as amended) of the Cayman Islands dated January 18, 2013 (as supplemented or amended from time to time, the “Trust Deed”) executed by CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (formerly Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.) (the “Manager”). The Sub-Trust commenced operations on February 14, 2014.

The Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Islands Banks and Trust Companies Law (as amended).

The functional and reporting currency of the Sub-Trust is the Australian Dollar (the “Functional Currency”).

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (as amended) of the Cayman Islands (the “Mutual Funds Law”). Regulation under the Mutual Funds Law includes the filing of the Offering Memorandum and audited accounts annually with the Cayman Islands Monetary Authority (“CIMA”). The Sub-Trust is registered with the Japanese Financial Services Agency (“JFSA”).

Currently, there are two classes of units (each a “Class”) of the Sub-Trust, the Accumulation Class and Distribution Class (together, the “Units”) which are being offered to investors. The Units of the Sub-Trust are issued in Australian Dollars. The Trustee may, with the consent of the Manager, issue additional classes referable to the Sub-Trust in the future.

The investment objective of the Sub-Trust is to seek to secure income gain and to obtain capital gain, through investment in the Feeder Fund (as defined below), by way of investments in mainly U.S. dollar denominated bank loans and other fixed income instruments. The Sub-Trust intends to invest solely into PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B - Class F (AUD) (the “Feeder Fund”), a series trust of PIMCO Bermuda Trust II.

The investment manager of the Sub-Trust is Mitsubishi UFJ Kokusai Asset Management Co., Ltd. (formerly Mitsubishi UFJ Asset Management Co., Ltd.) (the “Investment Manager”).

The sub-manager of the Sub-Trust is MUGC Lux Management S.A. (the “Sub-Manager”).

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

1. ORGANIZATION (*continued*)

The sub-investment manager of the Sub-Trust is PIMCO Japan Ltd. (the “Sub-Investment Manager”).

The Sub-Trust will be terminated on October 31, 2018, unless the Manager extends the duration of the Sub-Trust at its discretion following consultation with the Trustee. The Sub-Trust will be terminated earlier than October 31, 2018 (or any later date) in the event of the termination of the Feeder Fund.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Sub-Trust's financial statements reflect the period from November 1, 2016 to October 31, 2017, which is the Sub-Trust's fiscal year end.

The Sub-Trust is an Investment Company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board Accounting Standards Codification (ASC) 946 Financial services - Investment Companies.

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Sub-Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (“U.S. GAAP”).

The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

(A) Determination of Net Asset Value of Units. Brown Brothers Harriman & Co. (the “Administrator”), subject to the ultimate authority of the Trustee, will conduct all asset valuation for the Sub-Trust. The Sub-Trust's net asset value (“Net Asset Value”) will be calculated each Business Day (any day on which banks are open for business in New York, Luxembourg and Tokyo and the New York Stock Exchange (“NYSE”) is open for trading, or such other days as the Manager may from time to time determine). The Net Asset Value is calculated taking into account all assets and liabilities of the Sub-Trust, including, without limitation, administration, legal, audit and other professional fees and expenses. Net Asset Value per unit for each class will be calculated in AUD and rounded to the sixth decimal place.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

(B) Security Valuation. For purposes of calculating the Net Asset Value, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are stated at fair value. Fair value is generally determined on the basis of last reported sale prices on the exchange that is the primary market for such securities, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market maker, or independent pricing services. Independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. The Feeder Fund is valued at fair value based on the closing Net Asset Value each Business Day. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value.

Investments initially valued in currencies other than the Functional Currency are converted to the Functional Currency using exchange rates obtained from pricing services. As a result, the net asset value of the Sub-Trust's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to its Functional Currency. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the Functional Currency may be affected significantly on a day that the NYSE is closed and the Net Asset Value may change on days when an investor is not able to purchase, request the repurchase of, or exchange units.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Sub-Investment Manager. The Sub-Investment Manager has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available. For instance, certain securities or investments for which daily market quotes are not readily available may be valued, pursuant to guidelines established by the Trustee, with reference to other securities or indices.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/asked information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE close, that materially affect the values of a Sub-Trust's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Sub-Investment Manager or its delegate is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of a Sub-Trust's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

When the Sub-Trust uses fair value pricing to determine its Net Asset Value, securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Trustee in consultation with the Sub-Investment Manager believe accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security.

While the Sub-Trust's policy is intended to result in a calculation of a Sub-Trust's net asset value that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trustee can not ensure that fair values determined by the Sub-Investment Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Sub-Trust could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Sub-Trust may differ from the value that would be realized if the securities were sold and the differences could be material to the financial statements.

Fair Value Measurements - In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Sub-Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurements) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurements). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

- Level 1 - fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 - fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes “observable” requires significant judgment by the Sub-Investment Manager. The Sub-Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Sub-Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments. Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, include active listed equities, exchange traded derivatives, and certain money market securities. The Sub-Investment Manager does not adjust the quoted price for such instruments, even in situations where the Sub-Trust holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) (the “Master Fund”) and the Feeder Fund if either were valued based on Level 2 inputs. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information. Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently. Level 3 investments include securities such as private equity and certain corporate debt securities. As observable prices are not available for these securities, valuation techniques are used to derive fair value.

The following table presents the financial instruments carried on the Statement of Assets and Liabilities by caption and by level within the valuation hierarchy as of October 31, 2017*:

		(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at 10/31/2017
Assets:					
Investment in the Feeder Fund					
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B - Class F (AUD)	\$	-	\$ 38,099,961	\$ -	\$ 38,099,961
Total Investment in the Feeder Fund	\$	-	\$ 38,099,961	\$ -	\$ 38,099,961

* For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

The Sub-Trust accounts for investments it transfers into and out of each Level at the end of the year. During the year ended October 31, 2017, there were no transfers between Levels 1, 2 and 3.

There were no securities valued as Level 3 as of October 31, 2017.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

(C) Investment Transactions and Investment Income. Purchases and sales of the Feeder Fund are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Realized gains and losses from securities sold are determined on the identified cost basis. Distributions of income or realized gains from the Feeder Fund are recorded on ex-dividend date. Distributions of return of capital by the Feeder Fund are recorded as a reduction in the cost of the investment. Interest income is recorded on the accrual basis.

Cost of purchases and proceeds of sales of interests in the Feeder Fund for the year ended October 31, 2017 were AUD 14,192,912 and AUD 11,645,375, respectively.

(D) Expenses. The Sub-Trust bears its own expenses, including but not limited to Investment Manager, administration and accounting, custody, transfer agent, audit fees and other expenses associated with the operation of the Sub-Trust. Expense items are recorded on the accrual basis.

(E) Distribution Policy. The Manager may, at its discretion, declare distributions for Accumulation Class on the 11th day of every month (or if that date is not a Business Day then on the next following Business Day) (which shall be the relevant record date) commencing from April 13, 2015 out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution. The Manager does not currently expect that distributions will be made in respect of the Accumulation Class.

The Manager may, at its discretion, declare distributions for Distribution Class on the 11th day of every month (or if that date is not a Business Day then on the following Business Day) (which shall be the relevant record date) commencing from May 12, 2014 out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution.

The declaration of dividends to unitholders reduces the Sub-Trust's net asset value per unit without any corresponding change in the number of units per unitholder. This results in a unitholder's overall investment in the Sub-Trust being reduced. In addition, any distributions paid during a year which is in excess of the Sub-Trust's accumulated net investment income results in a portion of the distribution being a return of capital.

Distributions shall be made to unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Distributions declared and paid during the year ended October 31, 2017 are as follows:

Distributions to Unitholder	Amount in Australian Dollars
Distribution Class	\$966,438

(F) Foreign Currency Translation. The fair values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into the Sub-Trust's reporting currency based on the current exchange rates each Business Day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gain or loss.

(G) Cash and Cash Equivalents. Cash and cash equivalents may include cash balances held with Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian").

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND

(A) Investment Objective. The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets under normal circumstances in units of the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Bermuda Trust II, and does not generally invest directly in bonds or other securities of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes, and may engage directly in currency hedging activities. The investment adviser of the Feeder Fund and Master Fund is Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO"), who has been appointed as an investment advisor by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund and Master Fund.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuation of the Australian dollar (the “AUD”) versus US dollar in order to reduce the risk of loss by selling USD and buying AUD. The Feeder Fund will normally seek to be 90% to 110% hedged to AUD. There can be no assurance that the Feeder Fund will be fully hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

(B) Organization. The Feeder Fund and Master Fund are each a series trust of the PIMCO Bermuda Trust II, an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed on December 1, 2003 (as amended from time to time). Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited, a trust company incorporated in 1985 under the laws of the Cayman Islands, serves as the Trustee (the “Trustee”). The Feeder Fund and Master Fund are referred to collectively as the “Underlying Fund”.

(C) Investment Strategy. The Underlying Fund intends to invest under normal circumstances at least 80% of its net assets in bank loans.

The Underlying Fund may invest in the following: loan participations and assignments, including senior loans, second liens and other secured loans and unsecured loans; delayed funding loans and revolving credit facilities; securities issued or guaranteed by the U.S. Governments, its agencies, authorities or subdivisions or government-sponsored enterprises (“U.S. Government Securities”); corporate debt securities of U.S. and non-U.S. issuers, including corporate commercial paper; bank certificates of deposit, fixed time deposits and bankers acceptances; and repurchase agreements and reverse repurchase agreements.

The Underlying Fund will invest in securities that are rated at least CCC- by S&P Global Ratings (“S&P”), Caa3 by Moody's or equivalently rated by Fitch Ratings (“Fitch”) or another Nationally Recognized Statistical Rating Organization (“NRSRO”), or if unrated, determined by PIMCO to be of comparable quality at the time of purchase. The Underlying Fund will maintain a minimum average credit quality of B-.

The Underlying Fund may invest in non-U.S. dollar denominated instruments up to 20% of its net assets. In that case the Underlying Fund will seek to hedge the currency exposure of non-U.S. dollar to the U.S. dollar.

The Underlying Fund may invest up to 5% of its net assets in each issuer except U.S. Government Securities, for which there is no limit.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

(D) Accounting Policies. The significant accounting policies of the Underlying Fund are consistent with that of the Sub-Trust.

The Underlying Fund values investments at fair value and utilizes accounting policies consistent with the AICPA Audit and Accounting Guide for Investment Companies.

(E) Distributions. Distributions from the Underlying Fund are declared and distributed to unitholders monthly upon the authorization of PIMCO, which authorization may be withheld at PIMCO's discretion.

(F) Fees. The Underlying Fund is not subject to management, advisory, administration, agency or distribution fees.

(G) Liquidation Terms. Unitholders may request the repurchase of their units on any Business Day. No repurchase fees are charged.

(H) Financial Instruments, Borrowing and Derivatives.

Delayed-Delivery Transactions. The Underlying Fund may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by the Underlying Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period. When delayed-delivery transactions are outstanding, the Underlying Fund will designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, the Underlying Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its Net Asset Value. The Underlying Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into, which may result in a realized gain or loss. When the Underlying Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Underlying Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Loan Participations, Assignments and Originations. The Underlying Fund invests in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. The Underlying Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties or investments in or originations of loans by the Underlying Fund. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the “lender”) that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. The Underlying Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. When the Underlying Fund purchases assignments from lenders, it acquires direct rights against the borrowers of the loans.

These loans may include participations in bridge loans, which are loans taken out by borrowers for a short period (typically less than one year) pending arrangement of more permanent financing through, for example, the issuance of bonds, frequently high yield bonds issued for the purpose of acquisitions.

The types of loans and related investments in which the Underlying Fund may invest include, among others, senior loans, subordinated loans (including second lien loans, B-Notes and mezzanine loans), whole loans, commercial real estate and other commercial loans and structured loans. The Underlying Fund may originate loans or acquire direct interest in loans through primary loan distributions and/or in private transactions. In the case of subordinated loans, there may be significant indebtedness ranking ahead of the borrower's obligation to the holder of such a loan, including in the event of the borrower's insolvency. Mezzanine loans are typically secured by a pledge of an equity interest in the mortgage borrower that owns the real estate rather than an interest in a mortgage.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Investment in loan may include unfunded loan commitments, which are contractual obligations for funding. Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate the Underlying Fund to supply additional cash to the borrower on demand. Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the committed amount may not be utilized by the borrower. When investing in a loan participation, the Underlying Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the borrower. The Underlying Fund may receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a loan. In certain circumstances, the Underlying Fund may receive a penalty fee upon the prepayment of a loan by a borrower.

U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises. The Underlying Fund invests in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association (“GNMA” or “Ginnie Mae”), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the “U.S. Treasury”); others, such as those of the Federal National Mortgage Association (“FNMA” or “Fannie Mae”), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities. Zero coupon securities do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest-paying securities.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation (“FHLMC” or “Freddie Mac”). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates (“PCs”), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

Roll-timing strategies can be used where the Underlying Fund seeks to extend the expiration or maturity of a position, such as a To Be Announced (“TBA”) security on an underlying asset, by closing out the position before expiration and opening a new position with respect to substantially the same underlying asset with a later expiration date.

Repurchase Agreements. The Underlying Fund engages in repurchase agreements. Under the terms of a typical repurchase agreement, the Underlying Fund takes possession of an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and the Underlying Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. In an open maturity repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Underlying Fund or counterparty at any time. The underlying securities for all repurchase agreements are held in safekeeping at the Underlying Fund's custodian or designated sub-custodians under tri-party repurchase agreements. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. In periods of increased demand for collateral, the Underlying Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Underlying Fund.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Reverse Repurchase Agreements. The Underlying Fund enters into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, the Underlying Fund delivers a security in exchange for cash to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed upon price and date. In an open maturity reverse repurchase agreement, there is no pre-determined repurchase date and the agreement can be terminated by the Underlying Fund or counterparty at any time. The Underlying Fund is entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security delivered to the counterparty during the term of the agreement. In periods of increased demand for the security, the Underlying Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to the Underlying Fund. The Underlying Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

Forward Foreign Currency Contracts. The Underlying Fund enters into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of the Underlying Fund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily, and the change in value is recorded by the Underlying Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses are equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed and are recorded upon delivery or receipt of the currency. In addition, the Underlying Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the functional currency. To mitigate such risk, cash or securities may be exchanged as collateral pursuant to the terms of the underlying contracts.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Futures Contracts. The Underlying Fund enters into futures contracts. A futures contract is an agreement to buy or sell a security or other asset for a set price on a future date. The Underlying Fund uses futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates and currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by the Underlying Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, the Underlying Fund is required to deposit with its futures broker an amount of cash, or U.S. Government and Agency Obligations, or select sovereign debt, in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and based on such movement in the price of the contract, an appropriate payable or receivable for the change in value may be posted or collected by the Underlying Fund (“Futures Variation Margin”). Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are close.

Options Contracts. The Underlying Fund writes or purchases options to enhance returns or to hedge an existing position or future investment. The Underlying Fund writes call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. When the Underlying Fund writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss. Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The Underlying Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold (“call”) or purchased (“put”) and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk the Underlying Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

The Underlying Fund also purchases put and call options. Purchasing call options tends to increase the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. The Underlying Fund pays a premium which is subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is executed.

Interest Rate Swaptions. The Underlying Fund writes or purchases interest rate swaptions which are options to enter into pre-defined swap agreement by some specified date in the future. The writer of the swaption becomes the counterparty to the swap if the buyer exercises. The interest rate swaption agreement will specify whether the buyer of the swaption will be a fixed-rate receiver or a fixed-rate payer upon exercise.

Swap Agreements. The Underlying Fund invests in swap agreements. Swap agreements are bilaterally negotiated agreements between the Underlying Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. Swap agreements may be privately negotiated in the over the counter market (“OTC swaps”) and may be cleared through a third party, known as a central counterparty or derivatives clearing organization (“centrally cleared swaps”). The Underlying Fund may enter into credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity, equity, and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Entering into these agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk. Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates. The Underlying Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. This risk is mitigated by having a master netting arrangement between the Underlying Fund and the counterparty and by the posting of collateral to the Underlying Fund to cover the Underlying Fund's exposure to the counterparty.

Credit Default Swap Agreements. The Underlying Fund may use credit default swaps on corporate, loan, sovereign, U.S. municipal or U.S. Treasury issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where a Underlying Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default. Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the buyer of protection) to another party (the seller of protection) in exchange for the right to receive a specified return in the event that the referenced entity, obligation or index, as specified in the swap agreement, undergoes a certain credit event. As a seller of protection on credit default swap agreements, the Underlying Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, the Underlying Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Underlying Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

If the Underlying Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Underlying Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. If the Underlying Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Underlying Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the settlement value. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event).

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Interest Rate Swap Agreements. The Underlying Fund is subject to interest rate risk in the normal course of pursuing their investment objectives. The value of the fixed rate bonds that the Underlying Fund holds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate income at prevailing market rates, the Underlying Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by the Underlying Fund with another party for their respective commitment to pay or receive interest on the notional amount of principal. Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or “cap”, (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or “floor”, (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the buyer pays an upfront fee in consideration for the right to early terminate the swap transaction in whole, at zero cost and at a predetermined date and time prior to the maturity date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swaps, under which two parties can exchange variable interest rates based on different segments of money markets.

4. UNITS

As of October 31, 2017 all issued units were held by one unitholder, Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd., representing 100% interest in the net assets of the Sub-Trust. Investment activities of this unitholder could have a material impact on the Sub-Trust.

(A) Subscriptions. On or after the Initial Closing Date, units in the Sub-Trust will be issued on each Dealing Day (i.e. Business Day) at the Net Asset Value per unit on the Dealing Day on which the relevant subscription order was accepted by the Administrator. The calculation of such Net Asset Value will be made on each Valuation Day (means each Business Day and/or such other day as the Manager may determine from time to time).

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

4. UNITS (*continued*)

On Dealing Days after the Initial Offering Period there shall be added to the Issue Price a sales charge of up to 3.0% (not including local consumption or other taxes) of the Issue Price (unless waived by the Distributor). Such sales charge shall be retained by the Distributor.

In order to be dealt with on a specific Dealing Day, a Subscription Application Form must be received by the Administrator on or prior to 18:00 Japan Standard Time (the "Specified Time") on the applicable Dealing Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Dealing Day.

The Manager, Administrator and Distributor reserve the right to decline any order to purchase units in whole or in part without giving reasons.

(B) Repurchases. Unitholders may request the repurchase of their units on any Dealing Day. Any application for repurchase of units must indicate the number of units or the value of units to be repurchased. In order for an application for repurchase of units to be dealt with on a Dealing Day, it must be received by the Administrator before the Specified Time on a Dealing Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Dealing Day.

The Repurchase Price will be the Net Asset Value per unit of the relevant Sub-Trust less any third party charges or withholding taxes if applicable calculated on the applicable Valuation Day. Such repurchase request must be accompanied by the relevant unit certificates (if issued).

No repurchase fee will be charged.

Repurchases must be made in integral multiples of one unit.

Payment of the Repurchase Price shall be made on the fourth (4th) Business Day from (and excluding) the applicable Dealing Day, provided that the unit certificates (if issued) are received by the Administrator.

The Manager, Administrator and Distributor reserve the right to decline any order to repurchase units in whole or in part without giving reasons.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

5. RISK FACTORS

The Sub-Trust's investment activities expose it to various types and degrees of risk, which are associated with the financial instruments and markets in which it and the Underlying Fund invests. The below risk factors do not purport to be a complete explanation of the risks involved in investing in the Sub-Trust and the Underlying Fund.

(A) Credit Risk. The Sub-Trust is subject to credit risk should the Underlying Fund be unable to fulfill its obligations. The Sub-Trust is also indirectly exposed to credit risk associated with the financial assets of the Underlying Fund. The Underlying Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Underlying Fund, and as a result the Sub-Trust, could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a derivative contract, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations.

(B) Market, Concentration and Liquidity Risk. The Sub-Trust's activities expose it to financial market fluctuations. The Sub-Trust's exposure to market risk either directly or via the positions taken by the Underlying Fund, is determined by a number of factors, including currency exchange rates and market volatility.

The investment activity of the Underlying Fund may result in the Sub-Trust being exposed to significant concentration of investments in markets and/or individual investments which may be both volatile and illiquid. Investments that Sub-Trust makes could also be subject to specific restrictions on transferability and disposal. Consequently, risks exist that the Sub-Trust might not be able to readily dispose of its holdings in such investments when it chooses and also that the price attained on a disposal is below the amount at which such investments are included in the Sub-Trust's Statement of Assets and Liabilities.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by the Underlying Fund are likely to decrease. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

5. RISK FACTORS (*continued*)

The Underlying Fund holds foreign currencies and invests in securities that trade in, and receive revenues in, foreign currencies, and derivatives that provide exposure to foreign currencies and is subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Underlying Fund, or, in the case of hedging positions, that the Underlying Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons. As a result, the Underlying Fund's investments in foreign currency denominated securities may reduce the returns of the Underlying Fund, and as a result, the returns of the Sub-Trust.

(C) Custodian Risk. Financial assets which potentially expose the Sub-Trust to direct credit risk consist principally of cash. The Sub-Trust's cash is placed with the Custodian.

(D) Risk of Investment in Bank Loans. Bank loans are obligations of companies that are entered into in connection with recapitalizations, acquisitions, or refinancings. The risks associated with bank loans include: (i) the fact that prepayments may occur at any time without premium or penalty and that the exercise of prepayment rights during periods of declining spreads could cause the Underlying Fund to reinvest prepayment proceeds in lower-yielding investments; (ii) the borrower's inability to meet principal and interest payments and interest payments on its obligations; and (iii) price volatility due to such factors as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the borrower and general market liquidity. If bank loans become nonperforming, the loans may require substantial workout negotiations or restructuring that may result in, among other things, a substantial reduction in the interest rate and/or a substantial write-down of the principal of the loan.

(E) Corporate Debt Securities. Corporate debt securities are subject to the risk of the issuer's inability to meet principal and interest payments on the obligation and may also be subject to price volatility due to such factors as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the issuer and general market liquidity. When interest rates rise, the value of corporate debt securities can be expected to decline. Debt securities with longer maturities tend to be more sensitive to interest rate movements than those with shorter maturities.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

5. RISK FACTORS (*continued*)

(F) Emerging Markets Risk. Non-U.S. investment risk may be particularly high to the extent that the Underlying Fund invests in emerging market securities that are economically tied to countries with developing economies. These securities may present market, credit, currency, liquidity, legal, political and other risks different from, or greater than, the risks of investing in developed countries.

(G) Derivatives Risk. Derivatives are financial contracts, the values of which depend on, or are derived from, the value of an underlying asset, reference rate or index. The Underlying Fund typically uses derivatives as a substitute for taking a position in the underlying asset and/or as part of a strategy designed to reduce exposure to other risks, such as interest rate, credit or currency risk. The Underlying Fund may also use derivatives for leverage, in which case, their use would involve leverage risk.

The Underlying Fund's use of derivative instruments involves risks different from, or possibly greater than, the risks associated with investing directly in securities and other traditional investments. Derivatives are subject to a number of risks, such as liquidity risk, interest rate risk, market risk, credit risk and management risk. They also involve the risk of mispricing or improper valuation and the risk that changes in the value of the derivative may not correlate perfectly with the underlying asset, rate or index. If the Underlying Fund invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Underlying Fund will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

(H) Leverage Risk. Certain transactions may give rise to a form of leverage. Such transactions may include, among others, reverse repurchase agreements, loans of portfolio securities, and the use of when-issued, delayed delivery or forward commitment transactions. Leverage may be incurred when it is believed that it is advantageous to increase the investment capacity of the Underlying Fund or to facilitate the clearance of transactions. Leverage creates an opportunity for greater total returns for the Underlying Fund, but it also may magnify losses. The use of derivatives may also create leverage risk.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

5. RISK FACTORS (*continued*)

(I) Government Intervention in Financial Markets. Recent instability in the financial markets has led various governments around the world to take a number of unprecedented actions designed to support certain financial institutions and segments of the financial markets that have experienced extreme volatility, and in some cases a lack of liquidity. Federal, state, and other governments, their regulatory agencies, or self regulatory organizations may take actions that affect the regulation of the instruments in which the Sub-Trust invests, or the issuers of such instruments, in ways that are unforeseeable. Legislation or regulation may also change the way in which the Sub-Trust itself is regulated. Such legislation or regulation may adversely affect the value of the Sub-Trust and Underlying Fund's investments and the ability of the Sub-Trust and Underlying Fund to implement its investment strategy (including the use of leverage) which could limit or preclude a Sub-Trust and Underlying Fund's ability to achieve its investment objective.

The financial services industry generally and the activities of private investment funds and their investment advisers, in particular, have been the subject of increasing legislative and regulatory scrutiny. Such scrutiny may increase the Sub-Trust and Underlying Fund's and/or the Manager's legal, compliance, administrative and other related burdens and costs as well as regulatory oversight or involvement in the Sub-Trust and Underlying Fund and/or the Manager or result in ambiguity or conflict among legal or regulatory schemes applicable to the Sub-Trust and Underlying Fund or a Manager. In addition, securities and futures markets are subject to extensive statutes, regulations and margin requirements. Various U.S. federal and state regulators, including the United States Securities and Exchange Commission ("SEC"), the U.S. Commodity Futures Trading Commission ("CFTC"), self-regulatory organizations and exchanges, are authorized to take extraordinary actions in the event of market emergencies. The regulation of derivative transactions and entities that engage in such transactions is an evolving area of law and is subject to further development and modification by governmental and judicial action. Alternative U.S. or non-U.S. rules or legislation regulating a Sub-Trust and Underlying Fund or the Manager may be adopted, and the possible scope of any rules or legislation is unknown. There can be no assurances that the Sub-Trust and Underlying Fund or the Manager will not in the future be subject to regulatory review or discipline. The effects of any regulatory changes or developments on the Sub-Trust and Underlying Fund's may affect the manner in which it is managed and may be substantial and adverse.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

5. RISK FACTORS (*continued*)

The value of the Sub-Trust's holdings is also generally subject to the risk of future local, national, or global economic disturbances based on unknown weaknesses in the markets in which the Underlying Fund invests. In the event of such a disturbance, issuers of securities held by the Underlying Fund may experience significant declines in the value of their assets and even cease operations, or may receive government assistance accompanied by increased restrictions on their business operations or other government intervention. In addition, it is not certain that governments will intervene in response to a future market disturbance and the effect of any such future intervention cannot be predicted. It is difficult for issuers to prepare for the impact of future financial downturns, although companies can seek to identify and manage future uncertainties through risk management programs.

An investor could lose all or substantially all investment in the Sub-Trust. There can be no assurance that the Sub-Trust or the Investment Manager will achieve the Sub-Trust's objective. The foregoing list of risk factors does not purport to be a complete explanation of the risks involved in investing in the Sub-Trust.

6. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Trust and Sub-Trust's organization documents, certain parties (including the Manager and the Sub-Trust Investment Manager) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Sub-Trust. Additionally, in the normal course of business, the Trustee on behalf of the Sub-Trust enters into contracts that contain a variety of indemnifications clauses. The Trustee's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Sub-Trust that have not yet occurred. However, the Sub-Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

7. INCOME TAX

The Sub-Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current laws of Cayman Islands, there are no tax or duty to be levied on profits, income or on gains or appreciation, or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Sub-Trust, or the unitholders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Sub-Trust or with regard to the payment of Net Asset Value on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

The Sub-Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Sub-Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Sub-Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Sub-Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Sub-Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Sub-Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which tax is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Sub-Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Sub-Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes is required in the financial statements. There are currently no interests or penalties related to uncertain tax positions.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

8. FEES AND EXPENSES

(A) Administrator's and Transfer Agent's Fees. Brown Brothers Harriman & Co. (the “Administrator” and the “Transfer Agent”) receives asset based and transactional charges calculated and paid monthly in arrears from the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 45,000 per annum. The Administrator and Transfer Agent receives an annual fee of 0.05% on the first AUD 500 million, 0.04% on the next AUD 500 million, and 0.03% on net assets over a AUD 1 billion. The fees earned by the Administrator and the Transfer Agent for the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Administrator and Transfer Agent as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(B) Custodian's Fees. The Custodian receives a fee calculated and paid monthly based on total assets and transaction volume. The fees earned by the Custodian for the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Custodian as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(C) Trustee's Fees. The Trustee receives an annual fee of 0.01% of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day and payable monthly in arrears, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum. The fees earned by the Trustee for the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Trustee as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(D) Investment Manager's Fees. The Investment Manager receives a fee of 1.02% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated and paid quarterly in arrears. The Sub-investment Manager's fee of up to 0.67% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, is calculated and paid quarterly in arrears by the Investment Manager from the Investment Manager's fee. The fees earned by the Investment Manager for the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Investment Manager as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(E) Manager's Fees. The Manager receives a fee of 0.04% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated and paid quarterly in arrears. The Manager will pay out any fee of the Sub-Manager out of its own fee it gets from the Sub-Trust. The fees earned by the Manager for the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Manager as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2017

8. FEES AND EXPENSES (*continued*)

(F) Distributor's Fees. Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co. Ltd. (the “Distributor”) receives a fee of 0.60% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated and paid quarterly in arrears. The fees earned by the Distributor during the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Distributor as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(G) Agent Company's Fees. Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co. Ltd. (the “Agent Company”) receives a fee of 0.05% per annum of the net asset value of the Sub-Trust calculated and paid quarterly in arrears. The fees earned by the Agent Company during the year ended October 31, 2017 and outstanding fees payable to the Agent Company as of October 31, 2017 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

9. RECENT ACCOUNTING PRONOUNCEMENTS

On January 5, 2016, the FASB issued ASU 2016-01, Financial Instruments - Overall (Subject 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities. The update intends to enhance the reporting model for financial instrument to provide users of financial instruments with more decision-useful information and addresses certain aspects of the recognition, measurement, presentation, and disclosure of financial instruments. The ASU will also address measurement of credit losses on financial assets. ASU 2016-01 is effective for fiscal years beginning after December 15, 2017, including interim periods within those fiscal years. Early adoption is permitted.

10. SUBSEQUENT EVENTS

The Management has evaluated all subsequent transactions and events through March 22, 2018, the date on which these financial statements were available to be issued. Effective November 1, 2017 through March 22, 2018, there were subscriptions of \$495,076 and redemptions of \$2,777,822. During the same period, there were distributions of \$382,437. There are no other subsequent events to report as relates to the Sub-Trust.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Schedule of Investments

October 31, 2017

(Expressed in Australian Dollars)

	<u>Units</u>	<u>% of Net Assets</u>	<u>Value</u>
INVESTMENT IN THE FEEDER FUND - 99.6%			
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B - Class F (AUD)	4,535,710	99.6%	\$ 38,099,961
TOTAL INVESTMENT IN THE FEEDER FUND (Cost \$40,750,312)		99.6%	\$ 38,099,961
Cash and other assets in excess of liabilities		0.4%	138,418
NET ASSETS		100.0%	\$ 38,238,379

At October 31, 2017, via its investment in the Feeder Fund, the Sub-Trust owned 1.73% of the PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M)'s (the “Master Fund”) net assets. The Sub-Trust's proportional share of the fair value of individual issuers in the Feeder and Master Fund that exceeded 5% of the Sub-Trust's net assets is as follows:

Description	Principal Amount (USD)	Fair Value (AUD)	Sub Trust's Proportional Share of Fair Value (AUD)	Percentage of Net Assets
U.S. Treasury Obligations				
0.000% * due 11/02/2017 - 01/18/2018	\$ 109,559,514	\$ 142,888,188	\$ 6,979,995	18.25%

* Rates specific to U.S. Treasury Obligations represent yield to maturity.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

（２）【2016年10月31日終了年度】

①【貸借対照表】

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 －U S バンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）

資産負債計算書
 2016年10月31日現在
 （豪ドルで表示）

	豪ドル	千円
資産		
フィーダー・ファンドへの投資（取得原価：39,709,406豪ドル）	37,178,783	3,110,377
現金	224,331	18,768
未収金：		
サブ・ファンド受益証券売却	196,294	16,422
その他の資産	14,565	1,219
資産合計	37,613,973	3,146,785
負債		
未払金：		
投資有価証券購入	194,331	16,258
未払専門家報酬	66,128	5,532
未払投資運用報酬	32,882	2,751
未払販売報酬	19,342	1,618
未払管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	11,293	945
未払受託報酬	4,372	366
未払保管報酬	2,196	184
未払代行協会員報酬	1,612	135
未払管理報酬	1,290	108
未払印刷費用	50	4
その他の負債	645	54
負債合計	334,141	27,954
純資産	37,279,832	3,118,831
純資産		
資産形成クラス	19,373,326	1,620,772
毎月分配クラス	17,906,506	1,498,058
	37,279,832	3,118,831
発行済受益証券口数		
資産形成クラス	1,813,227,430 口	
毎月分配クラス	1,961,655,592 口	
	豪ドル	日本円
受益証券1口当たり純資産価格		
資産形成クラス	0.010684	1
毎月分配クラス	0.009128	1

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 －U Sバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）

損益計算書

2016年10月31日に終了した年度

（豪ドルで表示）

	豪ドル	千円
投資収益		
フィーダー・ファンドからの収益分配	3,838,524	321,131
費用		
投資運用報酬	387,205	32,394
販売報酬	227,655	19,046
専門家報酬	80,750	6,756
管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬	78,352	6,555
設立費用	35,689	2,986
代行協会員報酬	18,971	1,587
印刷費用	18,250	1,527
管理報酬	15,177	1,270
受託報酬	15,065	1,260
保管報酬	12,071	1,010
登録費用	3,214	269
その他の費用	5,026	420
費用合計	897,425	75,079
投資純利益	2,941,099	246,052
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
フィーダー・ファンドの売却	(1,494,700)	(125,047)
外貨取引および為替予約契約	(8)	(1)
実現純損失	(1,494,708)	(125,047)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
フィーダー・ファンドへの投資	(295,045)	(24,683)
外貨換算および為替予約契約	(29)	(2)
未実現評価損の純変動	(295,074)	(24,686)
実現および未実現純損失	(1,789,782)	(149,733)
運用による純資産の増加	1,151,317	96,319

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
－USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
純資産変動計算書
2016年10月31日に終了した年度
（豪ドルで表示）

	豪ドル	千円
運用による純資産の増加 （減少）		
投資純利益	2,941,099	246,052
実現純損失	(1,494,708)	(125,047)
未実現評価損の 純変動	(295,074)	(24,686)
運用による純資産の増加	<u>1,151,317</u>	<u>96,319</u>
受益者への分配	(1,137,959)	(95,202)
サブ・ファンド受益証券 取引による純資産の純減少	(4,267,864)	(357,050)
純資産の純減少	<u>(4,254,506)</u>	<u>(355,932)</u>
純資産		
期首	<u>41,534,338</u>	<u>3,474,763</u>
期末	<u><u>37,279,832</u></u>	<u><u>3,118,831</u></u>

	資産形成クラス		毎月分配クラス	
サブ・ファンド受益証券取引：				
受益証券				
発行	212,886,458 口		443,819,626 口	
買戻し	(539,466,303)口		(541,359,647)口	
受益証券口数の純変動	(326,579,845)口		(97,540,021)口	
	豪ドル	千円	豪ドル	千円
金額				
発行	2,195,048	183,638	4,077,346	341,111
買戻し	(5,568,407)	(465,853)	(4,971,851)	(415,945)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少額	(3,373,359)	(282,215)	(894,505)	(74,834)

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
－USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
財務ハイライト
2016年10月31日に終了した年度
（豪ドルで表示）

1口当たり特別情報：

	資産形成クラス		毎月分配クラス	
	豪ドル	日本円	豪ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	0.010337	1	0.009428	1
投資純利益*	0.000805	0	0.000712	0
投資による実現および 未実現純損失	(0.000458)	(0)	(0.000412)	(0)
運用による利益合計	0.000347	0	0.000300	0
受益者への分配	—	—	(0.000600)	(0)
期末1口当たり純資産価格	0.010684	1	0.009128	1
トータル・リターン**	3.36 %		3.36 %	
平均純資産に対する比率：				
費用合計***	2.37 %		2.36 %	
投資純利益***	7.74 %		7.76 %	

* 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

** トータル・リターンは、分配金の再投資による影響を仮定している。

*** 比率は、投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例配分を反映していない。しかし、サブ・ファンドの投資実績は、サブ・ファンドが投資する投資先ファンドの投資実績に直接関係している。投資先ファンドの定義を参照のこと。

上記の財務ハイライトは、2016年10月31日に終了した年度における発行済受益証券を指している。
個人投資家のリターンは、申込みおよび買戻しのタイミングにより異なることがある。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラストーUSバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ**（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）****財務書類に対する注記****2016年10月31日現在****1. 組織**

USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ（以下「サブ・ファンド」という。）は、CIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間に締結され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づき2013年1月18日付信託証書（随時補足または修正される。以下「信託証書」という。）に従って設定されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ファンドであるMUAMグローバル・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。2014年2月14日付で、サブ・ファンドは運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、豪ドル（「以下「機能通貨」という。）である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、目論見書および監査済み財務書類を毎年ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出することが含まれる。サブ・ファンドは、日本の金融庁（以下「JFSA」という。）に登録されている。

現在、サブ・ファンドの二つのクラス（以下、各「クラス」という。）である、毎月分配クラスおよび資産形成クラス（以下、総称して「受益証券」という。）が投資者に提供されている。サブ・ファンドの受益証券は、豪ドルで発行されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンド（以下に定義する。）への投資を通じて、米ドル建てのバンクローンおよびその他の確定利付商品に主として投資することにより、安定した利子収益の確保および値上がり益の獲得を目指すことである。サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラストIIのシリーズ・トラストであるピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンドBークラスF（AUD）（以下「フィーダー・ファンド」という。）にのみ投資する。

サブ・ファンドの投資運用会社は、三菱UFJ投信株式会社（以下「投資運用会社」という。）である。

サブ・ファンドの副管理会社は、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（以下「副管理会社」という。）である。

サブ・ファンドの副投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド（以下「副投資運用会社」という。）である。

管理会社がその裁量により、受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2018年10月31日をもって終了する。サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドが終了した場合には、2018年10月31日以前（または以後）に終了することがある。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類には、2015年11月1日から、サブ・ファンドの会計年度末である2016年10月31日までの年度が反映されている。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会の会計基準コデifikasiション（A S C）第946号「金融サービス—投資会社」の投資会社の会計および報告指針に従う。

以下は、サブ・ファンドが、米国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U. S. G A A P」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して準拠している重要な会計方針の要約である。U. S. G A A Pに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、受託会社の最終権限に服し、サブ・ファンドのすべての資産の評価を行う。サブ・ファンドの純資産価額（「以下「純資産価額」という。）は、各営業日に計算される（営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日で、かつニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定する日をいう。）。純資産価額は、管理事務、法律、監査ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの1口当たり純資産価格は豪ドルで計算され、小数点以下第7位が四捨五入される。

(B) 有価証券評価

純資産価格の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券が主に取引されている市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。独立した価格決定サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。フィーダー・ファンドは、各営業日の最終純資産価格に基づき、公正価値で評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、償却原価で表示され、それは公正価値に近似する。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動の影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、NYSEが休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価格が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、副投資運用会社により誠実に決定された公正価値で評価される。副投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能で

ない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して評価される。

サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後（ただしNYSE終了前）に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。副投資運用会社またはその代理人は、サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

サブ・ファンドが純資産価格を決定するために、公正価値を使用する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、副投資運用会社と協議の上、受託会社が公正価値を正確に反映すると判断したその他の方法で価格が決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。サブ・ファンドの方針は、サブ・ファンドの純資産価格の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、副投資運用会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にサブ・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、受託会社は保証できない。サブ・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定－サブ・ファンドは、U.S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおける投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル1－公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2－公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3－公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、副投資運用会社による重大な判断が要求される。副投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配信されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データで

あると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、副投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資有価証券には、上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融証券が含まれる。サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、かつ、その証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、副投資運用会社は、当該金融商品の公表価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。ピムコ・バミューダ・バンクローン・ファンド（M）（以下「マスター・ファンド」という。）およびフィーダー・ファンドのいずれかがレベル2のインプットに基づき評価されていたとすれば、これらの有価証券も含まれる。レベル2投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。レベル3に分類される投資有価証券は、取引頻度が低いことから、重要な観測不能なインプットを有する。レベル3投資有価証券には、未公開株式および特定の社債等の有価証券が含まれる。これらの有価証券に対する観測可能な価格が入手可能でない場合には、公正価値を導き出すために評価技法が使用される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「OTC」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値ヒエラルキーのレベル1またはレベル2に分類される。

副投資運用会社は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（契約相手先、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いてOTCデリバティブ（外国為替予約を含む。）を評価する。モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティーの測定、期限前返済率および当該インプットの相関性が含まれる。一般的なフォワード、スワップおよびオプション等の特定のOTCデリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの評価に、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値の決定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、副投資運用会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下の表は、2016年10月31日現在の資産負債計算書に計上される金融商品を、評価ヒエラルキー内の見出しおよびレベル毎に表したものである。*

資産：	(未調整) 同一の投資対象 の活発な市場に おける公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル3)	2016年10月31日 現在の公正価値

フィーダー・ファンドへの投資	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
ピムコ・バミューダ・バンクローン ・ファンドBークラスF（AUD）	—	37,178,783	—	37,178,783
フィーダー・ファンドへの投資合計	—	37,178,783	—	37,178,783

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

サブ・ファンドは、期末時点において有価証券の各レベルとの間の振替を会計処理する。2016年10月31日に終了した年度中に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で振替はなかった。

2016年10月31日現在、レベル3として評価された有価証券はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、フィーダー・ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。有価証券の売却にかかる実現損益は個別法に基づき決定される。フィーダー・ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。フィーダー・ファンドによる元本の払戻しによる分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

2016年10月31日に終了した年度中の、フィーダー・ファンドに対する持分の購入原価および売却手取額は、それぞれ10,048,193豪ドルおよび12,256,176豪ドルであった。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資運用報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 配分方針

管理会社は、その裁量により、毎月分配クラス受益証券について、2014年5月12日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（当該基準日とする。）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。

管理会社は、その裁量により、資産形成クラス受益証券について、2015年4月13日以降、毎月11日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）（当該基準日とする。）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび分配可能資本から分配を宣言することができる。管理会社は、当面の間、資産形成クラスについて分配を行う予定はない。

受益者への分配宣言により、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は減少するが、一受益者当たりの受益証券口数は対応して変化しない。その結果、サブ・ファンドにおける受益者の投資は、全般的に減少する。さらに、年度中にサブ・ファンドの累積投資純利益を超過して支払われたすべての分配は、元本の払戻しとしての分配の一部となる。

分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われるものとする。

2016年10月31日に終了した年度中に宣言され、支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額（豪ドル）

毎月分配クラス

1,137,959

(F) 外貨取引

保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの報告通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）が保管する現金残高を含むことがある。

(H) 為替予約契約

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結することができる。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。先物外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の公正価値は変動する。為替予約契約は、価格提供機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で為替予約契約を締結することが認められている。クラス固有の為替予約契約から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2016年10月31日現在、未決済の為替予約契約はなかった。

3. 投資先ファンドへの投資

(A) 投資目的

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を行いながらトータル・リターンを最大化を図ることである。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストIIの独立したシリーズ・トラストであるマスター・ファンドにその資産を投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券またはその他の有価証券に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約またはその他の金融商品に対して一時的に投資することもでき、また、直接為替ヘッジ取引を行うこともできる。

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）である。

フィーダー・ファンドは、リスク低減のために米ドル売り・豪ドル買いの為替取引を行うことにより、豪ドル（以下「豪ドル」という。）の米ドルに対するエクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、90%から110%の間で豪ドルの為替エクスポージャーをヘッジするこ

とを目指す。ただし、フィーダー・ファンドが常にヘッジされること、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

(B) 組織

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ、バミューダ諸島の法律に基づき2003年12月1日付信託証書（随時修正される。）に従ってマルチ・シリーズ信託として設定されたオープン・エンド型のファンドであるピムコ・バミューダ・トラストIIのシリーズ・トラストである。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき1985年に組織された信託会社であり、受託会社（以下「受託会社」という。）として従事している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、「投資先ファンド」と総称される。

(C) 投資戦略

投資先ファンドは、通常の状態において、少なくとも純資産の80%以上をバンクローンに投資することを意図している。

投資先ファンドが投資することができるものには以下が含まれる。シニアローン、第2順位担保権付および他の担保付ローンならびに無担保ローンを含む、ローン・パーティシペーションならびにローン債権譲渡、ディレイド・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ、米国政府、その政府機関、機構もしくは下部機構または政府支援企業が発行または保証する証券（以下「米国政府証券」という。）、商業コマーシャル・ペーパーを含む、米国または米国外発行体の社債券、預金証書、定期預金および銀行引受手形ならびにレポ契約および逆レポ契約。

投資先ファンドは、取得時において、スタンダード・アンド・プアーズのCCC一格、ムーディーズのCaa3格またはフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）その他の国際的に認められた統計格付機関（以下「NRSRO」という。）によるこれと同等の格付けを有するか、無格付けの場合、PIMCOがこれに相当する品質を有すると決定した金融商品にのみ投資できる。投資先ファンドはポートフォリオの平均格付けを原則としてB一格相当以上に維持する。

投資先ファンドは、米ドル建て以外の金融商品への投資をその純資産の20%まで行うことができる。その場合、投資先ファンドは、かかる米ドル建て以外の有価証券の米ドルに対する通貨エクスポージャーをヘッジすることを目指す。

投資先ファンドは各発行体に対して純資産の5%までを投資することができる。ただし、米国政府証券については、かかる制限は適用されない。

(D) 会計方針

投資先ファンドの重要な会計方針は、サブ・ファンドの重要な会計方針と一致している。

投資先ファンドは、投資有価証券を公正価値で評価し、米国公認会計士協会の投資会社に対する監査・会計ガイドと一致する会計方針を使用する。

(E) 分配

投資先ファンドからの分配は、PIMCOの承認を得て毎月受益者に宣言され分配される。PIMCOの承認は、PIMCOの裁量により、撤回することができる。

(F) 報酬

投資先ファンドは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬の対象となっていない。

(G) 清算期間

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。買戻手数料は課されない。

(H) 金融商品、借入およびデリバティブ

ディレイド・デリバリー取引

投資先ファンドは、ディレイド・デリバリー・ベースで有価証券の売買を行うことができる。これらの取引は、投資先ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの有価証券の売買の約定を伴う。

ディレイド・デリバリー取引が未決済の場合、投資先ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。ディレイド・デリバリー・ベースによる有価証券を購入する場合、投資先ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む有価証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、かつ、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。

投資先ファンドは、取引締結後にディレイド・デリバリー取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現損益が生じることがある。投資先ファンドがディレイド・デリバリー・ベースで有価証券を売却する場合、投資先ファンドは当該有価証券に関する将来的な損益に参加しない。

ローン・パーティシペーションおよびローン債権譲渡

投資先ファンドは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資する。投資先ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンの全部もしくは一部の債権譲渡の形態をとることができる。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（「貸主」）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条件を管理する。投資先ファンドは、異なる期限および関連付随リスクを持つ可能性のある複数のシリーズまたはローンのランシェに投資することができる。投資先ファンドは、通常、借主とのローン契約の条項の遵守を強制する権利を有しない。その結果、投資先ファンドは、借主のリスクに加えて、ローン契約を販売している貸主の信用リスクも引き受けることになる。投資先ファンドが貸主から債権譲渡を購入する場合、投資先ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、「ブリッジ・ローン」への参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（例えば、債券発行、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。特定のファンズはまた、将来の資金調達に対する契約上の義務である未履行ローン契約を締結することができる。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の供給をファンズに義務付けるリボルビング融資枠を含む。

未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含むことがある。未履行ローン契約は、仮にローンの契約額の割合が借主により利用されない場合においても、全額についての将来的義務を表している。ローン・パーティシペーションに投資する場合、投資先ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、かつ貸主が借主から支払を受領した場合にのみ、投資先ファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受領する権利を有する。投資先ファンドは、変動金利ローンの原与信枠の引き落とされていない部分に基づいてコミットメント・フィーを借主により受領することができる。特定の状況下において、投資先ファンドは借主による変動金利ローンの前払金に対してペナルティー・フィーを受領することができる。受領された、または支払われた手数料は、投資先ファンドの運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。

米国政府機関または政府支援企業

投資先ファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された有価証券に投資する。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または政府補助機関により保証される債務である。米国財務省短期証券、中期証券および長期証券ならびに連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニー・メイ」という。）により保証された有価証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の有価証券については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行体の権利により支えられている。また、連邦住宅抵当公庫（以下「FNMA」または「ファニー・メイ」という。）等のその他の有価証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。

米国政府証券には米国財務省証券ストリップス債等のゼロ・クーポン証券が含まれることがある。米国財務省証券ストリップス債とは、財務省が発行する確定利付債であり、額面を割引いた価格で販売され、利息の利払いが生じない。投資家は、満期日に額面価格を受領することができる。ゼロ・クーポン証券は、発生基準での利息の支払いを行わず、利息支払型証券よりも大きなリスクを伴う。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社（以下「FHLMC」または「フレディ・マック」という。）が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。

FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、従来型の（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書（「PC」）を発行するが、これは住宅モーゲージ・プールにある未分割の持分を表すパス・スルー証券である。

FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCには米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

レポ契約

投資先ファンドは、レポ契約を締結する。通常のレポ契約の条項に従い、投資先ファンドは、売り主が買戻しを行う義務および投資先ファンドが再売却をあらかじめ合意した価格と時期に行う義務を条件とした原債務（担保）を保有する。すべてのレポ契約に関する原有価証券は、投資先ファンドの保管会社か、トライ・パーティ・レポ契約に基づき指定された副保管会社に保管される。担保の市場価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額またはそれ以上である必要がある。担保請求の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

逆レポ契約

投資先ファンドは、逆レポ契約を締結する。逆レポ契約は、投資先ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに有価証券を交付し、あらかじめ合意した価格と時期に同一またはほぼ同一の有価証券を買戻す契約である。投資先ファンドは、もしあれば、契約期間中に取引相手方に交付された有価証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。有価証券への需要の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による有価証券の使用に対する手数料を受領することがある。投資先ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分別保管する。

為替予約契約

投資先ファンドは、投資先ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結する。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の市場価値は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動は投資先ファンドにより未実現利益または損失として計上される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡し時に計上される。さらに、投資先ファンドは取引相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。これらの契約に関連し、各契約の条項に従って、有価証券を担保として認識することができる。

先物契約

投資先ファンドは、先物契約を締結する。投資先ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるエクスポージャーを管理するため、先物契約を利用する。先物契約の利用に関連する主なリスクには、投資先ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は日々の公表決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、投資先ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要件に従って、現金、米国政府もしくは政府機関債または限定されたソブリン債を、先物ブローカーに対して預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、評価額の変動への適切な未収金または未払金（以下「変動証拠金」という。）が、投資先ファンドにより計上される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現されたとはいみなされない。

オプション契約

投資先ファンドは、保有するまたは投資を行う予定の有価証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却する。プット・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または終了する売却オプションからの受領プレミアムは、受取金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、有価証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。

一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。投資先ファンドはオプションの売り方として、原資産の売却（コール）または購入（プット）が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、投資先ファンドが清算取引の締結を行えないリスクがある。

投資先ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドはプレミアムを支払うが、プレミアムはその後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または終了する購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を売却する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

投資先ファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである、金利スワップション契約を売却または購入する。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ契約に投資する。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨もしくは市場連動収益の交換または取換えを行う投資先ファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され（以下「店頭取引スワップ」という。）、公認取引所等の多角的取引施設プラットフォームまたはその他の取引施設プラットフォームにおいて実行される（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。投資先ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、有価証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、金利、信用、市場および情報管理リスクの要素を含む。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。

投資先ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、投資先ファンドと取引相手方との間で基本相殺契約を締結することにより、また、投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、投資先ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、参照主体、参照債務または参照指数に不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者（プロテクションの買い手という。）による他方の当事者（プロテクションの売り手という。）に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、投資先ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から固定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えて投資先ファンドがスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、売り手として、投資先ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。投資先ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの買い手に対し、（i）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を受領するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で支払う。投資先ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの売り手から、（i）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を交付するか、または（ii）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する

原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの主体の特別な要因及び検討のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積もられる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。

社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。信用事由が発生し現金決済が選択されなかった場合、特定の参照債務に代えて、数種類の他の受渡可能債務によって受渡が行われる。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。投資先ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供（すなわち、参照債務に対して投資先ファンドが保有するまたはさらされるリスクの軽減）、もしくは、特定の発行体による不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。

金利スワップ契約

投資先ファンドは、その投資目的を追求する通常の業務過程で、金利リスクにさらされる。投資先ファンドは確定利付債券を保有するため、金利上昇の局面においてこれらの債券の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢市場金利での収益を確保する能力を維持するため、投資先ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、投資先ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。

金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。（i）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、（ii）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、（iii）決められた最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、（iv）取引相手方がすべてのスワップ取引を、満了日までの所定の日時まででゼロ・コストで終了することができるコーラブル金利スワップ、（v）金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または（vi）異なる短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。

4. 受益証券

2016年10月31日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象し、単一の受益者である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社により保有されている。当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 申込み

当初払込日（当該日を含む。）以後、サブ・ファンドの受益証券は、各取引日（すなわち営業日）において、関連する申込注文が名義書換事務代行会社により受諾された当該取引日の受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。当該純資産価格の計算は、各評価日（すなわち、各営業日および／または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）に行われる。

当初申込期間後の取引日に、発行価格の3.0%（消費税その他の税金を含まない。）を上限とする申込手数料が発行価格に上乗せされるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

特定の取引日に処理されるためには、取得申込書類が、当該取引日の午後6時（日本時間）（以下「締切時刻」という。）までに名義書換事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を明らかにせずに受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

(B) 買戻し

受益者は、取引日のいつでも自己の受益証券の買戻請求を行うことができる。受益証券のいかなる買戻しの申込みについても、受益証券の買戻口数または買戻価格が示されなければならない。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の締切時刻までに名義書換事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻価格は、関係するサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格で、該当する場合は、適用される評価日に計算された第三者への手数料または源泉税控除後の金額である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻手数料は課されない。

買戻しは1口以上1口の整数倍単位で行われなければならない。

買戻代金の支払いは、受益証券証書が発行されている場合は、名義書換事務代行会社がこれを受領していることを条件として、適用される取引日（同日を除く）から4営業日目の日に行われる。

管理会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を示すことなく、買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

5. リスク要因

サブ・ファンドの投資活動は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資する金融商品および市場に付随する様々な種類ならびに様々な程度リスクにさらされている。以下のリスク要因は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

(A) 信用リスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドがその義務を遂行できない場合に信用リスクにさらされる。サブ・ファンドはまた、間接的に、投資先ファンドの金融資産に付随する信用リスクにさらされている。投資先ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約の取引相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があり、それを受けてサブ・ファンドも損失を被る可能性がある。

(B) 市場、集中および流動性リスク

サブ・ファンドの活動は、金融市場の変動にさらされる。直接的または投資先ファンドにより取られるポジションを通じてのいずれかによる市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、為替レートおよび市場のボラティリティーを含む様々な要因により決定される。投資先ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、ボラティリティーが高かつ流動性が低い市場への投資および／または個々の投資に対する大幅な集中にさらされることがある。サブ・ファンドが行う投資もまた、譲渡および処分にかかる特定の制限対象となる。従って、サブ・ファンドが投資の処分を選択した時に、当該投資対象を容易に処分することが出来ないリスクおよび処分時の価格がサブ・ファンドの資産負債計算書に含まれる当該投資の金額を下回るリスクが存在する。

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価格が下落するリスクである。

名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、通常は比較的短期のデュレーションを有する有価証券よりも変動しやすい。

投資先ファンドが外貨、外貨建で取引されるか収益を受け取る有価証券および外貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブを保有する場合、当該通貨の価格が投資先ファンドの基準通貨に対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、投資先ファンドの基準通貨の価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。外国為替レートは、多数の理由により、短期間でも相当変動しうる。その結果、投資先ファンドが外貨建証券に投資する場合、そのリターンが減少し、それを受けてサブ・ファンドのリターンも減少することがある。

(C) 保管会社リスク

サブ・ファンドが潜在的に直接的な信用リスクにさらされる金融資産は、主に現金により構成される。サブ・ファンドの現金は、保管会社が保管している。

(D) バンクローンに投資するリスク

バンクローンは、資本再構成、買収またはリファイナンスに関して締結される会社の債務である。バンクローンに関するリスクは以下を含む。(i) いつでもプレミアムまたはペナルティなく期限前払いが行われうること、およびスプレッドが下降している期間中の期限前払いの権利の行使は、投資先ファンドが期限前払いによる収益をより低い利回りの投資対象に再投資する結果となりうること、(ii) 借主の債務に係る元金の支払いおよび利息の支払いの不能、(iii) 金利感応度、借主の信用度についての市場認知および一般的な市場流動性といった要素による価格変動。バンクローンが不良債権化した場合、ローンは、十分な検査交渉、または、とりわけ金利の相当な減額および／もしくはローン元本の相当な圧縮を結果として生じさせることになる再構成を要求することがある。

(E) 社債

社債は、発行体が元金金の支払いをすることができないリスクを伴うほか、金利感応性、発行体の信用に関する市場の認識、一般的な市場の流動性等の要因による価格変動に服する。金利上昇局面においては、社債の価格は下落することがある。長期の債券は、短期の債券と比べてより金利変動に対して影響を受けやすい傾向がある。

(F) 新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの有価証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なるか、またはより大きな、市場、信用、通貨、流動性、法律、政治その他のリスクをもたらすことがある。

(G) デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、通常、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が、いかなる場合にも行うことができるというものではなく、投資先ファンドにとって利益があったとしても、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために投資先ファンドがデリバティブ取引を行うことができるという保証はない。

(H) レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、逆レポ取引、ポートフォリオの組入証券の貸付および発行日取引、延渡し取引または先渡コミットメント取引の利用が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または取引の清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

(I) 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、サブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、サブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象の価値ならびにサブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略（レバレッジの利用を含む）の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。

デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に服する。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査または処分を受けないという保証はない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに服する。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の著しい価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる将来の介入の効果を予測することはできない。企業は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、発行体が将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家はサブ・ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。サブ・ファンドまたは投資運用会社がサブ・ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

6. 保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（管理会社およびサブ・ファンドの投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドのために受託会社は、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づく受託会社の最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する財産、またはサブ・ファンドの下で生じる収益、もしくは当該財産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価格の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会—会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関する利得またはペナルティは認められない。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬兼名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社」という。）は、資産ベースの取引報酬（ただし、年間45,000米ドルを下回らないものとする。）を受領する。かかる報酬は、サブ・ファンドにより計算され、毎月後払いされる。管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、純資産に対して、5億豪ドルまでの部分について年率0.05%、5億豪ドル超10億豪ドルまでの部分について年率0.04%、10億豪ドル超の部分について年率0.03%を受領する。2016年10月31日に終了した年度中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2016年10月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。2016年10月31日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、年間10,000米ドルを下回らないものとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.02%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され、後払いされる。副投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.67%を上限とする報酬を受領する。かかる報酬は、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に計算され後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に投資運用会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における投資運用会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理会社への報酬を支払う。2016年10月31日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「販売会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.60%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年

10月31日に終了した年度中に販売会社が稼得した報酬および2016年10月31日現在における販売会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年10月31日に終了した年度中に代行協会員が稼得した報酬および2016年10月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

9. 最近公表された会計基準

2015年11月1日に開始する会計年度に初めて発効する、サブ・ファンドに重大な影響を及ぼすと予想される既存の基準に対する基準、解釈または修正はない。

10. 後発事象

経営陣は、当財務書類の公表日である2017年2月27日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2016年11月1日から2017年2月27日までに実施された受益証券発行金額は、3,162,106豪ドルであり、買戻金額は、2,620,381豪ドルであった。同期間中における分配金額は、321,962豪ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

[次へ](#)

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Assets and Liabilities

October 31, 2016

(Expressed in Australian Dollars)

ASSETS

Investment in the Feeder Fund (cost \$39,709,406)	\$	37,178,783
Cash		224,331
Receivables for:		
Sub-Trust units sold		196,294
Other assets		14,565
Total assets		<u>37,613,973</u>

LIABILITIES

Payables for:

Investment purchased		194,331
Accrued professional fees		66,128
Accrued investment manager's fees		32,882
Accrued distributor's fees		19,342
Accrued administrator's and transfer agent's fees		11,293
Accrued trustee's fees		4,372
Accrued custodian's fees		2,196
Accrued agent company's fees		1,612
Accrued manager's fees		1,290
Accrued printing fees		50
Other liabilities		645
Total liabilities		<u>334,141</u>
Net assets	\$	<u>37,279,832</u>

Net assets

Accumulation Class	\$	19,373,326
Distribution Class		17,906,506
	\$	<u>37,279,832</u>

Units outstanding

Accumulation Class	1,813,227,430
Distribution Class	1,961,655,592

Net asset value per unit

Accumulation Class	\$	0.010684
Distribution Class	\$	0.009128

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Operations
For the year ended October 31, 2016
(Expressed in Australian Dollars)

Investment Income

Income distributions from the Feeder Fund	\$ 3,838,524

Expenses

Investment manager's fees	387,205
Distributor's fees	227,655
Professional fees	80,750
Administrator's and transfer agent's fees	78,352
Organizational expense	35,689
Agent company's fees	18,971
Printing fees	18,250
Manager's fees	15,177
Trustee's fees	15,065
Custodian's fees	12,071
Registration fees	3,214
Other expenses	5,026
Total expenses	897,425

Net investment income	2,941,099

REALIZED AND UNREALIZED GAINS (LOSSES):

Net realized gains (losses) on:

Sales of the Feeder Fund	(1,494,700)
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts	(8)

Net realized losses	(1,494,708)

Net change in unrealized appreciation (depreciation) from:

Investment in the Feeder Fund	(295,045)
Foreign currency translations and forward foreign currency contracts	(29)

Net change in unrealized depreciation	(295,074)

Net realized and unrealized losses	(1,789,782)

Increase in net assets from operations	\$ 1,151,317

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Changes in Net Assets

For the year ended October 31, 2016

(Expressed in Australian Dollars)

Increase (decrease) in Net Assets from Operations

Net investment income	\$	2,941,099
Net realized loss		(1,494,708)
Net change in unrealized depreciation		(295,074)
Increase in net assets from operations		<u>1,151,317</u>

Distributions to unitholder		(1,137,959)
Net decrease in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions		<u>(4,267,864)</u>
Net decrease in net assets		(4,254,506)

Net Assets

Beginning of year		<u>41,534,338</u>
End of year	\$	<u>37,279,832</u>

Accumulation Class Distribution Class

Sub-Trust unit transactions

Units

Issued	212,886,458	443,819,626
Redeemed	<u>(539,466,303)</u>	<u>(541,359,647)</u>
Net change in units	<u>(326,579,845)</u>	<u>(97,540,021)</u>

Amounts

Issued	\$	2,195,048	\$	4,077,346
Redeemed		<u>(5,568,407)</u>		<u>(4,971,851)</u>
Net decrease in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions	\$	<u>(3,373,359)</u>	\$	<u>(894,505)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged

A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)

Financial Highlights

For the year ended October 31, 2016

(Expressed in Australian Dollars)

Selected Per Unit Data:

	Accumulation Class	Distribution Class
Net asset value per unit, beginning of year	\$ 0.010337	\$ 0.009428
Net investment income*	0.000805	0.000712
Net realized and unrealized loss from investments	(0.000458)	(0.000412)
Total income from operations	0.000347	0.000300
Distributions to unitholder	-	(0.000600)
Net asset value per unit, end of year	\$ 0.010684	\$ 0.009128
Total Return **	3.36%	3.36%
Ratios to Average Net Assets:		
Total expenses ***	2.37%	2.36%
Net investment income ***	7.74%	7.76%

* Calculated based on average units outstanding during the year.

** Total return assumes the effect of reinvested distributions.

*** The ratios do not reflect the proportionate share of income and expenses related to the investment performance of the Underlying Fund. However, investment performance of the Sub-Trust is directly related to the investment performance of the Underlying Fund in which it invests. See page 11 for definition of Underlying Fund.

The above financial highlights are for a unit outstanding for the year ended October 31, 2016.

The returns of individual investors could be different depending on the timing of capital subscriptions and repurchases.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

1. ORGANIZATION

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged (the “Sub-Trust”) is a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust (the “Trust”), an open-ended exempted umbrella unit trust established by a trust deed under the Trusts Law (2011 Revision, as amended) of the Cayman Islands dated January 18, 2013 (as supplemented or amended from time to time, the “Trust Deed”) executed by CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (the “Manager”). The Sub-Trust commenced operations on February 14, 2014.

The Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Islands Banks and Trust Companies Law (as amended).

The functional and reporting currency of the Sub-Trust is the Australian Dollar (the “Functional Currency”).

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (as amended) of the Cayman Islands (the “Mutual Funds Law”). Regulation under the Mutual Funds Law includes the filing of the Offering Memorandum and audited accounts annually with the Cayman Islands Monetary Authority (“CIMA”). The Sub-Trust is registered with the Japanese Financial Services Agency (“JFSA”).

Currently, there are two classes of units (each a “Class”) of the Sub-Trust, the Distribution Class and Accumulation Class (together, the “Units”) which are being offered to investors. The Units of the Sub-Trust are issued in Australian Dollars. The Trustee may, with the consent of the Manager, issue additional classes referable to the Sub-Trust in the future.

The investment objective of the Sub-Trust is to seek to secure income gain and to obtain capital gain, through investment in the Feeder Fund (as defined below), by way of investments in mainly U.S. dollar denominated bank loans and other fixed income instruments. The Sub-Trust intends to invest solely into PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B - Class F (AUD) (the “Feeder Fund”), a series trust of PIMCO Bermuda Trust II.

The investment manager of the Sub-Trust is Mitsubishi UFJ Asset Management Co., Ltd. (the “Investment Manager”).

The sub-manager of the Sub-Trust is MUGC Lux Management S.A. (the “Sub-Manager”).

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

1. ORGANIZATION (*continued*)

The sub-investment manager of the Sub-Trust is PIMCO Japan Ltd. (the “ Sub-Investment Manager ”).

The Sub-Trust will be terminated on October 31, 2018, unless the Manager extends the duration of the Sub-Trust at its discretion following consultation with the Trustee. The Sub-Trust will be terminated earlier than October 31, 2018 (or any later date) in the event of the termination of the Feeder Fund.

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Sub-Trust's financial statements reflect the period from November 1, 2015 to October 31, 2016, which is the Sub-Trust's fiscal year end.

The Sub-Trust is an Investment Company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board Accounting Standards Codification (ASC) 946 Financial services - Investment Companies.

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Sub-Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (“ U.S. GAAP ”). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

(A) Determination of Net Asset Value of Units. Brown Brothers Harriman & Co. (the “ Administrator ”), subject to the ultimate authority of the Trustee, will conduct all asset valuations for the Sub-Trust. The Sub-Trust's net asset value (“ Net Asset Value ”) will be calculated each Business Day (any day on which banks are open for business in New York, Luxembourg and Tokyo and the New York Stock Exchange (“ NYSE ”) is open for trading, or such other days as the Manager may from time to time determine). The Net Asset Value is calculated taking into account all assets and liabilities of the Sub-Trust, including, without limitation, administration, legal, audit and other professional fees and expenses. Net Asset Value per unit for each class will be calculated in AUD and rounded to the sixth decimal place.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

(B) Security Valuation. For purposes of calculating the Net Asset Value, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are stated at fair value. Fair value is generally determined on the basis of last reported sale prices on the exchange that is the primary market for such securities, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market maker, or independent pricing services. Independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. The Feeder Fund is valued at fair value based on the closing Net Asset Value each Business Day. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value.

Investments initially valued in currencies other than the Functional Currency are converted to the Functional Currency using exchange rates obtained from pricing services. As a result, the Net Asset Value of the Sub-Trust's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to its Functional Currency. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the Functional Currency may be affected significantly on a day that the NYSE is closed and the Net Asset Value may change on days when an investor is not able to purchase, request the repurchase of, or exchange units.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Sub-Investment Manager. The Sub-Investment Manager has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available. For instance, certain securities or investments for which daily market quotes are not readily available may be valued, pursuant to guidelines established by the Trustee, with reference to other securities or indices.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/asked information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, but prior to the NYSE close, that materially affect the values of a Sub-Trust's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Sub-Investment Manager or its delegate is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of a Sub-Trust's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

When the Sub-Trust uses fair value pricing to determine its Net Asset Value, securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Trustee in consultation with the Sub-Investment Manager believe accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security. While the Sub-Trust's policy is intended to result in a calculation of a Sub-Trust's Net Asset Value that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Trustee can not ensure that fair values determined by the Sub-Investment Manager or persons acting at their direction would accurately reflect the price that a Sub-Trust could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by a Sub-Trust may differ from the value that would be realized if the securities were sold and the differences could be material to the financial statements.

Fair Value Measurements - In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Sub-Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurements) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurements). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

- Level 1 - fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 - fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Sub-Investment Manager. The Sub-Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Sub-Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments. Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, include active listed equities, exchange traded derivatives, and certain money market securities. The Sub-Investment Manager does not adjust the quoted price for such instruments, even in situations where the Sub-Trust holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include PIMCO Bermuda Bank Loan Fund (M) (the “Master Fund”) and the Feeder Fund if either were valued based on Level 2 inputs. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information. Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently. Level 3 investments include securities such as private equity and certain corporate debt securities. As observable prices are not available for these securities, valuation techniques are used to derive fair value.

Derivative Instruments. Derivative instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter (“OTC”). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange traded option contracts, are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

OTC derivatives, including forward foreign currency contracts, are valued by the Sub-Investment Manager using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable.

In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves, measures of volatility, prepayment rates and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as generic forwards, swaps and options, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Those OTC derivatives that have less liquidity or for which inputs are unobservable are classified within Level 3. While the valuations of these less liquid OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination. At each measurement date, the Sub-Investment Manager updates the Level 1 and Level 2 inputs to reflect observable inputs, though the resulting gain and losses are reflected within Level 3 due to the significance of unobservable inputs.

The following table presents the financial instruments carried on the Statement of Assets and Liabilities by caption and by level within the valuation hierarchy as of October 31, 2016*:

		(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at 10/31/2016
Assets:					
Investment in the Feeder Fund					
PIMCO Bermuda Bank Loan Fund B - Class F (AUD)	\$	-	\$ 37,178,783	\$ -	\$ 37,178,783
Total Investment in the Feeder Fund	\$	-	\$ 37,178,783	\$ -	\$ 37,178,783

* For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

The Sub-Trust accounts for investments it transfers into and out of each Level at the end of the year. During the year ended October 31, 2016, there were no transfers between Levels 1, 2 and 3.

There were no securities valued as Level 3 as of October 31, 2016.

(C) Investment Transactions and Investment Income. Purchases and sales of the Feeder Fund are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Realized gains and losses from securities sold are determined on an identified cost basis. Distributions of income or realized gains from the Feeder Fund are recorded on ex-dividend date. Distributions of return of capital by the Feeder Fund are recorded as a reduction in the cost of the investment. Interest income is recorded on the accrual basis.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

Cost of purchases and proceeds of sales of interests in the Feeder Fund for the year ended October 31, 2016 were \$10,048,193 and \$12,256,176, respectively.

(D) Expenses. The Sub-Trust bears its own expenses, including but not limited to Investment Manager, administration and accounting, custody, transfer agent, audit fees and other expenses associated with the operation of the Sub-Trust. Expense items are recorded on the accrual basis.

(E) Distribution Policy. The Manager may, at its discretion, declare distributions for Distribution Class on the 11th day of every month (or if that date is not a Business Day then on the following Business Day) (which shall be the relevant record date) commencing from May 12, 2014 out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution.

The manager may, at its discretion, declare distributions for Accumulation Class on the 11th day of every month (or if that date is not a Business Day then on the next following Business Day) (which shall be the relevant record date) commencing from April 13, 2015 out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution. The Manager does not currently expect that distributions will be made in respect of the Accumulation Class.

The declaration of dividends to unitholders reduces the Sub-Trust's net asset value per unit without any corresponding change in the number of units per unitholder. This results in a unitholder's overall investment in the Sub-Trust being reduced. In addition, any distributions paid during a year which is in excess of the Sub-Trust's accumulated net investment income results in a portion of the distribution being a return of capital.

Distributions shall be made to unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

Distributions declared and paid during the year ended October 31, 2016 are as follows:

Distributions to Unitholders	Amount in Australian Dollars
Distribution Class	\$1,137,959

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (*continued*)

(F) Foreign Currency Translation. The fair values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into the Sub-Trust's reporting currency based on the current exchange rates each Business Day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gain or loss.

(G) Cash and Cash Equivalents. Cash and cash equivalents may include cash balances held with Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian").

(H) Forward Foreign Currency Contracts. The Sub-Trust may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of a Sub-Trust's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily based on rates obtained from pricing vendors and the change in value is recorded by the Sub-Trust as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Sub-Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Sub-Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for investors. Gains and losses arising from class specific forward foreign currency contracts are allocated to those specific classes. At October 31, 2016, there were no forward foreign currency contracts outstanding.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND

(A) **Investment Objective.** The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets under normal circumstances in units of the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Bermuda Trust II, and does not generally invest directly in bonds or other securities of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes, and may engage directly in currency hedging activities.

The investment adviser of the Feeder Fund and Master Fund is Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO"), who has been appointed as an investment advisor by the Trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund and Master Fund.

The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuation of the Australian dollar (the "AUD") versus US dollar in order to reduce the risk of loss by selling USD and buying AUD. The Feeder Fund will normally seek to be 90% to 110% hedged to AUD. There can be no assurance that the Feeder Fund will be fully hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

(B) **Organization.** The Feeder Fund and Master Fund are each a series trust of the PIMCO Bermuda Trust II, an open-ended unit trust established under the laws of Bermuda as a multi-series trust pursuant to a trust deed executed on December 1, 2003 (as amended from time to time). Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited, a trust company incorporated in 1985 under the laws of the Cayman Islands, serves as the Trustee (the "Trustee"). The Feeder Fund and Master Fund are referred to collectively as the "Underlying Fund".

(C) **Investment Strategy.** The Underlying Fund intends to invest under normal circumstances at least 80% of its net assets in bank loans.

The Underlying Fund may invest in the following: loan participations and assignments, including senior loans, second liens and other secured loans and unsecured loans; delayed funding loans and revolving credit facilities; securities issued or guaranteed by the U.S. Governments, its agencies, authorities or subdivisions or government-sponsored enterprises ("U.S. Government Securities"); corporate debt securities of U.S. and non-U.S. issuers, including corporate commercial paper; bank certificates of deposit, fixed time deposits and bankers acceptances; and repurchase agreements and reverse repurchase agreements.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

The Underlying Fund will invest in securities that are rated at least CCC- by S&P, Caa3 by Moody's or equivalently rated by Fitch Ratings ("Fitch") or another Nationally Recognized Statistical Rating Organization ("NRSRO"), or if unrated, determined by the Investment Adviser to be of comparable quality at the time of purchase. The Underlying Fund will maintain a minimum average credit quality of B-.

The Underlying Fund may invest in non-U.S. dollar denominated instruments up to 20% of its net assets. In that case the Underlying Fund will seek to hedge the currency exposure of non-U.S. dollar to the U.S. dollar.

The Underlying Fund may invest up to 5% of its net assets in each issuer except U.S. Government Securities, for which there is no limit.

(D) Accounting Policies. The significant accounting policy of the Underlying Fund is consistent with that of the Sub-Trust.

The Underlying Fund values investments at fair value and utilizes accounting policies consistent with the AICPA Audit and Accounting Guide for Investment Companies.

(E) Distributions. Distributions from the Underlying Fund are declared and distributed to unitholders monthly upon the authorization of PIMCO, which authorization may be withheld at PIMCO's discretion.

(F) Fees. The Underlying Fund is not subject to management, advisory, administration, agency or distribution fees.

(G) Liquidation Terms. Unitholders may request the repurchase of their units on any Business Day. No repurchase fees are charged.

(H) Financial Instruments, Borrowing and Derivatives.

Delayed-Delivery Transactions. The Underlying Fund may purchase or sell securities on a delayed-delivery basis. These transactions involve a commitment by the Underlying Fund to purchase or sell securities for a predetermined price or yield, with payment and delivery taking place beyond the customary settlement period.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

When delayed-delivery transactions are outstanding, the Underlying Fund will designate or receive as collateral liquid assets in an amount sufficient to meet the purchase price or respective obligations. When purchasing a security on a delayed-delivery basis, the Underlying Fund assumes the rights and risks of ownership of the security, including the risk of price and yield fluctuations, and takes such fluctuations into account when determining its NAV.

The Underlying Fund may dispose of or renegotiate a delayed-delivery transaction after it is entered into which may result in a realized gain or loss. When the Underlying Fund has sold a security on a delayed-delivery basis, the Underlying Fund does not participate in future gains and losses with respect to the security.

Loan Participations and Assignments. The Underlying Fund invests in direct debt instruments which are interests in amounts owed to lenders or lending syndicates by corporate, governmental, or other borrowers. The Underlying Fund's investments in loans may be in the form of participations in loans or assignments of all or a portion of loans from third parties. A loan is often administered by a bank or other financial institution (the “lender”) that acts as agent for all holders. The agent administers the terms of the loan, as specified in the loan agreement. The Underlying Fund may invest in multiple series or tranches of a loan, which may have varying terms and carry different associated risks. The Underlying Fund generally has no right to enforce compliance with the terms of the loan agreement with the borrower. As a result, the Underlying Fund may be subject to the credit risk of both the borrower and the lender that is selling the loan agreement. When the Underlying Fund purchases assignments from lenders, it acquires direct rights against the borrower of the loan. These loans may include participations in "bridge loans", which are loans taken out by borrowers for a short period (typically less than one year) pending arrangement of more permanent financing through, for example, the issuance of bonds, frequently high yield bonds issued for the purpose of acquisitions. Certain Funds may also enter into unfunded loan commitments, which are contractual obligations for future funding. Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate Funds to supply additional cash to the borrower on demand.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Unfunded loan commitments may include revolving credit facilities, which may obligate the Underlying Fund to supply additional cash to the borrower on demand. Unfunded loan commitments represent a future obligation in full, even though a percentage of the committed amount may not be utilized by the borrower. When investing in a loan participation, the Underlying Fund has the right to receive payments of principal, interest and any fees to which it is entitled only from the lender selling the loan agreement and only upon receipt of payments by the lender from the borrower. The Underlying Fund may receive a commitment fee based on the undrawn portion of the underlying line of credit portion of a floating rate loan by a borrower. In certain circumstances, the Underlying Fund may receive a penalty fee upon the prepayment of a floating rate loan by a borrower. Fees earned or paid are recorded as a component of interest income or interest expense, respectively, on the Underlying Fund Statements of Operations.

U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises. The Underlying Fund invests in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association (“ GNMA ” or “ Ginnie Mae ”), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the “ U.S. Treasury ”); others, such as those of the Federal National Mortgage Association (“ FNMA ” or “ Fannie Mae ”), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations.

U.S. Government securities may include zero coupon securities, such as U.S. Treasury Strips which are Treasury fixed income securities sold at a discount to face value and offer no interest payments; rather, investors receive par at maturity. Zero coupon securities do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest paying securities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation (“ FHLMC ” or “ Freddie Mac ”). FNMA is a government-sponsored corporation.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates (“ PCs ”), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages.

FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

Repurchase Agreements. The Underlying Fund engages in repurchase agreements. Under the terms of a typical repurchase agreement, the Underlying Fund takes possession of an underlying debt obligation (collateral) subject to an obligation of the seller to repurchase, and the Underlying Fund to resell, the obligation at an agreed-upon price and time. The underlying securities for all repurchase agreements are held in safekeeping at the Underlying Fund's custodian or designated sub-custodians under tri-party repurchase agreements. The market value of the collateral must be equal to or exceed the total amount of the repurchase obligations, including interest. In periods of increased demand for collateral, the Underlying Fund may pay a fee for receipt of collateral, which may result in interest expense to the Underlying Fund.

Reverse Repurchase Agreements. The Underlying Fund enters into reverse repurchase agreements. In a reverse repurchase agreement, the Underlying Fund delivers a security in exchange for cash to a financial institution, the counterparty, with a simultaneous agreement to repurchase the same or substantially the same security at an agreed upon price and date. The Underlying Fund is entitled to receive principal and interest payments, if any, made on the security delivered to the counterparty during the term of the agreement. In periods of increased demand for the security, the Underlying Fund may receive a fee for use of the security by the counterparty, which may result in interest income to the Underlying Fund. The Underlying Fund will segregate assets determined to be liquid by PIMCO or will otherwise cover its obligations under reverse repurchase agreements.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Forward Foreign Currency Contracts. The Underlying Fund enters into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of the Underlying Fund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily and the change in value is recorded by the Underlying Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. In addition, the Underlying Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the functional currency. In connection with these contracts, securities may be identified as collateral in accordance with the terms of the respective contracts.

Futures Contracts. The Underlying Fund enters into futures contracts. The Underlying Fund uses futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates, and currency values.

The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by the Underlying Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market. Futures contracts are valued based upon their quoted daily settlement prices. Upon entering into a futures contract, the Underlying Fund is required to deposit with its futures broker an amount of cash, or U.S. Government and Agency Obligations, or select sovereign debt in accordance with the initial margin requirements of the broker or exchange. Futures contracts are marked to market daily and an appropriate payable or receivable for the change in value (“ variation margin ”) is recorded by the Underlying Fund. Gains or losses are recognized but not considered realized until the contracts expire or are closed.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Options Contracts. The Underlying Fund writes call and put options on securities and financial derivative instruments they own or in which they may invest. Writing put options tends to increase the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. Writing call options tends to decrease the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. When the Underlying Fund writes a call or put, an amount equal to the premium received is recorded as a liability and subsequently marked to market to reflect the current value of the option written. Premiums received from writing options which expire are treated as realized gains. Premiums received from writing options which are exercised or closed are added to the proceeds or offset against amounts paid on the underlying futures, swap, security or currency transaction to determine the realized gain or loss.

Certain options may be written with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The Underlying Fund as a writer of an option has no control over whether the underlying instrument may be sold (call) or purchased (put) and as a result bears the market risk of an unfavorable change in the price of the instrument underlying the written option. There is the risk the Underlying Fund may not be able to enter into a closing transaction because of an illiquid market.

The Underlying Fund also purchases put and call options. Purchasing call options tends to increase the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. Purchasing put options tends to decrease the Underlying Fund's exposure to the underlying instrument. The Underlying Fund pays a premium which is subsequently marked to market to reflect the current value of the option. Premiums paid for purchasing options which expire are treated as realized losses. Certain options may be purchased with premiums to be determined on a future date. The premiums for these options are based upon implied volatility parameters at specified terms. The risk associated with purchasing put and call options is limited to the premium paid. Premiums paid for purchasing options which are exercised or closed are added to the amounts paid or offset against the proceeds on the underlying investment transaction to determine the realized gain or loss when the underlying transaction is sold.

Interest Rate Swaptions. The Underlying Fund writes or purchases interest rate swaption agreements which are options to enter into a pre-defined swap agreement by some specified date in the future. The writer of the swaption becomes the counterparty to the swap if the buyer exercises. The interest rate swaption agreement will specify whether the buyer of the swaption will be a fixed-rate receiver or a fixed-rate payer upon exercise.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Swap Agreements. The Underlying Fund invests in swap agreements. Swap agreements are bilaterally negotiated agreements between the Underlying Fund and a counterparty to exchange or swap investment cash flows, assets, foreign currencies or market-linked returns at specified, future intervals. Swap agreements are privately negotiated in the over-the-counter market (“ OTC swaps ”) and may be executed in a multilateral or other trade facility platform, such as a registered exchange (“ centrally cleared swaps ”). The Underlying Fund may enter into credit default, cross-currency, interest rate, total return, variance and other forms of swap agreements to manage its exposure to credit, currency, interest rate, commodity, equity and inflation risk. In connection with these agreements, securities or cash may be identified as collateral or margin in accordance with the terms of the respective swap agreements to provide assets of value and recourse in the event of default or bankruptcy/insolvency.

Entering into these agreements involves, to varying degrees, elements of interest, credit, market and documentation risk.

Such risks involve the possibility that there will be no liquid market for these agreements, that the counterparty to the agreements may default on its obligation to perform or disagree as to the meaning of contractual terms in the agreements and that there may be unfavorable changes in interest rates.

The Underlying Fund's maximum risk of loss from counterparty credit risk is the discounted net value of the cash flows to be received from the counterparty over the contract's remaining life, to the extent that amount is positive. This risk is mitigated by having a master netting arrangement between the Underlying Fund and the counterparty and by the posting of collateral to the Underlying Fund to cover the Underlying Fund's exposure to the counterparty.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Credit Default Swap Agreements. Credit default swap agreements involve one party making a stream of payments (referred to as the buyer of protection) to another party (the seller of protection) in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event for the referenced entity, obligation or index. As a seller of protection on credit default swap agreements, the Underlying Fund will generally receive from the buyer of protection a fixed rate of income throughout the term of the swap provided that there is no credit event. As the seller, the Underlying Fund would effectively add leverage to its portfolio because, in addition to its total net assets, the Underlying Fund would be subject to investment exposure on the notional amount of the swap. If the Underlying Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Underlying Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. If the Underlying Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Underlying Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation, other deliverable obligations or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index. Recovery values are estimated by market makers considering either industry standard recovery rates or entity specific factors and considerations until a credit event occurs. If a credit event has occurred, the recovery value is determined by a facilitated auction whereby a minimum number of allowable broker bids, together with a specified valuation method, are used to calculate the settlement value.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

3. INVESTMENT IN UNDERLYING FUND (*continued*)

Credit default swap agreements on corporate, loan, sovereign or U.S. Municipal issues involve one party making a stream of payments to another party in exchange for the right to receive a specified return in the event of a default or other credit event. If a credit event occurs and cash settlement is not elected, a variety of other deliverable obligations may be delivered in lieu of the specific referenced obligation. The ability to deliver other obligations may result in a cheapest-to-deliver option (the buyer of protection's right to choose the deliverable obligation with the lowest value following a credit event). The Underlying Fund may use credit default swaps on corporate, loan, sovereign or U.S. Municipal issues to provide a measure of protection against defaults of the issuers (i.e., to reduce risk where the Underlying Fund owns or has exposure to the referenced obligation) or to take an active long or short position with respect to the likelihood of a particular issuer's default.

Interest Rate Swap Agreements. The Underlying Fund is subject to interest rate risk in the normal course of pursuing their investment objectives. Because the Underlying Fund holds fixed rate bonds, the value of these bonds may decrease if interest rates rise. To help hedge against this risk and to maintain its ability to generate income at prevailing market rates, the Underlying Fund may enter into interest rate swap agreements. Interest rate swap agreements involve the exchange by the Underlying Fund with another party of their respective commitments to pay or receive interest with respect to the notional amount of principal.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

4. UNITS

Certain forms of interest rate swap agreements may include: (i) interest rate caps, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates exceed a specified rate, or “cap”, (ii) interest rate floors, under which, in return for a premium, one party agrees to make payments to the other to the extent that interest rates fall below a specified rate, or “floor”, (iii) interest rate collars, under which a party sells a cap and purchases a floor or vice versa in an attempt to protect itself against interest rate movements exceeding given minimum or maximum levels, (iv) callable interest rate swaps, under which the counterparty may terminate the swap transaction in whole at zero cost by a predetermined date and time prior to the maturity date, (v) spreadlocks, which allow the interest rate swap users to lock in the forward differential (or spread) between the interest rate swap rate and a specified benchmark, or (vi) basis swap, under which two parties can exchange variable interest rates based on different money markets.

As of October 31, 2016 all issued units were held by one unitholder, Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd., representing 100% interest in the net assets of the Sub-Trust. Investment activities of this unitholder could have a material impact on the Sub-Trust.

(A) Subscriptions. On or after the Initial Closing Date, units in the Sub-Trust will be issued on each Dealing Day (i.e. Business Day) at the Net Asset Value per unit on the Dealing Day on which the relevant subscription order was accepted by the Transfer Agent. The calculation of such net asset value will be made on each Valuation Day (means each Business Day and/or such other day as the Manager may determine from time to time).

On Dealing Days after the Initial Offering Period there shall be added to the Issue Price a sales charge of up to 3.0% (not including local consumption or other taxes) of the Issue Price (unless waived by the Distributor). Such sales charge shall be retained by the Distributor.

In order to be dealt with on a specific Dealing Day, a Subscription Application Form must be received by the Transfer Agent on or prior to 18:00 Japan Standard Time (the "Specified Time") on the applicable Dealing Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Dealing Day.

The Manager, Administrator and Distributor reserve the right to decline any order to purchase units in whole or in part without giving reasons.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

4. UNITS (*continued*)

(B) Repurchases. Unitholders may request the repurchase of their units on any Dealing Day. Any application for repurchase of units must indicate the number of units or the value of units to be repurchased. In order for an application for repurchase of units to be dealt with on a Dealing Day, it must be received by the Transfer Agent before the Specified Time on a Dealing Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Dealing Day.

The Repurchase Price will be the Net Asset Value per unit of the relevant Sub-Trust less any third party charges or withholding taxes if applicable calculated on the applicable Valuation Day. Such repurchase request must be accompanied by the relevant unit certificates (if issued).

No repurchase fee will be charged.

Repurchases must be made in integral multiples of one unit.

Payment of the Repurchase Price shall be made on the fourth (4th) Business Day from (and excluding) the applicable Dealing Day, provided that the unit certificates (if issued) are received by the Transfer Agent.

The Manager, Administrator and Distributor reserve the right to decline any order to repurchase units in whole or in part without giving reasons.

5. RISK FACTORS

The Sub-Trust's investment activities expose it to various types and degrees of risk, which are associated with the financial instruments and markets in which it and the Underlying Fund invests. The below risk factors do not purport to be a complete explanation of the risks involved in investing in the Sub-Trust and the Underlying Fund.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

5. RISK FACTORS (*continued*)

(A) Credit Risk. The Sub-Trust is subject to credit risk should the Underlying Fund be unable to fulfill its obligations. The Sub-Trust is also indirectly exposed to credit risk associated with the financial assets of the Underlying Fund. The Underlying Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Underlying Fund, and as a result the Sub-Trust, could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a derivative contract, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations.

(B) Market, Concentration and Liquidity Risk. The Sub-Trust's activities expose it to financial market fluctuations. The Sub-Trust's exposure to market risk either directly or via the positions taken by the Underlying Fund, is determined by a number of factors, including currency exchange rates and market volatility. The investment activity of the Underlying Fund may result in the Sub-Trust being exposed to significant concentration of investments in markets and/or individual investments which may be both volatile and illiquid. Investments that Sub-Trust makes could also be subject to specific restrictions on transferability and disposal. Consequently, risks exist that the Sub-Trust might not be able to readily dispose of its holdings in such investments when it chooses and also that the price attained on a disposal is below the amount at which such investments are included in the Sub-Trust's Statement of Assets and Liabilities.

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates.

As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by the Underlying Fund are likely to decrease. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

5. RISK FACTORS (*continued*)

The Underlying Fund holds foreign currencies and invests in securities that trade in, and receive revenues in, foreign currencies, and derivatives that provide exposure to foreign currencies and is subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Underlying Fund, or, in the case of hedging positions, that the Underlying Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons. As a result, the Underlying Fund's investments in foreign currency denominated securities may reduce the returns of the Underlying Fund, and as a result, the returns of the Sub-Trust.

(C) Custodian Risk. Financial assets which potentially expose the Sub-Trust to direct credit risk consist principally of cash. The Sub-Trust's cash is placed with the Custodian.

(D) Risk of Investment in Bank Loans. Bank loans are obligations of companies that are entered into in connection with recapitalizations, acquisitions, or refinancings. The risks associated with bank loans include: (i) the fact that prepayments may occur at any time without premium or penalty and that the exercise of prepayment rights during periods of declining spreads could cause the Underlying Fund to reinvest prepayment proceeds in lower-yielding investments; (ii) the borrower's inability to meet principal and interest payments and interest payments on its obligations; and (iii) price volatility due to such factors as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the borrower and general market liquidity. If bank loans become nonperforming, the loans may require substantial workout negotiations or restructuring that may result in, among other things, a substantial reduction in the interest rate and/or a substantial write-down of the principal of the loan.

(E) Corporate Debt Securities. Corporate debt securities are subject to the risk of the issuer's inability to meet principal and interest payments on the obligation and may also be subject to price volatility due to such factors as interest rate sensitivity, market perception of the creditworthiness of the issuer and general market liquidity.

When interest rates rise, the value of corporate debt securities can be expected to decline. Debt securities with longer maturities tend to be more sensitive to interest rate movements than those with shorter maturities.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

5. RISK FACTORS (*continued*)

(F) Emerging Markets Risk. Non-U.S. investment risk may be particularly high to the extent that the Underlying Fund invests in emerging market securities that are economically tied to countries with developing economies. These securities may present market, credit, currency, liquidity, legal, political and other risks different from, or greater than, the risks of investing in developed countries.

(G) Derivatives Risk. Derivatives are financial contracts, the values of which depend on, or are derived from, the value of an underlying asset, reference rate or index. The Underlying Fund typically uses derivatives as a substitute for taking a position in the underlying asset and/or as part of a strategy designed to reduce exposure to other risks, such as interest rate, credit or currency risk. The Underlying Fund may also use derivatives for leverage, in which case, their use would involve leverage risk.

The Underlying Fund's use of derivative instruments involves risks different from, or possibly greater than, the risks associated with investing directly in securities and other traditional investments. Derivatives are subject to a number of risks, such as liquidity risk, interest rate risk, market risk, credit risk and management risk. They also involve the risk of mispricing or improper valuation and the risk that changes in the value of the derivative may not correlate perfectly with the underlying asset, rate or index. If the Underlying Fund invests in a derivative instrument, it could lose more than the principal amount invested. Also, suitable derivative transactions may not be available in all circumstances and there can be no assurance that the Underlying Fund will engage in these transactions to reduce exposure to other risks when that would be beneficial.

(H) Leverage Risk. Certain transactions may give rise to a form of leverage. Such transactions may include, among others, reverse repurchase agreements, loans of portfolio securities, and the use of when-issued, delayed delivery or forward commitment transactions. Leverage may be incurred when it is believed that it is advantageous to increase the investment capacity of the Underlying Fund or to facilitate the clearance of transactions. Leverage creates an opportunity for greater total returns for the Underlying Fund, but it also may magnify losses. The use of derivatives may also create leverage risk.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

5. RISK FACTORS (*continued*)

(I) Government Intervention in Financial Markets. Recent instability in the financial markets has led various governments around the world to take a number of unprecedented actions designed to support certain financial institutions and segments of the financial markets that have experienced extreme volatility, and in some cases a lack of liquidity. Federal, state, and other governments, their regulatory agencies, or self regulatory organizations may take actions that affect the regulation of the instruments in which the Sub-Trust invests, or the issuers of such instruments, in ways that are unforeseeable. Legislation or regulation may also change the way in which the Sub-Trust itself is regulated. Such legislation or regulation may adversely affect the value of the Sub-Trust and Underlying Fund's investments and the ability of the Sub-Trust and Underlying Fund to implement its investment strategy (including the use of leverage) which could limit or preclude a Sub-Trust and Underlying Fund's ability to achieve its investment objective.

The financial services industry generally and the activities of private investment funds and their investment advisers, in particular, have been the subject of increasing legislative and regulatory scrutiny. Such scrutiny may increase the Sub-Trust and Underlying Fund's and/or the Manager's legal, compliance, administrative and other related burdens and costs as well as regulatory oversight or involvement in the Sub-Trust and Underlying Fund and/or the Manager or result in ambiguity or conflict among legal or regulatory schemes applicable to the Sub-Trust and Underlying Fund or a Manager. In addition, securities and futures markets are subject to extensive statutes, regulations and margin requirements. Various U.S. federal and state regulators, including the United States Securities and Exchange Commission ("SEC"), the U.S. Commodity Futures Trading Commission (" CFTC "), self-regulatory organizations and exchanges, are authorized to take extraordinary actions in the event of market emergencies.

The regulation of derivative transactions and entities that engage in such transactions is an evolving area of law and is subject to further development and modification by governmental and judicial action. Alternative U.S. or non-U.S. rules or legislation regulating a Sub-Trust and Underlying Fund or the Manager may be adopted, and the possible scope of any rules or legislation is unknown. There can be no assurances that the Sub-Trust and Underlying Fund or the Manager will not in the future be subject to regulatory review or discipline. The effects of any regulatory changes or developments on the Sub-Trust and Underlying Fund's may affect the manner in which it is managed and may be substantial and adverse.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

5. RISK FACTORS (*continued*)

The value of the Sub-Trust's holdings is also generally subject to the risk of future local, national, or global economic disturbances based on unknown weaknesses in the markets in which the Underlying Fund invests. In the event of such a disturbance, issuers of securities held by the Underlying Fund may experience significant declines in the value of their assets and even cease operations, or may receive government assistance accompanied by increased restrictions on their business operations or other government intervention. In addition, it is not certain that governments will intervene in response to a future market disturbance and the effect of any such future intervention cannot be predicted. It is difficult for issuers to prepare for the impact of future financial downturns, although companies can seek to identify and manage future uncertainties through risk management programs.

An investor could lose all or substantially all investment in the Sub-Trust. There can be no assurance that the Sub-Trust or the Investment Manager will achieve the Sub-Trust's objective. The foregoing list of risk factors does not purport to be a complete explanation of the risks involved in investing in the Sub-Trust.

6. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Trust and Sub-Trust's organization documents, certain parties (including the Manager and the Sub-Trust Investment Manager) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Sub-Trust. Additionally, in the normal course of business, the Trustee on behalf of the Sub-Trust enters into contracts that contain a variety of indemnifications clauses. The Trustee's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Sub-Trust that have not yet occurred. However, the Sub-Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

7. INCOME TAX

The Sub-Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current laws of Cayman Islands, there are no tax or duty to be levied on profits, income or on gains or appreciation, or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Sub-Trust, or the unitholders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Sub-Trust or with regard to the payment of Net Asset Value on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

The Sub-Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Sub-Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Sub-Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Sub-Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Sub-Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Sub-Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which tax is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Sub-Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Sub-Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes is required in the financial statements. There are currently no interests or penalties related to uncertain tax positions.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

8. FEES AND EXPENSES

(A) Administrator's and Transfer Agent's Fees. Brown Brothers Harriman & Co. (the “ Administrator ” and the “ Transfer Agent ”) receives asset based and transactional charges calculated and paid monthly in arrears from the Sub-Trust, subject to a minimum fee of USD 45,000 per annum. The Administrator and Transfer Agent receives an annual fee of 0.05% on the first AUD 500 million, 0.04% on the next AUD 500 million, and 0.03% on net assets over a AUD 1 billion. The fees earned by the Administrator and the Transfer Agent for the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Administrator and Transfer Agent as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(B) Custodian's Fees. The Custodian receives a fee calculated and paid monthly based on total assets and transaction volume. The fees earned by the Custodian for the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Custodian as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(C) Trustee's Fees. The Trustee receives an annual fee of 0.01% of the net asset value of the Sub-Trust, calculated on each valuation day and payable monthly in arrears, subject to a minimum fee of USD \$10,000 per annum.

The fees earned by the Trustee for the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Trustee as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(D) Investment Manager's Fees. The Investment Manager receives a fee of 1.02% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated and paid quarterly in arrears. The Sub-investment Manager's fee of up to 0.67% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, is calculated and paid quarterly in arrears by the Investment Manager from the Investment Manager's fee. The fees earned by the Investment Manager for the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Investment Manager as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged
A sub-trust of MUAM Global Cayman Trust
(An open-ended exempted umbrella Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
For the year ended October 31, 2016

8. FEES AND EXPENSES (*continued*)

(E) Manager's Fees. The Manager receives a fee of 0.04% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated and paid quarterly in arrears. The Manager will pay out any fee of the Sub-Manager out of its own fee it gets from the Sub-Trust. The fees earned by the Manager for the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Manager as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities.

(F) Distributor's Fees. Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co. Ltd. (the “Distributor”) is receives a fee of 0.60% per annum of the net asset value of the Sub-Trust, calculated and paid quarterly in arrears. The fees earned by the Distributor during the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Distributor as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(G) Agent Company's Fees. Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co. Ltd. (the “Agent Company”) receives a fee of 0.05% per annum of the net asset value of the Sub-Trust calculated and paid quarterly in arrears. The fees earned by the Agent Company during the year ended October 31, 2016 and outstanding fees payable to the Agent Company as of October 31, 2016 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

9. RECENT ACCOUNTING PRONOUNCEMENTS

There are no standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the first time for the fiscal year beginning November 1, 2015 that would be expected to have a material impact on the Sub-Trust.

10. SUBSEQUENT EVENTS

The Management has evaluated all subsequent transactions and events through February 27, 2017, the date on which these financial statements were available to be issued. Effective November 1, 2016 through February 27, 2017, there were subscriptions of \$3,162,106 and redemptions of \$2,620,381. During the same period, there were distributions of \$321,962. There are no other subsequent events to report as relates to the Sub-Trust.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2018年2月末日現在）

<米ドル建>

	米ドル（IVを除く）		千円（IVおよびVを除く。）
I 資産総額	163,872,718.57		17,595,014
II 負債総額	2,415,936.19		259,399
III 純資産総額（I－II）	161,456,782.38		17,335,615
IV 発行済口数	毎月分配クラス	8,511,501,321口	
	資産形成クラス	7,643,059,918口	
V 1口当たり純資産価格	毎月分配クラス	0.009311	0.9997円
	資産形成クラス	0.010755	1.1548円

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	豪ドル（IVを除く）		千円（IVおよびVを除く。）
I 資産総額	36,627,207.00		3,064,232
II 負債総額	414,670.38		34,691
III 純資産総額（I－II）	36,212,536.62		3,029,541
IV 発行済口数	毎月分配クラス	1,883,319,919口	
	資産形成クラス	1,788,555,068口	
V 1口当たり純資産価格	毎月分配クラス	0.008765	0.7333円
	資産形成クラス	0.011017	0.9217円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

取扱場所 米国マサチューセッツ州ボストン市ウォーター通り40番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じてその責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、1口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席しまたは代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外がある。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（2018年2月末日現在）

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル（約201億円）

発行済株式総数 5,051,655株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりである。

2013年2月末日	37,117,968.52米ドル
2014年2月末日	37,117,968.52米ドル
2015年2月末日	37,117,968.52米ドル
2016年2月末日	37,117,968.52米ドル
2017年2月末日	37,117,968.52米ドル
2017年11月9日	187,117,965.90米ドル
2018年2月末日	187,117,965.90米ドル

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役1名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命をただちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不適切な行為、詐欺または重過失の場合を除き、信託証書に基づく職務の遂行について、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、(i) ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは(ii) 管理会社の行為に関係し、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が実際に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、信託証書に基づく職務の遂行について、かかる行為が故意の不適切な行為、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、2018年1月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計（通貨別）
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	64	6,079,665,743.93米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンスビリティ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2018年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.37円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	29.1,29.3	1,980,130,866	212,606,651	1,481,705,021	159,090,668
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,15,29.1,29.3	3,018,465,826	324,092,676	2,109,919,942	226,542,104
a) 要求払い		1,963,465,826	210,817,326	1,078,152,942	115,761,281
b) その他のローンおよび貸付金		1,055,000,000	113,275,350	1,031,767,000	110,780,823
顧客に対するローンおよび貸付金	29.1,29.3	147,465	15,833	368,502	39,566
株式およびその他の変動利回り有価証券	4,15,29.1,29.3	13,162	1,413	13,556	1,456
関連会社株式	4,5,15	8,036,038	862,829	8,260,895	886,972
有形資産	5	4,627,120	496,814	5,600,613	601,338
その他の資産		158	17	136	15
前払金および未収収益	6,15	26,098,088	2,802,152	36,586,892	3,928,335
資産合計	7	5,037,518,723	540,878,385	3,642,455,557	391,090,453

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表（続き）
2016年12月31日現在
（単位：米ドル）

負債

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する未払金	15,29.1	1,535,758,747	164,894,417	1,410,185,042	151,411,568
a) 要求払い		1,535,758,747	164,894,417	1,410,185,042	151,411,568
顧客に対する未払金	8,15,29.1	3,299,365,691	354,252,894	2,062,070,067	221,404,463
a) 要求払い		3,289,365,691	353,179,194	2,062,070,067	221,404,463
b) 合意済み満期日付		10,000,000	1,073,700	0	0
その他の負債	9	1,779,768	191,094	1,230,625	132,132
未払金および繰延利益	10,15	17,462,016	1,874,897	8,651,896	928,954
引当金		13,349,845	1,433,373	12,645,069	1,357,701
a) 納税引当金	11	12,136,433	1,303,089	9,111,035	978,252
b) その他の引当金	12	1,213,412	130,284	3,534,034	379,449
発行済資本	13	37,117,969	3,985,356	37,117,969	3,985,356
準備金	14	110,530,593	11,867,670	97,312,153	10,448,406
繰越損益	14	1,346	145	39,348	4,225
当期利益		22,152,748	2,378,541	13,203,388	1,417,648
負債合計	16	5,037,518,723	540,878,385	3,642,455,557	391,090,453

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2016年12月31日現在

(単位：米ドル)

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17,29.1	545,385	58,558	556,865	59,791
内訳：					
保証金および担保証券として 差入れた資産		545,385	58,558	556,865	59,791
信託運用	20	64,575,929,958	6,933,517,600	57,164,073,225	6,137,706,542

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2016年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		29,666,848	3,185,329	10,274,222	1,103,143
内訳：					
－ 預金について受領された負の利息		1,866,700	200,428	181,978	19,539
－ 為替スワップからの金利差益		15,403,567	1,653,881	3,997,581	429,220
未払利息および類似費用		(7,692,118)	(825,903)	(2,311,791)	(248,217)
内訳：					
－ 貸付金について支払われた負の利息		(5,812,307)	(624,067)	(585,056)	(62,817)
－ 為替スワップからの金利差損		(116,191)	(12,475)	(17,112)	(1,837)
有価証券からの収益		1,540,691	165,424	433,631	46,559
株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益		1,540,691	165,424	433,631	46,559
未収手数料		102,098,058	10,962,268	98,428,083	10,568,223
未払手数料		(49,567,473)	(5,322,060)	(43,648,148)	(4,686,502)
金融業務の純利益		3,841,996	412,515	3,694,212	396,648
その他の事業収益	21	776,916	83,417	347,071	37,265
一般管理費用		(49,304,431)	(5,293,817)	(41,802,616)	(4,488,347)
a) スタッフ費用	23,24	(18,758,113)	(2,014,059)	(17,570,625)	(1,886,558)
内訳：					
－ 賃金およびサラリー		(15,510,238)	(1,665,334)	(14,446,414)	(1,551,111)
－ 社会保障費		(2,190,449)	(235,189)	(2,024,301)	(217,349)
内訳：					
－ 年金に関する社会保障費		(1,388,637)	(149,098)	(1,258,548)	(135,130)
b) その他の一般管理費用	25	(30,546,318)	(3,279,758)	(24,231,991)	(2,601,789)

有形および無形資産に関する価値調整		(2,121,992)	(227,838)	(1,999,802)	(214,719)
その他の事業費用	22	(449,139)	(48,224)	(205,173)	(22,029)
偶発債務およびコミットメント に対する引当金	12	2,237,832	240,276	(2,512,372)	(269,753)
経常収益にかかる税金	11,26.1	(8,162,892)	(876,450)	(6,781,698)	(728,151)
税引後経常収益		22,864,296	2,454,939	13,915,619	1,494,120
前勘定科目に表示されていないその他の の税金	26.2	(711,548)	(76,399)	(712,231)	(76,472)
当期利益		22,152,748	2,378,541	13,203,388	1,417,648

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2016年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「MTFG」という。）は、株式会社UFJホールディングス（以下「UFJ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUFG」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（以下「MUGC」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。MIBLの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

2016年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（以下「MIBL」という。）へ変更した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京UFJ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京UFJ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2016年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金は45,798米ドルにのぼる（2015年：57,517米ドル）。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、財務書類作成日にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ

1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2016年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2015年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.12. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
3か月以下	477,000,000	227,000,000
3か月超1年以下	578,000,000	804,767,000
	<u>1,055,000,000</u>	<u>1,031,767,000</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券はすべて、8,036,038米ドルおよび13,162米ドル（2015年：8,260,895米ドルおよび13,556米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2016年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2016年12月31日 現在の資本および準備金 米ドル	2016年12月31日 終了年度の損益 米ドル
MUFGルクスマネジメント カンパニーS.A.	7,778,825	100%	10,025,692	862,404
三菱UFJインベスターサービス株 式会社	257,213	100%	1,155,971	197,911

2016年12月31日現在、「MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.」および「三菱UFJインベスターサービス株式会社」の株式資本は、それぞれ7,375,041.83ユーロおよび30,000,000円（2015年：それぞれ7,375,041.83ユーロおよび30,000,000円）にのぼる。

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	8,260,895	0	0	(224,857)	8,036,038	0	8,036,038
2. 有形資産	16,468,587	1,311,229	(146,858)	(478,305)	17,154,653	12,527,533	4,627,120
a) ハードウェア	1,281,369	73,404	(138,439)	(37,215)	1,179,119	931,947	247,172
b) ソフトウェア	12,930,805	1,193,087	0	(375,556)	13,748,336	10,272,378	3,475,958
c) その他付属品、 家具、機器、 車両	2,256,413	44,738	(8,419)	(65,534)	2,227,198	1,323,208	903,990
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
前払法人税	119,089	122,070
未収利息	4,629,590	1,536,361
前払一般経費	341,661	2,814,757
信託業務手数料	1,659,378	1,517,776
全体保管手数料	9,508,271	9,426,884
投資ファンド手数料	3,256,497	3,429,370
その他の前払金	320,567	214,721
米国内国歳入庁、米国税務当局に支払われた前払金	2,285,714	2,552,106
未収還付付加価値税（VAT）	2,536,828	9,666,345
為替スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化	0	4,970,383

管理会社手数料	357,395	98,351
その他の未収収益	1,083,098	237,768
	<u>26,098,088</u>	<u>36,586,892</u>

注7 外貨建て資産

2016年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、3,681,116,769米ドル（2015年：1,553,051,527米ドル）である。

注8 顧客未払金

2016年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、10,000,000米ドル（2015年：0米ドル）であった。

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
優先債務	732,625	436,777
諸債務	1,047,143	793,848
	<u>1,779,768</u>	<u>1,230,625</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
未払利息	113,912	122,762
未払一般経費	3,551,199	2,575,482
未払手数料	6,454,913	5,881,654
その他の未払費用	51,140	16,324
その他の仮受金	56,719	55,674
保管報酬に関連する繰延収益	721,710	0
税務当局から受領した2012年-2014年度の未収還付付加価値税（VAT）	1,556,606	0
外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる為替差損益の中立化	4,955,817	0
	<u>17,462,016</u>	<u>8,651,896</u>

注11 税金－為替差損失：繰延税金

ルクセンブルクの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く（ユーロ安に）なったため、株式にかかる為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。繰延税負債は、2014年12月、0米ドルに減少した。

2016年12月31日現在、繰延税負債はなかった。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
報酬引当金	1,167,614	964,145
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3.）	45,798	57,517
米税金に関連する税金負債に対する引当金	0	2,512,372
	<u>1,213,412</u>	<u>3,534,034</u>

2016年12月31日に終了した年度の損益計算書における2,237,832米ドルは、2015年に設定された2,512,372米ドルにのぼる米税金に関連する税金負債に対する引当金の部分的な償却に関連するものである。

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2016年1月1日現在の残高	3,711,797	93,600,356	39,348
2015年12月31日終了年度の利益			13,203,388
利益の増加			
－株主への配当金支払			(22,950)
－純資産税準備金への振替		3,348,440	(3,348,440)
－2010年純資産税準備金からの振替		(3,130,000)	3,130,000
－自由準備金への割り当て		13,000,000	(13,000,000)
2016年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>106,818,796</u>	<u>1,346</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2015年11月19日付でルクセンブルグ税務当局により発行された通達I、Fort. N° 47bisは、納税者が2014年および2015年の両年度の純資産税控除の恩恵を十分に受けるために純資産税準備金を一つのみ設定することが出来るよう、専門の規則を定めている。かかる引当金は、2014年および2015年（経過措置）に利用可能な最も高い控除額の5倍に相当する。総額15,872,698米ドル（2015年：15,519,398米ドル）の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2016年3月24日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,348,440米ドルを2016年の純資産税準備金に割り当て、また、2010年の純資産税準備金3,130,000米ドル（2,333,120ユーロ）を準備金に計上した。さらに、2016年7月28日付で、当行は、2014年-2015年の任意の純資産税準備金から、134,860米ドルを振替えた。

2016年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2016年 純資産税準備金 米ドル	2016年 純資産税準備金 ユーロ
2011年	3,100,000	2,388,015
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年-2015年	3,019,136	2,495,050
2016年	3,348,440	3,082,425
2016年12月31日現在の残高	<u>15,872,698</u>	<u>12,722,095</u>

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2016年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2016年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,603,563,578	1,794,463,543
関連会社株式	8,036,038	8,260,895
前払金および未収収益	11,780,647	8,355,333
	<u>2,623,380,263</u>	<u>1,811,079,771</u>

負債

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,532,309,759	1,405,787,905
顧客に対する未払金	94,447,464	297,629,189
未払金および繰延利益	4,161,707	1,969,812
	<u>1,630,918,930</u>	<u>1,705,386,906</u>

当行は、2016年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（C S S F）は、2013年6月26日付の（パート4）規則（E U）575/2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱UFJフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2016年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、2,638,147,665米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2016年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,603,439,021
前払金および未収収益	4,628,589
外国為替取引（市場リスク手法）	30,080,055
	<u>2,638,147,665</u>

注16 外貨建て負債

2016年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、3,687,241,556米ドル（2015年：1,556,640,235米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
発行済念書	545,385	556,865

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	1,351,407	2,313,443

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2016年12月31日および2015年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

－ 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- － 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- － 信託代理
- － 代理店機能
- － ポートフォリオ運用および顧問

注21 その他の事業収益

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 （品質保証契約）	66,722	66,016
過年度の一般経費調整からの利益	161,260	133,860
過年度の手数料の調整	437,964	68,793
その他	110,970	78,402
	776,916	347,071

注22 その他の事業費用

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	122,929	65,072
過年度の手数料	293,332	115,459
過年度の利息	15,350	4,677
その他事業損失	17,528	19,965
	<u>449,139</u>	<u>205,173</u>

注23 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2016年 人数	2015年 人数
上級管理職	29	18
中間管理職	71	76
従業員	76	70
	<u>176</u>	<u>164</u>

注24 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
上級管理職	<u>5,151,542</u>	<u>4,931,286</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2016年12月31日および2015年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注25 その他の一般管理費用

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
賃貸および関連費用	1,067,196	1,028,303
通信費用	361,065	316,394
専門家報酬	4,308,794	1,925,092
データ費用	1,223,338	1,310,126
維持費	933,559	857,527
旅費、交通費、出張費	135,383	260,850
業務費用	3,985,016	3,475,225
システム費用	12,041,688	10,158,996
業務契約	5,057,176	3,685,300
その他の費用	1,433,103	1,214,178
	<u>30,546,318</u>	<u>24,231,991</u>

2016年12月29日現在、当行は、2012年度から2015年度までの前払費用（専門家報酬：701,908米ドル、システム費用：672,840米ドル）として扱われていた専門家報酬およびシステム費用の残高を、費用計上している。

また、これらの2項目に対する費用の増加は、2016年度中に開始するプロジェクトに起因する。

注26 税金

26.1. 経常収益にかかる税金

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
法人税	6,270,710	5,215,462
地方事業税	1,892,182	1,566,236
	<u>8,162,892</u>	<u>6,781,698</u>

26.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
純資産税	33	23,247
付加価値税（VAT）	661,473	644,289
その他の税金	50,042	44,695
	<u>711,548</u>	<u>712,231</u>

注27 親会社

2015年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

当行の財務書類には、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登録住所を有する三菱UFJ信託銀行株式会社の連結財務書類が含まれている。

持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注28 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律（以下「法律」という。）を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014/59/EUならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014/49/EUに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）を通じて現在施行中の預金保証および投資者への補償制度は、新たな拠出制の預金保証および投資者への補償に置き換わる予定である。かかる新制度は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

過年度にAGDL目的で財務書類において金融機関により設定された当該引当金は、ルクセンブルグの新たな銀行破綻処理基金である「ルクセンブルグ破綻処理基金」（以下「FRL」という。）に対する銀行の拠出に従って、それぞれ（未だ設立中である）ルクセンブルグの新たな預金保証基金である「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「FDGL」という。）に対して（選択した会計処理により）利用／取崩される。

法律第1条36において定義されるとおり、FRL積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも1%に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって、年間拠出を通じて金融機関から回収される予定である。

法律第163条8において定義されるとおり、F G D Lの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8%に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる拠出金は、2016年から2018年にわたる年間支払いの形態で行われる予定である。2016年度については、金融機関は、これらの拠出金を見込んで、財務書類中の既存のA G D L引当金を（選択した会計処理により）利用／取崩すことにより、付保預金の0.2%の引当金を反映した。

法律第163条8において定義されるとおり、0.8%の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファーとして追加の付保預金の0.8%を構築するために、さらに8年間継続して拠出するものとする。

2016年度において、当行はC S S Fに対して429,984ドル（386,277ユーロ）の拠出金を支払った。

注29 金融商品の開示

29.1. 主要な非トレーディング金融商品

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,569	0	0	0	1,569
B C L残高	1,980,129,297	0	0	0	1,980,129,297
金融機関に対するローン および貸付金	2,440,465,826	578,000,000	0	0	3,018,465,826
顧客に対するローンおよび 貸付金	147,465	0	0	0	147,465
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	13,162	13,162
合計	4,420,744,157	578,000,000	0	13,162	4,998,757,319
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,535,758,747	0	0	0	1,535,758,747
顧客に対する未払金	3,299,365,691	0	0	0	3,299,365,691
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目	0	0	0	0	0
担保証券として差し入れられ た保証金および資産	545,385	0	0	0	545,385
合計	4,835,669,823	0	0	0	4,835,669,823

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,041	0	0	0	1,041
B C L残高	1,481,703,980	0	0	0	1,481,703,980
金融機関に対するローン および貸付金	1,305,152,942	804,767,000	0	0	2,109,919,942
顧客に対するローンおよび 貸付金	368,502	0	0	0	368,502
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	13,556	13,556
合計	2,787,226,465	804,767,000	0	13,556	3,592,007,021
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,410,185,042	0	0	0	1,410,185,042
顧客に対する未払金	2,062,070,067	0	0	0	2,062,070,067
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目					
担保証券として差し入れられ た保証金および資産	556,865	0	0	0	556,865
合計	3,472,811,974	0	0	0	3,472,811,974

29.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,513,328,420	14,474,319	0	0	1,527,802,739	15,342,558
スワップ	651,787,947	2,811,669	0	0	654,599,616	2,236,629
合計	2,165,116,367	17,285,988	0	0	2,182,402,355	17,579,187
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,395,026,531	14,882,836	0	0	1,409,909,367	14,796,033
スワップ	1,683,232,675	4,276,834	0	0	1,687,509,509	5,640,893
合計	3,078,259,206	19,159,670	0	0	3,097,418,876	20,436,926

上記の金額には、取引日が2016年12月31日以前で、評価日が2016年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,013,239,129	1,603,112	0	0	2,014,842,241	15,784,803
スワップ	1,611,373,895	8,011,462	0	0	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,624,613,024	9,614,574	0	0	3,634,227,598	26,376,165
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,248,328,181	1,600,907	0	0	2,249,929,088	18,816,163
スワップ	532,382,521	0	0	0	532,382,521	2,303,443
合計	2,780,710,702	1,600,907	0	0	2,782,311,609	21,119,606

上記の金額には、取引日が2015年12月31日以前で、評価日が2015年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

29.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2016年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2016年 簿価 米ドル	2015年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、BCL残高	1,980,130,866	1,481,705,021
EU加盟国	1,980,130,866	1,481,705,021
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,018,465,826	2,109,919,942
EU加盟国	413,806,919	255,517,247
北および中央アメリカ	757,029,131	342,992,404
アジア	1,828,577,178	1,507,118,254
ヨーロッパ（非EU加盟国）	9,261,471	3,405,065
オーストラリアおよびニュージーランド	9,791,127	886,972
顧客に対するローンおよび貸付金	147,465	368,502
EU加盟国	125,983	365,584
北および中央アメリカ	21,482	2,918
株式およびその他の変動利回り有価証券	13,162	13,556
北および中央アメリカ	10,547	10,863
EU加盟国	2,615	2,693
合計	4,998,757,319	3,592,007,021

29.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2016年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2016年 未払想定元本 米ドル	2016年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	1,299,763,106	12,134,109
アメリカ	228,039,632	3,208,449
スワップ		
EU加盟国	654,599,617	2,236,629
合計	2,182,402,355	17,579,187

2015年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 未払想定元本 米ドル	2015年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	1,366,652,545	12,240,622
アメリカ	647,955,936	3,542,987
アジア	233,760	1,194
スワップ		
EU加盟国	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,634,227,598	26,376,165

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2016

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2016	2015
Cash, balances with central banks and post office banks	29.1., 29.3.	1.980.130.866	1.481.705.021
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 29.1., 29.3.	3.018.465.826	2.109.919.942
a) repayable on demand		1.963.465.826	1.078.152.942
b) other loans and advances		1.055.000.000	1.031.767.000
Loans and advances to customers	29.1., 29.3.	147.465	368.502
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 29.1., 29.3.	13.162	13.556
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	8.036.038	8.260.895
Tangible assets	5	4.627.120	5.600.613
Other assets		158	136
Prepayments and accrued income	6, 15	26.098.088	36.586.892
TOTAL ASSETS	7	<u>5.037.518.723</u>	<u>3.642.455.557</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2016

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2016	2015
Amounts owed to credit institutions	15, 29.1.	1.535.758.747	1.410.185.042
a) repayable on demand		1.535.758.747	1.410.185.042
Amounts owed to customers	8, 15, 29.1.	3.299.365.691	2.062.070.067
a) repayable on demand		3.289.365.691	2.062.070.067
b) with agreed maturity dates		10.000.000	0
Other liabilities	9	1.779.768	1.230.625
Accruals and deferred income	10, 15	17.462.016	8.651.896
Provisions		13.349.845	12.645.069
a) provisions for taxation	11	12.136.433	9.111.035
b) other provisions	12	1.213.412	3.534.034
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	110.530.593	97.312.153
Result brought forward	14	1.346	39.348
Profit for the financial year		22.152.748	13.203.388
TOTAL LIABILITIES	16	<u>5.037.518.723</u>	<u>3.642.455.557</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2016

(in USD)

	Notes	2016	2015
Contingent liabilities	17, 29.1.	545.385	556.865
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		545.385	556.865
Fiduciary operations	20	64.575.929.958	57.164.073.225

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2016

(in USD)

	Notes	2016	2015
Interest receivable and similar income		29.666.848	10.274.222
<u>of which :</u>			
- Negative interest received on deposits		1.866.700	181.978
- Interest Gain from foreign currency swap		15.403.567	3.997.581
Interest payable and similar charges		(7.692.118)	(2.311.791)
<u>of which :</u>			
- Negative interest paid on loans and advances		(5.812.307)	(585.056)
- Interest Loss from foreign currency swap		(116.191)	(17.112)
Income from securities		1.540.691	433.631
Income from shares and other variable yield securities		1.540.691	433.631
Commission receivable		102.098.058	98.428.083
Commission payable		(49.567.473)	(43.648.148)
Net profit on financial operations		3.841.996	3.694.212
Other operating income	21	776.916	347.071
General administrative expenses		(49.304.431)	(41.802.616)
a) staff costs	23, 24	(18.758.113)	(17.570.625)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(15.510.238)	(14.446.414)
- social security costs		(2.190.449)	(2.024.301)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.388.637)	(1.258.548)
b) other administrative expenses	25	(30.546.318)	(24.231.991)

	Notes	2016	2015
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(2.121.992)	(1.999.802)
Other operating charges	22	(449.139)	(205.173)
Provision for contingent liabilities and for commitment	12	2.237.832	(2.512.372)
Tax on profit on ordinary activities	11, 26.1.	<u>(8.162.892)</u>	<u>(6.781.698)</u>
Profit on ordinary activities after tax		22.864.296	13.915.619
Other taxes not shown under the preceding items	26.2.	(711.548)	(712.231)
Profit for the financial year		<u>22.152.748</u>	<u>13.203.388</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (“the Bank ”) was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49.080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1.817.968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37.117.968,52. The two major shareholders of MIBL hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2016 for an amount of USD 45.798 (2015: USD 57.517).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2016 (2015: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Not more than three months	477.000.000	227.000.000
More than three months but less than one year	578.000.000	804.767.000
	<u>1.055.000.000</u>	<u>1.031.767.000</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items “Shares in affiliated undertakings” and “Shares and other variable yield securities” consist entirely of unlisted securities for USD 8.036.038 and USD 13.162 (2015: USD 8.260.895 and USD 13.556).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2016, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2016	Result for the year ended 31/12/2016
	USD	%	USD	USD
MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A.	7.778.825	100 %	10.025.692	862.404
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited	257.213	100 %	1.155.971	197.911

As of December 31, 2016, the share capital of “MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A.” and MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited” amount respectively to EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively (2015: EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively).

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	8.260.895	0	0	(224.857)	8.036.038	0	8.036.038
2. Tangible assets	16.468.587	1.311.229	(146.858)	(478.305)	17.154.653	12.527.533	4.627.120
a) Hardware	1.281.369	73.404	(138.439)	(37.215)	1.179.119	931.947	247.172
b) Software	12.930.805	1.193.087	0	(375.556)	13.748.336	10.272.378	3.475.958
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.256.413	44.738	(8.419)	(65.534)	2.227.198	1.323.208	903.990
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Prepaid income taxes	119.089	122.070
Accrued interest income	4.629.590	1.536.361
Prepaid general expenses	341.661	2.814.757
Commission on fiduciary operations	1.659.378	1.517.776
Commission on global custody	9.508.271	9.426.884
Commission on investment funds	3.256.497	3.429.370
Other prepayments	320.567	214.721
Advance paid to IRS, US Tax authorities	2.285.714	2.552.106
VAT recoverable	2.536.828	9.666.345
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	0	4.970.383
Commission from the Management Company	357.395	98.351
Other accrued income	1.083.098	237.768
	<u>26.098.088</u>	<u>36.586.892</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2016, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 3.681.116.769 (2015: USD 1.553.051.527).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2016, debts other than those repayable on demand amounted to USD 10.000.000 (2015: USD 0).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Preferential creditors	732.625	436.777
Sundry creditors	1.047.143	793.848
	<u>1.779.768</u>	<u>1.230.625</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Accrued interest expenses	113.912	122.762
Accrued general expenses	3.551.199	2.575.482
Accrued commission	6.454.913	5.881.654
Other accrued expenses	51.140	16.324
Other suspense receipt	56.719	55.674
Deferred income related to custody fees	721.710	0
VAT received from Tax authorities 2012-2014	1.556.606	0
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	4.955.817	0
	<u>17.462.016</u>	<u>8.651.896</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity had compensated the accumulated negative position. The deferred tax liabilities had been reduced to USD 0 as of December 2014.

As at December 31, 2016, there is no deferred tax liabilities.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Provision for remuneration	1.167.614	964.145
Provision for unrealized losses on forward deals (note 2.3.)	45.798	57.517
Provision for tax liabilities in relation with US taxes	0	2.512.372
	<u>1.213.412</u>	<u>3.534.034</u>

The amount of USD 2.237.832 in the Profit and Loss account for the year ended December 31, 2016 relates to partial write off of the provision of USD 2.512.372 created in 2015 for tax liabilities in relation with US taxes.

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2016	3.711.797	93.600.356	39.348
Profit for the year ended December 31, 2015			13.203.388
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(22.950)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		3.348.440	(3.348.440)
- Transfer from Reserve for NWT 2010		(3.130.000)	3.130.000
- Allocation to Free reserve		13.000.000	(13.000.000)
Balance at December 31, 2016	<u>3.711.797</u>	<u>106.818.796</u>	<u>1.346</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

The Circular I. Fort. N ° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on 19 November 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 15.872.698 (2015: USD 15.519.398).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 24, 2016, the Bank has allocated an amount of USD 3.348.440 to Reserve for Net Worth Tax 2016 and reversed the available Net worth tax constituted in 2010 which amounted to USD 3.130.000 (EUR 2.333.120). Additionally, on 28 July 2016, the Bank transferred USD 134.860 from free reserve to Net Worth Taxes reserve 2014-2015.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2016.

Years	2016	2016
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2011	3.100.000	2.388.015
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014-2015	3.019.136	2.495.050
2016	3.348.440	3.082.425
Balance at December 31, 2016	<u>15.872.698</u>	<u>12.722.095</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “ On-line costs reserve ” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “ On-line costs ” . The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2016.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2016, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2016	2015
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	2.603.563.578	1.794.463.543
Shares in affiliated undertakings	8.036.038	8.260.895
Prepayments and accrued income	11.780.647	8.355.333
	<u>2.623.380.263</u>	<u>1.811.079.771</u>

LIABILITIES

	2016	2015
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.532.309.759	1.405.787.905
Amounts owed to customers	94.447.464	297.629.189
Accruals and deferred income	4.161.707	1.969.812
	<u>1.630.918.930</u>	<u>1.705.386.906</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “ Related Party Disclosures ” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2016 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2016, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 2.638.147.665 and can be analysed as follows:

	2016 USD
Loans and advances to credit institutions	2.603.439.021
Prepayments and accrued income	4.628.589
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	30.080.055
	<u>2.638.147.665</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2016, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 3.687.241.556 (2015: USD 1.556.640.235).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2016 USD	2015 USD
Counter-guarantees issued	<u>545.385</u>	<u>556.865</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	1.351.407	2.313.443

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2016 and 2015:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 21 - OTHER OPERATING INCOME

	2016	2015
	USD	USD
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	66.722	66.016
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	161.260	133.860
Adjustment for commission previous years	437.964	68.793
Other	110.970	78.402
	<u>776.916</u>	<u>347.071</u>

NOTE 22 - OTHER OPERATING CHARGES

	2016	2015
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	122.929	65.072
Commission previous years	293.332	115.459
Interest on previous years	15.350	4.677
Others operating losses	17.528	19.965
	<u>449.139</u>	<u>205.173</u>

NOTE 23 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2016	2015
	Number	Number
Senior management	29	18
Middle management	71	76
Employees	76	70
	<u>176</u>	<u>164</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 24 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Senior management	<u>5.151.542</u>	<u>4.931.286</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2016 and 2015, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 25 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2016	2015
	USD	USD
Rent and related expenses	1.067.196	1.028.303
Telecommunication expenses	361.065	316.394
Professional fees	4.308.794	1.925.092
Data charges	1.223.338	1.310.126
Maintenance	933.559	857.527
Travelling, moving, business trips	135.383	260.850
Service fee	3.985.016	3.475.225
System cost	12.041.688	10.158.996
Service contracts	5.057.176	3.685.300
Other expenses	<u>1.433.103</u>	<u>1.214.178</u>
	<u>30.546.318</u>	<u>24.231.991</u>

As of December 29, 2016 the Bank has booked as expenses the remaining balance of Professional fees and System costs treated as prepaid expenses for the year 2012 to year 2015. (Professional fees : USD 701.908, System cost : USD 672.840).

The increase of the costs for these two items are also due to projects started during the year 2016.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 26 - TAX

26.1. Tax on profit on ordinary activities

	2016	2015
	USD	USD
Corporate Income Tax	6.270.710	5.215.462
Municipal Business Tax	1.892.182	1.566.236
	<u>8.162.892</u>	<u>6.781.698</u>

26.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2016	2015
	USD	USD
Net worth tax	33	23.247
VAT	661.473	644.289
Other taxes	50.042	44.695
	<u>711.548</u>	<u>712.231</u>

NOTE 27 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2015, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 28 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (“ the Law ”), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee and investor compensation scheme currently in place through the “ Association pour la Garantie des Dépôts Luxembourg ” (AGDL) will be replaced by a new contribution based system of deposit guarantee and investor compensation. This new system will cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

The provisions which have been created in the past by credit institutions for the purpose of AGDL in their annual accounts will be used/released (depending on the accounting treatment chosen) according to the contributions of the banks to the new Luxembourg banking resolution fund “ Fonds de résolution Luxembourg ” (FRL), respectively to the new Luxembourg deposit guarantee fund “ Fonds de garantie des dépôts Luxembourg ” (FDGL), which is still to be established.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 1 number 36 of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected from the credit institutions through annual contributions during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FDGL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 163 number 8 of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. The contributions are to be made in the form of annual payments during the years 2016 to 2018. For 2016, the credit institutions have reflected a provision of 0,2% of covered deposits in order to anticipate these contributions, using/releasing (depending on the accounting treatment chosen) the existing AGDL provision in their annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0,8% of covered deposits as defined in article 163 number 8 of the Law.

In 2016 the Bank has paid a contribution to the CSSF for USD 429.984 (EUR 386.277) for FRL.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 29 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

29.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	> 3 months ^{2 2} _{6 4} 1 year	> 1 year ^{2 2} _{6 4} 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.569	0	0	0	1.569
Balances with the BCL	1.980.129.297	0	0	0	1.980.129.297
Loans and advances to credit institutions	2.440.465.826	578.000.000	0	0	3.018.465.826
Loans and advances to customers	147.465	0	0	0	147.465
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.162	13.162
Total	<u><u>4.420.744.157</u></u>	<u><u>578.000.000</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>13.162</u></u>	<u><u>4.998.757.319</u></u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.535.758.747	0	0	0	1.535.758.747
Amounts owed to customers	3.299.365.691	0	0	0	3.299.365.691
Off-balance sheet items disclosed as contingencies	0	0	0	0	0
Guarantees and assets pledged as collateral security	545.385	0	0	0	545.385
Total	<u><u>4.835.669.823</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>4.835.669.823</u></u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

As at December 31, 2015, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	> 3 months ^{2 2} _{6 4} 1 year	> 1 year ^{2 2} _{6 4} 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.041	0	0	0	1.041
Balances with the BCL	1.481.703.980	0	0	0	1.481.703.980
Loans and advances to credit institutions	1.305.152.942	804.767.000	0	0	2.109.919.942
Loans and advances to customers	368.502	0	0	0	368.502
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.556	13.556
Total	<u><u>2.787.226.465</u></u>	<u><u>804.767.000</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>13.556</u></u>	<u><u>3.592.007.021</u></u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.410.185.042	0	0	0	1.410.185.042
Amounts owed to customers	2.062.070.067	0	0	0	2.062.070.067
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	556.865	0	0	0	556.865
Total	<u><u>3.472.811.974</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>3.472.811.974</u></u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

29.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	^{2 2} _{6 4} > 3 months 1 year	^{2 2} _{6 4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.513.328.420	14.474.319	0	0	1.527.802.739	15.342.558
Swaps	651.787.947	2.811.669	0	0	654.599.616	2.236.629
Total	<u><u>2.165.116.367</u></u>	<u><u>17.285.988</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>2.182.402.355</u></u>	<u><u>17.579.187</u></u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.395.026.531	14.882.836	0	0	1.409.909.367	14.796.033
Swaps	1.683.232.675	4.276.834	0	0	1.687.509.509	5.640.893
Total	<u><u>3.078.259.206</u></u>	<u><u>19.159.670</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>0</u></u>	<u><u>3.097.418.876</u></u>	<u><u>20.436.926</u></u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2016 and a value date after December 31, 2016.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

As at December 31, 2015, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	> 3 months ^{2 2} _{6 4} 1 year	> 1 year ^{2 2} _{6 4} 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.013.239.129	1.603.112	0	0	2.014.842.241	15.784.803
Swaps	1.611.373.895	8.011.462	0	0	1.619.385.357	10.591.362
Total	<u>3.624.613.024</u>	<u>9.614.574</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3.634.227.598</u>	<u>26.376.165</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.248.328.181	1.600.907	0	0	2.249.929.088	18.816.163
Swaps	532.382.521	0	0	0	532.382.521	2.303.443
Total	<u>2.780.710.702</u>	<u>1.600.907</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.782.311.609</u>	<u>21.119.606</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2015 and a value date after December 31, 2015.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

29.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2016 Carrying amount in USD	2015 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	1.980.130.866	1.481.705.021
EU member countries	1.980.130.866	1.481.705.021
Loans and advances to credit institutions	3.018.465.826	2.109.919.942
EU member countries	413.806.919	255.517.247
North & Central America	757.029.131	342.992.404
Asia	1.828.577.178	1.507.118.254
Europe, non-EU member countries	9.261.471	3.405.065
Australia and New Zealand	9.791.127	886.972
Loans and advances to customers	147.465	368.502
EU member countries	125.983	365.584
North & Central America	21.482	2.918
Shares and other variable yield securities	13.162	13.556
North & Central America	10.547	10.863
EU member countries	2.615	2.693
Total	<u>4.998.757.319</u>	<u>3.592.007.021</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

29.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2016 Notional/ payable amount in USD	2016 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.299.763.106	12.134.109
America	228.039.632	3.208.449
Swaps		
EU member countries	654.599.617	2.236.629
Total	<u>2.182.402.355</u>	<u>17.579.187</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2015 Notional/ payable amount in USD	2015 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.366.652.545	12.240.622
America	647.955.936	3.542.987
Asia	233.760	1.194
Swaps		
EU member countries	1.619.385.357	10.591.362
Total	<u>3.634.227.598</u>	<u>26.376.165</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2018年2月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.37円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表（財政状態計算書）

2017年6月30日現在

（単位：米ドル）

資産

米ドル

千円

		米ドル	千円
010	現金、中央銀行における現金残高およびその他の要求払預金	3,192,717,396	342,802,067
020	手元現金		
030	中央銀行における現金残高	2,125,318,818	228,195,481
040	その他の要求払預金	1,067,398,578	114,606,585
050	売買目的で保有される金融資産	32,109,263	3,447,572
060	デリバティブ	32,109,263	3,447,572
070	持分証券		
080	債務証券		
090	ローンおよび貸付金		
100	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産	0	0
110	持分証券		
120	債務証券		
130	ローンおよび貸付金		
140	売却可能金融資産	1,419,712	152,434
150	持分証券	1,419,712	152,434
160	債務証券		
170	ローンおよび貸付金		
180	ローンおよび未収金	2,424,196,102	260,285,935
190	債務証券		
200	ローンおよび貸付金	2,424,196,102	260,285,935
210	満期保有目的投資有価証券	0	0
220	債務証券		
230	ローンおよび貸付金		
240	デリバティブヘッジ会計		
250	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
260	子会社、合弁会社および関連会社への投資		
270	有形資産	1,082,277	116,204
280	有形固定資産	1,082,277	116,204
290	投資不動産		
300	無形資産	3,093,491	332,148
310	営業権		
320	その他の無形資産	3,093,491	332,148
330	税金資産	128,929	13,843
340	現行税金資産	128,929	13,843
350	繰延税金資産		
360	その他の資産	25,112,793	2,696,361
370	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
380	資産合計	5,679,859,963	609,846,564

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表（財政状態計算書）

2017年6月30日現在

（単位：米ドル）

負債

		米ドル	千円
010	売買目的で保有される金融負債	31,711,080	3,404,819
020	デリバティブ	31,711,080	3,404,819
030	ショート・ポジション		
040	預金		
050	発行済み債務証券		
060	その他の金融負債		
070	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債	0	0
080	預金		
090	発行済み債務証券		
100	その他の金融負債		
110	償却後原価で測定される金融負債	5,442,558,401	584,367,496
120	預金	5,442,558,401	584,367,496
130	発行済み債務証券		
140	その他の金融負債		
150	デリバティブヘッジ会計		
160	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
170	引当金	27,429	2,945
180	年金およびその他の退職後給付金債務		
190	その他の長期従業員給付金		
200	再編		
210	係属中の法的問題および租税訟務		
220	コミットメントおよび保証		
230	その他の引当金	27,429	2,945
240	税金負債	14,035,257	1,506,966
250	現行税金負債	14,035,257	1,506,966
260	繰延税金負債		
270	要求払株式資本		
280	その他の負債	14,420,622	1,548,342
290	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
300	負債合計	5,502,752,789	590,830,567

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表（財政状態計算書）

2017年6月30日現在

（単位：米ドル）

資本

		米ドル	千円
010	資本	37,117,969	3,985,356
020	払込資本	37,117,969	3,985,356
030	未払込請求資本		
040	株式発行差金		
050	資本を除く発行済みエクイティ商品	0	0
060	複合金融商品のエクイティ部分		
070	その他の発行済みエクイティ商品		
080	その他のエクイティ		
090	その他の累積包括利益	0	0
095	損益に再分類されることがない項目	0	0
100	有形資産		
110	無形資産		
120	確定給付型年金制度に係る数理計算上の利益または （一）損失		
122	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
124	子会社、合弁会社および関連会社への投資の その他の認識収益および費用の持分		
128	損益に再分類されることがある項目	0	0
130	外国事業純投資のヘッジ〔有効部分〕		
140	外貨換算		
150	ヘッジ・デリバティブ、キャッシュ・フロー・ヘッジ 〔有効部分〕		
160	売却可能金融資産		
170	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
180	子会社、合弁会社および関連会社への投資の その他の認識収益および費用の持分		
190	利益剰余金	4,686	503
200	再評価準備金	1,138,480	122,239
210	その他の準備金	124,372,931	13,353,922
220	子会社、合弁会社および関連会社への投資の準備金または 累積損失		
230	その他	124,372,931	13,353,922
240	（一）自己株式		
250	親会社株主に帰属する損益	14,473,107	1,553,977
260	（一）中間配当		
270	少数株主持分〔非支配持分〕	0	0
280	その他の累積包括利益		
290	その他の項目		
300	資本合計	177,107,173	19,015,997
310	資本および負債合計	5,679,859,963	609,846,564

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2017年6月30日に終了した期間

(単位：米ドル)

		米ドル	千円
010	利息収益	22,701,007	2,437,407
020	売買目的で保有される金融資産	10,741,314	1,153,295
030	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
040	売却可能金融資産		
050	ローンおよび未収金	10,569,959	1,134,896
060	満期保有目的投資有価証券		
070	デリバティブヘッジ会計、金利リスク		
080	その他の資産	1,389,735	149,216
085	負債に係る利息収益		
090	(支払利息)	6,082,742	653,104
100	(売買目的で保有される金融負債)	137,479	14,761
110	(損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債)		
120	(償却後原価で測定される金融負債)	2,406,534	258,390
130	(デリバティブヘッジ会計、金利リスク)		
140	(その他の負債)	3,538,728	379,953
145	(資産に係る支払利息)		
150	(要求払株式資本に係る費用)		
160	受取配当	750,101	80,538
170	売買目的で保有される金融資産		
180	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産		
190	売却可能金融資産	750,101	80,538
200	受取手数料	52,382,237	5,624,281
210	(支払手数料)	26,119,513	2,804,452
220	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債の認識除外に係る利益または(一)損失、純額	(47)	(5)
230	売却可能金融資産	(47)	(5)
240	ローンおよび未収金	0	0
250	満期保有目的投資有価証券	0	0
260	償却後原価で測定される金融負債		
270	その他		
280	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益または(一)損失、純額	2,136,055	229,348
290	損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る利益または(一)損失、純額		
300	ヘッジ会計からの利益または(一)損失、純額		
310	為替差額〔利益または(一)損失〕、純額		
330	非金融資産の認識除外に係る利益または(一)損失、純額		
340	その他の事業収益	777,555	83,486
350	(その他の事業費用)	1,175,641	126,229
355	事業収益合計、純額	45,369,013	4,871,271

米ドル

千円

360	(管理費用)	24,912,497	2,674,855
370	(従業員費用)	10,246,298	1,100,145
380	(その他の管理費用)	14,666,199	1,574,710
390	(減価償却)	1,239,946	133,133
400	(有形固定資産)	178,145	19,127
410	(投資不動産)		
420	(その他の無形資産)	1,061,801	114,006
430	(引当金または(一)引当金の戻入)	0	0
440	(コミットメントおよび保証)		
450	(その他の引当金)		
460	(損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損または(一)減損の戻入)	0	0
470	(取得原価で測定される金融資産)		
480	(売却可能金融資産)		
490	(ローンおよび未収金)		
500	(満期保有目的投資証券)		
510	(子会社、合弁会社および関連会社への投資の減損または(一)減損の戻入)		
520	(非金融資産に係る減損または(一)減損の戻入)	0	0
530	(有形固定資産)		
540	(投資不動産)		
550	(営業権)		
560	(その他の無形資産)		
570	(その他)		
580	損益認識されるマイナスの営業権		
590	子会社、合弁会社および関連会社への投資の利益または(一)損失の持分		
600	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される除却グループからの利益または(一)損失		
610	継続事業からの税引前利益または(一)損失	19,216,570	2,063,283
620	(継続事業からの損益に関する税金費用または(一)収入)	4,743,463	509,306
630	継続事業からの税引後利益または(一)損失	14,473,107	1,553,977
640	非継続事業からの税引後利益または(一)損失	0	0
650	非継続事業からの税引前利益または(一)損失		
660	(非継続事業に関する税金費用または(一)収入)		
670	当期利益または(一)損失	14,473,107	1,553,977
680	少数株主持分〔非支配持分〕に帰属する金額		
690	親会社株主に帰属する金額	14,473,107	1,553,977

4 【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資運用会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は投資運用会社と各サブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。投資運用会社は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、投資運用会社およびその関係会社（以下、併せて「投資運用会社関係者」という。）はファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資運用会社またはその関係会社は、サブ・ファンドと類似した投資方針有するファンドを含む他の数多くの投資ファンドやサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資運用会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

投資運用会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。投資運用会社関係者または投資運用会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。更に、投資助言会社または副投資運用会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資運用会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資運用会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドおよびサブ・ファンドの運用を行う過程で投資運用会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資運用会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドもしくはサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ルクセンブルグ金融監督委員会（C S S F）は、1993年4月5日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）（「受託会社」）

(イ) 資本金の額

2018年1月31日現在、36,614,162米ドル（約39億円）

(ロ) 事業の内容

CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在する。同社は、2018年1月31日現在、5,860億カナダ・ドルを超える資産を有する世界最大級の銀行であるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマーシ（以下「CIBC」という。）の間接的な完全所有子会社である。CIBCケイマンは、昭和40年に設立された、ケイマン諸島の最大級の信託会社である。同社は、銀行業、信託業および投資サービス、ならびに投資信託の事務管理を行っている。同社の顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドが含まれる。

CIBCケイマンは、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2018年改訂）に基づき事業を行うための免許を取得している。同社はまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、投資信託の事務管理についても免許を取得している。

(2) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.（MUFG Lux Management Company S.A.）（「副管理会社」）

(イ) 資本金の額

2018年2月末日現在、7,375,000ユーロ（約9億6,819万円）

（注）ユーロの円貨換算は、2018年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値である、1ユーロ＝131.28円による。

(ロ) 事業の内容

管理会社は、投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.をサブ・ファンドに投資運用業務およびリスク・マネジメント業務を提供する副管理会社として任命した。更に、副管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）としての免許を取得次第、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会通達2011/61/EU（以下「本通達」という。）に基づくAIFMとしても稼働する。サブ・ファンドは、本通達に基づくオルタナティブ投資ファンドの適格性を有する。副管理会社は、ルクセンブルクの金融規制当局に対しAIFMの免許を申請している。副管理会社は、投資運用機能を投資運用会社に外部委託するが、リスク・マネジメント機能は常に自らが保持する。AIFMは、本通達に基づき、投資運用機能およびリスク・マネジメント機能というAIFMの機能の少なくとも1つを自ら実行しなければならない。

副管理会社は、投資ファンドの管理を目的とする会社である。

(3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」、「保管会社」）

(イ) 資本金の額

2017年12月末日現在、9億6,000万米ドル（約1,031億円）

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフルサービス金融機関である。

(4) 三菱UFJ国際投信株式会社（「投資運用会社」）**(イ) 資本金の額**

2018年2月末日現在、20億円

(ロ) 事業の内容

三菱UFJ国際投信株式会社は、1985年に日本で設立された株式会社である。同社は、金融庁の登録を受け、その監督に服している。

(5) ピムコジャパンリミテッド（PIMCO Japan Ltd）（「副投資運用会社」）**(イ) 資本金の額**

2018年2月末日現在、13,411,674.44米ドル（約14億4,001万円）

(ロ) 事業の内容

ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点である。
金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいる。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）**(イ) 資本金の額**

2018年2月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】**(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited）（「受託会社」）**

信託証書に基づき、サブ・ファンドの受託業務を行う。

(2) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.（MUFG Lux Management Company S.A.）（「副管理会社」）

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、サブ・ファンドのリスク・マネジメントに関する業務を行う。

(3) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（Brown Brothers Harriman & Co.）（「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」、「保管会社」）

管理事務代行契約および保管契約に基づき、サブ・ファンド管理事務代行業務、名義書換事務代行業務およびサブ・ファンド資産の保管業務を行う。

(4) 三菱UFJ国際投信株式会社（「投資運用会社」）

投資運用契約に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(5) ピムコジャパンリミテッド（PIMCO Japan Ltd）（「副投資運用会社」）

副投資運用契約に基づきサブ・ファンドの資産の運用に関する業務を行う。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（「日本における販売会社」兼「代行協会員」）

代行協会員としての業務ならびにファンド証券の日本における販売および買戻しの取扱業務を行う。

3【資本関係】

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の100%子会社である。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2018年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2017年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,559（2,816のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2018年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF 3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2およびMF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

(i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

(ii) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(iii) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の(i)および(ii)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF 4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれ

かに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファン

ド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2018年改訂）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

(c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

(d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

(i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

(ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

(iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

- (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

(a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。

(c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

(d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

(e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。

(f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

(i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

(ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

(iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。

(iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。

(v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

(vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

(g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

(h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

(i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

(j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること

- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと

- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2018年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2018年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2018年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所

に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書

を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または承認された法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収

益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する
写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な
技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1
か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービス
を提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレ
ベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的
に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、承認された法域またはCIMAが承認したその他の法域
で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規
則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提
供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命され
た事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解
釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表2第3項に規定さ
れる活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提
供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合
には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社ま
たはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か
月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつ
として投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務
には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契
約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社
に送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確
実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載
される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必
要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問
業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資
制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・
トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空
売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の
空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託
の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集
団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に
限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- (ii) マスター・ファンド、フィードー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- (v) 監査人の氏名および住所
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx i) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ① 使用開始日を記載することがある。
- ② 次の事項を記載することがある。
 - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ③ 管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
- ④ 図案を採用することがある。

(2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。

- ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
- ・「投資信託は、預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

(4) ファンド証券の券面は発行されない。

[次へ](#)

別紙A

定義

「決算日」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、各サブ・ファンドにつき、各年の10月31日または補遺信託証書に定められたその他の日をいい、（最終計算期間の場合は）関連するサブ・ファンドが信託証書の条項に従って終了する日をいう。

「計算期間」とは、各サブ・ファンドにつき、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、各サブ・ファンドの設定日（最初の計算期間の場合）または各年の決算日の翌日から、翌決算日までの期間をいう。

「管理事務代行会社」とは、各サブ・ファンドの管理事務代行会社として行為するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーおよびその承継会社またはいずれかのサブ・ファンドにつき管理事務代行会社として行為する者として任命され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員」とは、各サブ・ファンドの代行協会員として行為する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの代行協会員として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員報酬」とは、英文目論見書において定められる代行協会員に対して支払われる報酬をいう。

「関連会社」とは、ある者（会社である場合）に関して、その持株会社、子会社、かかる持株会社の子会社、当該者または上記に基づくその関連会社が発行済株式の3分の1以上を実質的に所有する会社（またはその子会社）をいい、それには、その一人または複数のパートナーが、直接または間接に、もしくは法人を通じて、当該者（会社である場合）の発行済株式の4分の3以上に対して実質的に権利を有する社団を含み、かつ当該社団のパートナーも含む。当該者が、個人、社団その他の法人格なき団体である場合、「関連会社」とは、当該者により直接または間接に、もしくは法人を通じて支配されている会社をいう。

「監査人」とは、ケイマンのプライスウォーターハウスクーパースまたはそれ以外に受託会社の同意を得て、管理会社によりサブ・ファンドの会計監査人として指名されたケイマン諸島に本拠を置く公認会計士または公認会計士事務所をいう。

「基準通貨」とは、各サブ・ファンドについて計算が行われる通貨をいい、USバンクロンファンド 米ドル建については米ドル、USバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジについては豪ドルをいう。

「営業日」とは、補遺信託証書で別途定められる場合を除き、各サブ・ファンドについて、(1)ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京において銀行が営業している日で、かつ、(2)ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時定める日をいう。

「ケイマン諸島」とは、英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。

「セント」とは、1米ドルまたはサブ・ファンドの補遺信託証書および英文目論見書で定められるその他の通貨の100分の1をいう。

「保管会社」とは、各サブ・ファンドの保管会社として行為するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーおよびその承継会社またはサブ・ファンドの保管会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「取引日」とは、各サブ・ファンドについて、すべての営業日、および／または管理会社が随時定めるその他の日をいう。

「信託証書」とは、管理会社および受託会社の間で締結された信託証書（随時変更される）をいい、添付された別紙およびサブ・ファンドその他の関連して締結される補遺信託証書を含むことがある。

「信託財産」とは、信託証書に基づき信託により保有されているまたは保有されるとみなされる各サブ・ファンドに帰属するあらゆる資産をいう。

「販売会社」とは、各サブ・ファンドの販売会社として行為する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの販売会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「公課・費用等」とは、ある取引、売買に関する、印紙税および租税公課、政府徴収金、ブローカレッジ手数料、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料、訴訟その他の法律費用およびすべてのその他の費用、義務および負担（信託財産の設定、信託財産の増加、受益証券の創設、発行、消却、販売、交換または購入、投資対象の取得、処分もしくは保有、保護に関する他の取扱い、収益の回収に関するかそれ以外かを問わない。）であり、それにより当該公課・費用等が支払われることになった取引、売買または他の事由が生じる以前に支払われなければならないか支払われなければならないことがあるものをいうが、純資産価格を確定する際に考慮される手数料、費用、公課を意味するわけではない。

「特別決議」とは、サブ・ファンドの発行済み全受益証券の90%に相当する受益者の書面により可決され、または信託証書の条項に従い正当に招集し開催された受益者集会で挙手により議決権を行使する受益者によって行使された議決権の4分の3以上を構成する多数が支持した決議もしくは投票が正当に要求された場合は、当該投票により行使された議決権の4分の3以上を構成する多数により可決された決議をいう。

「会計年度」とは、管理会社により別途定められる場合を除き、決算日の翌日に開始して次の決算日に終了する期間をいう。ただし、最初の会計年度は当初払込日に開始して平成26年10月31日に終了する期間をいう。

「重過失」とは、過失の水準を超える主観的状态であり、ある者が他の者に対して負う注意義務に違反した場合の結果について認識しながら配慮を怠った場合におけるものをいう。

「収益」とは、管理会社により信託財産から生じる収益の性質を有すると判断されるあらゆる利息、配当およびその他の金額をいう。

「英文目論見書」とは、サブ・ファンドについて、受益証券の募集に関してサブ・ファンドまたはそのクラス受益証券のために発行される予定の、随時補足もしくは更新されうる募集目論見書、英文目論見書その他の募集書類またはその附属書類をいう。

「当初払込日」とは、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドが運用を開始するのに先立ち、当初発行価格で受益証券が発行される日（2014年2月14日）をいう。

「当初発行価格」とは、各サブ・ファンドに関する補遺信託証書および英文目論見書で定められる価格をいう。

「投資対象」とは、英文目論見書の規定に基づき許容され、信託財産の投資の目的で管理会社により選択された、その性質、収益を生み出すかどうかを問わず、あらゆる資産またはその一部分を成すものをいう。

「当初申込期間」とは、各サブ・ファンドについて、英文目論見書に定められる期間であり、管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により延長することができる。

「発行価格」とは、当初払込日後のあらゆる取引日において受益証券が発行される価格であり、信託証書に基づいて計算される。

「法」とは、ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法（2015年改訂済）、規定および／または（文脈により）信託法（2018年改正法）をいう。

「管理報酬」とは、信託証書に基づき管理会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「管理会社」とは、サブ・ファンドの管理会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. およびその承継会社をいう。

「月」とは、暦上の月をいう。

「純資産価格」とは、各サブ・ファンドについて、信託証書に基づき決定される、当該サブ・ファンドの資産から、当該サブ・ファンドの債務を控除した額をいう。

「1口当たり純資産価格」とは、信託証書に規定された評価日に受益証券口座の純資産価格を、評価日現在発行済みの受益証券数で除し、1セントの100分の1単位に切り捨てた額、またはサブ・ファンドについて補遺信託証書および英文目論見書に定められるその他の端数を切り捨てた額をいう。

「参照通貨」とは、各サブ・ファンドの資産が保有され、また、各サブ・ファンドの受益証券が評価される補遺英文目論見書に定められた通貨をいい、USバンクローンファンド 米ドル建については米ドル、USバンクローンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジについては豪ドルをいう。

「受益者登録簿」とは、信託証書の条項に従い備置される受益者の登録簿をいう。

「登録事務代行会社」とは、サブ・ファンドの登録事務代行会社および名義書換代理人として行為する受託会社により管理事務代行契約に基づき任命された管理事務代行会社または信託証書の条項に従い受益者登録簿を保管するその他の者をいう。

「買戻価格」とは、受益証券が、買戻される価格をいい、信託証書の定めに従い決定される。

「サブ・ファンド」とは、信託証書の定めに従い設定される個別のトラストをいう。

「補遺信託証書」とは、各サブ・ファンドについて、サブ・ファンドを設立し、随時変更または補足されることがある補遺信託証書をいう。

「終了日」とは、各サブ・ファンドについて、関連する補遺信託証書または英文目論見書の条項により定められた日または状況をいう。サブ・ファンドの存続期間は、法および一般法の制限のもと、受託会社と協議した上で管理会社はその裁量に基づき、または管理会社および受託会社の同意の上で行われた受益者集会の特別決議により延期されうる。

「ファンド」とは、信託証書に言及された名称（または、受託会社および管理会社が随時決定するその他の名称）で認識される信託証書により設定されたユニット・トラスト型投資信託をいう。

「受託会社」とは、受託会社としての役割を有するCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドおよびその承継会社をいう。

「受託報酬」とは、信託証書の定めに基づき受託会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「受益証券」とは、各サブ・ファンドの預託資産の実質的権利が分割された（端数を含む）、無額面で未分割の同一の持分をいう。

「受益者」とは、

- (a) サブ・ファンドの存続中、法的所有者かつ受益証券の所有者として受益者名簿に随時記載される者をいい、共同所有者として同様に記載される者を含む、および
- (b) 信託証書の規定に従うサブ・ファンドの終了から受託会社の手元にサブ・ファンドの資産が残存しなくなる日までの間に、受益者名簿にサブ・ファンドの終了日付で記載されている者をいう。

「英国」とは、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。

「米国」とは、アメリカ合衆国ならびにそのいずれかの州およびコロンビア特別区を含むその領土および属領をいう。

「米国人」とは、(1)1933年証券法（改正済）のレギュレーションSに定義されている米国人をいい、随時、(i)米国に居住する自然人、(ii)米国においてまたは米国法に基づき設立され、創設されまたは組織されたパートナーシップ、会社またはその他の法人、(iii)遺産管理人または管財人が米国人である財団、(iv)受託者が米国人である信託、(v)米国に所在する米国外の機関の代理機関または支店、(vi)米国人のためディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、(vii)米国で組織され、設立されまたは（個人の場合）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者により保有される一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、(viii)(A)米国外の法域の法律に基づき組織されまたは設立されている場合、および(B)証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されている場合（ただし、自然人、財団または信託ではない認定投資家（証券法に基づくルール501(a)で定義される。）により組織されまたは設立されかつ所有されている場合にはこの限りではない。）のパートナーシップまたは法人を随時含む米国人、ならびに(2)米国商品取引所法（改正済）に基づくルール4.7に規定されている「非米国人」ではない者をいう。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。

「評価日」とは、すべての営業日および／または管理会社が随時定めるその他の日をいう。

「年」とは、暦上の年をいう。

「適格投資家」とは、(i)適用される法令に違反しなければ受益証券を取得または保有することができない自然人、会社もしくは法主体、または(ii)(i)に定められた者のためのカストディアン、名義人もしくは受託者を除く非米国人または非欧州人をいう。

(訳文)

独立監査人の報告書

MUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるUSバンクローンファンド 米ドル建の受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、添付の、2016年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書ならびに同日に終了した年度の損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から成る注記で構成される、MUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるUSバンクローンファンド 米ドル建（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類（1頁乃至20頁（訳者注：原文どおり））について監査を実施した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、国際監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を行った。これらの基準は、我々が倫理規則を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るために我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うにあたって、事業体の財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、経営陣により採用された会計方針の適切性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類が、サブ・ファンドの2016年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務成績を、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島
2017年2月27日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the trustee of U.S. Bank Loan Fund USD, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

We have audited the accompanying financial statements of U.S. Bank Loan Fund USD (“the Sub-Trust”) on pages 1 to 20, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at October 31, 2016, and the statements of operations and of changes in net assets, and the financial highlights for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust as at October 31, 2016, and its financial performance for the year ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers

February 27, 2017

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

(訳文)

独立監査人の報告書

MUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるUSバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、添付の、2016年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書ならびに同日に終了した年度の損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から成る注記で構成される、MUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるUSバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類（1頁乃至21頁（訳者注：原文どおり））について監査を実施した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、国際監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を行った。これらの基準は、我々が倫理規則を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るために我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む監査人の判断によって選定される。監査人は当該リスク評価を行うにあたって、事業体の財務書類の作成および適正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明するためではない。監査はまた、経営陣により採用された会計方針の適切性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類が、サブ・ファンドの2016年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務成績を、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島

2017年2月27日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the trustee of U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

We have audited the accompanying financial statements of U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged (" the Sub-Trust ") on pages 1 to 21, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at October 31, 2016, and the statements of operations and of changes in net assets, and the financial highlights for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust as at October 31, 2016, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers

February 27, 2017

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

(訳文)

独立監査人の報告書

MUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるUSバンクロンファンド 米ドル建の受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、本財務書類は、USバンクロンファンド 米ドル建（以下「サブ・ファンド」という。）の2017年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務実績、純資産の変動および財務ハイライトを、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

サブ・ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2017年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 同日に終了した年度の財務ハイライト
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規定」という。）に従ってサブ・ファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、全体として考えた場合、財務書類の公表日または財務書類が公表可能となる日から一年以内にサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に関して重要な疑義を提起する条件または事象があるかどうかについて評価し、清算ベースの会計処理がサブ・ファンドにより用いられない限り、当評価に関する事象を適宜開示する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、サブ・ファンドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島

2018年3月22日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of U.S. Bank Loan Fund USD, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of U.S. Bank Loan Fund USD (the “Sub-Trust” u as at October 31, 2017, and results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

What we have audited

The Sub-Trust's financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at October 31, 2017;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the financial highlights for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Sub-Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Sub-Trust's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by the Sub-Trust.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Sub-Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Sub-Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

March 22, 2018

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

（訳文）

独立監査人の報告書

MUAMグローバル・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるUSバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジの受託会社としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、本財務書類は、USバンクロンファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ（以下「サブ・ファンド」という。）の2017年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務実績、純資産の変動および財務ハイライトを、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

サブ・ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2017年10月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 同日に終了した年度の財務ハイライト
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規定」という。）に従ってサブ・ファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、全体として考えた場合、財務書類の公表日または財務書類が公表可能となる日から一年以内にサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に関して重要な疑義を提起する条件または事象があるかどうかについて評価し、清算ベースの会計処理がサブ・ファンドにより用いられない限り、当評価に関する事象を適宜開示する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、サブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、サブ・ファンドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島

2018年3月22日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged, a sub-trust of MUAM Global Cayman Trust

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of U.S. Bank Loan Fund AUD AUD-Hedged (the “Sub-Trust”) as at October 31, 2017, and results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

What we have audited

The Sub-Trust's financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at October 31, 2017;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended;
- the financial highlights for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Sub-Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about the Sub-Trust's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by the Sub-Trust.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Sub-Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Sub-Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

March 22, 2018

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
取締役会各位
ルクセンブルグ L-1150、アーロン通り 287-289番

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2016年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の2016年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、経営者報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には本年次財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。

本年次財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式においても保証の結論を表明しない。

我々の本年次財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が本年次財務書類または我々が監査を行う上で入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

その他の法律および規制の要件に関する報告

経営者報告書は、本財務書類と一致しており、適用ある法律要件に従って作成されている。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕

ラファエル・シャルリエ、公認の監査人
パートナー

2017年3月14日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2016 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. as of December 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the annual accounts and our report of réviseur d'entreprises agréé thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Raphaël Charlier, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 14, 2017

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。